

令和5年度実施施策に係る政策評価の 事前分析表

令和5年8月
防衛省

目標管理型の政策評価(事前分析表)

政策分野		施策	ページ
政策分野Ⅰ 我が国自身の防衛体制の強化	1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項	施策(1)宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化	2～ 13
		施策(2)従来の領域における能力の強化	14～ 43
		施策(3)持続性・強靱性の強化	44～ 54
	2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項	施策(1)人的基盤の強化	56～ 69
		施策(2)装備体系の見直し	70～ 72
		施策(3)技術基盤の強化	73～ 83
		施策(4)装備調達最適化	84～ 91
		施策(5)産業基盤の強靱化	92～99
		施策(6)情報機能の強化	100～106
	3 大規模災害等への対応	施策(1)大規模災害等への対応	108～118
	4 防衛力を支える要素	施策(1)訓練・演習の実施	120～122
		施策(2)衛生機能の強化	123～126
		施策(3)地域コミュニティとの連携	127～132
施策(4)知的基盤の強化		133～136	
政策分野Ⅱ 日米同盟の強化	5 日米同盟の強化	施策(1)日米防衛協力の強化	138～140
		施策(2)在日米軍駐留に関する施策の着実な実施	141～144
政策分野Ⅲ 安全保障協力の強化	6 安全保障協力の強化	施策(1)ハイレベル交流・政策対話等の推進	146～156
		施策(2)二国間・多国間の共同訓練・演習の実施	157～161
		施策(3)装備・技術協力	162～167
		施策(4)能力構築支援	168～172
		施策(5)海洋安全保障	173～177
		施策(6)国際平和協力活動等	178～181
		施策(7)軍備管理・軍縮及び不拡散	182～184

**我が国自身の防衛体制の強化
（領域横断作戦に必要な能力
の強化における優先事項）**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-①)

施策名	宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化		担当部局名	防衛政策局、整備計画局、防衛装備庁		
施策の概要	領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。この際、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)		
達成すべき目標	①宇宙領域における能力の獲得・強化 ②サイバー領域における能力の獲得・強化 ③電磁波領域における能力の獲得・強化		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「大綱」という。)に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「中期防」という。)	政策評価実施予定時期	令和5年8月
測定指標	目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
目標年度	測定指標	目標	実績			
①	宇宙領域における能力の獲得・強化	宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制の構築	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項 (1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化 (7) 宇宙領域における能力 宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領域専門部隊の新編や宇宙状況監視(SSA)システムの整備等により、関係府省との適切な役割分担の下、宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制を構築するとともに、宇宙設置型光学望遠鏡及びSSAレーザ測距装置を新たに導入する。 宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるため、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化するとともに、準天頂衛星を含む複数の測位衛星信号の受信や情報収集衛星(IGS)・超小型衛星を含む商用衛星等の利用等により、冗長性の確保に努める。また、継続的にこれらの能力を利用できるよう、必要な調査研究を行った上で、我が国衛星の脆弱性への対応を検討・演練するための訓練用装置や我が国衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を新たに導入する。このような状況を把握する態勢の強化により、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築する。 (4) サイバー領域における能力 サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保し、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を保持し得るよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、サイバー防衛隊等の体制を拡充するとともに、自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー防衛能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。 サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成するとともに、部外の優れた知見を活用し、自衛隊のサイバー防衛能力を強化する。 サイバー領域において、政府全体として総合的な対応を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するとともに、訓練・演習の充実を図る。 (7) 電磁波領域における能力 防衛省・自衛隊における効果的・効率的な電磁波の利用に係る企画立案及び他府省との調整機能を強化するため、内部部局及び統合幕僚監部にそれぞれ専門部署を新設する。 電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢を構築するため、電波情報収集機や地上電波測定装置等の整備、自動警戒管制システム(JADGE)の能力向上、		
		宇宙領域専門部隊の新編				
		宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力の一層向上				
		電磁波領域との連携によって相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力の構築				
②	サイバー領域における能力の獲得・強化	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)	令和5年度	別紙		
		サイバー防衛部隊の新編				
		陸自サイバー部隊の新編				
		自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備				
		専門的知見を備えた優秀な人材の確保、部外の優れた知見の活用				
		民間部門との協力、同盟国等との戦略対話、関係府省等との連携強化				
訓練・演習の充実						
		戦闘機(F-35A)の整備(45機)				
		戦闘機(F-15)の能力向上(20機)				

③	電磁波領域における能力の獲得・強化	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)			防衛情報通信基盤(DII)を含む各自衛隊間のシステムの接続及びデータリンクの整備を推進する。 我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化し得るよう、戦闘機(F-35A)及びネットワーク電子戦装置の整備並びに戦闘機(F-15)及び多用機(EP-3及びUP-3D)の能力向上を進めるとともに、スタンド・オフ電子戦機、高出力の電子戦装備、高出力マイクロウェーブ装置、電磁パルス(EMP)弾等の導入に向けた調査や研究開発を迅速に進める。		
		スタンド・オフ電子戦機等の研究開発					
		内部部局及び統合幕僚監部に専門部署を新設					
		陸自電磁波作戦部隊の新編					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)			
(1)	ファイル暗号化ソフトの維持(10機関共同)	70 (70)	16 (15)	16		2 防衛省の情報システムからの電算機情報流出を防止する観点から、情報保証及び運用安定性を確保するため、ファイル暗号化ソフトを維持する。	0001
(2)	サイバー攻撃対処のための官民連携に係る共同訓練の実施	17 (17)	17 (13)	17		2 ■防衛省と防衛産業との間で、防衛産業に対する大規模サイバー攻撃事態等発生時の対処について、初動対応に関し、以下の点について防衛省及び防衛産業との間の具体的な連携をより一層深化させるための資となるよう、官民共同訓練を行う。 ①事案発生後の初動対応において、防衛省と防衛産業が連携した対応を行うための相互に密接な情報共有 ②連携して対処すべきリスク対策について共通の認識の醸成 ③防衛省と防衛産業との間の効果的・効率的情報共有(メール及び掲示板機能等の活用) ④防衛省と防衛産業との連携及び防衛省と防衛産業が一体となった対処方針の策定 ■官民共同訓練の実施を踏まえた防衛省及び防衛産業との間の連携の在り方に関する改善等についての検討	0002
(3)	サイバーセキュリティに関する部外委託教育	9 (8)	18 (16)	26		2 サイバーセキュリティに係る知識・経験を有する民間人材を活用し、防衛省職員のサイバーセキュリティに関する知識・技能の習得を図る。	0003
(4)	電磁波領域等を活用した将来の戦闘概念に関する調査・研究に必要な経費	0 (0)	80 (66)	62		3 米国防省の研究機関(DARPA)等が研究・検証を進めている、電磁波や無人機、AIなど最新の情報通信技術を活用する新たな戦闘概念である「モザイク・ウォーフエア」は、将来の戦闘を革新的に改変する可能性があることから、当該概念について関連企業や軍事専門家等から技術的知見等を収集し、将来の戦闘システムについて分析するとともに、防衛省・自衛隊への適用可能性等について検討を行う。	0004
(5)	サイバー攻撃対処のための分析・研究に関するシステム整備経費	0 (0)	1 (1)	8		2 情報分析システムは、情報収集機能や分析機能等を有している。 本事業は、当該システムを借り上げるもの。	0005
(6)	衛星通信の在り方に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	32		1 防衛省・自衛隊における衛星通信の利用状況、将来の通信所要を予測し、およそ10～20年先を見据えた衛星通信の在り方の資を本調査研究で得る。 具体的には、広帯域通信拡散技術の導入による抗たん性の強化、コンステレーションを含む民間通信衛星や防衛省・自衛隊が保有する防衛通信衛星の役割分担、通信妨害時の衛星通信網の代替・再構築等による任務保証についての強化施策の分析検討を実施する。	0006
(7)	戦闘機(F-35A/B)の取得	16,262 (14,029)	80,436 (79,900)	94,681		3 厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺国においては、次世代機の開発や空軍力の近代化を推進している状況にあることから、航空自衛隊の戦闘機部隊の体制維持、我が国の抑止力及び対処能力を維持向上させるため、F-35A/Bを必要数取得する。	0007
(8)	生物防護器資材	58 (56)	60 (53)	45		3 生物事態対処において、NBC偵察車で使用する生物剤を識別するための消耗品等を取得するとともに、生物剤対処関連器材の整備及び付属消耗品を取得する。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0008
(9)	戦闘機(F-15)近代化改修/能力向上	8,648 (1,611)	13,987 (14,970)	9,009		3 近代化改修事業: 現有のF-15に対し、探知能力の向上を図るための搭載レーダーの換装、戦闘状況表示能力の向上を図るためのデータリンク搭載、射程及び射角の拡大等を図るための国産ミサイルの搭載、所要電力量増大に伴う発電機の換装、発熱量増大に伴う空調システムの換装等、多岐にわたる能力向上改修を実施することにより、防空能力の向上を図る。 能力向上事業: F-15近代化改修機に対し、脅威環境下において残存性を高める電子戦装置の強化、多数目標を同時攻撃できるレーダーの更新及び搭載弾薬数の増加等の質的能力向上を行う。また、相手の脅威圏外から対処できるスタンド・オフ・ミサイル運用態勢を確立するため、F-15能力向上改修機に対しスタンド・オフ・ミサイル発射能力を付加する。	0009
(10)	衛星コンステレーションによるHGV探知・追尾システムの概念検討	0 (0)	0 (0)	166		1 衛星コンステレーションによりHGVを宇宙から検知、追尾し、即時に対処手段へ情報提供するシステムについて、米国が整備するコンステレーションとの連携可能性も念頭に、システム概念検討等の調査研究を行う。 HGV探知・追尾システムの候補となりうる衛星コンステレーションの概念検討を実施し、メリット・デメリットや経費等の観点から比較検討し、システム構築に必要となる情報を得る。 また、令和4年度から「衛星コンステレーションを活用した衛星通信の実証を伴う調査研究」を実施する。	0010
(11)	武器購入費(海自)	12,419 (12,887)	25,875 (33,193)	20,762		1 海上自衛隊における艦艇搭載用武器及びその他の武器の購入及び据付、艦艇搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。 ・艦艇用機関砲用改修器材の調達 ・海洋環境観測装置の整備 等	0011

(12)	諸器材購入費(海自)	7,031 (6,399)	7,916 (6,783)	12,400		1	海上自衛隊における艦船部品、航空機に搭載又は装着する部品及び航空機の運航に必要な部品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所備品、艦艇及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び銃架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要な機械器具の購入及び据付費等	0012
(13)	武器修理費(海自)	45,270 (43,057)	49,459 (38,448)	30,150		1	海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要な材料、消耗品の購入及び役務費等を実施する。	0013
(14)	諸器材等維持費(海自)	27,634 (25,914)	22,678 (22,615)	28,249		1	海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要な材料等の購入及び役務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する賃金、労働保険料等	0014
(15)	武器車両等の整備維持	7 (7)	6 (6)	6		3	防衛学校の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復のため、定期点検及び検査並びに故障等に対応する整備を実施する。また、学生訓練で使用する武器(小銃等)の信頼性及び安全性を確保するため、武器手入用消耗品を取得する。	0015
(16)	新規車両購入	53 (52)	29 (28)	104		1	部隊新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。	0016
(17)	甲類(戦車)	8,279 (7,332)	7,087 (7,041)	8,426		3	戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵弾下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。本事業では、所要の10式戦車を装備する。	0017
(18)	甲類(火砲)	7,754 (6,543)	6,465 (6,423)	4,156		3	本事業は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、陸上自衛隊の野戦特科部隊による遠隔地に存する目標を短時間に制圧・撃破するために必要な甲類(火砲)を整備する。	0018
(19)	乙類(化学器材)	2,572 (2,552)	2,294 (2,292)	2,716		3	化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。本事業では、乙類(化学器材)として、個人防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。NBC:Nuclear Biological and Chemical	0019
(20)	乙類(通信器材)	16,221 (16,150)	12,126 (12,048)	21,550		3	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。	0020
(21)	乙類(施設器材)	2,518 (2,453)	1,872 (1,845)	2,505		3	陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。	0021
(22)	諸器材購入費等(統幕)	12 (11)	74 (68)	117		1	統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な諸器材を購入するとともに、保有する業務車両の定期的な点検整備及び所要の付属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。	0022
(23)	基地通信備品の損耗更新	72 (58)	0 (0)	2		3	本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。	0023
(24)	通信機器購入費(海自)	39,422 (49,008)	53,922 (41,353)	35,944		1	海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。 1 送信所関連器材の整備 2 航空機搭載電子機器整備用構成品 3 衛星通信の再構築 4 情報収集器材の換装 等	0024
(25)	中央指揮システムの個別維持(中央システム)	2,547 (2,437)	3,523 (3,448)	4,656		2	中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー・端末等の各種ハードウェアの借上と消耗品及びサービス維持役務を取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。	0025
(26)	中央指揮システムの個別維持(専用通信)	1,790 (1,569)	1,571 (1,658)	3,679		2	中央指揮システムの専用通信機器を常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及びハードウェアの保守を実施する。	0026
(27)	通信維持費(統幕)	8,084 (7,005)	16,242 (12,315)	10,855		2	防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。	0027
(28)	中央指揮所の施設整備の維持	158 (174)	184 (139)	171		2	自衛隊サイバー防衛隊(中央指揮所運営隊)が管理する中央指揮所の施設設備の定期点検、修理及び補用品を購入する。	0028
(29)	諸器材等維持費(統幕)	14 (11)	44 (41)	44		2	統合幕僚監部が行う各種活動を円滑に実施するため、また、統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、統合運用に必要な諸元調査、各種業務委託等の役務の調達及び消耗品の取得を行うもの。	0029
(30)	車両の維持整備	7 (7)	6 (6)	6		3	情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備役務及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。	0030

(31)	火器・装軌車等の修理(装軌車等外注整備)	15,512 (16,836)	11,464 (11,436)	6,141		3	甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあるため、外注によるオーバーホール整備を実施する。	0031
(32)	火器関係(部品・外注費)、装軌車関係(部品費)	13,790 (14,370)	9,656 (9,620)	10,507		3	火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用品の取得または役務の実施。	0032
(33)	火器・装軌車等の改善・改造	1,354 (1,418)	1,233 (1,191)	438		3	火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操用性の向上のために必要な改善・改造を行う。	0033
(34)	指揮所の近代化(ハードウェアの整備)	11,951 (11,636)	9,547 (9,547)	10,430		3	クローズドクラウドシステム及び陸自指揮システムのハードウェア維持管理、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施する。	0034
(35)	通信機器の修理等	9,947 (9,697)	9,208 (9,169)	4,429		3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 通信電子器材の運用に必要な、防衛専用電池の取得をする。 	0035
(36)	装軌車両の修理費の取得	3,675 (3,417)	3,194 (3,261)	3,537		3	車両修理費は、装軌車両の修理に必要な部品及び諸材料費等を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0036
(37)	車両等の処分	3 (3)	0 (19)	6		3	不用タイヤ等は、従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっている。本事業は、タイヤ等の処分に必要な経費を取得して処分業者に適正な処分を依頼して、各部隊等の隊務運営を整齊円滑に行うとともに、環境保全に寄与するものである。	0037
(38)	自動車リサイクル法関連経費	17 (14)	13 (12)	13		3	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理法人に対して預託する。	0038
(39)	装軌車両の外注整備	6 (6)	22 (22)	38		3	各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保全及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については、近隣の民間指定工場等に整備を委託したほうが経済的である。このため、民間ナンバー車両の一部について部外整備委託を実施している。	0039
(40)	燃料タンク車の水圧試験	2 (2)	7 (6)	4		3	定められた規則に適合させなければ燃料タンク車(各車種)は使用できず、車両及び航空機に対する給油が不能となり、自衛隊の任務達成に重大な影響を及ぼすこととなる。したがって、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を超えない日までの定期点検受検に必要な経費を取得するものである。	0040
(41)	化学器材の修理	734 (713)	653 (629)	604		3	部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人用防護装備、各種検知器材及び各種除染器材等の化学器材を整備するための部品等取得や修理を行う。 NBC:Nuclear Biological and Chemical	0041
(42)	廃弾等の外注処分	206 (206)	65 (81)	247		3	装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬(退役弾)について、適切に処分を実施する。	0042
(43)	通信衛星の中継機能の借上(三幕共同)	1,706 (1,415)	954 (710)	768		1	陸海空自衛隊の各部隊がKuバンド衛星通信を実施するため、スーパーバード通信衛星(C2号機)の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるとともに、同中継器の監視及び運用役務の提供を受けるものである。	0043
(44)	Kuバンド衛星通信経費	0 (0)	0 (0)	5,780		1	艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局(通信中継所)を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯の衛星通信回線を借上げる。	0044
(45)	通信維持費(海自)	39,607 (36,543)	37,024 (53,167)	29,117		1	海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。	0045
(46)	車両維持経費	285 (281)	284 (277)	300		1	海上自衛隊が保有する車両を維持修理し、安全運行できる態勢を維持する。	0046
(47)	燃料給油車タンクの定期検査経費	0 (0)	2 (3)	1		1	根拠法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。	0047

(48)	ガスタービン機関組部品のオーバーホール	2,654 (1,678)	3,425 (2,473)	3,871	1	規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。	0048
(49)	車両一般整備費	2,098 (2,048)	2,008 (1,981)	1,912	1	航空自衛隊が保有する全車両の整備(定期検査及び故障等修理)に必要な部品及び役務を調達する。	0049
(50)	自動車再資源化等預託金	1 (1)	1 (2)	1	1	航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託均等(リサイクル料金)を資金管理人に対して預託する。	0050
(51)	施設車両整備費	496 (491)	298 (298)	298	1	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	0051
(52)	訓練演習支援機能の整備	1,245 (72)	328 (156)	363	1	統合訓練支援システム(JETSS)の訓練演習支援機能について、器材の保守委託契約を含むハードウェアを借上げて使用期間を確保することで、統合訓練(指揮所演習)を効率・効果的に行うためにシミュレーションを実施し、統幕、各幕、情報本部、統合任務部隊(JTF)及び各主要部隊の指揮官・幕僚を、戦域・作戦レベルにて練成するために環境を模擬して確実な統合訓練(指揮所演習)を実施する。	0052
(53)	情報業務用車両の取得	9 (7)	12 (10)	3	3	情報本部の研修・訓練等多人数人員輸送及び関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新・取得するものである。	0053
(54)	通信機器購入費(統幕)	39 (33)	222 (214)	2,416	2	当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。	0054
(55)	防衛情報通信基盤(DII)の整備	37,356 (29,627)	33,994 (33,461)	46,259	2	事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。	0055
(56)	通信維持費(空自)	47,146 (36,312)	47,014 (34,169)	47,193	1	航空自衛隊における、 ①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器 ②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品・消耗品等の購入及び役務を実施する。	0056
(57)	施設機械の修理	2,159 (2,130)	1,989 (1,943)	1,940	3	油圧ショベル、81式自走架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。	0057
(58)	車両用付属品の取得	1,055 (1,104)	998 (954)	556	3	装輪車両の維持に必要な車両用付属品(タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等)を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0058
(59)	航空車両更新分	0 (0)	502 (502)	0	1	航空部隊の使用する航空車両(整備用車両:けん引車、輸送用車両:カーゴローダー等、燃料給油車、弾薬作業車、航空基地用車両:空港用消防車、給水車等)を計画的に更新し、航空部隊の即応性、作戦遂行能力の維持を図る。	0059
(60)	通信機器購入費(陸自)	5,026 (5,622)	3,880 (3,648)	5,103	3	1 駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。 2 陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。 3 情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。 4 ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部～市ヶ谷～官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。	0060
(61)	諸器材等維持費(陸自)	4,934 (4,878)	4,327 (4,117)	4,805	3	諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持管理経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0061
(62)	諸器材購入費(陸自)	7,222 (6,529)	9,011 (8,399)	12,931	3	陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。また、「主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上」には、「参考器材(試作品、部品等)を購入して、各種装備品の研究及び改善を図ることにより実効的な対処能力を向上する」という目的も含んでいる。	0062
(63)	通信維持費(陸自)	21,499 (21,155)	14,464 (14,408)	16,047	3	1 研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操作性を向上させるためのプログラム改修 2 陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事等に伴う通信機器の移設 3 災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持 4 各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入及び修理	0063
(64)	油購入費	84,140 (77,654)	100,797 (95,459)	162,764	1	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。	0064

(65)	自動警戒管制組織の弾道ミサイル対処機能(BMD) 自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化	3,703 (3,703)	11,839 (11,839)	1,694		3	本事業は、常統的な警戒監視体制及びミサイル防衛(BMD: Ballistic Missile Defence)における組織戦闘力を維持し、自動警戒管制システム(JADGE: Japan Aerospace Defense Ground Environment)を継続的に運用するため、JADGEの機能付加が必要である。BMDにおける自衛隊の組織戦闘力を最大限に発揮させるため、関連システムの増加及び能力向上に合わせたJADGEの適合理化が必要である。関連システムの整備事業との整合を図りつつ、JADGEの機能付加等を円滑に推進するため、官側に不足する精緻なプロジェクト・マネジメント及びシステム・エンジニアリングの知見について、会社技術支援による補完が必要である。JADGEの弾道ミサイル対処機能の整備に係る事業管理を適切に実施するため、米軍関係機関からの技術支援が不可欠である。	0065
(66)	基地警備関連装備品	309 (309)	105 (105)	406		2	厳しい安全保障環境のもと、平時の不法侵入者やテロやゲリラ及び特殊部隊からの攻撃に実効的に対処する能力を確保するため、基地全般の警戒監視能力を向上させるための基地警備システムを整備する。〔基地警備システムの整備:平成17年度から整備を開始〕	0066
(67)	武器修理費(空白)	47,266 (46,266)	68,230 (67,943)	18,347		3	本事業は、航空自衛隊が保有する地上武器等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。 1 武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持及び修理 2 武器の修理に必要な部品の取得	0067
(68)	部隊実験	302 (169)	106 (103)	95		1	本事業は、部隊実験に必要な試験器材、評価器材等を借用するとともに民間の技術支援を受け、現有装備等では代替できないものを民生技術を活用して実験・評価することにより、陸上自衛隊の新たな戦い方を検証、その具体化を図るものである。その際、平成40年度末の体制を対象とし、領域横断作戦に係る部隊(電磁波作戦部隊等)の新編に成果を反映する。令和3年度は、「30大綱」、「31中期防」を踏まえた領域横断作戦に係る戦い方の具体化のために各機能別の実験を実施した。	0068
(69)	92式地雷原処理車(施設器材のオーバーホール)	137 (159)	0 (0)	134		3	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した92式地雷原処理車のオーバーホールを実施する。	0069
(70)	91式戦車橋(施設器材のオーバーホール)	260 (293)	0 (0)	0		3	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した91式戦車橋のオーバーホールを実施する。	0070
(71)	スタンド・オフ電子戦機	0 (0)	0 (0)	0		3	近年の軍事技術の進展に伴い、搜索探知、精密誘導、指揮通信等の様々な領域において電波が重要な役割を果たしていることから、電磁波領域の優越を確保するため、電子戦専門の航空機の開発を行う。	0071
(72)	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作	0 (0)	0 (0)	0		1	当該事業では、平成27年度から令和元年度の研究試作において、基本設計、細部設計を実施した後、フライトモデル及び地上システムを製造した。令和4年度以降に予定している打ち上げ後は、令和7年度にかけて、基本性能の確認及び総合性能の確認のための試験を順次実施し、研究を終了する予定である。	0072
(73)	次期電子情報収集機の情報収集システムの研究試作	0 (0)	0 (0)	0			当該事業は、令和3年度から令和6年度にかけて、情報収集システムの研究試作を実施する。また、令和7年度に所内試験を実施し、その成果を検証する。 なお、令和6年度以降、航空機システムの開発(開発試作)を並行して実施する。	0073
(74)	陸自電算機防護システムの整備	1,440 (1,435)	1,442 (1,434)	827		2	陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、防護対象システムの状況を収集し、防護に必要な情報として処理する装置を全駐(分)屯地に整備し、一元的に監視、分析、標定及び対処を行う陸自電算機防護システムを維持する。	0074
(75)	防衛用車両の更新	0 (0)	0 (0)	0		3	防衛中学校の円滑な校務遂行のため人員・物品等の輸送に必要な車両の更新に要する経費。	0320
(76)	宇宙からのHGV探知・追尾の実証に係る調査研究(旧事業名:HGV探知・追尾衛星実証機の概念検討)	0 (0)	0 (0)	0		1	赤外線測衛星を地球周回上に多数配置した衛星コンステレーションにより、HGV等を宇宙から探知・追尾するシステムの実現に必要な技術実証を行うための実証機について、赤外線センサや人工衛星本体、衛星運用に係る高度な技術的知見から、衛星コンステレーション全体としての高い費用対効果の追求も踏まえた調査研究を行う。	04-0001
(77)	衛星コンステレーションを活用した衛星通信の実証を伴う調査研究	0 (0)	0 (0)	0		1	民間企業の衛星コンステレーションによる通信回線を利用して、陸海空における運用の場面を想定した各種実証試験を行うことにより、衛星通信網の抗たん性や有用性等を分析・評価し、衛星コンステレーションを活用して宇宙領域の安定的な利用を確保するための施策に反映する。	04-0002
(78)	NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)サイバー防衛演習に関する経費	0 (0)	0 (0)	7		2	NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)が主催し、協力関係にある各国を招待し毎年開催している多国間サイバー防衛演習「ロックド・シールド(Locked Shields)」は、架空の国のITシステムや重要インフラ等の各種情報システムに対しサイバー攻撃が行われたというシナリオの中で、情報システムを防護すると共に、状況報告などを含めた総合的なサイバー攻撃への対処能力を訓練する演習である。	04-0003
(79)	電波情報収集機(RC-2)の取得	0 (0)	0 (0)	0		3	情報収集機能の強化のため、現有の電波情報収集機(YS-11EB)の減勢を踏まえ、受信電波周波数範囲の拡大や遠距離目標収集能力の強化など能力向上した電波情報収集機(RC-2)の機体構成品等を取得する。	04-0004
(80)	高機動推進技術に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	0		1	SDAは、低軌道から静止軌道までの広範囲において他国の衛星やデブリ等を監視する取組であり、地上アセットとSDA衛星を組み合わせで行うものである。このうち、監視対象物に接近して精細な監視を行えるという特性を有するSDA衛星については、状況に応じて静止軌道だけでなく、中軌道、低軌道へ必要ときに機動的に軌道を選択し活動することができれば低コストで広範囲を監視できることが期待でき、SDA能力を飛躍的にあげることができる。このため、SDA衛星に高機動推進技術を導入することを検討する。	05-0001
(81)	燃料補給技術に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	0		1	防衛省・自衛隊では、地上アセット及びSDA衛星を活用して継続的にSDAを行っていく必要があるが、SDA衛星による監視は広範囲に及び、また、同衛星の軌道を高頻度で変更する必要がある。この際、燃料を多量に消費し燃料が不足することになり、SDA衛星としての寿命が大幅に短くなる。このため、燃料補給衛星がSDA衛星に燃料補給を行い、SDA衛星の寿命延伸を行うための技術を調査研究する。また、自衛隊の通信衛星である「きらめき」等に対し燃料補給を行うことで、計画的に延命することについても調査検討する。	05-0002

(82)	衛星地上局の抗たん性確保に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	0	1	宇宙に打ち上げられた衛星を悪意ある第三者から防護することは重要であり、特に有事の際は、衛星のみならず衛星の地上局に対する攻撃も懸念されている。このため、地上局の抗たん性を強化し、地上局に対する攻撃下においても、衛星の維持管理体制を確保することは喫緊の課題であり、現状と今後の課題を整理し、代替の衛星地上局の確保・運用等について調査研究を行う。	05-0003
(83)	ADA(Air Domain Awareness)に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	0	1	ADAは、比較的高速の飛翔体とその監視対象になるため、衛星による監視を行う場合は、静止衛星による常時観測か、低軌道衛星であれば高頻度観測が必要になる。地上レーダーでは水平線以遠はカバーできないため、他宇宙先進国の状況を調査の上、我が国が取り組むべき施策について調査研究を行う。	05-0004
(84)	小型ロケット打上げ手段の多様化に関する調査研究	0 (0)	0 (0)	0	1	現在、我が国でロケットを打上げようとする場合、JAXA種子島宇宙センター及び内之浦空間観測所の2か所しか射場が存在せず、即応的にロケットを打ち上げられる環境にない。今後、宇宙利用の進化に伴い、あらゆる場所から即応的に小型ロケットを打ち上げることができるようになれば我が国の安全保障上の観点に資することになるが、現状、このような検討は行われていない。このため、速やかに検討を行い、技術的な課題等を含め洗い出し、実現に向けて検討を行う。	05-0005
(85)	リスク管理枠組み(RMF)関連事業経費	0 (0)	0 (0)	0	2	以下の取組を通じて、日々高度化・巧妙化する脅威により適切に対応したセキュリティ対策を実施する。 1 運用開始後も含む、情報システムのライフサイクル全般を通じて継続的にリスクを分析・評価し、適切に管理することを制度化 2 対象となる情報システムを、従来は内部規則の対象外となっていた装備品等に組み込まれた情報システムや施設インフラの制御システム等にも拡大 3 個々の情報システムの特性や運用環境等に応じ、情報システムを適切に保護するため、より具体的に規定されたセキュリティ管理項目を適用	05-0006
(86)	ITリテラシー教育の実施に関する経費	0 (0)	0 (0)	0	2	防衛省・自衛隊においては、業務の効率化などのために各種情報システムを導入しているところ。サイバーセキュリティを確保するためには、サイバー防衛部隊においてサイバー攻撃対処に当たる要員としてサイバーセキュリティに関する知見を付与するだけでなく、情報システムを利用する者に対しても一定の知見を付与する必要がある。情報システムの利用者に対する教育としては、情報システムの利用方法と言ったITに関する基礎から体系的学ぶものとするにより、サイバーセキュリティに関する知見の付与が容易になるほか、情報システムを利用した効率的な業務実施の資とすることができる。	05-0007
(87)	防衛省内向けサイバーコンテスト開催に関する経費	0 (0)	0 (0)	0	2	サイバー領域における脅威は一層、高度化、巧妙化しており、特に近年では、工場や発電所といったプラントやインフラの制御に用いられる制御システムがサイバー攻撃の対象となっている。防衛省・自衛隊においても、艦艇や航空機の武器や機関等を制御するために制御システムを使用しており、こうしたシステムへのサイバー攻撃の脅威にも備える必要がある。そのため、防衛省においては、防衛省の情報保証に関する訓令を改正し、装備品に組み込まれた情報システムやIoT機器等についても適用対象とする予定である。 新たに適用対象となる装備品等のサイバーセキュリティ確保は、一義的にはその装備品等の運用・維持を行う各部隊等が行うこととなり、各部隊等においてその任に当たる者を確保する必要があることから、省内向けのサイバーコンテストを開催し、サイバーセキュリティに関する素養のある者を発掘する必要がある。	05-0008
施策の予算額・執行額		576,219 (537,649)	694,305 (666,118)	690,890		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-1-(1)宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-①)

施策名	宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化		
測定指標	目標	施策の進捗状況	
①宇宙領域における能力の獲得・強化	宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制の構築		
	元年度	●SSA運用システムの整備やSSAセンサーの取得、受け入れ施設の整備などに必要な経費(約260億円)を計上した。	
	2年度	●SSA運用システムの整備やSSAセンサーの取得、受け入れ施設の整備などに必要な経費(約134億円)を計上した。	
	3年度	●SSA運用システムの整備やSSAセンサーの取得、受け入れ施設の整備などに必要な経費(113億円)を計上した。	
	4年度	●宇宙設置型光学望遠鏡の整備やレーザー測距装置の取得、SSAシステム等の整備に必要な経費(約306億円)を計上した。	
	宇宙領域専門部隊の新編		
	元年度	●実績なし。	
	2年度	●令和2年5月、我が国の宇宙利用の優位を確保するため、航空自衛隊府中基地に「宇宙作戦隊」を新編した。	
	3年度	●令和4年3月、宇宙領域における指揮統制を担う部隊を新編し、当該部隊及び宇宙作戦隊を隷下部隊に持つ宇宙作戦群を新編した。	
	4年度	●令和5年3月、宇宙作戦群隷下の宇宙作戦隊を第1宇宙作戦隊へ改編するとともに、第2宇宙作戦隊及び宇宙システム管理隊を新編した。 ●令和5年3月、民間事業者に対するSSA情報の提供を開始した。	
	宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力の一層向上		
	元年度	●2波長赤外線センサの開発、宇宙領域における電磁波監視体制のあり方に関する調査研究などに必要な経費(約20億円)を計上した。	
	2年度	●我が国の人工衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置の取得(約55億円)、Xバンド衛星通信機能の向上を含む衛星通信の利用(約137億円)、画像衛星データ等の利用(約101億円)、2波長赤外線センサの実証研究や高感度広帯域な赤外線検知素子の研究など(43億円)に必要な経費を計上した。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。 ・次世代赤外線センサ技術の研究 ●高感度広帯域な赤外線検知素子の研究試作(その1)を令和2年10月12日に15億円で契約した。	
	3年度	●令和3年度においては、衛星コンステレーションによるHGV探知・追尾システムの概念検討(約1.7億円)、衛星通信の利用(約96億円)、画像衛星データ等の利用(約151億円)、2波長赤外線センサの実証研究や高感度広帯域な赤外線検知素子の研究など(22億円)に必要な経費を計上した。 ●2波長赤外線センサは試験実施中。高感度広帯域な赤外線検知素子は研究試作(その2)に着手し、引き続き実施中。	
	4年度	●2波長赤外線センサの実証研究及び高感度広帯域な赤外線検知素子の研究を引き続き実施した。 ●HGV探知・追尾の実証に係る調査研究(約3億円)、衛星通信の利用(約129億円)、画像衛星データ等の利用(約164億円)、衛星通信システムの抗たん性向上等(約99億円)などの所要の経費を予算に計上した。 ●高感度広帯域な赤外線検知素子の研究(約12億円)の予算を計上した。	
電磁波領域との連携によって相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力の構築			
元年度	●実績なし。		
2年度	●電磁波領域と連携した相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力に関する調査研究に必要な経費(約0.2億円)を計上した。		

3 年 度	●電磁波領域との連携によって相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力についての取り組みを実施。
4 年 度	●電磁波領域との連携によって相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力についての取り組みを実施。

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元 年 度	●Xバンド衛星通信機能の向上を含む衛星通信の利用(約512億円)、商用画像衛星等の利用(約104億円)、弾道ミサイル攻撃への対応に係る経費のうち、宇宙空間を利用するもの(約2705億円)などの所要の経費を予算に計上した。
2 年 度	●同盟国等との戦略対話として、平成31年3月から、NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)に防衛省職員を派遣している。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和2年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。 ・衛星搭載型2波長赤外線センサの研究・試験実施中。順調に進捗している。
3 年 度	●衛星通信の利用(約96億円)、画像衛星データ等の利用(約151億円)、BMD関連経費の宇宙関連部分(約530億円)などの所要の経費を予算に計上した。
4 年 度	●BMD関連経費の宇宙関連部分(約387億円)などの所要の経費を予算に計上した。

②サイバー領域における能力の獲得・強化

サイバー防衛部隊の新編

元 年 度	●実績なし。
2 年 度	●実績なし。
3 年 度	●令和4年3月、共同の部隊として自衛隊サイバー防衛隊を新編した。
4 年 度	●令和3年度に新編済み。

陸自サイバー部隊の新編

元 年 度	●実績なし。
2 年 度	●令和3年3月、陸上総隊隷下のシステム通信団にサイバー防護隊を新編した。
3 年 度	●令和2年度に新編済み。
4 年 度	●令和2年度に新編済み。

自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備

元 年 度	●防衛情報通信基盤(DII)の整備(110億円)、サイバー情報収集装置の整備(36億円)、航空作戦システムのサイバーセキュリティ対策の強化(4.4億円)、情報システムのサプライチェーン・リスク対処に関する調査研究(0.9億円)に関する経費を計上した。
2 年 度	●防衛情報通信基盤(DII)の整備(76億円)、サイバー情報収集装置の整備(34億円)、システムネットワーク管理機能の整備(12億円)、サイバー攻撃対処に係るAI適用システムの設計(0.3億円)、ネットワーク機器等のサイバーセキュリティに関する調査研究(0.2億円)に関する経費を計上した。
3 年 度	●防衛情報通信基盤(DII)の整備(81億円)、サイバー防護分析装置の整備(48億円)、サイバー演習環境の整備(16億円)、装備品に搭載されている情報処理システムを標的としたサイバー攻撃へ対処する技術の研究(9億円)に関する経費を計上した。

4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛情報通信基盤(DII)の整備(80億円)、システムネットワーク管理機能の整備(64億円)、サイバー演習環境の整備(12億円)、装備品等に対するサイバー攻撃へ対処する技術の研究(24億円)に関する経費を計上した。
専門的知見を備えた優秀な人材の確保、部外の優れた知見の活用	
元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●各自衛隊の共通教育としてサイバーセキュリティに関する共通かつ高度な知識・技能を修得させ、サイバー人材を育成するための経費(0.5億円)を計上した。【情報通信課】 ●サイバー攻撃対処に係る部外力の活用(23億円)として、所要の経費を計上した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的としたサイバーコンテストを開催するための経費(4百万円)を計上した。 ●米国におけるサイバー戦指揮官要員の教育として、所要の経費(0.4億円)を計上した。 ●サイバー人材を安定的に確保・育成するため、陸自通信学校及び高等工科大学におけるサイバー教育に係る体制を整備した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸自高等工科大学に「システム・サイバー専修コース」を新設しサイバー教育に係る体制を整備した。 ●サイバーセキュリティに関する高度な知見を有する方を非常勤の「サイバーセキュリティ統括アドバイザー」として採用した。(0.2億円) ●令和元年度より実施している陸自通信学校における各自衛隊の共通教育であるサイバー共通教育の規模を拡充するための経費を計上した。(0.6億円)
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的・効率的なサイバー人材の確保・育成のため、サイバー人材共通のスキル指標作成のための調査・研究に係る経費(0.5億円)を計上した。 ●サイバーセキュリティに関する高度な知見を有する方を非常勤の「サイバーセキュリティ統括アドバイザー」として採用した。(0.4億円) ●部外人材の安定的かつ効果的な活用のため、サイバー分野における部外力の活用に関する調査・研究に係る経費(0.3億円)を計上した。
民間部門との協力、同盟国等との戦略対話、関係府省等との連携強化	
元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●民間部門との協力体制の強化として、サイバーディフェンス連携協議会(CDC)共同訓練の実施(0.2億円)に係る所要の経費を計上した。 ●同盟国等との戦略対話として、第7回日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(CDPWG)を令和元年10月に開催し、政策レベルを含めた情報共有、訓練及び人材育成における連携の在り方など、様々な協力分野に関する専門的・具体的な意見交換を行った。その他にも、豪州、NATO、独等とも協議を行った。また、平成31年3月から、NATOサイバー防衛協力センター(CDCCOE)に防衛省職員を派遣している。 ●関係府省等との連携強化として、内閣サイバーセキュリティセンター主導の情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT)への要員派遣や、各種訓練等への参加に積極的に取り組み、政府機関との連携を強化した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●民間部門との協力体制の強化として、サイバーディフェンス連携協議会(CDC)共同訓練の実施(0.2億円)に係る所要の経費を計上した。 ●同盟国等との戦略対話として、平成31年3月から、NATOサイバー防衛協力センター(CDCCOE)に防衛省職員を派遣している。 ●関係府省等との連携強化として、内閣サイバーセキュリティセンター主導の情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT)への要員派遣や、各種訓練等への参加に積極的に取り組み、政府機関との連携を強化した。 ●(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの依頼に基づき、サイバーセキュリティ対策に協力した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●民間部門との協力体制の強化として、サイバーディフェンス連携協議会(CDC)共同訓練の実施(0.2億円)に係る所要の経費を計上した。 ●各国との間において、政策レベルを含めた情報共有等の協議を行った。また、平成31年3月から、NATOサイバー防衛協力センター(CDCCOE)に防衛省職員を派遣している。 ●関係府省等との連携強化として、内閣サイバーセキュリティセンター主導の情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT)への要員派遣や、各種訓練等への参加に積極的に取り組み、政府機関との連携を強化した。 ●(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの依頼に基づき、サイバーセキュリティ対策に協力した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●民間部門との協力体制の強化として、サイバーディフェンス連携協議会(CDC)共同訓練の実施(0.2億円)に係る所要の経費を計上した。 ●同盟国等との戦略対話として、第8回日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(CDPWG)を令和4年5月に開催し、様々な協力分野に関する専門的・具体的な意見交換を行った。その他各国との間において、政策レベルを含めた情報共有等の協議を行った。また、平成31年3月から、NATOサイバー防衛協力センター(CDCCOE)に防衛省職員を派遣しているほか、令和4年10月に防衛省が正式に同センターの活動に参加することとなった。 ●関係府省等との連携強化として、内閣サイバーセキュリティセンター主導の情報セキュリティ緊急支援チーム(CYMAT)への要員派遣や、各種訓練等への参加に積極的に取り組み、政府機関との連携を強化した。

訓練・演習の充実

元年度	●サイバー攻撃対処能力の向上を目的として、サイバーセキュリティに関する国際訓練等への参加(0.5億円)として、所要の経費を計上した。
2年度	●サイバー攻撃対処能力の向上を目的として、サイバーセキュリティに関する国際訓練等へ参加するため、所要の経費(1.3億円)を計上した。 ●商用通信衛星回線の借り上げ、衛星通信器材の維持・整備等に必要経費(約158億円)を計上した。
3年度	●サイバー攻撃対処能力の向上を目的として、サイバーセキュリティに関する国際訓練等へ参加するため、所要の経費(0.9億円)を計上した。
4年度	●サイバー攻撃対処能力の向上を目的として、サイバーセキュリティに関する国際訓練等へ参加するため、所要の経費(2億円)を計上した。

③電磁波領域における能力の獲得・強化

戦闘機(F-35A)の整備(45機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	45機				
実績値	6機	9機	6機	12機	
元年度	●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35A)6機の取得経費(約681億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、三沢基地の戦闘機(F-35)受入のための施設整備工事(飛行指揮所改修)に係る経費として約4億円を計上し、施設整備を実施している。				
2年度	●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35A)3機の取得経費(約281億円)を計上した。 ●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35B)6機の取得経費(約793億円)を計上した。 ●令和2年度予算においては、三沢基地の戦闘機(F-35)受入のための施設整備工事(火薬庫改修)に係る経費として約1億円を計上し、施設整備を実施している。 他方、戦闘機(STOVL機)受入のための施設整備工事(調査)に係る経費は約0.2億円を計上したが、予算執行はしていない。				
3年度	●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35A)4機の取得経費(約391億円)を計上した。 ●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35B)2機の取得経費(約259億円)を計上した。 ●令和3年度予算においては、戦闘機(F-35A)受入のための施設整備工事に係る経費として約1.7億円を計上した。 ●令和3年度予算においては、戦闘機(F-35B)受入のための施設整備工事に係る経費として約6.9億円を計上した。				
4年度	●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35A)8機の取得経費(約768億円)を計上した。 ●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35B)4機の取得経費(約510億円)を計上した。 ●令和4年度予算においては、戦闘機(F-35A)受入のための施設整備工事に係る経費として約12億円を計上し、施設整備を実施している。 ●令和4年度予算においては、戦闘機(F-35B)受入のための施設整備工事に係る経費として約15億円を計上し、施設整備を実施している。				

戦闘機(F-15)の能力向上(20機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	20機				
実績値	2機	-	-	-	
元年度	●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するため、戦闘機(F-15)2機分に対し、能力の高い新たな電子戦装置を搭載するなどの改修経費(約108億円)を計上した。				
2年度	●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するとともに、防空等の任務に適切に対応するため、スタンド・オフ・ミサイル(JASSM等)の搭載、搭載弾薬数の増加及び電子戦能力の向上等に必要経費を予算計上したが、経費の増加や初号機改修期間の延長の発生が明らかとなったことから、本年度は予算執行していない。				
3年度	●予算の執行及び要求を中止していたが、日米調整の結果、経費低減に一定の成果が確認され、事業の継続が決定された。また、プロジェクト管理重点対象装備品に指定する等、プロジェクト管理を徹底した上で事業を推進している。				
4年度	●事業の継続が決定されたため、令和4年度予算において、初号機2機に係る改修経費(約432億円)を計上した。 ●プロジェクト管理重点対象品目に指定されたことを受け、取得戦略計画に準拠したスケジュール管理を詳細に行い、目標達成に向け事業を推進している。				

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)			
元年度	●電波の収集・分析及び通信の無力化により、作戦を有利に進めるため、陸上自衛隊のネットワーク電子戦システムを整備(26億円) ●近年の電子戦のすう勢を踏まえた訓練支援を行うため、多用機(UP-3D)の機体改修の経費(約15億円)を計上した。 ●電磁波に関する情報共有に資するため、自動警戒管制システム(JADGE)の電子戦情報の共有・処理能力を向上させるための改修経費(約29億円)を計上した。		
2年度	●電波の収集・分析及び通信の無力化により、作戦を有利に進めるため、陸上自衛隊のネットワーク電子戦システムを整備(100億円)		
3年度	●情報収集機能の強化のため、電波情報収集機(RC-2)搭載装置の取得に係る経費(約69億円)を計上した。 ●電波の収集・分析及び通信の無力化により、作戦を有利に進めるため、陸上自衛隊のネットワーク電子戦システムを整備(87億円)		
4年度	●情報収集機能の強化のため、電波情報収集機(RC-2)の機体構成品の取得に係る経費(約46億円)を計上した。		
スタンド・オフ電子戦機等の研究開発			
元年度	●実績なし。		
2年度	●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。 ・令和2年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その1)を約150億円で契約し、令和2年度から実施した。		
3年度	●令和3年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その2)を約100億円で契約し、令和3年度から実施した。 ●令和3年度においては、次期電子情報収集機の情報収集システム(その1)の研究試作を約27億円で契約し、令和3年度から実施した。		
4年度	●令和4年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その3)を約190億円で契約し、令和4年度から実施した。		
内部部局及び統合幕僚監部に専門部署を新設			
元年度	●電磁波領域の能力強化に係る検討等を適切に実施するため、平成31年4月、整備計画局情報通信課に電磁波政策室を設置したほか、令和2年3月には、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課に電磁波領域企画班を設置した。		
2年度	●令和元年度に新設済み		
3年度	●令和元年度に新設済み。		
4年度	●令和元年度に新設済み。		
陸自電磁波作戦部隊の新編			
元年度	●実績なし。		
2年度	●令和3年3月、健軍駐屯地において第301電子戦中隊を新編した。		
3年度	●令和4年3月、朝霞駐屯地、留萌駐屯地、相浦駐屯地、奄美駐屯地、那覇駐屯地、知念分屯地において電子作戦隊を新編した。		
4年度	●令和5年3月、高田駐屯地、米子駐屯地、相浦駐屯地、健軍駐屯地、川内駐屯地において電子作戦隊を新編した。		
担当部局名	防衛政策局、整備計画局、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和5年8月

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-②)

施策名	従来の領域における能力の強化	担当部局名	整備計画局、統合幕僚監部、防衛装備庁		
施策の概要	領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するための能力を強化する。	政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)		
達成すべき目標	①海空領域における能力の強化 ②スタンドオフ防衛能力の強化 ③総合ミサイル防空能力の強化 ④機動・展開能力の強化 ⑤一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境に対応した自衛隊の運用・取組み	目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標	目標年度		
① 海空領域における能力の強化	哨戒艦の整備(4隻)			<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項</p> <p>2) 従来の領域における能力の強化</p> <p>(ア) 海空領域における能力</p> <p>(イ) 常統監視態勢の強化</p> <p>太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺海空域で広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦(FFM)、潜水艦、哨戒艦、固定翼哨戒機(P-1)、哨戒ヘリコプター(SH-60K及びSH-60K(能力向上型))及び艦載型無人機の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機(P-3C)及び哨戒ヘリコプター(SH-60J及びSH-60K)の延命を行うとともに、固定翼哨戒機(P-1)等の能力向上を行う。この際、新型護衛艦(FFM)については複数クルーでの交替勤務の導入による稼働日数の増加や新たに導入する哨戒艦との連携、潜水艦については既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入による潜水艦部隊の平素における運用機会の増加により、常統監視のための態勢を強化する。また、早期警戒機(E-2D)及び滞空型無人機(グローバルホーク)の整備、現有の早期警戒管制機(E-767)の能力向上並びに新たな固定式警戒管制レーダーの開発を行うほか、前記Ⅱ4に示すとおり、航空警戒管制部隊に1個警戒航空団を新編するとともに、移動式警戒管制レーダー等を運用するための基盤の太平洋側の島嶼(しよ)部への整備及び見通し外レーダー機能の強化により、隙のない情報収集・警戒監視態勢を保持する。</p> <p>(ii) 航空優勢の獲得・維持</p> <p>太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図る。</p> <p>近代化改修に適さない戦闘機(F-15)について、戦闘機(F-35A)の増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場が限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機(以下「STOVL機」という。)を新たに導入する。この際、隊員の安全確保を図りつつ、戦闘機運用の柔軟性を更に向上させ、かつ、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合にはSTOVL機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦(「いずも」型)の改修を行う。同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとする。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない。また、近代化改修を行った戦闘機(F-15)について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を行う。さらに、戦闘機(F-2)について、ネットワーク機能等の能力向上を行う。</p> <p>将来戦闘機について、戦闘機(F-2)の退役時期までに、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得する。そのために必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する。</p> <p>中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE)を搭載するため、地对空誘導弾ベトリオットの能力向上を引き続き行う。また、空中給油・輸送機(KC-46A)及び救難ヘリコプター(UH-60J)を引き続き整備する。</p> <p>(iii) 海上優勢の獲得・維持</p> <p>常統監視や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防御し、海上交通の安全を確保するため、前記(i)に示すとおり、新型護衛艦(FFM)等の整備、既存の護衛艦等の延命及び固定翼哨戒機(P-1)等の能力向上を行うとともに、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)の整備を行う。また、掃海艦艇及び救難飛行艇(US-2)を引き続き整備するとともに、戦術開発・教育訓練能力の向上を図るための体制を整備する。さらに、地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、更なる射程延伸を図った新たな地对空誘導弾及び空対空誘導</p>
	固定翼哨戒機(P-1)の整備(12機)			
	哨戒ヘリコプター(SH-60K/K(能力向上型))の整備(13機)			
	艦載型無人機の整備(3機)			
	早期警戒機(E-2D)の整備(9機)			
	滞空型無人機の整備(グローバルホーク)(1機)			
	戦闘機(F-35A)の整備(45機)※戦闘機(S TOVL機)を含む			
	【防計】戦闘機(F-15)の能力向上(20機)			
	中距離地对空誘導弾の部隊整備(5個中隊)			
	地对空誘導弾の部隊整備(3個中隊)			
	地对空誘導弾ベトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)(4個群)			
	空中給油・輸送機(KC-46A)の整備(4機)			
	新型護衛艦(FFM)の整備(10隻)			
	潜水艦の整備(5隻)			
掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)の整備(1機)				

	<p>その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)</p> <p>航空警戒管制部隊への1個警戒航空団の新編</p> <p>空中給油・輸送部隊1個飛行隊の新編</p> <p>無人機部隊1個飛行隊の新編</p> <p>護衛艦部隊及び掃海艦艇部隊から構成される水上艦艇部隊の新編</p> <p>哨戒艦部隊の新編</p>		
②	<p>スタンドオフ防衛能力の強化</p> <p>その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)</p> <p>島嶼防衛用高速滑空弾等の研究開発</p>	<p>令和5年度</p> <p>別紙</p> <p>戦闘機(F-15)の能力向上(20機)</p>	<p>弾を導入する。加えて、太平洋側の広域における洋上監視能力の強化のため、滑空型無人機の導入について検討の上、必要な措置を講ずる。このほか、指揮統制・情報通信能力の着実な向上を図るとともに、無人水中航走体(UUV)等の配備を行い、海洋観測や警戒監視等に活用すべく、更なる能力向上に向けた研究開発を推進する。</p> <p>(イ) スタンド・オフ防衛能力 我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル(JSM、JASSM及びLRASM)の整備を進めるほか、島嶼(しよ)防衛用高速滑空弾、新たな島嶼(しよ)防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。</p> <p>(ウ) 総合ミサイル防空能力 弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含め共通化・合理化を図る。</p> <p>弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ常時持続的に防護する体制の強化に向け、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)を整備するほか、現有のイージス・システム搭載護衛艦(DDG)の能力向上を引き続き行うとともに、前記(ア)(ii)に示すとおり、地对空誘導弾ベトリオットの能力向上を引き続き行う。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行う。</p> <p>ミサイル攻撃等に実効的に対処するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル(SM-3ブロックIB及びブロックII A)、能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3 MSE)、長距離離対空ミサイル(SM-6)、中距離地对空誘導弾等を整備する。</p> <p>ミサイル等の探知・追尾能力を強化し、各自衛隊が保有する各種装備品を一元的に指揮統制するため、自動警戒管制システム(JADGE)の能力向上及び対空戦闘指揮統制システム(ADCCS)の整備、新たな固定式警戒管制レーダーの開発、E-2Dへの共同交戦能力(CEC)の付与、汎用護衛艦(DD)間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム(FCネットワーク)の研究開発、衛星搭載型2波長赤外線センサの研究等の取組を推進するとともに、将来の経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。</p> <p>日米間の基本的な役割を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視・対処器材、機動戦闘車、輸送ヘリコプター(CH-47JA)、無人航空機(UAV)等を整備するとともに、部隊間のネットワーク化を進め、情報共有を強化し、効果的かつ効率的に対処する能力を向上する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>(エ) 機動・展開能力 多様な事態に迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な抑止及び対処能力の向上を図るため、統合幕僚監部における輸送調整機能の強化を含め、平素からの各自衛隊の輸送力の一元的な統制・調整の在り方を検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>輸送機(C-2)及び輸送ヘリコプター(CH-47JA)を引き続き整備するほか、新たな多用途ヘリコプターを導入するとともに、陸上自衛隊のオスプレイ(V-22)を速やかに配備するため、関係地方公共団体等の協力を得られるよう取組を推進する。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図ると、一層の効率化・合理化について検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>島嶼(しよ)部への輸送機能を強化するため、中型級船舶(LSV)及び小型級船舶(LCU)を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討する。また、民間事業者の資金や知見を活用した船舶については、災害派遣や部隊輸送等に効果的に用いられている現状も踏まえ、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、引き続き、積極的に活用しつつ、更なる拡大について検討する。</p> <p>前記II2に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車等を装備し、各種事態に即応する即応機動連隊を引き続き新編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行う。また、引き続き、南西地域の島嶼(しよ)部に初動を担任する警備部隊の新編等を行うとともに、島嶼(しよ)部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。</p>
③	<p>総合ミサイル防空能力の強化</p> <p>陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の整備(2基)</p> <p>地对空誘導弾ベトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)(4個群)</p> <p>中距離地对空誘導弾の整備(5個中隊)</p> <p>機動戦闘車の整備(134両)</p> <p>輸送ヘリコプター(CH-47JA)の整備(3機)</p> <p>その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)</p> <p>固定式警戒管制レーダー等の研究開発</p>		
④	<p>機動・展開能力の強化</p> <p>輸送機(C-2)の整備(5機)</p> <p>機動戦闘車の整備(134両)</p> <p>輸送ヘリコプター(CH-47JA)の整備(3機)</p> <p>新多用途ヘリコプターの導入(34機)</p> <p>その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)</p> <p>民間事業者の資金や知見を活用した船舶による自衛隊の輸送力と連携した大規模輸送の効率的実施</p>		

⑤	一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境に対応した自衛隊の運用・取組み	即応機動連隊及び水陸機動連隊の新編等
		南西地域島嶼部において初動を担任する警備部隊の新編等
		海上輸送部隊1個群の新編
		周辺海域の安全確保
		領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)			
(1)	戦闘機(F-35A/B)の取得 (14,029)	80,436 (79,900)	94,681		1	厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺国においては、次世代機の開発や空軍力の近代化を推進している状況にあることから、航空自衛隊の戦闘機部隊の体制維持、我が国の抑止力及び対処能力を維持向上させるため、F-35A/Bを必要数取得する。	0007
(2)	生物防護器資材 (56)	60 (53)	45		4	生物事態対処において、NBC偵察車で使用される生物剤を識別するための消耗品等を取得するとともに、生物剤対処関連器材の整備及び付属消耗品を取得する。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0008
(3)	戦闘機(F-15)近代化改修/能力向上 (1,611)	13,987 (14,970)	9,009		2	近代化改修事業: 現有のF-15に対し、探知能力の向上を図るための搭載レーダーの換装、戦闘状況表示能力の向上を図るためのデータリンク搭載、射程及び射角の拡大等を図るための国産ミサイルの搭載、所要電力量増大に伴う発電機の換装、発熱量増大に伴う空調システムの換装等、多岐にわたる能力向上改修を実施することにより、防空能力の向上を図る。 能力向上事業: F-15近代化改修機に対し、脅威環境下において残存性を高める電子戦装置の強化、多数目標を同時攻撃できるレーダーの更新及び搭載弾薬数の増加等の質的能力向上を行う。また、相手の脅威圏外から対処できるスタンド・オフ・ミサイル運用態勢を確立するため、F-15能力向上改修機に対しスタンド・オフ・ミサイル発射能力を付加する。	0009
(4)	武器購入費(海自) (12,887)	25,875 (33,193)	20,762		4	海上自衛隊における艦艇搭載用武器及びその他の武器の購入及び据付、艦艇搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。 ・艦艇機関砲用改修器材の調達 ・海洋環境観測装置の整備 等	0011
(5)	諸器材購入費(海自) (6,399)	7,916 (6,783)	12,400		4	海上自衛隊における艦船用品、航空機に搭載又は装着する用品及び航空機の運航に必要な用品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所用品、艦艇及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び銃架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要機械器具の購入及び据付費等	0012
(6)	武器修理費(海自) (43,057)	49,459 (38,448)	30,150		4	海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要材料、消耗品の購入及び労務費等を実施する。	0013
(7)	諸器材等維持費(海自) (25,914)	22,678 (22,615)	28,249		4	海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要材料等の購入及び労務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する賞金、労働保険料等	0014
(8)	武器車両等の整備維持 (7)	6 (6)	6		4	防衛大学の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復のため、定期点検及び検査並びに故障等に対応する整備を実施する。 また、学生訓練で使用する武器(小銃等)の信頼性及び安全性を確保するため、武器手入用消耗品を取得する。	0015
(9)	新規車両購入 (52)	29 (28)	104		1	部隊新編、新機種への導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。	0016
(10)	甲類(戦車) (7,332)	7,087 (7,041)	8,426		4	戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵弾下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。本事業では、所要の10式戦車を装備する。	0017
(11)	甲類(火砲) (6,543)	6,465 (6,423)	4,156		4	本事業は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、陸上自衛隊の野戦特科部隊による遠隔地に存する目標を短時間に制圧・撃破するために必要な甲類(火砲)を整備する。	0018
(12)	乙類(化学器材) (2,552)	2,294 (2,292)	2,716		4	化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。 本事業では、乙類(化学器材)として、個人用防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0019
(13)	乙類(通信器材) (16,150)	12,126 (12,048)	21,550		4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。	0020
(14)	乙類(施設器材) (2,453)	1,872 (1,845)	2,505		4	陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。	0021

(15)	諸器材購入費等(統幕)	12 (11)	74 (68)	117	3	統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な諸器材を購入するとともに、保有する業務車両の定期的な点検整備及び所要の付属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。	0022
(16)	基地通信備品の損耗更新	72 (58)	0 (0)	2	4	本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。	0023
(17)	通信機器購入費(海自)	39,422 (49,008)	53,922 (41,353)	35,944	4	海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。 1 送信所関連器材の整備 2 航空機搭載電子機器整備用構成 3 衛星通信の再構築 4 情報収集器材の換装 等	0024
(18)	中央指揮システムの個別維持(中央システム)	2,547 (2,437)	3,523 (3,448)	4,656	1	中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー・端末等の各種ハードウェアの借上と消耗品及びサービス維持業務を取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。	0025
(19)	中央指揮システムの個別維持(専用通信)	1,790 (1,569)	1,571 (1,658)	3,679	2	中央指揮システムの専用通信機器を常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及びハードウェアの保守を実施する。	0026
(20)	通信維持費(統幕)	8,084 (7,005)	16,242 (12,315)	10,855	2	防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。	0027
(21)	中央指揮所の施設整備の維持	158 (174)	184 (139)	171	2	自衛隊サイバー防衛隊(中央指揮所運営隊)が管理する中央指揮所の施設設備の定期点検、修理及び補用品を購入する。	0028
(22)	諸器材等維持費(統幕)	14 (11)	44 (41)	44	4	統合幕僚監部が行う各種活動を円滑に実施するため、また、統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、統合運用に必要な諸元調査、各種業務委託等の業務の調達及び消耗品の取得を行うもの。	0029
(23)	車両の維持整備	7 (7)	6 (6)	6	4	情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備業務及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。	0030
(24)	火器・装軌車等の修理(装軌車等外注整備)	15,512 (16,836)	11,464 (11,436)	6,141	4	甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあため、外注によるオーバーホール整備を実施する。	0031
(25)	火器関係(部品・外注費)、装軌車関係(部品費)	13,790 (14,370)	9,656 (9,620)	10,507	4	火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用部品の取得または業務の実施。	0032
(26)	火器・装軌車等の改善・改造	1,354 (1,418)	1,233 (1,191)	438	4	火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操作性の向上のために必要な改善・改造を行う。	0033
(27)	指揮所の近代化(ハードウェアの整備)	11,951 (11,636)	9,547 (9,547)	10,430	4	クラウド系クラウドシステム及び陸自指揮システムのハードウェア維持管理、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施する。	0034
(28)	通信機器の修理等	9,947 (9,697)	9,208 (9,169)	4,429	2	・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 通信電子器材の運用に必要な、防衛専用電池の取得をする。	0035
(29)	装軌車両の修理費の取得	3,675 (3,417)	3,194 (3,261)	3,537	4	車両修理費は、装軌車両の修理に必要な部品及び諸材料費等を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0036
(30)	車両等の処分	3 (3)	0 (19)	6	4	不用タイヤ等は、従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっている。本事業は、タイヤ等の処分に必要な経費を取得して処分業者に適正な処分を依頼して、各部隊等の隊務運営を円滑に行うとともに、環境保全に寄与するものである。	0037
(31)	自動車リサイクル法関連経費	17 (14)	13 (12)	13	4	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理法に対して預託する。	0038
(32)	装軌車両の外注整備	6 (6)	22 (22)	38	4	各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保安及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については、近隣の民間指定工場等に整備を委託したほうが経済的である。このため、民間ナンバー車両の一部について部外整備委託を実施している。	0039
(33)	燃料タンク車の水圧試験	2 (2)	7 (6)	4	4	定められた規則に適合させなければ燃料タンク車(各車種)は使用できず、車両及び航空機に対する給油が不能となり、自衛隊の任務達成に重大な影響を及ぼすこととなる。したがって、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を超えない日までの定期点検受検に必要な経費を取得するものである。	0040
(34)	化学器材の修理	734 (713)	653 (629)	604	4	部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人用防護装備、各種検知器材及び各種除染器材等の化学器材を整備するための部品等取得や修理を行う。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0041
(35)	廃弾等の外注処分	206 (206)	65 (81)	247	4	装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在なくなった弾薬(退役弾)について、適切に処分を実施する。	0042

(36)	通信衛星の中継機能の借上(三幕共同)	1,706 (1,415)	954 (710)	768	1	陸海空自衛隊の各部隊がKuバンド衛星通信を実施するため、スーパーバンド通信衛星(C2号機)の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるとともに、同中継器の監視及び運用業務の提供を受けるものである。	0043
(37)	Kuバンド衛星通信用経費	0 (0)	0 (0)	5,780	1	艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局(通信中継所)を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯の衛星通信回線を借上げる。	0044
(38)	通信維持費(海自)	39,607 (36,543)	37,024 (53,167)	29,117	4	海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。	0045
(39)	車両維持経費	285 (281)	284 (277)	300	1	海上自衛隊が保有する車両を維持修理し、安全運行できる態勢を維持する。	0046
(40)	燃料給油車タンクの定期検査経費	0 (0)	2 (3)	1	1	根拠法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。	0047
(41)	ガスタービン機関組部品のオーバーホール	2,654 (1,678)	3,425 (2,473)	3,871	1	規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。	0048
(42)	車両一般整備費	2,098 (2,048)	2,008 (1,981)	1,912	1	航空自衛隊が保有する全車両の整備(定期検査及び故障等修理)に必要な部品及び役務を調達する。	0049
(43)	自動車再資源化等預託金	1 (1)	1 (2)	1	1	航空自衛隊の使用済自動車適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要再資源化預託均等(リサイクル料金)を資金管理人に対して預託する。	0050
(44)	施設車両整備費	496 (491)	298 (298)	298	1	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	0051
(45)	訓練演習支援機能の整備	1,245 (72)	328 (156)	363	4	統合訓練支援システム(JETSS)の訓練演習支援機能について、器材の保守委託契約を含むハードウェアを借上げて使用期間を確保することで、統合訓練(指揮所演習)を効率・効果的に行うためにシミュレーションを実施し、統幕、各幕、情報本部、統合任務部隊(JTF)及び各主要部隊の指揮官・幕僚を、戦域・作戦レベルにて練成するために環境を模擬して確実な統合訓練(指揮所演習)を実施する。	0052
(46)	情報業務用車両の取得	9 (7)	12 (10)	3	4	情報本部の研修・訓練等多数人員輸送及び関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新・取得するものである。	0053
(47)	通信機器購入費(統幕)	39 (33)	222 (214)	2,416	2	当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。	0054
(48)	防衛情報通信基盤(DII)の整備	37,356 (29,627)	33,994 (33,461)	46,259	1	事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。	0055
(49)	通信維持費(空自)	47,146 (36,312)	47,014 (34,169)	47,193	4	航空自衛隊における ①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器 ②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要部品・消耗品等の購入及び役務を実施する。	0056
(50)	施設機械の修理	2,159 (2,130)	1,989 (1,943)	1,940	4	油圧ショベル、81式自走架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。	0057
(51)	車両用付属品の取得	1,055 (1,104)	998 (954)	556	4	装輪車両の維持に必要な車両用付属品(タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等)を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0058
(52)	航空車両更新分	0 (0)	502 (502)	0	1	航空部隊の使用する航空車両(整備用車両:けん引車、輸送用車両:カーゴローダー等、燃料給油車、弾薬作業車、航空基地用車両:空港用消防車、給水車等)を計画的に更新し、航空部隊の即応性、作戦遂行能力の維持を図る。	0059
(53)	通信機器購入費(陸自)	5,026 (5,622)	3,880 (3,648)	5,103	4	1 駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。 2 陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。 3 情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。 4 ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部〜市ヶ谷〜官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。	0060
(54)	諸器材等維持費(陸自)	4,934 (4,878)	4,327 (4,117)	4,805	4	諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持管理経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0061
(55)	諸器材購入費(陸自)	7,222 (6,529)	9,011 (8,399)	12,931	4	陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。また、「主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上」には、「参考器材(試作品、部品等)を購入して、各種装備品の研究及び改善を図ることにより実効的な対処能力を向上する」という目的も含んでいる。	0062

(56)	通信維持費(陸自)	21,499 (21,155)	14,464 (14,408)	16,047	4	1 研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操用性を向上させるためのプログラム改修 2 陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事に伴う通信機器の移設 3 災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持 4 各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入及び修理	0063
(57)	油購入費	84,140 (77,654)	100,797 (95,459)	162,764	1	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。	0064
(58)	自動警戒管制組織の弾道ミサイル対処機能(BMD) 自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化	3,703 (3,703)	11,839 (11,839)	1,694	3	本事業は、常統的な警戒監視体制及びミサイル防衛(BMD: Ballistic Missile Defence)における組織戦闘力を維持し、自動警戒管制システム(JADGE: Japan Aerospace Defense Ground Environment)を継続的に運用するため、JADGEの機能付加が必要である。BMDにおける自衛隊の組織戦闘力を最大限に発揮させるため、関連システムの増加及び能力向上に合わせたJADGEの適合化が必要である。関連システムの整備事業との整合を図りつつ、JADGEの機能付加等を円滑に推進するため、官側に不足する精緻なプロジェクト・マネジメント及びシステム・エンジニアリングの知見について、会社技術支援による補完が必要である。JADGEの弾道ミサイル対処機能の整備に係る事業管理を適切に実施するため、米軍関係機関からの技術支援が不可欠である。	0065
(59)	基地警備関連装備品	309 (309)	105 (105)	406	1	厳しい安全保障環境のもと、平時の不法侵入者やテロやゲリラ及び特殊部隊からの攻撃に実効的に対処する能力を確保するため、基地全般の警戒監視能力を向上させるための基地警備システムを整備する。〔基地警備システムの整備:平成17年度から整備を開始〕	0066
(60)	武器修理費(空自)	47,266 (46,266)	68,230 (67,943)	18,347	1	本事業は、航空自衛隊が保有する地上武器等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。 1 武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持及び修理 2 武器の修理に必要な部品の取得	0067
(61)	部隊実験	302 (169)	106 (103)	95	4	本事業は、部隊実験に必要な試験器材、評価器材等を借用するとともに民間の技術支援を受け、現有装備等では代替できないものを民生技術を活用して実験・評価することにより、陸上自衛隊の新たな戦い方を検証、その具体化を図るものである。その際、平成40年度末の体制を対象とし、領域横断作戦に係る部隊(電磁波作戦部隊等)の新編に成果を反映する。令和3年度は、「30大綱」、「31中期防」を踏まえた領域横断作戦に係る戦い方の具体化のために各機能別の実験を実施した。	0068
(62)	92式地雷原処理車(施設器材のオーバーホール)	137 (159)	0 (0)	134	4	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した92式地雷原処理車のオーバーホールを実施する。	0069
(63)	91式戦車橋(施設器材のオーバーホール)	260 (293)	0 (0)	0	4	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した91式戦車橋のオーバーホールを実施する。	0070
(64)	弾薬(海上自衛隊)	38,005 (37,820)	108,439 (105,259)	79,757	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、防衛力を整備しているところである。この中で、自衛隊の戦闘能力の維持・向上を着実に図っていくため、海上自衛隊が各種行動を実施するために必要な弾薬(艦船及び航空機行動用弾薬)及び隊員の錬成訓練等に必要弾薬(訓練用弾薬)を取得するものである。	0075
(65)	主機等オーバーホール	9,921 (6,809)	11,059 (9,116)	13,004	1	規定の累計運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、本事業で艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を結び、オーバーホール(開放検査及び必要な部品交換等)により信頼性を向上させた後、海上自衛隊に納入する。 なお、納入された主機等は、他の艦艇の累計運転時間により信頼性が低下した主機等と交換して継続使用する。	0076
(66)	ソーナー用ラバーウィンドウの整備	581 (560)	1,627 (1,269)	1,366	1	ソーナー用ラバーウィンドウはゴム製の器材であり、護衛艦及び潜水艦の艦首に装備され、航行においては機器等を保護すると共に、ソーナーの探知能力発揮に必要な音の透過性を備えた器材であり、国内では横浜ゴム株式会社1社でしか製造ができない。ゴム製のラバーウィンドウは使用に伴い劣化することから、性能を維持するために約10年毎に護衛艦及び潜水艦の定期検査において逐次換装を行っている。	0077
(67)	機雷探知機の整備等	1,248 (1,312)	1,434 (1,393)	1,537	1	機雷探知機は搭載艇の定期検査時に陸揚げし、オーバーホールを実施する。 定期検査の工期内(約4ヶ月)にオーバーホールに間に合わない組部品については、事前に修理しておいた陸上在庫品である組部品と換装することで対応している。また、定期検査で撤去された組部品は、オーバーホールを実施することで他艦艇の定期検査における換装用組部品として使用する。	0078
(68)	製造中止部品対策(水中武器の部)	23 (18)	420 (354)	293	1	艦船の航行に必要な対勢作図装置を始めとする多種多様な機器の製造中止となった部品について、代替品及び改修に必要な部品を調達する。また、代替品に交換できるようにするための配線の変更等、機器の改修を行う。	0079
(69)	イージス戦闘システムに関わる国内整備態勢の整備	828 (756)	601 (537)	773	1	護衛艦搭載のイージス戦闘システム等を国内で維持整備するうえで必要な米軍情報を元に不具合情報の収集、整備、取扱説明書等の内容変更等及び器材の整備計画に関する支援を実施する。	0080
(70)	機雷処分具等の整備等	1,511 (1,157)	1,136 (1,132)	702	1	機雷処分具等は、搭載艦艇の定期検査時に陸揚げし、組部品を使用して、オーバーホールを実施する。定期検査の工期内(約4か月)にオーバーホールが困難な部品については、事前に整備した陸上在庫品である組部品と換装することで対応している。撤去した組部品はオーバーホールを実施することで他艦艇の定期検査における換装用組部品として使用する。	0081
(71)	MK46魚雷等の定期検査	2,594 (1,440)	2,006 (1,656)	2,052	1	MK46魚雷及び97式魚雷を対象とし、外注整備により部品レベルまでの分解検査並びに機能・材質の劣化した部品の交換等を実施することにより、機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図る。	0082
(72)	魚雷の修理等	282 (282)	290 (290)	300	1	次の魚雷について、訓練発射用に繰り返し使用するために必要な修理等を役務契約により実施することにより、部隊の運用に必要な魚雷の機能を回復する。 (1) MK46魚雷 (2) 89式魚雷、89式魚雷(B) (3) 97式魚雷 (4) 12式魚雷	0083
(73)	魚雷整備用消耗品	595 (738)	397 (384)	82	1	次の魚雷について、整備に必要な消耗品の調達を実施することにより、部隊の運用に必要な魚雷の機能を回復する。 (1) MK46魚雷 (2) 89式魚雷、89式魚雷(B) (3) 97式魚雷 (4) 12式魚雷 (5) 18式魚雷	0084

(74)	不用弾薬の外注処分	0 (0)	430 (412)	113	1	使用不能となった、次の弾薬等を対象とし、弾薬等の処分が可能な専門業者等により、不用弾薬を処分する。 (1)不良弾薬 (2)老朽更新した弾薬 (3)発射母体が除籍となった弾薬 (4)命数到達弾薬 (5)上記弾薬の付属品等	0085
(75)	潜水艦の主蓄電池の換装及び購入	3,519 (3,423)	5,210 (4,881)	6,738	1	現在就役中の潜水艦「おやしお」型、「そうりゅう」型に搭載している主蓄電池は、平成15年度以降建造用のほかに換装用も取得している。 主蓄電池は、潜水艦の就役時又は電池換装後から3年間は毎年、以降6ヶ月毎に全ての容量試験(計測を行い容量を算出する)を行い状態を管理し、潜水艦の定期検査時に換装を実施している。	0086
(76)	潜水艦救難態勢の維持	306 (289)	1,060 (1,034)	523	1	能力低下が見込まれる主電池の調達及び換装、電池槽を再使用するための修理業務、その他老朽した機器の交換するとともに、潜水艦が潜水艦救難艦と通話するための水中通話装置の改修を実施する。	0087
(77)	潜水艦潜舵の換装	0 (0)	0 (0)	0	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、防衛力を整備しているところである。この中で、自衛隊の戦闘能力の維持・向上を着実に図っていくため、潜水艦が各種行動を実施するために必要な運動性能確保のため潜舵を換装するものである。	0088
(78)	艦船修理費(海自)	80,571 (80,310)	94,994 (98,892)	141,604	1	海上自衛隊における艦船の維持補修に必要な修理用材料及び消耗品、艦船の改造に必要な改造用材料及び消耗品、艦船の維持補修及び改造のための仕様書、設計図面等の製作、艦船の座礁、沈没等の場合の応急処理、旧軍艦三笠を保存するために必要な修理用材料、消耗品等の購入及び費用並びに艦船修理関係の単純な労務に服する者に対する賃金、労働保険料等	0089
(79)	対地誘導弾の取得	10,305 (10,247)	12,481 (12,595)	2,291	1	対着上陸侵襲への対応力を向上させるため、12式対艦誘導弾を導入し即応態勢及び抑止力の強化を図る。	0090
(80)	中距離地对空誘導弾の取得	22,587 (22,554)	17,105 (16,870)	10,941	1	多種多様な攻撃に対応するため、ミサイル対処能力及びネットワーク交戦能力が向上した03式中距離地对空誘導弾(改善型)を導入し、即応態勢及び抑止力を強化するものである。	0091
(81)	誘導弾の取得	20,434 (21,832)	19,232 (19,151)	3,207	1	対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への対応力を向上させるため、陸上自衛隊の誘導弾システム(中距離地对空誘導弾及び対地誘導弾を除く)について、その減耗等に対応するため、所要の誘導弾システムを調達する。	0092
(82)	誘導弾の維持整備	1,390 (1,265)	1,409 (1,296)	0	1	装備品の可動率を維持・向上するため、予防整備、故障整備等に必要な整備用部品を取得するとともに、外注修理及び各種検査に必要な業務を取得する。	0093
(83)	乙類(誘導弾)	755 (775)	207 (201)	1,822	1	工具セットに欠品が生じると、整備の完全性が確保できず、器材能力発揮上の正確性・確実性を低下させ、可動率低下の要因の一つとなるため、適時の充足が必要である。電氣的・機械的な校正・比較試験を実施する。誘導武器器材の計測器等は、装備品等の誤差を許容範囲内にし、所望の能力発揮に必要な不可欠なものであり、逐次更新し、計測器の精度を維持する。	0094
(84)	基地防空用SAM	20,869 (18,790)	18,975 (18,946)	1,750	1	1 現有の81式短距離地对空誘導弾(81式短SAM)の老朽化及び性能の陳腐化に伴い、後継となる基地防空用SAM及び有事に使用する行動弾を取得する。 2 基地防空部隊が実施する実弾射撃訓練に必要な演習弾を取得する。81式短SAM用演習弾については、命数切れを間近に控えた行動弾を利活用し、取得経費の低減を図る。	0095
(85)	弾薬(航空自衛隊)	13,934 (13,174)	17,366 (15,738)	16,206	3	各種事態における即応能力及び継戦能力を保持するために必要な弾薬を取得する。	0096
(86)	武器修理費(陸自)	18,332 (17,417)	25,878 (24,842)	18,444	1	陸上自衛隊で使用する武器の性能維持または機能回復を図るため、武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持補修、武器、武器部品等の改造、技術対策のため必要な部品等を取得すると共に、武器等の整備を実施する。	0097
(87)	弾薬整備等に関わる民間委託	447 (432)	646 (473)	590	1	弾薬の高度化及び複雑化により、整備工数が増加しているにもかかわらず、整備要員の増加が難しい状況下において必要な整備作業を行うため、整備能力を有する民間会社に以下の整備業務等を委託する。 (1) 火工整備業務、(2) 訓練機雷敷設後整備、(3) 訓練用魚雷整備、(4) 魚雷発射データ等解析、(5) 誘導弾整備 (6) 弾薬等識別諸元資料作成	0098
(88)	弾薬整備業務のアウトソーシング(総人件費改革関連事業)	234 (211)	226 (210)	224	1	弾薬整備補給所及び航空部隊の整備補給隊において、弾薬整備業務に従事する自衛官58名分の次の業務を対象に、民間の弾薬整備能力を活用し、弾薬の整備能力及び信頼性を維持する。 (1) 誘導弾整備業務 (2) 魚雷整備業務 (3) 機雷整備業務	0099
(89)	潜水艦(SS)	77,760 (77,089)	71,157 (70,305)	50,441	1	潜水艦は、対水上レーダー、ソーナー等の技術進歩に対応し、水中での作戦能力を向上するため、蓄電池・ディーゼル機関にスターリング機関を加えた推進システム、艦の運動及び動力の管制を行う艦制御システム並びに統合化された武器システムを搭載することにより、長時間安定した水中持続力を確保し、隠密性を向上させるとともに省人化を図った潜水艦となっている。また平成27年度からはリチウムイオン電池を搭載し、長時間安定した水中持続力を確保している。	0100
(90)	掃海艇(MSC)	5,405 (5,418)	2,231 (2,231)	2,041	1	現有の掃海艇の除籍が見込まれたことから、これらを補充するため平成23年度に掃海艇1隻、平成25年度に掃海艇1隻、平成26年度に掃海艇1隻、平成29年度に掃海艇1隻、令和2年度に掃海艇1隻を整備着手し、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和2年度及び令和6年度に取得するもの。この掃海艇は、機雷の高性能化に対応し、機雷の捜索と処分をあわせて行うことが可能な水中航走式機雷掃討具(S-10)等を搭載して機雷排除能力の向上を図っている。また、20年度艦からは、船体に耐久性に優れた繊維強化プラスチック(FRP)を採用している。	0101
(91)	F-15用端末装置の取得	0 (0)	0 (0)	0	1	F-15近代化事業に連動し、F-15近代化改修機に搭載する戦術データ交換システム端末装置をFMSにて取得する。	0102
(92)	地对空誘導弾ペトリオット	69,339 (67,458)	94,642 (94,372)	14,977	1	ペトリオット地上装置は、高射隊への配備に必要な所要数を最新の形態(Config. 3+)に改修し、保有する。 ペトリオット・ミサイルは、高射隊への配備に必要な所要数を取得するとともに、ペトリオット・ミサイルの構成品において、寿命が設定されている部品を交換し、ミサイルの品質等を維持することで所要数を確保する。	0103

(93)	甲類(その他)	18,574 (16,190)	15,875 (13,163)	23,515	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等)への対応力を向上させる小火器、迫撃砲等を整備しているところである。この中で、対人狙撃銃や89式小銃などの銃器類や99式弾薬給弾車等の特殊車両の更新等を行うものである。	0104
(94)	乙類(武器器材)	644 (675)	632 (625)	813	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、甲類装備品の取得に連動する工具等を整備しているところである。この中で、所要の整備用工具等を整備するものである。	0105
(95)	武器備品等の損耗更新	904 (1,064)	526 (526)	310	4	武力攻撃事態等への即応・実効的対処能力の向上等を図るため、武器備品(小火器備品、小火器保管用品等)、装軌車付属品(タイヤ、バッテリー、ゴムパッド等)、装軌車用鉄履帯等の損耗分を更新するものである。	0106
(96)	米国における実動訓練	505 (53)	14 (6)	544	5	自衛隊は、大綱・中期防に基づき、南西諸島における離島防衛能力の強化、特に水陸両用作戦能力を向上させていくこととしている一方、その能力を向上させるための訓練場所が国内においては限定されていることが現状である。そのため、同訓練を実施するのに良好な訓練環境を有する米国で訓練を実施し、水陸両用作戦に係る統合運用能力及び米軍との共同対処能力の向上を図るものである。	0107
(97)	駐屯地管理用等車両の損耗更新	33 (37)	0 (0)	310	1	駐屯地管理用等車両は、駐屯地、飛行場、演習場等の陸上自衛隊が保有する施設を維持管理する上で必要不可欠な装備品である。現在保有する車両は、使用期間が長期化し、老朽化に伴う故障発生が多数発生しているため、整備所要の増大、機能の低下の影響を及ぼしている。本事業は、耐用寿命を超過した当該車両を更新し、管理業務能力の維持・向上を図るものである。	0108
(98)	弾薬(陸上自衛隊(防大、防医大含む))	70,411 (69,798)	69,179 (68,807)	56,897	4	本事業においては、各種目的に応ずる防衛備蓄用、教育訓練用、試験検査用、実用試験用の弾薬等を取替するものである。	0109
(99)	イージス艦へのBMD機能の付加	1,792 (1,726)	0 (0)	120	1	「こんごう型」護衛艦4隻のBMD化に続き、「あたご」型護衛艦2隻のBMD改修を引き続き実施し、新防衛大綱に定められたBMDイージス艦8隻態勢を確立する。「あたご」型護衛艦をBMDイージス艦とするために、現有のレーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な器材及び技術支援等の調達を行う。	0110
(100)	被服購入等に係る経費	11,338 (11,091)	8,399 (6,328)	8,314	4	防衛省の職員等の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第17条(被服の無料貸与及び支給)に基づき、貸与数量及び支給数量が定められており、新規に採用する自衛官等の所要、耐用寿命を超える者及び損耗が著しいものについて、効率的な調達に努めつつ整備する。	0111
(101)	多重通信網の周波数移行の進捗に係る支援等	7 (8)	11 (12)	11	3	防衛省・航空自衛隊が使用する多重通信網の周波数移行に関して、移行した周波数帯を利用する携帯電話事業者が移行費用(周波数移行前に使用していたアンテナの撤去費用や周波数移行後のアンテナの製造費用等)を負担する終了促進措置で実施する。その移行に関しては、費用を負担する携帯電話事業者との間で、周波数移行対応中や移行完了後に多重通信網の運用に支障が生じることがないように綿密に調整を行う必要があることから、進捗管理や進捗に伴う課題への対応等の支援に関するコンサルタント役務を調達するもの。	0112
(102)	南西地域への陸自警備部隊等の配置に伴う施設整備	24,629 (26,631)	19,867 (18,440)	45,003	4	本事業は南西地域の防衛体制強化のため、これまで陸上自衛隊の部隊配備がなされていなかった与那国島、奄美大島、宮古島及び石垣島において、駐屯地等を新設するものである。各駐屯地等においては隊舎、整備場、福利厚生施設、火薬庫、覆道射場などの施設の整備を行う。	0113
(103)	イージス・システム搭載艦の整備	0 (0)	100,306 (100,545)	35,344	3	新たな弾道ミサイル防衛システムとして、弾道ミサイル攻撃から我が国を常時・持続的に防護し得る陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)2基を導入する計画であったが、令和2年6月、イージス・アショアの配備に関するプロセスが停止されたことから、イージス・アショアの構成部品について、すでに契約済みのものを含め可能な限り活用する方向で検討を行い、同構成品の洋上プラットフォームへの搭載に関して技術的実現性を確認した後、令和2年12月の閣議決定において、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することとした。これを受け、契約済みのイージス・アショアの構成部品について、洋上仕様化したうえで活用するものとし、これを装備するイージス・システム搭載艦2隻を建造する。	0114
(104)	極超音速滑空兵器迎撃システムの研究	0 (0)	0 (0)	25	3	HGVは、弾道ミサイルと異なる軌道をマッハ5を超える極超音速で低空を長時間飛行するほか、高い機動性を有するとされることから、HGVへの対処にあたっては、既存の迎撃ミサイル(シューター)の改良が必要との指摘もあり、米国においても、ミサイル防衛庁(MDA)が対HGV用の迎撃ミサイルの開発に着手している。HGV対処については、防衛省・自衛隊としても、現防衛大綱において、HGVを含む多様化・複雑化する経空脅威に対して「総合ミサイル防衛」能力の強化により対処するとしており、この一環として、HGVへの効果的な対処のための将来的な迎撃システムの在り方について早期に検討を実施する。	0115
(105)	T700エンジンの整備	229 (88)	441 (411)	0	4	耐用寿命に到達したSH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り出し、これを補用エンジン(T700-401C2)の製造及びオーバーホールに供給することで、効率的に当該エンジンを整備するものである。なお、補用エンジンは不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取り下すエンジンの代用として必要である。	0116
(106)	救難飛行艇(US-2)の取得	4,837 (4,805)	193 (183)	2,908	1	US-2はUS-1Aの後継機として、平成8年度から技術研究本部において開発された救難飛行艇であり、以下のとおり整備する予定である。 平成21年度予算においては、平成23年度に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を23年度に整備 平成25年度予算においては、平成27年度末に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を28年度に整備 平成27年度補正予算においては、平成29年度に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を令和元年度に整備 平成28年度補正予算においては、平成27年度に事故損耗したUS-2 1機の代替として、US-2 1機を2年度に整備(2年度明許繰越)(3年度事故繰越) 令和3年度及び令和4年度予算においては、令和6年度に除籍予定のUS-2 1機の代替として、US-2 1機を令和7年度に整備予定	0117
(107)	TC-90/LC-90型航空機の整備業務の民間委託	814 (792)	962 (894)	752	4	当該機種等の整備業務のうち、定期検査以上の高次整備について民間整備会社に委託する。	0118
(108)	SH-60K搭載電子機器整備用構成部品	242 (233)	0 (0)	0	1	整備用構成部品は、SH-60Kに搭載されている24種類の電子機器と同一のものである。SH-60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、航空機が保有する自己診断機能により不具合箇所を特定するが、複数の構成部品に不具合が発生している場合など、同機能のみでは全ての不具合箇所を特定できない場合がある。その場合、同機能で不具合とされた構成部品と整備用構成部品を交換することで不具合箇所を特定するものであり、その後、特定した不具合構成部品と補用品を交換することで復旧させる。また、整備用構成部品は、特定した不具合構成部品を電子整備場において、試験装置により、不具合構成部品の内部モジュールの不具合を特定する場合にも使用する。 整備用構成部品の事業計画は、SH-60Kを数機〜20機程度配備する航空基地及び複数のヘリコプターを搭載するヘリコプター搭載護衛艦(DDH)に24機器を各1セット、護衛艦(DD)の不具合発生時に運用に影響の大きい3機器を各1セット整備する。	0119

(109)	P-1用整備用器材の整備	327 (308)	2,344 (2,147)	1,522	1	部隊で点検、検査等を計画的に実施するための器材や不具合が生じた場合、不具合箇所の特定及び不具合の修復を実施するために必要な器材を整備するものである。なお、整備用器材は、P-1の運用、航法、通信システム等を試験するためのテストプログラムセット及び整備対象器材を接続するためのアダプタから構成される。	0120
(110)	多用途ヘリコプターの取得	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。 陸自多用途ヘリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初年度費を除いて6機約110億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。	0121
(111)	航空機搭載通信機器維持・通信部品	4,063 (3,439)	4,925 (3,902)	5,770	1	航空機搭載通信機器等について部隊で整備できる機器の整備用部品を調達するもの及び修理会社が実施する修理で必要となる部品を官給するための部品を調達するものである。	0122
(112)	輸送ヘリコプター(CH-47JA)の取得	21,557 (21,447)	22,856 (22,833)	7,491	3	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。	0123
(113)	乙類(航空機)	627 (641)	970 (917)	256	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、航空機の取得に伴い、それらに運動する工具等を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の整備用工具等を取得するものである。	0124
(114)	整備用部品	11,407 (11,356)	13,133 (12,776)	12,195	4	外注役務(定期オーバーホール、部品修理)に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得するものである。	0125
(115)	定期オーバーホール役務費	8,054 (8,089)	6,413 (6,399)	8,662		定期オーバーホール役務費は、厳しい運用環境において発生する機体構造部材などの不具合や劣化による重大な不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた整備間隔ごとに機体及びエンジンを分解し、機体の構造、搭載機器の検査及びエンジンのオーバーホールを実施するとともに、当該検査において不具合が発見された場合には修理を実施するものである。機体定期修理及びオーバーホールの内容は陸上自衛隊では有していない専門技術を必要とし、かつその範囲も多岐に渡ることから、陸上自衛隊の部隊等では実施することができないため、民間企業の整備役務により対応している。	0126
(116)	部品整備役務費	8,318 (8,080)	7,599 (7,147)	7,876	4	使用できなくなった機能部品に対し、必要な処置(オーバーホール、整備、修理)を実施して再使用できるようにするものである。	0127
(117)	航空機技術管理	302 (295)	206 (206)	130	4	LR-2、EC-225LP及びTH-480Bの機体及びエンジンの不具合等に迅速・確実に対応して所要の可動率を維持し、かつ飛行安全に必要な部隊等への技術支援、技術資料等の維持・整備、SB※等の採用可否に関する検討及び不具合の調査・検討等の技術管理活動を行うものである。 注) SB(Service Bulletin)	0128
(118)	航空機修理費(陸自)	23,109 (24,864)	17,121 (16,891)	24,621	4	陸上自衛隊の保有する航空機の改修等、部隊整備に必要消耗品の取得及びFMSIによる米軍技術援助役務等を実施するものである。	0129
(119)	航空一般部品	24,377 (28,044)	38,574 (43,095)	37,161	1	航空機、発動機及び機器の機能・性能を維持するために、部隊整備では整備取扱説明書等に基づき維持整備し、修理会社では修理仕様書等に基づき修理している。 維持整備又は修理の際、不具合となった部品等を交換するため、これらの部品を調達している。 航空機用部品は、ほとんどが輸入品又はライセンス国産品であることから、部品毎に販売権を有する会社からの調達となる。 需給統制機関において、各航空機、発動機及び機器の使用実績から必要となる部品を見積もって供給している。	0130
(120)	ティルト・ローター機(V-22)の取得	71,368 (71,368)	66,498 (66,498)	283	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持・強化を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送等である。	0131
(121)	機体オーバーホール	8,960 (13,338)	19,874 (21,884)	5,244	1	航空機等整備基準に基づき、機体の定期修理間隔に達した航空機に対し、分解、部品の交換、組立等を行う。	0132
(122)	発動機オーバーホール	2,748 (2,573)	5,754 (5,672)	4,067	4	各航空機に装備されている発動機について、それぞれの特性・性能に基づいて設定された定期修理間隔に到達した発動機の分解、検査、不具合部品の交換、組立、試運転を行い、次回定期修理までの品質・信頼性を確保し、飛行安全を図る。	0133
(123)	連絡偵察機(LR-2)の取得	1,717 (1,717)	1 (0)	200	4	我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、隔離した地域に対する偵察、連絡及び緊急患者空輸任務における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、偵察、連絡及び人員等の航空輸送、患者の輸送等である。	0134
(124)	通信機器等修理	333 (308)	0 (0)	83	4	航空機搭載無線電話及び識別装置等は、航空法第60条で装備が義務付けられており、これらの装置及び統制制御器の品質・性能を維持し航空機の信頼性を確保する。航空機搭載通信電子機器等の整備は、特殊な技術、工具、試験等を要し、陸上自衛隊では整備できないため民間企業での整備が必要である。	0135
(125)	航空機搭載通信機器維持修理	4,484 (4,360)	6,361 (5,260)	4,745	1	本事業は定期修理、臨時修理及び定期保守役務からなり、それぞれについては以下のとおり。 定期修理は、海上自衛隊で使用する各航空機の機体定期修理時に合わせて搭載通信機器(電子機器等)を定期的に修理するものである。 臨時修理は、不具合発生に対応して臨時に構成部品単位及び下位形態(モジュール単位)で修理するものである。また、保守役務は航空機の配備先において搭載通信機器(電子機器等)の信頼性及び応答性を維持するために実施するものである。	0136
(126)	航空機修理費(海自)	35,368 (28,477)	53,513 (47,302)	33,904	1	海上自衛隊における航空機の維持等に必要の修理用材料等の調達、航空機等の試験・改造に必要な消耗品等の調達、航空機等の改善、事故等に対する対策、その他航空機等の整備補給について部外委託を行うもの。	0137
(127)	U-36A/US-2型航空機の整備業務の民間委託	1,049 (1,049)	1,119 (1,153)	1,190	4	当該機種等の整備業務のうち、定期検査以上の高次整備について民間整備会社に委託する。	0138

(128)	護衛艦 (FFM)	18,947 (18,945)	68,204 (68,204)	67,883	1	護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、令和元年度以降、2隻/年度の計画で整備着手するものである。 1隻ごとに建造者を選定してきた従来の護衛艦と異なり、設計を共通化してコスト低減を図る。また、建造造船所の選定方法も、価格だけで決める競争入札はやめ、設計能力や建造能力、関連企業の管理能力、維持整備管理能力も含めて総合的に評価する企画提案方式を採用した。評価の結果、評価点の最も高かった三菱重工業(株)を主事業者、2番目に高かった三井造船(株)を下請負者として決定した。	0139
(129)	マイナーオーバーホール	8,757 (6,257)	13,434 (11,515)	13,025	1	国内修理会社又は海外商社と修理役割請負契約を締結し、航空機用機器等の修理作業を実施する。	0140
(130)	12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)	0 (0)	0 (0)	98	0	当該事業は、12式地对艦誘導弾能力向上型の試作を実施するとともに、各種試験を実施して機能・性能を確認する。	0141
(131)	多目的監視レーダ	0 (0)	805 (805)	0	1	本事業では、陸自が保有する各種レーダ(沿岸、低空、対砲、対迫)の共通化を図ることにより、量産単価・LCCの低減や補給整備性を向上させるとともに、低RCS※化された航空機・船舶・巡航ミサイル等の監視を可能とする多目的監視レーダを開発する。 ※RCS (Radar Cross Section) : レーダ反射断面積	0142
(132)	92式信管のフォローアップ	692 (692)	1,690 (1,688)	0	4	現有92式信管(電波式)は平成4年度に装備化され、現在部隊運用に供されているところ、一部構成品の生産中止に伴う部品枯渇が見込まれることから、引き続き運用に供するためには当該構成品の再設計が必要である。また、上記構成部品の枯渇対処と併せて、信管の能力向上を図るべく、フォローアップ(部品枯渇へのフォロー)を実施するものである。	0143
(133)	次期戦闘機	0 (0)	120 (120)	13,381	4	F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵襲への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。そのために必要な支援と協力を受けながら、我が国主導の開発を行う。	0144
(134)	次期警戒管制レーダ装置	0 (0)	0 (0)	0	3	当該事業では、平成30年度から令和4年度にかけて、次期警戒管制レーダ装置のシステム設計及び基本設計を実施するとともに、本装置1式を試作し、令和5年度から6年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。	0145
(135)	誘導弾の開発試作	15,521 (15,372)	17,291 (17,279)	9,183	2	当該事業では、平成29年度から様々な誘導弾の開発試作事業として、システム設計、基本設計及び関連試験等を実施するとともに構成要素等を試作し、最終的には開発目標品の発射弾等を試作することで技術試験を実施し、開発を終了する予定である。	0146
(136)	静粛型動力装置搭載魚雷	1,493 (1,493)	7,929 (7,929)	0	1	当該事業は、平成30年度から令和2年度にかけて試作(その1)を行いシステム設計、基本設計及び関連試験等を行う。平成31年度から令和3年度にかけて、試作(その2)を行い、静粛化された動力装置を搭載した試作魚雷(静粛型動力装置搭載魚雷)及び試験装置等を試作する。令和3年度から令和4年度にかけて技術試験を行い、技術課題の解明を行った後、開発を終了する予定である。	0147
(137)	FCネットワークの研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	本事業では、令和元年度から4年度にかけてシステム設計を実施するとともに、FC(Fire Control)ネットワークのハードウェア、ソフトウェア及び専用試験装置を試作し、通信妨害が予想される環境下においてもセンサ情報をリアルタイムかつ効率的に情報交換を行うための耐通信妨害技術、高効率ネットワーク制御技術、統合火器管制技術の確立を目指す。なお、令和4年度から6年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0148
(138)	潜水艦用高効率電力貯蔵・供給システムの研究試作	0 (0)	0 (0)	4,263	1	令和元年度から令和4年度まで研究試作(その1)において、システム設計及び電力貯蔵システムの試作を実施し、令和2年度から令和5年度までの研究試作(その2)において電力供給システムの試作を実施する。また、本事業成果と関連先行事業における成果を合わせて、令和5年度に潜水艦への搭載状況を模擬した所内試験を実施し、その成果を検証する。	0149
(139)	潜水艦用静粛型駆動システムの研究試作	0 (0)	5,725 (5,725)	0	1	研究試作(その1)では、平成30年度から令和3年度にかけてシステム全体にかかるシステム設計及び主要な関連試験を実施するとともに、可動部駆動装置を試作する予定である。 研究試作(その2)では、平成31年度から令和3年度にかけて可動部駆動装置にかかる一部の関連試験を実施するとともに当該システムを試作し、令和4年度に性能確認試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0150
(140)	高速高機動目標対応レーダ技術の研究	0 (0)	0 (0)	0	1	当該事業では、令和3年度から5年度にかけて、高速高機動目標追尾実験装置を研究試作し、令和6年度に所内試験を実施した後に研究を終了する予定である。	0151
(141)	流体雑音低減型水中発射管構成要素の研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	令和3年から6年に研試(その1)では、システム設計、関連試験等を実施して、技術課題の解明を行い、要素試験及び数値解析により水中発射管の流体雑音低減法を検討し、令和4年から7年にかけて研試(その2)では、詳細設計を行い試作実験搭載用の射出装置を試作し、令和5年から8年にかけて性能確認試験を行い、検討した低減法について技術的な妥当性を検証して、実環境下における雑音低減効果を確認する。	0152
(142)	将来潜水艦用ソーナー装置の試作	0 (0)	0 (0)	0	1	令和3年度から令和6年度までの試作(その1)において、数値計算を適宜実施、必要な設計データを取得しつつ、システム設計、基本設計、細部設計を実施し、アレイ部(その1)、信号処理部(その1)及び模擬部(その1)を試作し、令和4年度から令和6年度までの試作(その2)において、試作(その1)のシステム設計及び基本設計の結果に基づき、アレイ部(その2)の細部設計及び試作を実施し、令和6年度から令和8年度までの試作(その3)において試作(その1)のシステム設計結果に基づき、アレイ部(その3)、信号処理部(その2)、模擬部(その2)及び評価処理部の各構成品等の基本設計、細部設計及び試作を実施する。また、令和6年度から令和9年度にかけて技術試験、令和8年度から令和9年度にかけて実用試験を実施し、その成果を検証する。	0153
(143)	回転翼哨戒機(能力向上型)の開発	2,310 (2,208)	16,570 (16,570)	0	4	当該事業は、平成27年度から令和3年度にかけて開発装備品を含む飛行試験機の試作を行い、令和3年度から令和5年度にかけて技術・実用試験を実施し、令和5年度に部隊使用承認を取得する計画である。試作は、平成27年度から平成29年度にその1として基本仕様の設定及び機体の細部設計を実施し、平成28年度から令和2年度にその2として、開発装備品の細部設計・製造及び飛行試験機(構成品の製造)を実施し、平成29年度から令和3年度にその3として搭載する電子機器等の地上連接試験及び飛行試験機の製造を実施した。	0154
(144)	次期装輪装甲車技術の研究	0 (0)	999 (999)	0	4	将来の戦闘等で必要となると予測される戦略機動性、戦場(路外)機動性、防護性、積載性、拡張性等を有し、かつ現有装備と同程度程度の量産単価を達成できる車両の成立性を研究する。	0155
(145)	将来水陸両用技術の研究試作	4,521 (4,521)	0 (0)	1,729	4	我が国の島嶼優攻事態時に、水陸両用車を用いて洋上の海自輸送艦から島嶼部への部隊投入による島嶼防衛をより効果的・効率的に行うためには、水陸機動性や海上航行速度の向上を実現することが有効であり、これらの実現のために、本事業では、平成29～令和4年度にかけて将来の水陸両用技術として、水陸機動能力向上技術(水際の機動困難な条件を克服して機動性を高める技術)、海上高速航行技術(海上で車両が高速航行できる技術)及び乗員安全性を備えた将来の水陸両用車に関する全体システム設計の最適化及び高出力エンジンの小型化、構成品の能力向上に関する研究を行うものである。	0156

(146)	固定翼哨戒機(P-1)の取得	67,450 (67,528)	109,319 (108,378)	18,882	1	固定翼哨戒機(P-3C)の老朽化及び除籍減耗に伴う後継として、探知識別能力、飛行性能及び通信能力等の向上が図られた固定翼哨戒機(P-1)を整備する事業である。	0157
(147)	民間海上輸送力活用事業に係る事業支援役務	53 (49)	48 (37)	37	4	・PFI法に基づく業務の適否を判断する事業監視の支援 ・事業契約書に基づく物価変動に応じた契約金額の変更に伴う変更契約のための諸手続の支援 ・民間船舶であるPFI船舶に適用される海事関係法令の解釈・運用実態等についての調整	0158
(148)	民間海上輸送力活用に係わるPFI事業	2,599 (2,599)	2,599 (2,599)	2,663	4	・民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航 ・各種事態などにおいて、民間事業者が船舶を運航できない場合には、自衛隊が、船舶そのものを借り受ける(その場合、自衛官が乗り組んで自衛隊が自ら運航)	0159
(149)	早期警戒機(E-2D)の取得	59,305 (59,299)	56,170 (56,170)	56,847	1	我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、周辺海空域(主に南西域)における警戒監視を強化する必要があるものの、現在保有する早期警戒管制機等を組み合わせて運用しても、連続的に空中しよう成するには不十分であることから、この不足を補完するために、新たに早期警戒機を取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。	0160
(150)	滞空型無人機等の取得(省統一)	28,193 (28,204)	21,006 (21,659)	0	1	広域における常統監視態勢の強化のため、現有の装備品では十分に実施することが困難な、我が国の領海・領空から比較的離れた地域の情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、滞空型無人機(グローバルホーク)3機を取得すると共に、無人機部隊1個飛行隊を新編する。	0161
(151)	海上航空作戦指揮統制システムの整備	3,258 (3,258)	1,612 (1,168)	1,761	1	固定翼哨戒機のP-1及びP-3Cは我が国周辺の海域等を飛行し警戒監視等に従事しており、本システムは当該哨戒機を指揮統制するためのシステムである。現有の航空対潜戦指揮システム(ASWOC)は、P-3Cに対応するシステムであるため、P-1に整備されている新しい戦術指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサーデータの解析等が実施できない。このため、P-1の装備化に併せて、機上の戦術指揮システムと有機的に接続し、一体化して運用することが可能となるように海上航空作戦指揮統制システムを構築するものである。	0162
(152)	地域通信処理システム用器材の借料	3,035 (3,035)	3,083 (3,083)	2,744	2	作戦に係るメッセージ通信を処理するためのシステム器材を借上げるほか、防衛情報通信基盤(DII)を介して各地区をネットワーク接続する海上自衛隊情報通信基盤のネットワーク器材を借上げるものである。また、作戦に係る重要な通信であるため、情報漏えい事故の発生にいかんがみ、ユーザー管理、資産管理等のセキュリティを確保するための器材についても借上げるものである。	0163
(153)	海上作戦部隊指揮統制支援システム用器材(借上)	1,940 (1,940)	1,483 (1,483)	1,483	4	事業の目的を達成するため、海上自衛隊の指揮統制を行うために必要となるシステムを借上げるものである。	0164
(154)	大型通信電子器材の外注整備	658 (655)	433 (429)	243	4	レーダ装置は、戦場において彼我に関する重要な情報を入手する手段であることから、正確なデータの出力を要求される装備品であり、これらの器材は専門的知識を持つ業者を外注整備を委託し、劣化した各種機能・性能を回復する必要がある。	0165
(155)	対潜資料隊用器材の借上げ	1,401 (1,281)	1,284 (1,278)	1,721	1	海上自衛隊は、海洋・音響データを電子計算機等により解析、評価、蓄積、管理し、部隊等の要求に応じて情報を提供するシステムを有しており、本事業は、その運用に必要な器材を継続的に借上げるものである。	0166
(156)	地理情報システムの整備(レンタル料)	534 (532)	565 (517)	294	4	地理情報システムを構成する各装置(電子交換装置(サーバー)、各種処理端末(PC)といった民生品を活用したハードウェア)をレンタルにより整備するもの。	0167
(157)	空中給油・輸送機(KC-46A)の取得	160 (160)	26,016 (26,016)	12,443	1	空中給油・輸送機(KC-46A)は、戦闘機等に対し空中給油が実施できるほか、人員及び貨物を輸送する能力を保持している。本事業においては、空中給油・輸送機(KC-46A)を必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。	0168
(158)	車両更新	1,516 (1,363)	2,123 (1,897)	1,710	1	航空自衛隊における全部隊の任務遂行及び安全運行を確保するために、取得年度が古く、著しく老朽化した車両を更新する。	0169
(159)	航空管制器材の損耗更新	0 (0)	0 (0)	0	4	航空法第137条第3項の規定に基づき、防衛大臣が国土交通大臣から委任された航空交通管制業務を適正に実施するために必要な航空管制器材のうち耐用年数を超過した器材を更新する。	0170
(160)	艦船用品の整備	1,517 (1,486)	2,582 (2,545)	1,896	1	艦船の運航、保安用の搭載用品及び乗員の生活用品の維持更新を図るため、必要な艦船用品を調達する。	0171
(161)	哨戒ヘリコプター(SH-60K)の取得	23,073 (22,291)	16,754 (16,754)	10,574	1	SH-60Jの代替更新として、平成14年度から整備を開始しており、防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づき所要の機数を整備している。	0172
(162)	護衛艦(DD)	65,645 (64,969)	24,716 (24,691)	8,717	4	除籍が見込まれた護衛艦の代替として、平成30年度に1隻を取得し、また、平成30年度に2隻を整備着手した。平成30年度整備着手の2隻はFFMであり、令和3年度に1隻、令和4年度に1隻就役した。(令和元年度からFFMは「護衛艦(FFM)」の行政事業レビューシートを別に作成している)次の護衛艦の整備着手時期については、検討中であり、未定である。これらの護衛艦は、今後30年程度の長期にわたり使用されることを勘案すれば、見通しうる将来においても十分な性能と拡張性を保持した艦であることが必要であり、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、本格的な侵略事態にも対処するため、僚艦防空機能に加え、対潜戦能力及び対水上戦能力の充実を図っている。	0173
(163)	支援船	2,293 (2,244)	2,756 (2,745)	5,654	1	平成29年度にえい船(約260トン)(YT)1隻を整備着手、平成30年度にえい船を取得。平成31年度に油槽船2隻、運貨船(YL)1隻、えい船(260トン)(YT)2隻を整備着手、令和2年度にえい船(260トン)(YT)2隻を取得。令和2年度にえい船(約260トン)(YT)1隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)2隻、水船(310トン)(YW)2隻、運貨船(200トン)(YL)1隻を整備着手し、運貨船(200トン)(YL)1隻を取得。令和2年度にえい船(260トン)(YT)2隻を取得。令和3年度にえい船(約260トン)(YT)2隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)1隻、交通船(15トン)(YF)2隻、特別機動船(1.9トン)(SB)1隻を整備着手し、えい船(約260トン)(YT)1隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)1隻、水船(310トン)(YW)1隻、運貨船(200トン)(YL)1隻を取得。	0174
(164)	艦船用品費	5 (5)	5 (5)	5	4	防衛大学の学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び防衛大学職員が整備を行うための整備用品を取得する。	0175

(165)	艦船の整備維持に必要な経費	21 (20)	29 (32)	28	4	将来、幹部自衛官(3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官)となるべき防衛大学の学生の訓練(海上訓練)のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査(4年に1回)及び年次検査(年1回)に要する経費。	0176
(166)	救難ヘリコプター(UH-60J)の取得	3,528 (3,327)	137 (136)	467	1	航空救難態勢を維持するため、耐用期間到達により減耗する救難救助機(UH-60J)の減耗予定時期に応じて、代替更新に必要な機数を整備する。	0177
(167)	自給式呼吸器(SCBA)用吸気充填機等の整備	0 (0)	114 (113)	122	1	自給式呼吸器(SCBA)用吸気充填機等を購入し、艦内に整備する。水上艦船に整備する場合は、整備工事を「整備工事その1」及び「整備工事その2」に2分割して実施している。	0178
(168)	一般用救命装備品等	1,425 (832)	2,026 (1,224)	2,873	1	操縦員及び救助員等が使用する装備品の計画的な更新を実施。 (品目例) ・落下傘 ・救命胴衣、救命浮舟 ・搭乗員用救命装備品(航空ヘルメット、酸素マスク等) ・生存用救命装備品(耐寒服、耐水服等)	0179
(169)	名古屋空港着陸料	916 (863)	916 (849)	0	1	根拠法令により、当該飛行場を使用する場合、着陸料等を支払うことになっている。小牧基地は、定期便等の空輸任務のため、また、飛行訓練などのため使用されるほか、隣接する名古屋飛行場内に所在する三菱重工業の整備工場において定期整備を受けるために他基地から航空機が飛来する。小牧基地の飛行部隊等は、愛知県名古屋飛行場の滑走路を使用しなければ、飛行訓練や定期便等の空輸任務飛行等、他基地からのIRAN(Inspection and Repairing As Necessary:定期修理)等整備にかかわる飛行等を行うことができない。このため、航空自衛隊の飛行に必要不可欠なことから、愛知県に対し、年度の着陸料等を支払うものである。	0180
(170)	音響測定艦(AOS)	8,667 (6,105)	0 (0)	137	1	音響測定艦は、平成元年度から整備を始めた「ひびき」型音響測定艦であり、推進システム及び音響測定器材等の技術進歩に対応し、近代化された装備を搭載している。	0181
(171)	乙類(衛生器材)	1,055 (981)	488 (481)	382	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、各種治療・後送器材等の衛生器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の衛生器材を整備するものである。	0182
(172)	乙類(車両)	7,699 (7,201)	16,480 (16,367)	11,748	4	本事業のうち、装輪車両は、陸上を機動する主要な装備品として、陸上自衛隊の各部隊に整備し、主に人員、装備品等の輸送に使用されている。本事業においては、耐用年数の到来に伴う減耗等に対するとともに、所要の装輪車両を整備する。	0183
(173)	次期輸送機(C-2)の取得	87,789 (88,591)	87,804 (87,820)	12,209	4	自衛隊の任務達成に必要な航空輸送態勢を速やかに構築するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、航空輸送力を維持・向上しよう、C-2を取得する。	0184
(174)	乙類(需品器材)	8,456 (8,320)	5,520 (5,237)	5,807	4	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、隊員が普段から身に着ける戦闘服や器具などの戦闘装着セットや野外活動等で使用する天幕類、野外炊具等の需品器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の需品器材を整備するものである。	0185
(175)	輸送ヘリコプター(MCH-101)の生産購入	0 (0)	0 (0)	1,022	1	平成15年度、掃海及び輸送に従事する航空機として調達を開始し、防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づき、所要の機数を整備している。	0186
(176)	自衛隊施設整備	114,428 (108,010)	157,116 (149,447)	129,564	4	各種事態における実効的な抑止及び対処に必要な防衛力整備のため、自衛隊の基地・駐屯地等において、機能発揮のために必要な施設の新設、耐震改修、インフラ整備等を行う。	0200
(177)	防衛用車両の更新	0 (0)	0 (0)	0	4	防衛大学の円滑な校務遂行のため人員・物品等の輸送に必要な車両の更新に要する経費。	0320
(178)	無人機対処に係る調査研究	0 (0)	0 (0)	33	3	無人航空機に対する対処能力を向上させるため、無人航空機の活用事例や戦訓等を調査するとともに、対無人航空機に係る技術、装備品、運用等について調査し、無人航空機に係る動向を把握する。またこれを基に脅威を分析するとともに、現有の防空システムによる対処能力・機能を分析し、今後整備すべき能力、機能の方向性について検討を実施し、無人航空機への効果的な対処要領及び対処システムについて案出する。	04-0005
(179)	輸送船舶の取得	0 (0)	0 (0)	764	1	島嶼部への輸送機能を強化するため、中型級船舶(LSV)1隻及び小型級船舶(LCU)3隻を取得する計画である。	04-0006
(180)	武器購入費(空自)	0 (0)	0 (0)	439	1	島嶼部への攻撃を始めとする各種事態への対処能力の向上を図るため、爆弾用懸ちよう装置のF-2戦闘機との適合性を確認することにより、同装置の部隊運用を実現する必要がある、当該適合性を確認するために必要な技術的追認試験を実施するため、当該試験で使用する同装置を取得する。	04-0007
(181)	次期民間輸送船の運航・管理事業に係るアドバイザリー契約	0 (0)	0 (0)	61	4	・現行事業の課題整理及びその解決策の検討 ・運用ニーズに対応した船舶等に係る調査 ・各種契約形態に係る利点・不利点の整理及び総合的な評価	04-0008
(182)	海洋観測艦(AGS)	0 (0)	0 (0)	185	1	海洋観測艦は、昭和58年度海洋観測艦「わかさ」の代替更新であり、推進システム及び海洋観測器材等の技術進歩に対応し、近代化された装備を搭載する計画である。	04-0009
(183)	統合火器管制ネットワークに係る調査研究に関する経費	0 (0)	0 (0)	0	3	同時対処能力を向上させるとともに、迎撃ミサイル及び弾薬を可能な限り節約し、効率的な戦い方を追求するため、各国の同種ネットワークに係る活用事例等を調査するとともに、ネットワーク接続に係る技術、課題等について整理し、統合火器管制ネットワークに係る動向を把握する。またこれを基に各アセットの接続案について案出、各接続形態に応じた対処能力・機能を分析し、飽和攻撃への効果的な対処のための統合火器管制ネットワークについて今後の整備の方向性について検討を行う。	05-0009
(184)	ミサイル等の製造態勢の拡充	0 (0)	0 (0)	0	2	中長期に整備するすべてのミサイル等及びそれらの構成品の製造メーカーについて、最大製造量(ラインマックス)に制約を及ぼす製造工程等を調査し、必要に応じ、製造工程等を改善するための取り組みを行い実際に検証し、最適なミサイル等の製造態勢の構築に資する基礎資料を得る。	05-0010

(185)	哨戒艦	0 (0)	0 (0)	0	1	05中期では令和5年度に4隻、令和8年度に2隻の計画で整備着手するものである。 1隻ごとに建造者を選定してきた従来艦と異なり、設計を共通化してコスト低減を図る。また、建造造船所の選定方法も、価格だけで決める競争入札はやめ、設計能力や建造能力、関連企業の管理能力、維持整備管理能力も含めて総合的に評価する企画提案方式を採用した。評価の結果、評価点の最も高かったジャパンマリンユナイテッド(株)を主事業者、2番目に高かった三菱重工業(株)を下請負者として決定した。	05-0011
施策の予算額・執行額		1,778,619 (1,721,867)	2,226,959 (2,179,477)	1,799,548	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-1-(2)従来領域における能力の強化	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-②)

施策名	従来の領域における能力の強化					
測定指標	目標	施策の進捗状況				
①海空領域における能力の強化						
哨戒艦の整備(4隻)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	4隻				
	実績値	-	-	-	-	-
元年度	●実績なし。					
2年度	●実績なし。					
3年度	●実績なし。					
4年度	●警戒監視に特化し、省人化運用可能な哨戒艦の導入に向けた基本設計支援役務等経費4億円を計上した。					
固定翼哨戒機(P-1)の整備(12機)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	12機				
	実績値	-	3機	6機	-	-
元年度	●実績なし。					
2年度	●洋上における警戒監視等の能力を向上させた固定翼哨戒機(P-1)3機の機体取得経費約632億円を計上した。					
3年度	●洋上における警戒監視等の能力を向上させた固定翼哨戒機(P-1)6機(うち補正3機)の機体取得経費約1,301億円(うち補正635億円)を計上した。					
4年度	●洋上における警戒監視等の能力を向上させた固定翼哨戒機(P-1)3機分の機器取得経費約141億円を計上した。					
哨戒ヘリコプター(SH-60K/K(能力向上型))の整備(13機)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	13機				
	実績値	-	7機	-	-	-
元年度	●実績なし。					
2年度	●我が国周辺海域における常続監視態勢の強化、および海上優勢の獲得・維持を図るため、回転翼哨戒機(SH-60K)7機の機体取得経費約498億円を計上した。					
3年度	●実績なし。					

4 年 度	●実績なし。
-------------	--------

艦載型無人機の整備(3機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	3機				
実績値	—	—	—	—	
元 年 度	●実績なし。				
2 年 度	●実績なし。				
3 年 度	●実績なし。				
4 年 度	●艦上運用可能なUAVの海自艦艇に対する艦載適合性及び操作性を確認するため、民間企業が用意した器材を用いて性能試験を実施する経費(約6億円)を計上した。				

早期警戒機(E-2D)の整備(9機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	9機				
実績値	9機	—	—	—	
元 年 度	●太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の警戒監視能力の強化のため、早期警戒機(E-2D)9機の取得経費(約1,940億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、入間基地及び那覇基地の早期警戒機(E-2D)受入のための施設整備工事(格納庫改修等)に係る経費として約1億円を計上し、施設整備を実施している。				
2 年 度	●太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の警戒監視能力の強化のため、早期警戒機(E-2D)9機分の初度部品等の取得経費(約380億円)を計上した。 ●令和2年度予算においては、三沢基地の早期警戒機(E-2D)受入のための施設整備工事(航空機調整場)に係る経費として約1億円を計上し、施設整備を実施している。				
3 年 度	●令和3年度予算においては、那覇基地の早期警戒機(E-2D)受入のための施設整備工事に係る経費として約0.5億円を計上し、施設整備を実施している。				
4 年 度	●実績なし。				

滞空型無人機の整備(グローバルホーク)(1機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	1機				
実績値	1機	—	—	—	
元 年 度	●平成26年度～平成30年度の事前分析表に記載の通り、当初は平成26年度から平成30年度の間3機のグローバルホークを取得する計画であったが、納入スケジュールの遅れにより、3機目の納入予定時期が令和3年度以降に変更となったため、3機目(最終機)の組立経費の計上を令和元年度に計上したほか、その他関連経費(後方支援等)として約101億円を計上した。 ●また、グローバルホークの導入に向け、引き続き、関係省庁との間で法令上の検討を実施した。 ●令和元年度予算においては、三沢基地の滞空型無人機の受入のための施設整備工事(器材庫新設)に係る経費として約3億円を計上し、施設整備を実施している。				
2 年 度	●グローバルホークの維持整備費として令和2年度予算に約134億円を計上した。 ●また、グローバルホークの導入に向け、引き続き、関係省庁との間で法令上の検討を実施した。				

3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバルホークの維持整備費として令和3年度予算に約112億円を計上した。 ●令和3年度予算においては、三沢基地の滞空型無人機の受入のための施設整備工事に係る経費として約1.1億円を計上し、施設整備を実施している。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバルホークの維持整備費として令和4年度予算に約111億円を計上した。 ●また、グローバルホークの運用上の課題について、関係省庁との間で法令上の検討を実施した。

戦闘機(F-35A)の整備(45機)※戦闘機(STOVL機)を含む

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	45機				
実績値	6機	9機	6機	12機	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●戦闘機(F-35A)6機の取得経費(約681億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、三沢基地の戦闘機(F-35)受入のための施設整備工事(飛行指揮所改修)に係る経費として約4億円を計上し、施設整備を実施している。 				
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●戦闘機(F-35A)3機の取得経費(約281億円)及び戦闘機(F-35B)6機の取得経費(約793億円)を計上した。 ●令和2年度予算においては、三沢基地の戦闘機(F-35)受入のための施設整備工事(火薬庫改修)に係る経費として約1億円を計上し、施設整備を実施している。 他方、戦闘機(STOVL機)受入のための施設整備工事(調査)に係る経費は約0.2億円を計上したが、予算執行はしていない。 				
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●戦闘機(F-35A)4機の取得経費(約391億円)及び戦闘機(F-35B)2機の取得経費(約259億円)を計上した。 ●令和3年度予算においては、戦闘機(F-35A)受入のための施設整備工事に係る経費として約1.7億円を計上した。 ●令和3年度予算においては、戦闘機(F-35B)受入のための施設整備工事に係る経費として約6.9億円を計上した。 				
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35A)8機の取得経費(約768億円)を計上した。 ●高い電子戦能力を持つ戦闘機(F-35B)4機の取得経費(約510億円)を計上した。 ●令和4年度予算においては、戦闘機(F-35A)受入のための施設整備工事に係る経費として約12億円を計上し、施設整備を実施している。 ●令和4年度予算においては、戦闘機(F-35B)受入のための施設整備工事に係る経費として約15億円を計上し、施設整備を実施している。 				

戦闘機(F-15)の能力向上(20機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	20機				
実績値	2機	-	-	-	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するとともに、防空等の任務に適切に対応するため、スタンド・オフ・ミサイル(JASSM等)の搭載、搭載弾薬数の増加及び電子戦能力の向上等のため、戦闘機(F-15)2機分の改修経費(約108億円)を計上した。 				
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するとともに、防空等の任務に適切に対応するため、スタンド・オフ・ミサイル(JASSM等)の搭載、搭載弾薬数の増加及び電子戦能力の向上等に必要な改修を実施するための関連経費を予算計上したが、経費の増加や初号機改修期間の延長の発生が明らかとなったことから、本年度は予算執行していない。 				
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●予算の執行及び要求を中止していたが、日米調整の結果、経費低減に一定の成果が確認され、事業の継続が決定された。また、プロジェクト管理重点対象装備品に指定する等、プロジェクト管理を徹底した上で事業を推進している。 				
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の継続が決定されたため、令和4年度予算において、初号機2機に係る改修経費(約432億円)を計上した。 ●プロジェクト管理重点対象品目に指定されたことを受け、取得戦略計画に準拠したスケジュール管理を詳細に行い、目標達成に向け事業を推進している。 				

中距離地对空誘導弾の部隊整備(5個中隊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	5個中隊				
実績値	1個中隊	1個中隊	1個中隊	1個中隊	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式:14.1億円) 				

2 年 度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式120億円)
3 年 度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式120億円)
4 年 度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式137億円)

地对艦誘導弾の部隊整備(3個中隊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	3個中隊				
実績値	1個中隊	-	1個中隊	-	

元 年 度	●対艦戦闘能力強化のため、現有の88式地对艦誘導弾の能力を向上させた12式地对艦誘導弾を取得(1式:137億円)
2 年 度	●実績なし。
3 年 度	●対艦戦闘能力強化のため、現有の88式地对艦誘導弾の能力を向上させた12式地对艦誘導弾を取得(1式:55億円)
4 年 度	●実績なし。

地对空誘導弾ペトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)(4個群)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	4個群				
実績値	-	4個群	-	-	

元 年 度	●令和元年度予算においては、ペトリオット・システムのバージョンアップ改修のための経費(約113億円)を計上した。
2 年 度	●PAC-3MSEミサイルを運用するため、ペトリオット・システムの能力向上改修に係る経費(約90億円)を計上した。
3 年 度	●実績なし。
4 年 度	●実績なし。

空中給油・輸送機(KC-46A)の整備(4機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	4機				
実績値	-	4機	-	-	

元 年 度	●令和元年度予算においては、美保基地の空中給油・輸送機(KC-46A)受入のための施設整備工事(燃料整備格納庫新設等)に係る経費として約59億円を計上し、施設整備を実施している。 ●空中給油・輸送機(KC-46A)用補用品及び支援器材を取得した。
2 年 度	●空中給油・輸送機(KC-46A)4機の取得経費(約1,052億円)を計上した。 ●空中給油・輸送機(KC-46A)用補用品及び支援器材を取得した。 ●令和2年度予算においては、美保基地の空中給油・輸送機(KC-46A)受入のための施設整備工事(燃料整備格納庫新設等)に係る経費として約69億円を計上し、施設整備を実施している。

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度予算に計上した空中給油・輸送機(KC-46A)4機の取得に係る経費の残りとして約55億円を計上した。 ●令和3年度予算においては、美保基地の空中給油・輸送機(KC-46A)受入のための施設整備工事に係る経費として約31億円を計上し、施設整備を実施している。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●空中給油・輸送機(KC-46A)の後方支援の確立に係る経費として約16億円を計上し、機体整備等を実施している。 ●令和4年度予算においては、美保基地の空中給油・輸送機(KC-46A)受入のための施設整備工事に係る経費として約9億円を計上し、施設整備を実施している。

新型護衛艦(FFM)の整備(10隻)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	10隻				
実績値	2隻	2隻	2隻	2隻	
元 年 度	●護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、従来は掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する等、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立した護衛艦(3,900トン)2隻の建造経費(約951億円)を計上した。				
2 年 度	●護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、従来は掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する等、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立した護衛艦(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。				
3 年 度	●護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、従来は掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する等、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立した護衛艦(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。				
4 年 度	●護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、従来は掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する等、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立した護衛艦(3,900トン)2隻の建造経費(約1,028億円)を計上した。				

潜水艦の整備(5隻)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	5隻				
実績値	1隻	1隻	1隻	1隻	
元 年 度	●潜水艦22隻体制により、我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した潜水艦(3,000トン)1隻の建造経費(約698億円)を計上した。				
2 年 度	●潜水艦22隻体制により、我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した潜水艦(3,000トン)1隻の建造経費(約702億円)を計上した。				
3 年 度	●潜水艦22隻体制により、我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した潜水艦(3,000トン)1隻の建造経費(約684億円)を計上した。				
4 年 度	●潜水艦22隻体制により、我が国周辺の海域における情報収集・警戒監視を有効に実施するため、探知能力等が向上した潜水艦(3,000トン)1隻の建造経費(約736億円)を計上した。				

掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)の整備(1機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	1機				
実績値	-	-	-	1機	
元 年 度	●実績なし。				
2 年 度	●実績なし。				
3 年 度	●実績なし				
4 年 度	●増加する艦艇等への輸送任務に対応するため、新たにMCH-101を1機(約61億円)を取得				

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元
年
度

- 海上自衛隊においては、以下の項目に必要な経費を計上した。
 - ・固定翼哨戒機(P-3C)の能力向上及び機齢延伸(約22億円)
 - ・回転翼哨戒機(SH-60J及びSH-60K)の機齢延伸(約77億円)
 - ・護衛艦、潜水艦、音響測定艦及び補給艦の艦齢延伸(約140億円)
 - ・護衛艦の短SAMシステムの能力向上(約1億円)
 - ・CIWS(高性能20mm機関砲)の近代化改修
 - ・護衛艦の対潜能力向上(約1億円)
 - ・短SAMシステム3型等の計算機能力の向上
 - ・護衛艦の戦闘指揮システムの近代化改修及び電子計算機等の更新(約43億円)
 - ・潜水艦の戦闘指揮システムの近代化改修(約2億円)
 - ・潜水艦救難艦の改修(約23億円)
- 海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。
 - ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。
 - ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。
 - ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。
 - ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。
 - ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。
 - ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。
 - ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要なP-1用整備用器材を整備した。

- 航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。
 - ・地上指揮所及び早期警戒管制機等と戦闘機との間における戦術情報の共有化及び戦域における状況認識能力の向上を図るため、F-15用端末装置を1式搭載した。
 - ・航空救難態勢を維持するため、救難ヘリコプター(UH-60J)を3機取得した。●現有のE-767の警戒監視能力の向上のため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載等に必要な機体改修を実施するための経費(約129億円)を計上した。
- 硫黄島周辺空域における警戒監視能力の向上のため、硫黄島レーダー(FPS-2)をJADGEに接続等するための経費(約1億円)を計上した。
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、平成30年度に事前評価を行い、令和元年度に着手した事業は以下のとおりであり、自衛隊の運用ニーズに合致した研究開発を着実に実施しているところ。
 - ・FC(Fire Control)ネットワーク
 - ・潜水艦用高効率電力貯蔵・供給システムの研究試作
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等評価するため、令和元年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。
 - ・スノーケル発電システム:要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認められた。

2
年
度

- 海上自衛隊においては、以下の項目に必要な経費を計上した。
 - ・固定翼哨戒機(P-3C)の機齢延伸(約34億円)
 - ・哨戒ヘリコプター(SH-60K)の救難仕様改修(約19億円)
 - ・哨戒ヘリコプター(SH-60K及びSH-60J)の機齢延伸(約90億円)
 - ・画像情報収集機(OP-3C)の機齢延伸(約4億円)
 - ・護衛艦、潜水艦、音響測定艦及び補給艦の艦齢延伸(約116億円)
 - ・護衛艦の対潜捜索能力向上(約2億円)
 - ・掃海艦の建造(約126億円)
- 海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。
 - ・艦艇の可動率確保のため、ガスタービン機関組部品のオーバーホールを実施した。
 - ・各種事態への対応力を向上させるため、必要な弾薬を取得した。
 - ・艦艇の可動率確保のため、主機等のオーバーホールを実施した。
 - ・護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持するため、ソナー用ラバーウィンドウの換装を実施した。
 - ・機雷探知能力の維持を図るため、機雷探知機の整備を実施した。
 - ・艦艇の製造中止部品対策のため、代替品の製造及び機器の改修を実施した。
 - ・イージス装置の機能維持及び即応性向上に資する国内整備態勢の整備のため、不具合情報の収集、整備取扱説明所等の改訂等を実施した。
 - ・掃海艦艇の機雷掃海能力を維持するため、機雷処分具等の整備を実施した。
 - ・艦艇の攻撃能力維持のため、魚雷等の定期検査、魚雷構成品の修理、魚雷整備用消耗品の購入を実施した。
 - ・潜水艦の潜航能力を確保するため、主蓄電池の換装及び購入を実施した。
 - ・潜水艦救難態勢を維持するため、深海救難艇の動力である主電池の調達及び換装、電池槽修理等を行った。
 - ・艦艇の可動率確保のため、必要な材料等を購入し、艦船の維持及び整備を行った。
 - ・港湾、海峡等における艦船の安全な航行を確保するため、所要の整備を実施した。
 - ・BMDイージス艦8隻体制を確立するため、現有レーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な器材及び技術支援等の調達を行った。
 - ・周辺海域の防衛や海上交通の確保等を実施するため、僚艦防空機能、対潜戦能力及び対水上戦能力を充実させるための整備を行った。
 - ・正面兵力等の整備に見合う支援能力を確保するため、えい船(260トン)2隻を取得し、えい船(約260トン)(YT)1隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)2隻、水船(310トン)(YW)2隻、運貨船(200トン)(YL)1隻を整備着手し、運貨船(200トン)(YL)1隻を取得。
 - ・海中の音響情報収集を行うため、高性能音響測定器材等の整備を行った。

2 年 度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機(F-2)の能力向上(2機:26億円) ・救難ヘリコプター(UH-60J)の取得(3機:156億円) <p>●将来の航空脅威に対応するため、自動警戒管制システム(JADGE)に次期警戒管制レーダーとの接続機能を付加するための改修経費(約17億円)を計上した。</p> <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASM-3(改) ・多目的監視レーダー ・次期戦闘機 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和元年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静粛型動力装置搭載魚雷:試作中。順調に進捗している。
3 年 度	<p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定翼哨戒機(P-3C)、回転翼哨戒機(SH-60J及びSH-60K)、画像情報収集機(OP-3C)及び電波情報収集機(EP-3)の機齢延伸 ・哨戒ヘリコプター(SH-60K)の救難仕様改修 ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要なP-1用整備用器材を整備した。 ・救難飛行艇(US-2)の取得(約71億円) ・護衛艦、潜水艦、音響測定艦、試験艦及び輸送艦の艦齢延伸(約251億円) <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機(F-2)の能力向上(約30億円) ・救難ヘリコプター(UH-60J)の取得(5機:約261億円) <p>●12式地对艦誘導弾を2個中隊取得した。</p> <p>●護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持するため、ソーナー用ラバーウィンドウの換装を実施した。</p> <p>●艦艇の製造中止部品対策のため、代替品の製造及び機器の改修を実施した。</p> <p>●イージス装置の機能維持及び即応性向上に資する国内整備態勢の整備のため、不具合情報の収集、整備取扱説明所等の改訂等を実施した。</p> <p>●潜水艦救難態勢を維持するため、深海救難艇の動力である主電池の調達及び換装、電池槽修理等を行った。</p> <p>●BMDイージス艦8隻体制を確立するため、現有レーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な器材及び技術支援等の調達を行った。</p> <p>●弾道ミサイル防衛と巡航ミサイルや航空機への対処の双方に対応可能で、かつ射程が延伸されているPAC-3MSEミサイル取得に係る予算(約544億円(R3:356億円、R3補正:188億円))を計上した。</p> <p>●PAC-3ミサイルの再保証により、耐用命数を迎える部品を交換するとともに、ミサイル全体の点検を実施し、所要のPAC-3ミサイルを確保するための予算約253億円(R3補正)を計上した。</p>
4 年 度	<p>●弾道ミサイル防衛と巡航ミサイルや航空機への対処の双方に対応可能で、かつ射程が延伸されているPAC-3MSEミサイル取得に係る予算(44億円)を計上した。</p> <p>●PAC-3ミサイルの再保証により、耐用命数を迎える部品を交換するとともに、ミサイル全体の点検を実施し、所要のPAC-3ミサイルを確保するための予算(約112億円)を計上した。</p> <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦、潜水艦等の艦齢延伸 ・固定翼哨戒機(P-3C)、回転翼哨戒機(SH-60J及びSH-60K)、多用機(OP-3C、EP-3)の機齢延伸を実施した。 ・回転翼哨戒機(SH-60K)の救難仕様改修を実施した。 ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要なP-1用整備用器材を整備した。 ・US-2、SH-60Kの所要機数を取得した。 ・航空機の搭載通信機器整備用構成部品及び搭載電子機器整備用構成部品の整備を実施した。 ・航空機の維持に必要な補用部品の調達を推進した。

4 年 度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ・海自航空機の機体定期修理、エンジンオーバーホール、航空機用機器のマイナーオーバーホールを実施した。 ・U-36A、US-2、TC-90/LC-90の高次整備について外部委託を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 ・戦闘機(F-2)の能力向上(約26億円) ●護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持するため、ソナー用ラバーウィンドウの換装を実施した。 ●艦艇の製造中止部品対策のため、代替品の製造及び機器の改修を実施した。 ●イージス装置の機能維持及び即応性向上に資する国内整備態勢の整備のため、不具合情報の収集、整備取扱説明書等の改訂等を実施した。 ●潜水艦救難態勢を維持するため、深海救難艇の動力である主電池の調達及び換装、電池槽修理等を行った。 ●BMDイージス艦8隻体制を確立するため、現有レーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な技術支援の調達を行った。

航空警戒管制部隊への1個警戒航空団の新編

元 年 度	●令和2年3月、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢の充実や効率的な運用を図るため、警戒航空団を警戒航空団に格上げし新編した。
2 年 度	●令和元年度に新編済み。
3 年 度	●令和元年度に新編済み。
4 年 度	●令和元年度に新編済み。

空中給油・輸送部隊1個飛行隊の新編

元 年 度	●実績なし。
2 年 度	●戦闘機部隊等が各種作戦を広域かつ持続的に遂行するにあたり、空中給油・輸送能力を強化するため、令和2年12月、航空自衛隊美保基地に第405飛行隊を新編した。
3 年 度	●令和2年度に新編済み。
4 年 度	●令和2年度に新編済み。

無人機部隊1個飛行隊の新編

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●グローバルホークの運用部隊については、前大綱・中期防においては共同の部隊とされていたところ、①これまでの検討の成果から、具体的な部隊建設や運用要領は単一の自衛隊が一括して運営することが効率的であることの結論に至ったこと、②その際、米軍においても空軍が管理・運用を行っているとおり、この部隊運用や編成は、航空機運用や整備に係る経験や知見の豊富な空自が担当することが効果的であること、などから、現大綱・中期においては、滞空型無人機の運用部隊を空自部隊として保持することとされた。 ●これを受け、令和2年度に航空自衛隊において臨時滞空型無人機航空隊(仮称)を新編をすることを目指し、所要の人員を航空自衛隊に振り替えるための調整を行った。
2 年 度	●令和3年3月(令和2年度末)、航空自衛隊三沢基地に臨時偵察航空隊を約70名規模で新編した。
3 年 度	●実績なし。
4 年 度	●令和4年12月、航空自衛隊三沢基地に偵察航空隊を約130名規模で新編した。(臨時偵察航空隊は廃止。)

護衛艦部隊及び掃海艦艇部隊から構成される水上艦艇部隊の新編

元年度	●実績なし
2年度	●実績なし。
3年度	●実績なし。
4年度	●実績なし。

哨戒艦部隊の新編

元年度	●実績なし。
2年度	●実績なし。
3年度	●実績なし。
4年度	●実績なし。

②スタンドオフ防衛能力の強化

戦闘機(F-15)の能力向上(20機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	20機				
実績値	2機	-	-	-	
元年度	●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するとともに、防空等の任務に適切に対応するため、スタンド・オフ・ミサイル(JASSM等)の搭載、搭載弾薬数の増加及び電子戦能力の向上等のため、戦闘機(F-15)2機分の改修経費(約108億円)を計上した。				
2年度	●周辺諸国の航空戦力の強化に対応するとともに、防空等の任務に適切に対応するため、スタンド・オフ・ミサイル(JASSM等)の搭載、搭載弾薬数の増加及び電子戦能力の向上等に必要な改修を実施するための関連経費を予算計上したが、経費の増加や初号機改修期間の延長の発生が明らかとなったことから、本年度は予算執行していない。				
3年度	●予算の執行及び要求を中止していたが、日米調整の結果、経費低減に一定の成果が確認され、事業の継続が決定された。また、プロジェクト管理重点対象装備品に指定する等、プロジェクト管理を徹底した上で事業を推進している。				
4年度	●事業の継続が決定されたため、令和4年度予算において、初号機2機に係る改修経費(約432億円)を計上した。 ●プロジェクト管理重点対象品目に指定されたことを受け、取得戦略計画に準拠したスケジュール管理を詳細に行い、目標達成に向け事業を推進している。				

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元年度	●我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なF-35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイル(JSM)の取得経費(約79億円)を計上した。
2年度	●我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なF-35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイル(JSM)の取得経費(約136億円)を計上した。
3年度	●我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なF-35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイル(JSM)の取得経費(約149億円)を計上した。

4年度	●実績なし。
-----	--------

島嶼防衛用高速滑空弾等の研究開発

元年度	●令和元年度は、研究試作(その1)を実施した。 ●研究試作(その2)を令和2年3月31日に139億円で契約した。
2年度	●令和2年度は、島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)及び研究試作(その2)を実施した。 ●島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その3)を令和3年3月30日に225億円で契約した。
3年度	●令和3年度は、島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)、研究試作(その2)、研究試作(その3)及び研究試作(その4)を実施した。 ●島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その4)を令和3年12月8日に101億円で契約した。 ●12式地对艦誘導弾能力向上型の試作(その1)を令和3年7月9日に約334億円で契約した。
4年度	●島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)～(その4)を実施した。 ●島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その5)を令和4年7月28日に31億円で契約した。 ●12式地对艦誘導弾能力向上型の試作(その1)を実施した。 ●12式地对艦誘導弾能力向上型の試作(その2)を令和4年4月1日に342億円で契約した。

③総合ミサイル防空能力の強化

陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の整備(2基)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	2基				
実績値	-	-			
元年度	●令和元年度予算においては、イージス・アショア本体2基の取得といったイージス・アショアの整備等のための経費(約1,757億円)を計上した。				
2年度	●イージス・アショアを構成する垂直発射装置(VLS)の取得経費といった、イージス・アショアの整備等のための経費(約129億円)を計上した。 ※令和2年年12月の閣議決定により、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することとなった。				
3年度					
4年度					

地对空誘導弾ペトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)(4個群)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	4個群				
実績値	-	4個群	-	-	
元年度	●令和元年度予算においては、ペトリオット・システムのバージョンアップ改修のための経費(約113億円)を計上した。				
2年度	●PAC-3MSEミサイルを運用するため、ペトリオット・システムの能力向上改修に係る経費(約90億円)を計上した。				
3年度	●実績なし。				
4年度	●実績なし。				

中距離地对空誘導弾の整備(5個中隊)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	5個中隊				
実績値	1個中隊	1個中隊	1個中隊	1個中隊	
元年度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式:141億円)				
2年度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式:120億円)				
3年度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式:120億円)				
4年度	●防空能力強化のため、低空目標や高速目標への対処能力を向上させたO3式中距離地对空誘導弾(改善型)を取得(1式:137億円)				
機動戦闘車の整備(134両)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	134両				
実績値	22両	33両	22両	33両	
元年度	●ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、16式機動戦闘車を整備し、対処能力を向上(22両:161億円)				
2年度	●ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、16式機動戦闘車を整備し、対処能力を向上(33両:237億円)				
3年度	●ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、16式機動戦闘車を整備し、対処能力を向上(22両:158億円)				
4年度	●ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、16式機動戦闘車を整備し、対処能力を向上(33両:237億円)				
輸送ヘリコプター(CH-47JA)の整備(3機)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	3機				
実績値	-	3機	-	-	
元年度	●実績なし。				
2年度	●ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、輸送ヘリコプター(CH-47JA)を整備し、対処能力を向上(3機:228億円)				
3年度	●令和2年度に整備済み。				
4年度	●令和2年度に整備済み。				

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●経空脅威に対して、統合運用により効果的に対処するため、対空戦闘指揮統制システムを取得(2式:73億円) ●SM-3ブロックIIA及びSM-3ブロックIBの取得のための予算(約717億円)を計上した。 ●「あたご」型イージス艦2隻にSM-3ブロックIIAを発射できるようにするための改修に関する予算(約75億円)を計上した。 ●PAC-3ミサイルの再保証により、耐用命数を迎える部品を交換するとともに、ミサイル全体の点検を実施し、所要のPAC-3ミサイルを確保するための予算(約88億円)を計上した。 ●弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的かつ持続的に防護し得る体制を強化するためのイージス・システム搭載艦の増勢に伴う体制の構築ため、27DDGを取得した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●SM-3ブロックIIAの取得経費(約301億円)を計上した。 ●PAC-3MSE改修にかかる予算(約90億円)を計上した。 ●PAC-3ミサイルの再保証は実績なし。 ●「あたご」型イージス艦2隻にSM-3ブロックIIAを発射できるようにするための改修に関する予算(約15億円)を計上した。 ●弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的かつ持続的に防護し得る体制を強化するためのイージス・システム搭載護衛艦の増勢に伴う体制の構築ため、28DDGを取得した。 ●陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)については、令和2年12月18日の閣議決定において、陸上配備型イージス・システムに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することとなった。同艦に付加する機能及び設計上の工夫等を含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずる。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「あたご」型イージス艦2隻にSM-3ブロックIIAを発射できるようにするための改修に関する予算(約2億円)を計上した。 ●弾道ミサイル防衛と巡航ミサイルや航空機への対処の双方に対応可能で、かつ射程が延伸されているPAC-3MSEミサイル取得に係る予算(約544億円(R3:356億円、R3補正:188億円))を計上した。 ●PAC-3ミサイルの再保証により、耐用命数を迎える部品を交換するとともに、ミサイル全体の点検を実施し、所要のPAC-3ミサイルを確保するための予算(約253億円(R3補正))を計上した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●航空機や巡航ミサイルによる攻撃からの防護を目的としてイージス艦(「まや」型護衛艦)に搭載する長距離艦対空ミサイルであるSM-6を取得する経費(202億円)を計上した。 ●弾道ミサイル防衛と巡航ミサイルや航空機への対処の双方に対応可能で、かつ射程が延伸されているPAC-3MSEミサイル取得に係る予算(44億円)を計上した。 ●PAC-3ミサイルの再保証により、耐用命数を迎える部品を交換するとともに、ミサイル全体の点検を実施し、所要のPAC-3ミサイルを確保するための予算(112億円)を計上した。 ●イージス・システム搭載艦に搭載するSPY-7レーダーの関連器材を洋上仕様に変更するための契約変更(約58億円)を行った。

固定式警戒管制レーダー等の研究開発

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度は、研究試作(その1)を実施した。 ●研究試作(その2)を令和2年3月31日に94億円で契約した。
2年度	●固定式警戒管制レーダ装置を開発中である。
3年度	●固定式警戒管制レーダ装置を開発中である。
4年度	●固定式警戒管制レーダ装置を開発中である。

④機動・展開能力の強化

輸送機(C-2)の整備(5機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	5機				
実績値	2機	-	2機	-	

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)2機の取得経費(約453億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事(空輸貨物ターミナル等)に係る経費として約37億円を計上し、施設整備を実施している。
-----	---

2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)用のエンジン6式の取得経費(約220億円)を計上した。 ● 令和2年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事(空輸貨物ターミナル等)に係る経費として約34億円を計上し、施設整備を実施している。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)2機を取得することとし、約446億円を計上。 ● 令和3年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事に係る経費として約30億円を計上し、施設整備を実施している。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事に係る経費として約54億円を計上し、施設整備を実施している。

機動戦闘車の整備(134両)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	134両				
実績値	22両	33両	22両	33両	
元年度	● 機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)等に航空機等での輸送に適した16式機動戦闘車を整備し、作戦基本部隊の機動展開能力を強化(22両:161億円)				
2年度	● 機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)等に航空機等での輸送に適した16式機動戦闘車を整備し、作戦基本部隊の機動展開能力を強化(33両:237億円)				
3年度	● 機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)等に航空機等での輸送に適した16式機動戦闘車を整備し、作戦基本部隊の機動展開能力を強化(22両:158億円)				
4年度	● 機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)等に航空機等での輸送に適した16式機動戦闘車を整備し、作戦基本部隊の機動展開能力を強化(33両:237億円)				

輸送ヘリコプター(CH-47JA)の整備(3機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	3機				
実績値	-	3機	-	-	
元年度	● 実績なし。				
2年度	● 迅速に重装備を含む部隊を機動させるため、優れた搭載能力及び航続距離を有する輸送ヘリコプター(CH-47JA)の取得経費を計上した(3機:228億円)				
3年度	● 令和2年度に整備済み。				
4年度	● 令和2年度に整備済み。				

新多用途ヘリコプターの導入(34機)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	34機				
実績値	6機	-	20機	-	
元年度	● 多用途ヘリコプター(UH-1J)の後継として、空中機動、航空輸送等を実施し、迅速に部隊を展開できる新多用途ヘリコプター(UH-2)の取得経費を計上した(6機:約110億円)				

2 年度	●実績なし。
3 年度	●多用途ヘリコプター(UH-1J)の後継として、空中機動、航空輸送等を実施し、迅速に部隊を展開できる新多用途ヘリコプター(UH-2)の取得経費を計上した(20機:約357億円)
4 年度	●実績なし。

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元 年度	<p>●現有の155mmりゅう弾砲(FH70)の後継として、各種事態において迅速かつ機動的な運用が可能であり、効率化にも資する装備品として、装輪155mmりゅう弾砲を教育所要として取得(7両:51億円)</p> <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TC-90/LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発している。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。
2 年度	<p>●現有の155mmりゅう弾砲(FH70)の後継として、各種事態において迅速かつ機動的な運用が可能であり、効率化にも資する装備品として、装輪155mmりゅう弾砲を教育所要として取得(7両:45億円)</p> <p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施できるようにするため、搭載武器等を着実に整備し能力を発揮し得るような態勢を維持・構築した。 ・海上自衛隊における部隊運用機能の向上を図るため、補給処、造補所、部隊等の運営、施設機械等の維持、艦船の行動及び爆発兵器類の処理、弾薬類の維持等に必要な材料等の購入等を実施した。 ・LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発している。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 <p>●防衛大学校においてより効率的な訓練及び訓練実施時の安全性を確保するため、各種船舶の機能維持に必要な定期検査及び年次検査を行い、学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び整備用品を取得した。</p> <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来水陸両用技術の研究 ・次世代赤外線センサ技術の研究 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和2年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・92式信管のフォローアップ:試験実施中。順調に進捗している。

	3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を20機契約した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <ul style="list-style-type: none"> ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 ・SH-60K搭載電子機器整備用構成品の整備を実施した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ●防衛大学校においてより効率的な訓練及び訓練実施時の安全性を確保するため、各種船舶の機能維持に必要な定期検査及び年次検査を行い、学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び整備用品を取得した。
	4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を6機取得した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <ul style="list-style-type: none"> ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 ・SH-60K搭載電子機器整備用構成品の整備を実施した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ●防衛大学校においてより効率的な訓練及び訓練実施時の安全性を確保するため、各種船舶の機能維持に必要な定期検査及び年次検査を行い、学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び整備用品を取得した。
民間事業者の資金や知見を活用した船舶による自衛隊の輸送力と連携した大規模輸送の効率的実施		
	元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練に伴う部隊輸送のため、「ナッチャンWorld」及び「はくおう」を活用した。 ●令和元年東日本台風(台風第19号)に対する災害派遣に伴う部隊輸送のため、「ナッチャンWorld」及び「はくおう」を活用した。 ●令和2年2月新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣において、現地で支援活動を行う自衛隊員の活動拠点・宿泊施設等として、「はくおう」を活用した。
	2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練に伴う部隊輸送のため、「ナッチャンWorld」及び「はくおう」を活用した。 ●令和2年7月豪雨に対する災害派遣に伴う部隊輸送のため、「はくおう」を活用した。
	3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練に伴う部隊輸送のため、「ナッチャンWorld」及び「はくおう」を活用した。
	4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練に伴う部隊輸送のため、「ナッチャンWorld」及び「はくおう」を活用した。
即応機動連隊及び水陸機動連隊の新編等		
	元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度予算においては、島嶼防衛にあたる水陸機動団の関連施設整備に係る経費として約4.6億円を計上し、施設整備を実施している。
	2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●実績なし。

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年3月、陸上自衛隊名寄駐屯地に第3即応機動連隊を新編 ●令和3年度補正予算においては、島嶼防衛にあたる水陸機動団の関連施設整備に係る経費として、約1.2億円を計上し、施設整備を実施している。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年3月、陸上自衛隊美幌駐屯地に第6即応機動連隊を新編 ●令和4年度予算においては、島嶼防衛にあたる水陸機動団の関連施設整備に係る経費として、約31億円を計上し、施設整備を実施している。

南西地域島嶼部において初動を担任する警備部隊の新編等

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度において、宮古島駐屯地に中距離地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊を配備している。 ●令和元年度予算において、南西地域への陸自警備部隊等の配備にかかる関連施設整備の経費を以下のとおり計上し、施設整備を実施している。 ・奄美駐屯地約43億円、瀬戸内分屯地約18億円 ・宮古島の保良鉦山地区約43億円 ・石垣島約93億円
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度予算及び補正予算において、南西地域への陸自警備部隊等の配備にかかる関連施設整備の経費を以下のとおり計上し、施設整備を実施している。 ・奄美駐屯地約3億円、瀬戸内分屯地約46億円 ・宮古島駐屯地及び宮古島の保良鉦山地区約19億円 ・石垣島約191億円
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度予算及び補正予算においては、南西地域への陸自警備部隊等の配備にかかる関連施設整備の経費として、約431.6億円を計上し、施設整備を実施している。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年3月に、陸上自衛隊石垣駐屯地を開設し、同駐屯地に八重山警備隊、中距離地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊を配備している。 ●令和4年度予算においては、南西地域への陸自警備部隊等の配備にかかる関連施設整備の経費として、約128億円を計上し、施設整備を実施している。

海上輸送部隊1個群の新編

元 年 度	●実績なし。
2 年 度	●実績なし。
3 年 度	●実績なし。
4 年 度	●中型級船舶1隻、小型級船舶1隻分の経費として令和4年度予算に約102億円を計上した。

⑤一層厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境に対応した自衛隊の運用・取組み

周辺海域の安全確保

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●北朝鮮による「制裁逃れ」への対応強化のため、平素の警戒監視活動の一環として、安保理決議違反が疑われる船舶について情報収集を行っており、令和元年度において、「瀬取り」の実施が強く疑われるとして5件公表している。 このように、防衛省・自衛隊としては、艦艇や航空機による常時継続的な情報収集及び警戒監視を行うとともに、海上保安庁への情報提供等、関係省庁との連携を図る等、周辺海域の安全確保に万全を期した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省・自衛隊としては、わが国周辺海域で艦艇や航空機による常時継続的な情報収集及び警戒監視を行っており、警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図りつつ、周辺海域の安全確保に万全を期した。 また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている中、米海軍等の関係国と瀬取りに関する情報を共有し、警戒監視活動を強め、国連安保理決議の実行性確保に貢献した。

3 年 度	<p>●防衛省・自衛隊としては、わが国周辺海域で艦艇や航空機による常時継続的な情報収集及び警戒監視を行っており、警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図りつつ、周辺海域の安全確保に万全を期した。</p> <p>また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている中、米海軍等の関係国と瀬取りに関する情報を共有し、警戒監視活動を強め、国連安保理決議の実行性確保に貢献した。</p>
4 年 度	<p>●防衛省・自衛隊としては、わが国周辺海域で艦艇や航空機による常時継続的な情報収集及び警戒監視を行っており、警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図りつつ、周辺海域の安全確保に万全を期した。</p> <p>また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている中、米海軍等の関係国と瀬取りに関する情報を共有し、警戒監視活動を強め、国連安保理決議の実行性確保に貢献した。</p>

領空侵犯に備えた警戒と緊急発進(スクランブル)

元 年 度	<p>●令和元年度の空自機による緊急発進回数は、947回であり、前年度と比べ52回減少し、1958年に対領空侵犯措置を開始して以来、過去3番目の多さとなった(推定を含み、中国機約71.3%、675回(前年度に比べて37回増加)、ロシア機約28.3%、268回(前年度に比べて75回減少)、その他約0.4%)。このような中で、戦闘機、E-2C早期警戒機、E-767早期警戒管制機を効果的に運用し、領空侵犯を未然に防ぐべく、所要の対処態勢を維持するとともに、警戒監視に万全を期している。</p> <p>令和元年6月にはロシアの爆撃機(Tu-95)2機による南大東島の領空侵犯事案が発生するとともに、さらに同機のうち1機による八丈島の領空侵犯事案が発生し、これらの航空機に対して予め航空自衛隊の戦闘機を緊急発進させ対応するとともに、地上より通告及び警告を実施した。</p> <p>令和元年7月にはロシアの早期警戒管制機(A-50)1機による竹島周辺の領空侵犯事案が発生し、領空侵犯を行ったロシア政府、及び、ロシア機に対して警告射撃を行った韓国政府に対して外交ルートで強く抗議するとともに、再発防止を強く求めた。</p>
2 年 度	<p>●令和2年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は725回で、推定を含め、緊急発進回数の対象国・地域別の割合は、中国機約63%、ロシア機約36%、その他約1%であった。このような中で、戦闘機、E-2C早期警戒機、E-767早期警戒管制機を効果的に運用し、領空侵犯を未然に防ぐべく、所要の対処態勢を維持するとともに、警戒監視に万全を期している。</p> <p>令和2年10月2日にはロシアの回転翼航空機(Mi-8)1機が、北海道知床岬の我が国領海上空において領空侵犯していることを確認し、航空自衛隊の戦闘機を緊急発進させる等して対応するとともに、ロシア政府に対して外交ルートで厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。</p>
3 年 度	<p>●令和3年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は1004回であり、過去最高を記録した平成24年度の緊急発進回数1168回に次いで、過去2番目に多く、令和2年度の725回と比べて300回近い大幅な増加であった(推定を含み、中国機約72%、722回(前年度に比べて264回増加)、ロシア機約26%、266回(前年度に比べて8回増加)、その他約2%)。</p> <p>中国機に対する緊急発進回数についても、平成24年度の851回に次いで、過去2番目に多く、令和2年度と比べ、中国機については、活動の拡大がみられるほか、飛行の様子の多様化・高度化や、無人機の開発・活用を示す事案も見られた。</p> <p>また、ロシア機は我が国周辺での活発な活動を継続しており、令和3年度は9月、3月と2度にわたる領空侵犯を確認した。これらに対し、航空自衛隊の戦闘機を緊急発進させる等して対応するとともに、ロシア政府に対して外交ルートで厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。</p> <p>防衛省・自衛隊としては、戦闘機、E-2C早期警戒機、E-767早期警戒管制機を効果的に運用し、領空侵犯を未然に防ぐべく、所要の対処態勢を維持するとともに、警戒監視に万全を期している。</p>
4 年 度	<p>●令和4年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は778回で、推定を含め、中国機約74%、575回、ロシア機約19%、150回、その他約7%であった。</p> <p>令和4年度は、中露両国の爆撃機が我が国周辺において長距離にわたる共同飛行を行ったことを2回(5月及び11月)確認するなど、中国及びロシアは我が国周辺で活発な活動を継続している。</p> <p>防衛省・自衛隊としては、戦闘機、早期警戒機、E-767早期警戒管制機を効果的に運用し、領空侵犯を未然に防ぐべく、所要の対処態勢を維持するとともに、警戒監視に万全を期している。</p>

担当部局名	整備計画局、統合幕僚監部、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-③)

施策名	持続性・強靱性の強化	担当部局名	防衛政策局、整備計画局、人事教育局、防衛装備庁		
<p>施策の概要</p>	<p>平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化することが必要である。このため、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等に必要な措置を推進する。特に、関係府省等とも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄等により持続性を向上させる。また、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等により、多層的に強靱性を向上させる。さらに、従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保する。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>我が国自身の防衛体制の強化（領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項）</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>①継続的な運用を確保するため、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進 ②従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和5年8月</p>
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
①	<p>継続的な運用の確保</p>	<p>弾薬及び燃料の確保</p> <hr/> <p>建て替えを含む施設の老朽化対策及び耐震化対策の推進</p> <hr/> <p>駐屯地・基地等の近傍等における必要な宿舍の着実な整備</p> <hr/> <p>各種事態発生時に自衛隊が民間空港・港湾を速やかに使用可能とするための各種施策の推進</p> <hr/> <p>自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進</p> <hr/> <p>隊員の家族に配慮した各種家族支援施策の推進</p> <hr/> <p>その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)</p>	<p>令和5年度</p>	<p>別紙</p>	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項 (3) 持続性・強靱性の強化 (7) 継続的な運用の確保 平時から有事までのあらゆる段階において、部隊運用を継続的に実施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進する。 弾薬の確保については、統合運用上の所要を踏まえた上で、航空優勢の確保に必要な対空ミサイル、海上優勢の確保に必要な魚雷、脅威圏外からの対処に必要なスタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルを優先的に整備する。 燃料の確保については、有事の燃料供給の安定化の観点から、緊急調達等の実効性を確保するとともに、油槽船を導入するなど必要な施策を推進する。 各種攻撃からの被害を局限し、機能を早期回復し得るよう、電磁パルス攻撃からの防護の観点も踏まえ、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進するとともに、各自衛隊間の相互協力の観点も踏まえた整備及び被害復旧に係る態勢を構築する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための各種施策を推進する。 補給基盤の強化については、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用品等を運用上最適な場所に保管し、必要な施設整備を進めるほか、一部の弾薬庫について拡張及び各自衛隊による協同での使用を可能とするとともに、後方補給を含む後方支援の在り方に関し、統合運用の観点等から最適化するため、検討の上、必要な措置を講ずる。 駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舍の着実な整備を進めるほか、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するとともに、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。</p>
②	<p>装備品の可動率の確保</p>	<p>PBL等の包括契約の拡大</p> <hr/> <p>補給データに関する官民の情報共有を推進</p> <hr/> <p>三次元積層造形等の活用</p> <hr/> <p>部品等の国際市場からの調達等の措置を推進</p>			<p>(4) 装備品の可動率確保 各種事態に即応し、実効的に対処するためには、取得した装備品に係る高い可動率の確保のため、装備品の維持整備に必要な十分な経費を確保するほか、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式(PBL)等の包括契約の拡大及び補給データに関する官民の情報共有を図るとともに、複雑形状を迅速かつ高精度で造形する三次元積層造形(3Dプリンター)等の活用、部品等の国際市場からの調達等の措置を推進する。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)			
(1) T700エンジンの整備	229 (88)	441 (411)	0		1	耐用寿命に到達したSH-60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700-401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、これを補用エンジン(T700-401C2)の製造及びオーバーホールに官給することで、効率的に当該エンジンを整備するものである。なお、補用エンジンは不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取り下すエンジンの代用として必要である。	0116
(2) 救難飛行艇(US-2)の取得	4,837 (4,805)	193 (183)	2,908		1	US-2はUS-1Aの後継機として、平成8年度から技術研究本部において開発された救難飛行艇であり、以下のとおり整備する予定である。 平成21年度予算においては、平成23年度に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を23年度に整備 平成25年度予算においては、平成27年度末に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を28年度に整備 平成27年度補正予算においては、平成29年度に除籍のUS-1A 1機の代替として、US-2 1機を令和元年度に整備 平成28年度補正予算においては、平成27年度に事故損耗したUS-2 1機の代替として、US-2 1機を2年度に整備(2年度明許繰越)(3年度事故繰越) 令和3年度及び令和4年度予算においては、令和6年度に除籍予定のUS-2 1機の代替として、US-2 1機を令和7年度に整備予定	0117
(3) TC-90/LC-90型航空機の整備業務の民間委託	814 (792)	962 (894)	752		1	当該機種の実務のうち、定期検査以上の高次整備について民間整備会社に委託する。	0118
(4) SH-60K搭載電子機器整備用構成品	242 (233)	0 (0)	0		1	整備用構成品は、SH-60Kに搭載されている24種類の電子機器と同一のものである。SH-60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、航空機が保有する自己診断機能により不具合箇所を特定するが、複数の構成品に不具合が発生している場合など、同機能のみでは全ての不具合箇所を特定できない場合がある。その場合、同機能で不具合とされた構成品と整備用構成品を交換することで不具合箇所を特定するものであり、その後、特定した不具合構成品と補用品を交換することで復旧させる。また、整備用構成品は、特定した不具合構成品を電子整備場において、試験装置により、不具合構成品の内部モジュールの不具合を特定する場合にも使用する。 整備用構成品の事業計画は、SH-60Kを数機〜20機程度配備する航空基地及び複数のヘリコプターを搭載するヘリコプター搭載護衛艦(DDH)に24機器を各1セット、護衛艦(DD)の不具合発生時に運用に影響の大きい3機器を各1セット装備する。	0119
(5) P-1用整備用器材の整備	327 (308)	2,344 (2,147)	1,522		1	部隊で点検、検査等を計画的に実施するための器材や不具合が生じた場合、不具合箇所の特定及び不具合の修復を実施するために必要な器材を整備するものである。なお、整備用器材は、P-1の運用、航法、通信システム等を試験するためのテストプログラムセット及び整備対象器材を接続するためのアダプタから構成される。	0120
(6) 多用途ヘリコプターの取得	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。 陸自多用途ヘリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初年度費を除いて6機約110億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。	0121
(7) 航空機搭載通信機器維持・通信部品	4,063 (3,439)	4,925 (3,902)	5,770		1	航空機搭載通信機器等について部隊で整備できる機器の整備用部品を調達するもの及び修理会社を実施する修理で必要となる部品を官給するため部品を調達するものである。	0122
(8) 輸送ヘリコプター(CH-47JA)の取得	21,557 (21,447)	22,856 (22,833)	7,491		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。	0123
(9) 乙類(航空機)	627 (641)	970 (917)	256		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、航空機の取得に伴い、それらに運動する工具等を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の整備用工具等取得するものである。	0124
(10) 整備用部品	11,407 (11,356)	13,133 (12,776)	12,195		1	外注業務(定期オーバーホール、部品修理)に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得するものである。	0125
(11) 定期オーバーホール役務費	8,054 (8,089)	6,413 (6,399)	8,662		1	定期オーバーホール役務費は、厳しい運用環境において発生する機体構造部材などの不具合や劣化による重大な不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた整備間隔ごとに機体及びエンジンを分解し、機体の構造、搭載機器の検査及びエンジンのオーバーホールを実施するとともに、当該検査において不具合が発見された場合には修理を実施するものである。機体定期修理及びオーバーホールの内容は陸上自衛隊では有していない専門技術が必要とし、かつその範囲も多岐に渡ることから、陸上自衛隊の部隊等では実施することができないため、民間企業の整備業務により対応している。	0126
(12) 部品整備役務費	8,318 (8,080)	7,599 (7,147)	7,876		1	使用できなくなった機能部品に対し、必要な処置(オーバーホール、整備、修理)を実施して再使用できるようにするものである。	0127
(13) 航空機技術管理	302 (295)	206 (206)	130		1	LR-2、EC-225LP及びTH-480Bの機体及びエンジンの不具合等に迅速・確実に対応して所要の可動率を維持し、かつ飛行安全に必要な部隊等への技術支援、技術資料等の維持・整備、SB※等の採用可否に関する検討及び不具合の調査・検討等の技術管理活動を行うものである。 注) SB(Service Bulletin) ライセンサーからライセンス製造会社及び商社に対する改修指令及び技術改善通知	0128

(14)	航空機修理費(陸自)	23,109 (24,864)	17,121 (16,891)	24,621		1	陸上自衛隊の保有する航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務等を実施するものである。	0129
(15)	航空一般部品	24,377 (28,044)	38,574 (43,095)	37,161		1	航空機、発動機及び機器の機能・性能を維持するために、部隊整備では整備取扱説明書等に基づき維持整備し、修理会社では修理仕様書等に基づき修理している。 維持整備又は修理の際、不具合となった部品等を交換するため、これらの部品を調達している。 航空機用部品は、ほとんどが輸入品又はライセンス国産品であることから、部品毎に販売権を有する会社からの調達となる。 需給統制機関において、各航空機、発動機及び機器の使用実績から必要となる部品を見積もって供給している。	0130
(16)	ティルト・ローター機(V-22)の取得	71,368 (71,368)	66,498 (66,498)	283		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持・強化を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送等である。	0131
(17)	機体オーバーホール	8,960 (13,338)	19,874 (21,884)	5,244		1	航空機等整備基準に基づき、機体の定期修理間隔に達した航空機に対し、分解、部品の交換、組立等を行う。	0132
(18)	発動機オーバーホール	2,748 (2,573)	5,754 (5,672)	4,067		1	各航空機に装備されている発動機について、それぞれの特性・性能に基づいて設定された定期修理間隔に到達した発動機の分解、検査、不具合部品の交換、組立、試運転を行い、次回定期修理までの品質・信頼性を確保し、飛行安全を図る。	0133
(19)	連絡偵察機(LR-2)の取得	1,717 (1,717)	1 (0)	200		1	我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、隔離した地域に対する偵察、連絡及び緊急患者空輸任務における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、偵察、連絡及び人員等の航空輸送、患者の輸送等である。	0134
(20)	通信機器等修理	333 (308)	0 (0)	83		1	航空機搭載無線電話及び識別装置等は、航空法第60条で整備が義務付けられており、これらの装置及び統合制御器の品質・性能を維持し航空機の信頼性を確保する。航空機搭載通信電子機器等の整備は、特殊な技術、工具、試験等を要し、陸上自衛隊では整備できないため民間企業での整備が必要である。	0135
(21)	航空機搭載通信機器維持修理	4,484 (4,360)	6,361 (5,260)	4,745		1	本事業は定期修理、臨時修理及び定期保守役務からなり、それぞれについては以下のとおり。 定期修理は、海上自衛隊で使用する各航空機の機体定期修理時に合わせて搭載通信機器(電子機器等)を定期的に修理するものである。 臨時修理は、不具合発生に対応して臨時に構成単位及び下位形態(モジュール単位)で修理するものである。また、保守役務は航空機の配備先において搭載通信機器(電子機器等)の信頼性及び即応性を維持するために実施するものである。	0136
(22)	航空機修理費(海自)	35,368 (28,477)	53,513 (47,302)	33,904		1	海上自衛隊における航空機の維持等に必要な修理用材料等の調達、航空機等の試験・改造に必要な消耗品等の調達、航空機等の改善、事故等に対する対策、その他航空機等の整備補給について部外委託を行うもの。	0137
(23)	U-36A/US-2型航空機の整備業務の民間委託	1,049 (1,049)	1,119 (1,153)	1,190		1	当該機種等の整備業務のうち、定期検査以上の高次整備について民間整備会社に委託する。	0138
(24)	護衛艦(FFM)	18,947 (18,945)	68,204 (68,204)	67,883		1	護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、令和元年度以降、2隻/年度の計画で整備着手するものである。 1隻ごとに建造者を選定してきた従来の護衛艦と異なり、設計を共通化してコスト低減を図る。また、建造造船所の選定方法も、価格だけで決める競争入札はやめ、設計能力や建造能力、関連企業の管理能力、維持整備管理能力も含めて総合的に評価する企画提案方式を採用した。評価の結果、評価点の最も高かった三菱重工業(株)を主事業者、2番目に高かった三井造船(株)を下請負者として決定した。	0139
(25)	マイナーオーバーホール	8,757 (6,257)	13,434 (11,515)	13,025		2	国内修理会社又は海外商社と修理役務請負契約を締結し、航空機用機器等の修理作業を実施する。	0140
(26)	搭載武器支援器材	13 (14)	0 (0)	0		1	航空機搭載武器の運用及び維持管理に必要な支援器材等を取得する。	0187
(27)	緊急射出装置用部品	2,387 (3,433)	4,458 (3,735)	3,208		1	各種航空機の所要の緊急射出装置用部品、エンジン火災消火器用カートリッジ及び外装物投棄用カートリッジ等取得し、航空機の可動率を維持する。	0188
(28)	通信機器購入費(空自)	31,564 (33,508)	44,523 (43,023)	19,687		1	本事業は、航空自衛隊の態勢を維持するために、次の機器等を取得する。 1 宇宙状況監視センサーシステム 2 宇宙設置型光学望遠鏡(SSA衛星)の取得 3 作戦用通信回線統制システム 4 地上警戒管制レーダーの適合化 等	0189
(29)	諸器材購入費(空自)	22,783 (20,953)	14,842 (13,599)	10,154		1	1 編成装備品の購入、製造等に要する初度費の支払い、航空機に搭載又は装着する部品及び航空機の運航に必要な部品の購入 2 車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の機上動力器材、着陸制御拘束装置、油類、施設車両、施設機械器具その他の資材の保管用機械器具並びにこれらの付属品の購入及び据付 3 試験研究のための参考器材購入 4 武器附属品、銃架、銃手入れ台、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌、弾薬類及び保管、修理等に必要な機械器具等並びにこれらの付属品の購入及び据付等	0190

(30)	諸器材等維持費(空白)	15,596 (14,847)	16,101 (14,185)	17,560	1	本事業は、航空自衛隊が保有する諸器材等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。 1 補給処等における保管、処分、荷役、運搬用機械器具等の修理用材料、消耗品及び役務の取得等 2 施設車両及び施設機械の修理用材料、消耗品及び役務の取得等 3 器材の維持修理及び改造用材料の消耗品及び役務の取得並びにその改善要求並びに事故等に対する技術対策 4 航空施設隊、航空音楽隊、飛行開発実験団、航空医学実験隊及び航空警務隊等並びに情報、暗号、気象及び写真印刷業務用等の消耗品の取得等 5 部隊等の運営及び機能の維持等 6 弾薬、その容器及びそれらの修理保管用機械器具の保管、修理、再生、処分、改造等並びに調達補給、後送、改善要求及び事故等に対する技術対策に必要な材料、消耗品及び役務の取得等	0191
(31)	老朽整備器材更新(機体)	663 (987)	1,030 (1,038)	952	1	航空機整備器材(機体)のうち、老朽化による器材の劣化あるいは性能低下等により、本来の性能が発揮できず、整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新する。	0192
(32)	IRAN(航空機定期修理)経費等	53,682 (59,223)	47,959 (38,303)	16,962	1	航空機は、極めて厳しい運用環境下(荷重、温度及び湿度等)で使用しており、飛行に伴う機体構造部材等の疲労、摩耗、き裂等のほか、暦日経過に伴う腐食及び劣化等が進行していくことから、航空機の機能・性能及び安全を確保するため、整備マニュアルに基づく点検整備を実施している。本事業は、修理会社の技術及び設備を活用して、航空機の保有部隊等で検査及び修理ができない箇所に対する分解、検査及び修理等を実施するものである。	0193
(33)	航空機整備器材修理費	1,965 (1,915)	2,215 (1,893)	2,442	1	部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理するため、担任補給処が製造会社及び修理会社に対して役務要求等の調達を実施する。 (航空機整備器材修理における具体例) F-15の飛行前・後の点検に使用する整備器材AE-1(電源車)の修理 T-4の飛行前・後の点検に使用する整備器材C-4(電源車)の修理 C-4(電源車)の部品(REGULATOR)等の修理 エンジン・テストスタンドの定期検査及び臨時修理	0194
(34)	航空機維持部品	126,715 (116,569)	23,061 (57,790)	2,072	1	基地整備、補給処整備における計画整備及び計画外整備において必要となる維持部品を取得し、航空機の機体、エンジン及び必要修理品の修理を可能とすることにより、所要の航空機数を維持する。	0195
(35)	エンジン・オーバーホール経費	8,853 (5,953)	7,505 (6,645)	7,433	1	航空機に搭載されているエンジンは、過酷な条件下で運用されており、エンジンの運転に伴う構成部品等の疲労、摩耗、き裂等のほか、暦日経過に伴う腐食及び劣化等が進行していくことから、エンジンの機能・性能及び航空機の安全を確保するため、整備マニュアルに基づく点検整備を実施している。本事業は、航空機の保有部隊等では実施できないエンジンの分解検査及び修理を、修理会社の技術及び設備を活用して実施するものである。	0196
(36)	航空機修理費(空白)	197,137 (161,133)	171,986 (135,395)	282,948	1	1 航空機及び航空機部品等の維持整備に必要な役務等の取得 2 航空機の改修に必要な役務等の取得 3 航空機等の後方支援、維持管理を効率的に実施するための会社技術力の利用	0197
(37)	市ヶ谷地区の維持管理に要する経費	6,383 (5,771)	7,250 (6,274)	7,509	1	市ヶ谷地区に所在する各施設等の管理に必要な保守等役務、備品・消耗品、光熱水料及び燃料費の調達や支払いを実施する。	0198
(38)	先端製造技術の利活用に関する各種事例等の調査研究に要する経費	5 (5)	28 (25)	0	2	先端製造技術たる三次元積層造形技術(3Dプリンタ)の動向調査を踏まえ、装備品の部品等へ適用した場合の効果を検証する。これを踏まえ、自衛隊等における実用化を行うため、三次元積層造形技術を使用した部品等取得のプロセスを構築するための検討を行う。当該検討成果を踏まえ、必要に応じ、他の先端製造技術の利活用についても検討を行う。	0199
(39)	自衛隊施設整備	114,428 (108,010)	157,116 (149,447)	129,564	1	各種事態における実効的な抑止及び対処に必要な防衛力整備のため、自衛隊の基地・駐屯地等において、機能発揮のために必要な施設の新設、耐震改修、インフラ整備等を行う。	0200
(40)	特別借受宿舎	12,746 (12,709)	13,078 (13,225)	13,003	1	特別借受宿舎の借受料については、昭和39年度以降、原則支払期間60年、金利6.5%の元利均等償還方式で計算され、支払いが完了すれば宿舎は連合会から国(防衛省)に寄付されるが、平成9年度からは、国側の運用が容易となるように支払期間満了前であっても物件の買取り(国有財産化)を行っている。現在、支払い額の抑制を図るべく、平成26年度の公開プロセスにおける評価結果も踏まえ、早期買取りに努めている。	0201
(41)	一般借受宿舎	4,258 (4,182)	4,075 (3,995)	4,057	1	宿舎所要があるが建設のための用地の取得が困難な地域や、宿舎所要が一時的な地域等においては、民間のアパート等を借り上げ、宿舎として設置している。本事業は、これら民間住宅の借上げにより宿舎を設置しその借料を支払うもの。	0202
(42)	宿舎(建設等)	30,863 (29,087)	22,961 (21,258)	24,067	1	・経年のため老朽化した自衛隊員のための既存宿舎の建替。 ・部隊の新編等に伴い必要となる宿舎の新設。 ・経年のため機能的に欠陥が生じている等の自衛隊員のための既存宿舎の改修。 ・宿舎所要が少なく、経年のため老朽化が進行した宿舎の取り壊し。	0203
(43)	相互防衛援助協定交付金	153 (147)	153 (149)	154	1	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」第7条第2項に基づき、在日合衆国相互防衛援助事務所に係る行政事務費(旅費・通信費等)及びこれに関連する経費として、アメリカ合衆国政府に円資金を交付。また、同附属書Gに定めるところにより現物提供を行っている。	0204
(44)	大口径火砲用弾薬に係る調査	7 (6)	35 (21)	66	1	近年の弾薬購入費(誘導弾を除く)の減少傾向に伴い、弾薬製造企業における設備更新が進まず設備の老朽化が深刻な上、熟練工の高齢化に伴う技術伝承も充分に行えない状況となっている。特に、大口径火砲の弾薬は、新規の砲弾の研究開発が近年実施されていないことから、技術者、研究者の確保が困難となっている状況である。よって、官側を含め、研究開発に必要な知識の陳腐化及びノウハウの希薄化が進んでいることが懸念される。このため本事業においては、今後の大口径火砲の弾薬の研究開発の検討に必要な現行の弾薬技術や研究開発・製造のノウハウを体系的に整理し、今後の研究開発・製造を効率的に実施する基盤を整備するものである。	0205

(45)	航空機の維持整備抑制に関する調査研究	17 (16)	18 (17)	0		2	P-1の維持整備費用抑制の具体策を導出し、維持整備費用抑制の資を得る。	0206
(46)	官民連携による後方支援体制の成立可能性に係る委託調査	1 (0)	27 (27)	0		2	可動率の向上及び維持整備コストの低減を図るため、MRO&U、補給管理等の業務について、民間委託し得る範囲、官民における業務分担・業務要領、民間委託する際の課題、解決策等について検討する。 官が保有する連航・整備・補給データを製造・修理会社等と適時に共有することによる効果的な技術管理及び補給管理を通じて、部品の共通化の推進、適時の改修及び性能向上、需給計画の策定等を検討する。 米海軍が契約しているMH-60のPBLについて、契約形態、役務による効果、官民連携体制等を調査する。	0207
(47)	家族支援経費	63 (55)	64 (56)	64		1	海外派遣、警戒監視等の任務に従事する艦艇に対して家族通信用の機材を搭載。乗員毎にメールアドレスを付与し、隊員とその留守家族等の間の連絡手段として、電子メール(1日2回を標準)による通信環境を確保する。	0210
(48)	航空機の効果的、効率的なPBL等包括契約の実施に係る調査研究	0 (0)	0 (0)	25		2	防衛省におけるPBL等包括契約の適用は、現状、導入リスクや費用対効果の観点から、海外のサプライチェーンが確立している(ライセンス国産機又はノックダウン機に対象が限られている。 防衛省のPBLガイドラインの「より効率的・効果的なPBLの拡大に向けた課題」の中で、「制度」、「組織・人」及び「情報管理基盤」に係る課題が明記されており、今後、海外のサプライチェーンの活用が十分に期待できない国産航空機に対してPBL等包括契約を適用するに当たっては、予めこれらの課題を解決する必要がある。 本事業では、航空機の分野において、英国におけるPBL契約の事例調査から防衛省におけるPBL契約の課題を分析し、調査する。	04-0010
(49)	気候変動への対応に取り組むための再エネ導入に係る検討委託業務	0 (0)	0 (0)	0		1	再生可能エネルギー設備や蓄電設備を整備することにより、基地等からの温室効果ガス排出削減に貢献しつつ、災害時や有事に対応した、より強靱性のあるエネルギー自立化に向けた検討を行うため、国内外の再生可能エネルギー市場動向に関する調査、拠点一覧に基づく再エネ導入ポテンシャルの分析、拠点の耐災害性能・耐テロ性能の維持・向上を前提とした最適な再エネ導入・調達手法の検討、左記を踏まえた基本構想・ロードマップ案の作成を目的とする。	05-0013
(50)	気候変動への対応に取り組むための代替燃料等の導入に係る検討委託業務	0 (0)	0 (0)	0		1	将来の脱炭素化・エネルギーシフトを見据え、新たなエネルギー源構成への対応として、防衛省・自衛隊の今後のエネルギー源・燃料(代替燃料や水素、アンモニア等)及び供給手段等について、要求される性能も含め、時間軸に沿った対応の方向性について検討を行うため、国内外の代替燃料、水素やアンモニアの市場動向に関する調査、自衛隊施設(設備)等に基づく代替燃料等の導入ポテンシャルの分析、自衛隊施設(設備)等の性能の維持・向上を前提とした最適な代替燃料等の導入・調達手法の検討、4. 2030年、2050年を見据えた代替燃料等の導入・調達の基本構想・ロードマップ案の作成を目的とする。	05-0014
施策の予算額・執行額		896,878 (843,998)	910,048 (876,452)	786,837			施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-1-(3)持続性・強靱性の強化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-③)

施策名	持続性・強靱性の強化	
測定指標	目標	施策の進捗状況
①継続的な運用の確保		
弾薬及び燃料の確保		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 航空優勢の確保、脅威への有効な対処能力を有する弾薬及び 水中における優勢の確保に必要な魚雷の取得経費を計上した。 ● 弾道ミサイル防衛に使用するSM-3ブロックII A及び及びSM-3ブロックI Bの取得経費を計上した。 ● 我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なF-35Aに搭載するスタンド・オフ・ミサイル(JSM)の取得経費を計上した。 ● 令和元年度予算においては、大分弾薬支処の火薬庫の整備に係る経費約7億円、瀬戸内分屯地の火薬庫の整備に係る経費約18億円を計上し、施設整備を実施している。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 航空優勢の確保、脅威への有効な対処能力を有する弾薬及び 水中における優勢の確保に必要な魚雷の取得経費を計上した。 ● 航空優勢、海上優勢の確保に必要な対空ミサイル・魚雷の取得経費を計上した。 ● 弾道ミサイル防衛に使用するSM-3ブロックII Aの取得経費を計上した。 ● 令和2年度予算においては、瀬戸内分屯地の火薬庫の整備に係る経費約19億円を計上し、施設整備を実施している。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 航空優勢、海上優勢の確保に必要な対空ミサイル・魚雷の取得経費を計上した。 ● 部隊運用を継続的に実施するために必要な燃料の取得経費を計上した。 ● 艦艇の支援能力確保のため、油槽船を整備した。 ● 令和3年度予算及び令和3年度補正予算においては、陸上自衛隊では、火薬庫の整備に係る経費として、祝園弾薬支処において約0.2億円、瀬戸内分屯地において約11.8億円を計上し、施設整備を実施している。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 航空優勢、海上優勢の確保に必要な対空ミサイル・魚雷の取得経費を計上した。 ● 部隊運用を継続的に実施するために必要な燃料の取得経費を計上した。 ● 火薬庫の整備に係る経費として、令和4年度予算においては、約97億円、令和4年度補正予算においては約0.3億円を計上し、施設整備を実施している。
建て替えを含む施設の老朽化対策及び耐震化対策の推進		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度予算においては、施設の老朽化対策及び耐震化対策に必要な経費として約459億円、令和元年度補正予算においては約21億円を計上し、施設整備を実施している。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度予算においては、施設の老朽化対策及び耐震化対策に必要な経費として約593億円、令和2年度補正予算においては約108億円を計上し、施設整備を実施している。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度予算においては、施設の老朽化対策及び耐震化対策に必要な経費として、約483億円、令和3年度補正予算においては約34億円を計上し、施設整備を実施している。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度予算においては、施設の老朽化対策及び耐震化対策に必要な経費として、約661億円、令和4年度補正予算においては約14億円を計上し、施設整備を実施している。
駐屯地・基地等の近傍等における必要な宿舎の着実な整備		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 一般借受宿舎については、282戸を駐屯地・基地等の近傍に整備した。その内、167戸については駐屯地・基地等から概ね2km以内へ整備し、緊急参集用の無料宿舎を拡大した。 ● 奄美駐屯地の宿舎1棟について整備した。 ● 宮古島駐屯地の宿舎1棟について整備した。 ● 与那国駐屯地の宿舎2棟について整備した。 ● 小松基地の宿舎1棟について整備した。 ● 鹿追駐屯地及び秋田分屯基地における緊急参集要員用に係る宿舎の新設に着手した。

2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●一般借受宿舎については、118戸を駐屯地・基地等の近傍に整備した。その内、94戸については駐屯地・基地等から概ね2km以内へ整備し、緊急参集用の無料宿舎を拡大した。 ●鹿追駐屯地の宿舎1棟について整備した。 ●百里基地の宿舎2棟について整備した。 ●市ヶ谷駐屯地の宿舎2棟について整備した。 ●横須賀地方総監部の宿舎3棟について整備した。 ●宮古島駐屯地の宿舎2棟について整備した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●一般借受宿舎については、184戸を駐屯地・基地等の近傍に整備した。その内、149戸については駐屯地・基地等から概ね2km以内へ整備し、緊急参集用の無料宿舎を拡大した。 ●練馬駐屯地の宿舎1棟について整備した。 ●秋田分屯基地の宿舎1棟について整備した。 ●石垣駐屯地(仮称)の新編に係る宿舎の新設に着手した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●一般借受宿舎については、164戸を駐屯地・基地等の近傍に整備した。その内、68戸については駐屯地・基地等から概ね2km以内へ整備し、緊急参集用の無料宿舎を拡大した。 ●石垣駐屯地駐屯地の宿舎4棟について整備した。 ●東千歳駐屯地における緊急参集要員用に係る宿舎の新設に着手した。 ●与那国駐屯地の新編に係る宿舎の新設に着手した。

各種事態発生時に自衛隊が民間空港・港湾を速やかに使用可能とするための各種施策の推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度においては、各種事態発生時における自衛隊が民間空港・港湾を速やかに利用するために、関係省庁間における特定公共施設等利用法の手続要領の確認等を行うことによって、関係省庁間との連携強化の推進を行った。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度においては、各種事態発生時における自衛隊が民間空港・港湾を速やかに利用するために、引き続き関係省庁間における特定公共施設等利用法の手続要領の確認等を行うことによって、関係省庁間との連携強化の推進を行った。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては、各種事態発生時における自衛隊が民間空港・港湾を速やかに利用するために、引き続き関係省庁間における特定公共施設等利用法の手続要領の確認等を行うことによって、関係省庁間との連携強化の推進を行った。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては、各種事態発生時における自衛隊が民間空港・港湾を速やかに利用するために、引き続き関係省庁間における特定公共施設等利用法の手続要領の確認等を行うことによって、関係省庁間との連携強化の推進を行った。

自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●航空基地の滑走路が被害を受けた場合に備え、より迅速な被害復旧を可能とする器材の取得経費(約9億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、新田原基地の分散パッド整備のための検討に係る経費として約0.2億円を計上し、基本検討を実施している。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●航空基地の滑走路が被害を受けた場合に備え、より迅速な被害復旧を可能とする器材の取得経費(約6億円)を計上した。 ●令和2年度補正予算においては、築城基地の分散パッド整備のための調査に係る経費として約0.1億円を計上し、調査を実施している。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度予算においては、新田原基地及び築地基地の分散パッドの整備に係る経費として、約30億円を計上した。 ●令和3年度予算においては、新田原基地の分散パッド整備のための工事に係る経費として約30億円を計上した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度予算においては、築地基地の分散パッドの整備に係る経費として、約10億円を計上した。

隊員の家族に配慮した各種家族支援施策の推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度においては、海賊対処行動や海外での訓練等に長期派遣される隊員に対して、留守家族相談窓口を103箇所設置、家族説明会を28回、部隊便り(家族通信)を69回実施したほか、テレビ電話による支援を行い、のべ44名が利用した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度においては、海賊対処行動や海外での訓練等に長期派遣される隊員に対して、留守家族相談窓口を70箇所設置、家族説明会を15回、部隊便り(家族通信)を48回実施したほか、テレビ電話による支援を行い、のべ6名が利用した。

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては、海賊対処行動や海外での訓練等に長期派遣される隊員に対して、留守家族相談窓口を104箇所設置、家族説明会を39回、部隊便り(家族通信)を91回実施した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては、海賊対処行動や海外での訓練等に長期派遣される隊員に対して、留守家族相談窓口を78箇所設置、家族説明会を46回、部隊便り(家族通信)を37回実施した。

その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●艦艇の支援能力確保のため、油槽船(2隻)の建造経費(約57億円)を計上した。 ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・TC-90/LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・海上自衛隊の艦艇や航空機等が一層の能力を発揮し得るような必要な態勢を維持・構築するため、搭載する武器等の購入、維持、整備、補修等及び部品、修理保管用部品、参考器材等の購入を実施した。 ・海上自衛隊における部隊運用機能の向上を図るため、補給処、造補所、部隊等の運営、施設機械等の維持、艦船の行動及び爆発兵器類の処理、弾薬類の維持等に必要な材料等の購入等を実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、ガスタービン機関部品のオーバーホールを実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、主機等のオーバーホールを実施した。 ・護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持するため、ソナー用ラバーウィンドウの換装を実施した。 ・掃海艇の機雷探知能力を維持するため、機雷探知機等の整備を実施した。 ・艦艇の製造中止部品対策のため、代替品の製造及び機器の改修を実施した。 ・イージス装置の機能維持及び即応性向上に資する国内整備態勢の整備のため、不具合情報の収集、整備取扱説明所等の改訂等を実施した。 ・掃海艇の機雷掃海能力を維持するため、機雷処分具等の整備を実施した。 ・艦艇の攻撃能力維持のため、魚雷等の定期検査、魚雷構成部品の修理、魚雷整備用消耗品の購入を実施した。 ・海上自衛隊の弾薬の保管環境改善のため、不要弾薬の処分を実施した。 ・潜水艦の被探知防止能力を維持するため、主蓄電池の換装及び購入を実施した。 ・艦艇の可動率確保のため、艦船の定期検査及び維持補修に必要な材料及び消耗品の調達等を実施した。 ●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機搭載武器の運用及び維持管理に必要な支援器材等を取得し、緊急射出装置用部品を取得した。 ・通信機器を取得した。 ・維持修理等実施。 ・整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新した。 ・部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理した。 ・航空機エンジンのオーバーホールを実施した。 ・飛行点検機能の維持に必要な飛行点検機(U-680A)を2機取得した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・TC-90/LC-90型航空機の整備業務について民間委託を行い、人的資源の有効活用を図った。 ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。

2 年 度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の部隊等で検査及び修理ができない箇所を外注で定期的に検査及び修理を実施した。 ・航空機の保有部隊等で実施できないエンジンの分解検査、修理及び調整等を外注で定期的に実施した。 ・各種航空機の飛行支援に必要な維持部品を取得した。 ・整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新した。 ・部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理した。 ・航空自衛隊の保有する航空機及び航空機部品等の維持整備について必要な役務等を取得するとともに、所要の改修等を実施した。 ・航空自衛隊が任務を遂行する上で必要な態勢を維持するため、所要の諸器材等を購入した。
3 年 度	<p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を20機契約した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の所要の緊急射出装置用部品を取得した。 ・整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新した。 ・部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理した。 ・航空機の部隊等で検査及び修理ができない箇所を外注で定期的に検査及び修理を実施した。 ・航空機の保有部隊等で実施できないエンジンの分解検査、修理及び調整等を外注で定期的に実施した。 ・各種航空機の飛行支援に必要な維持部品を取得した。 ・航空自衛隊の保有する航空機及び航空機部品等の維持整備について必要な役務等を取得するとともに、所要の改修等を実施した。 ・航空自衛隊が任務を遂行する上で必要な態勢を維持するため、所要の通信機器や諸器材等を契約した。
4 年 度	<p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を6機取得した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SH-60Kの配備計画に合わせ、各航空基地等にSH-60K搭載電子機器整備用構成部品を装備した。 ・救難飛行艇(US-2)の整備を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。

4 年度 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の所要の緊急射出装置用部品を取得した。 ・整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新した。 ・部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理した。 ・航空機の部隊等で検査及び修理ができない箇所を外注で定期的に検査及び修理を実施した。 ・航空機の保有部隊等で実施できないエンジンの分解検査、修理及び調整等を外注で定期的に実施した。 ・各種航空機の飛行支援に必要な維持部品を取得した。 ・航空自衛隊の保有する航空機及び航空機部品等の維持整備について必要な役務等を取得するとともに、所要の改修等を実施した。 ・航空自衛隊が任務を遂行する上で必要な態勢を維持するため、所要の通信機器や諸器材等を契約した。
-------------------------	---

② 整備品の可動率の確保

PBL等の包括契約の拡大

元 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度は、令和3年度概算要求に向けて継続2件(陸自EC-225LP特別輸送ヘリコプター、海自TH-135練習ヘリコプター)及び、新規3件(海自US-2救難飛行艇、海自P-3C固定翼哨戒機及び海自護衛艦発電用ガスタービン)のPBL実施のための調査研究(BCA)を行った。 ●航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。
2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度は、翌年度に実施する令和4年度概算要求の準備として、PBL継続2件(陸自CH-47J/JA輸送ヘリコプター、海自C-130R輸送機)の調査研究(BCA)を行った。 ●航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ●P-1の維持整備費用を抑制するための方策を検討した。
3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度概算要求の準備として、PBL継続4件(海自MCH-101掃海・輸送ヘリコプター、海自P-3C固定翼哨戒機、海自護衛艦発電用ガスタービン、空自F-2戦闘機用F110エンジン用部品)及び、新規1件(海自TC-90練習機/LC-90連絡機)の調査研究(BCA)を行った。 ●令和3年度は、陸自EC-225LP特別輸送ヘリコプター及び海自TH-135練習ヘリコプターのPBL継続契約を行った。
4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●海自SH-60K回転翼哨戒機、海自非貫通式潜望鏡及び空自C-130H輸送機の維持・整備に対するPBL事業化可否の判断に資することを目的として、令和4年度外部委託による調査研究(BCA)経費を執行し、PBL導入に向けた実現可能性について当該調査研究を活用し分析・検証等を行った。 ●海自C-130R輸送機の機体・維持等に係る令和4年度PBL契約を締結し、当該機体・維持等に係る事業を開始した。

補給データに関する官民の情報共有を推進

元 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ●空自において、システムの端末を航空機修理契約会社等に無償貸付し、補給データ(官給品の在庫情報等)の閲覧や、官給品の入・出庫情報をオンライン上で入力することが可能。官民双方の事務手続きの省力化に寄与している。 ●海自において、情報交換ツールの整備として、官民の情報共有を試行的に実施。航海中の艦船に故障が発生した場合に修理メーカーと故障情報を共有することを念頭に、造修補給所～艦艇～武器メーカー間での情報共有を行った。
2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ●空自では、システムの端末を航空機修理契約会社等に無償貸付し、補給データ(官給品の在庫情報等)の閲覧や、官給品の入・出庫情報をオンライン上で入力することを可能とし、引き続き官民双方の事務手続きの省力化に寄与している。 ●海自では、造修補給所～艦艇～武器メーカー間での情報共有について、情報保証上の処置を実施するための契約を締結した。
3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ●海自では、情報交換ツールの整備として、官民の情報共有を試行的に実施。官民間のデータ連携を検討している次期海自造修整備補給システム(海自ロジスティクス基盤システム(仮称))において、試行結果で得た官民のデータ連携方式を基に官民間のデータ連携の細部運用要領の検討を実施中。また、造修補給所～艦艇～武器メーカー間での情報共有についてFFMの維持整備に向けた官民の情報共有を令和2～3年度にかけて試行し、検証結果を踏まえて令和4年3月から実運用を始めた。 ●空自では、システムの端末を航空機修理契約会社等に無償貸付し、補給データ(官給品の在庫情報等)の閲覧や、官給品の入・出庫情報をオンライン上で入力することを可能とし、引き続き官民双方の事務手続きの省力化に寄与している。

	4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ●海自では、情報交換ツールの整備として、官民の情報共有を試行的に実施。官民間のデータ連携を検討している次期海自造修整備補給システム(海自ロジスティクス基盤システム)において、試行結果で得た官民のデータ連携方式を基に官民間のデータ連携の細部運用要領の検討を実施中。なお、FFMの維持整備に必要な補給データに関わる官民の情報共有については、令和3年度末から継続的に実施した。 ●空自では、システムの端末を航空機修理契約会社等に無償貸付し、補給データ(官給品の在庫情報等)の閲覧や、官給品の入・在庫情報をオンライン上で入力することを可能とし、引き続き官民双方の事務手続きの省力化に寄与している。 	
	三次元積層造形等の活用		
	元 年 度	●三次元積層造形技術の動向調査を踏まえ、装備品の部品等へ適用した場合の効果を検証した。この結果三次元積層造形技術を装備品の部品等の製造に適用することで、製造リードタイムの縮減やコスト縮減の効果が見込めることを検証できた。	
	2 年 度	●特定の装備品の部品を対象に、三次元積層造形技術の技術的適用可能性及び維持整備の効率性の両面から同技術によって製造し得る部品を選定するための基準について検討を行い、同基準で選定した部品を特定するなど、今後の自衛隊での活用プロセス検討の資を得ることができた。	
	3 年 度	●三次元積層造形技術を用いて応急的・一時的使用を前提とした装備品の部品の試作・評価を委託し、自衛隊での同技術の実用化のためのプロセス検討の資を得ることができた。	
	4 年 度	●関係部署との連携や事業への協力を実施し、三次元積層造形技術の導入に当たっての課題解決に向けた検討を行った。	
	部品等の国際市場からの調達等の措置を推進		
	元 年 度	●P-3Cの部品の調達先や修理の受け入れ先の拡大を図った。	
	2 年 度	●実績なし。	
	3 年 度	●実績なし。	
4 年 度	●実績なし。		
担当部局名	防衛政策局、整備計画局、人事教育局、防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月

**我が国自身の防衛体制の強化
（防衛力の中心的な構成要素
の強化における優先事項）**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-④)

<p>施策名</p>	<p>人的基盤の強化</p>	<p>担当部局名</p>	<p>整備計画局、人事教育局、防衛装備庁</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観点からも、自衛隊員を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要がある。 このため、地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進、大卒者等を含む採用層の拡大や女性の活躍推進のための取組、自衛官の定年年齢の適切な引上げや退職自衛官の活用、予備自衛官等の活用や充足向上のための取組といった、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための制度面を含む取組に加え、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する。 また、すべての自衛隊員が高い士気を維持し自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。 さらに、統合教育・研究の強化等、自衛隊の能力及びその一体性を高めるための教育・研究の充実を促進するほか、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。これらに加え、栄典・礼遇に関する施策の推進、任務の特殊性等を踏まえた給与面の改善といった処遇の向上や、若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえた再就職支援の一層の充実を図る。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>①より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るための取組を推進 ②自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を推進 ③予備自衛官等の活用と充足向上</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和5年8月</p>

測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
				目標年度	
①	採用の取組強化	非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進			<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (1) 人的基盤の強化 人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を重点的に推進する。 (7) 採用の取組強化 少子高齢化等に伴う厳しい採用環境の中でも、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。また、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、採用広報の充実や採用体制の強化を含め、多様な募集施策を推進するとともに、地方公共団体や関係機関等との連携を強化する。さらに、採用における魅力化を図るため、生活・勤務環境を改善するとともに、任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実を図る。 (4) 人材の有効活用 女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。 精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行うとともに、再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する。また、民間の人材の有効活用により、専門性の高い分野を担う部隊等の人員を確保する。 (9) 生活・勤務環境の改善 厳しい安全保障環境に対応して部隊等の活動が長期化する中、国民の命と平和な暮らしを守るという崇高な任務に取り組む全ての隊員が自らの能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うできるよう、必要な隊舎・宿舎の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品等の所要数の確実な確保、複数クルーでの交替勤務の導入による艦艇要員1名当たりの洋上勤務日数の縮減を行うなど、生活・勤務環境の改善を図る。 (1) 働き方改革の推進 社会構造の大きな変化により育児や介護等で時間や移動に制約のある隊員が増える中において、全ての隊員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、ワークライフバランスの確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。さらに、庁内託児所の整備等の取組を進めるとともに、緊急登庁せざるを得ない隊員のための子供一時預かり等、地方公共団体等との連携を強化しつつ、家族支援施策を推進する。 (4) 教育の充実 各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するた</p>
		採用広報の充実や採用体制の強化を含めた多様な募集施策の推進			
		任期満了退職後の公務員の再就職や大学への進学等に対する支援の充実			
		民間人材の有効活用			
②	人材の有効活用	女性自衛官等の活躍推進、教育・生活・勤務環境の基盤整備			
		自衛官の若年定年年齢の引上げ、再任用の拡大			
③	隊員の生活・勤務環境の改善	洋上勤務日数の縮減			
		必要な隊舎・宿舎の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進			
		日用品等の所要数の確実な確保			
		老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新			
④	働き方改革の推進	働き方改革の推進	令和5年度	別紙	
		両立支援施策(庁内託児所の整備、緊急登庁支援等)の推進			

(10)	自衛官等募集活動に要する経費	1,405 (1,293)	1,450 (1,349)	1,445	1	自衛官等の募集を主任務とする全国50ヶ所の自衛隊地方協力本部においては、広報官が受験者個々のニーズに対応したきめ細かい募集活動等を実施することで、より質の高い隊員の確保に努めている。具体的には、募集対象者の情報取得や、職業としての自衛官の魅力の広報、更に募集対象者及びその家族が抱く自衛官という職業に対する不安の解消などである。本経費は、広報官が募集対象者や学校等を訪問・交流するために必要な日帰り動誘旅費、説明に必要な消耗品の購入、非常勤賞金職員の雇用経費等である。	0214
(11)	援護業務に関する経費	160 (113)	161 (113)	176	6	① 自衛隊の就職援護担当者による就職援護活動(企業、地方公共団体等を訪問し自衛官の技能・経験等の広報、合同企業説明会への協力) ② 援護広報カレンダーや再就職に関する各種パンフレットを作成し、企業主等へ配布して退職自衛官の再就職について周知 ③ 各種媒体等における退職自衛官に係る有用性に関する周知活動の実施 ④ 再就職決定までの流れを具体的に体系的に記述した「再就職の手引き」を作成し、退職予定隊員及び部隊指揮官等へ配布 ⑤ 自衛隊援護機関(地方協力本部、各援護室等)、(一財)自衛隊援護協会、地域の雇用協議会、ハローワーク等との各種会議の実施	0215
(12)	募集事務地方公共団体委託費	85 (81)	89 (88)	89	1	自衛隊法第97条1項により、都道府県知事及び市町村長に自衛官等募集事務の一部を委託しており、その経費は同法第97条第3項で国庫の負担と規定されている。委託内容は、都道府県においては募集期間の告示、重点市町村の指定、各種広報媒体による広報、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等であり、市町村においては志願票の受理等、広報紙等への募集案内の掲載、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等である。	0216
(13)	自衛官等募集試験等に要する経費	283 (263)	300 (276)	309	1	自衛官等の各募集種目の採用試験を円滑に実施するために必要な試験問題の作成、志願票及び受験票の印刷等の経費である。	0217
(14)	自衛官等募集広報宣伝に要する経費	623 (615)	596 (585)	587	1	募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報として、募集案内、ポスター印刷、交通機関広告に必要な経費である。	0218
(15)	企業主招へいに要する経費	32 (6)	34 (9)	34	6	全国の部隊及び地方協力本部が、企業主等を部隊等に招へいし、自衛官の職種・職域や階級ごとの業務内容の説明及び懇談等の活動を行うとともに、実際に自衛官が活動している現場を見てもらうことにより、自衛官がどのような任務・役割を担っているか、またどのような技能・資質を持っているかなど、自衛官の有用性について認識を深めていただく。	0219
(16)	進路相談部外委託に要する経費	95 (91)	91 (91)	91	6	民間事業者に委託し、全国26駐屯地等(真駒内、旭川、東千歳、青森、仙台、朝霞、板妻、千僧、普通寺、福岡、健軍、北熊本、別府、大湊、下総、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、鹿屋、千歳、三沢、入間、小牧、春日、那覇)に、キャリア・カウンセラー等の資格を保有し、雇用環境等に精通した部外専門家(進路相談員)を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談(電話相談や、他の駐屯地等への出張相談等を含む。)を実施。	0220
(17)	援護業務民間委託に要する経費	1,338 (1,333)	1,458 (1,402)	1,447	6	①就職援護業務の民間委託について 平成19年8月から首都圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)において、また、平成21年8月からは愛知県において、当該都県に所在する地方協力本部における任期制自衛官に係る求人開拓・再就職支援等の就職援護業務を民間の有料職業紹介事業者に対し委託して実施している。 ②地方協力本部等における非常勤職員の採用について 平成20年度より、地方協力本部等において所要の非常勤職員を採用し就職援護業務に従事させている。	0221
(18)	退職予定自衛官就職援護業務費補助金	369 (369)	370 (361)	370	6	①若年定年等退職予定自衛官の再就職の確保のため、(一財)自衛隊援護協会が、職業安定法第33条の規定に基づき厚生労働大臣から許可を得て行う無料職業紹介事業に要する経費の一部を補助するものである。 ②補助率は、(一財)自衛隊援護協会の補助対象事業に従事する職員に対する人件費は10/10。補助対象事業を行うために使用する土地建物の借料は5/10。補助対象事業に関する旅費及び一部の管理運営費については10/10である。	0222
(19)	貸費生貸与金	17 (12)	17 (15)	17	1	現在、大学及び大学院で、医学、歯学、理学、工学を専攻している学生で、卒業(修了)後、その専攻した学術を活かして引き続き自衛隊に勤務する意志を持つ者に対して学資金を貸与するものである。学資金の額は、自衛隊法施行令第120条の5に基づき月額5万4千円と規定されており、貸与された学資金は、自衛官として一定年限以上勤務すると規定に従って返還が免除される。	0223
(20)	予備自衛官に必要な経費	2,529 (1,050)	2,132 (1,910)	2,412	7	予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される者と、予備自衛官補としての教育訓練を修了した後に任用される者があり、平素は各々の職業に従事しつつ、年間5日間(基準)の訓練に出頭する。予備自衛官は、訓練に出頭することにより予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、予備自衛官には予備自衛官手当、訓練招集手当及び訓練出頭に係る旅費が支給される。	0224
(21)	即応予備自衛官に必要な経費	3,677 (3,107)	3,369 (2,808)	3,537	7	即応予備自衛官は、陸上自衛隊に導入されている制度であり、退職した自衛官や予備自衛官として任用されている者の志願に基づき選考により採用され、平素は各々の職業に従事しつつ、年間30日間の訓練に出頭する。即応予備自衛官は、訓練に出頭することにより、即応予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当、訓練招集手当、訓練出頭に係る旅費及び動続報奨金が支給される。また、即応予備自衛官が安心して訓練に出頭することを可能とするため、即応予備自衛官の雇用企業に対して給付金を支給している。	0225
(22)	予備自衛官補に必要な経費	162 (84)	104 (94)	161	7	予備自衛官補は、陸上自衛隊及び海上自衛隊に導入されている制度であり、主として自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用させる制度である。予備自衛官補には、一般と技能の2つの採用区分があり、予備自衛官として勤務するために必要な基礎的知識及び技能を修得するため、所定の教育訓練に出頭する。なお、予備自衛官補には、教育訓練招集手当及び出頭に係る旅費が支給される。	0226
(23)	入校、講習、研修等に要する旅費	1,841 (1,249)	1,562 (1,319)	3	5	対象者である隊員が、上記目的を達成するために必要な国内移動に要する旅費である。	0227
(24)	部外講師の招へいに要する旅費	16 (7)	17 (8)	16	5	部内の教育訓練機関に部外講師を招へいするために必要な国内移動に要する旅費である。	0228
(25)	任期制自衛官の退職時の進学支援	0 (0)	11 (0)	3	1	任期制自衛官としての任期満了退職後に国内の大学へ進学し、予備自衛官又は即応予備自衛官に任用された者のうち、希望する者に対し、任期制自衛官退職時の進学支援に係る給付金を支給するもの。	0229

(26)	自衛官の中途退職抑制施策の調査研究	0 (0)	0 (0)	0	2	自衛官の意識調査、民間企業における中途退職の動向の調査(民間企業の中途退職率と景気動向との相関関係の調査、民間企業において行われている中途退職抑制施策の調査等を含む。)及び外国の軍隊における中途退職の動向の調査(外国の軍隊における中途退職率と社会環境・景気動向との相関関係の調査、外国の軍隊において行われている中途退職抑制施策の調査等を含む。)を行うとともに、自衛官の中途退職に関する分析を行うもの。	05-0015
(27)	防衛省・自衛隊の教育機関等を卒業した留学生との関係強化に関する経費	0 (0)	0 (0)	0	5	防衛省・自衛隊の教育機関等を卒業した留学生との関係強化や、当該留学生へわが国の安全保障政策に対する理解の増進を図るため、卒業留学生を招へし、フリージングや意見交換等を行う。令和元年度実施時には、次のような交流を実施している。①防衛省において防衛省・自衛隊による各種施策及び国際情勢に関するフリージングを実施、②防衛省訪問時に防衛大臣から激励等の実施、③総理官邸における総理主催レセプション(総理による激励、すべての留学生代表によるスピーチ、写真撮影)等の実施、④防衛大学校を訪問し教官等との旧交を温めたほか、在学中の自国留学生への激励等を実施、⑤防衛大学校訪問の機会を捉えて、留学当時に支援を得た一般家庭等の関係者との懇談及び懇親会を実施。令和5年度も概ね、同様の交流会を実施する予定である。	05-0025
施策の予算額・執行額		177,218 (165,566)	210,997 (200,323)	183,541		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-2-(1)人的基盤の強化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-④)

施策名		人的基盤の強化
測定指標	目標	施策の進捗状況
①採用の取組強化		
非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 装備品の高度化・複雑化等に対応できる多様な経歴・能力を有する人材を確保できるよう、自衛官候補生試験を見直し、かかる人材に見合った初任給へと段階的に引き上げ(令和元年度改正法成立。令和2年度改正法及び関係規則を施行)。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度より、自衛官候補生の採用試験について、筆記試験を高卒程度に引き上げ、総合的な評価を導入。これに伴い、人材に見合った初任給へと引上げ。 ● 部内幹部候補生の年齢要件を引き上げるため、訓令を改正(令和2年度訓令改正、令和4年12月施行)
3年度		● 実績なし。
4年度		● 実績なし。
採用広報の充実や採用体制の強化を含めた多様な募集施策の推進		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度における募集広報については、自衛官の誤解されているイメージに対して実情を紹介し、自衛官に対する誤解を払拭するための動画「自衛隊のソレ、誤解ですから!」や女性自衛官を紹介し、女性としての「やりがい」と公務員の「安定性」をPRするための動画「Jガール」などを作成し、自衛官募集ホームページへのアクセス数28,298,310件を得た。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計471回掲載、交通機関広告を合計9,001日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、各募集種目の合計で利用件数は1,992件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和2年度予算に所要の経費(約2.4億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和を実施した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度における募集広報については、自衛官に対する誤解を払拭するとともに、魅力を伝達するための動画「自衛隊のソレ、誤解ですから。」「自衛隊のソレ、できます。」及び「ぶっちゃけ自衛官」などを作成し、自衛官募集ホームページへのアクセス数31,357,065件を得た。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計57回掲載、交通機関広告を合計10,679日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、各募集種目の合計で利用件数は3,853件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和3年度予算に所要の経費(約2.4億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和について検証を実施している。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度における募集広報については、先輩隊員の実体験を紹介し、採用種目ごとの「やりがい」をPRするための動画「リアルVOICE」を作成するとともに募集対象者が自宅でも自衛隊の就職説明を聞くことができるWEBセミナーを実施するなど、インターネットを活用し職業としての自衛官の魅力を発信した。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計29回掲載、交通機関広告を合計12,060日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、令和3年度において、各募集種目の合計の利用件数が5,518件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和4年度予算に所要の経費(約2.4億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和について検証を実施している。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度における募集広報については、先輩隊員の実体験を紹介する動画「キャリアパス・インタビュー」、「普段はどんな仕事を?」や新隊員を教育する教育隊に密着した動画を作成するなど、インターネットを活用し職業としての自衛官の魅力を発信した。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計16回掲載、交通機関広告を合計11,766日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、令和4年度において、各募集種目の合計の利用件数が7,387件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和5年度予算に所要の経費(約2.7億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和について検証を実施している。

任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策講座の受講枠等を拡充するため、令和2年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学を支援するため、令和2年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策を支援するため、令和3年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学を支援するため、令和3年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●任期制自衛官の任期満了後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官又は即応予備自衛官に任官した場合、一定額を給付する施策に経費(0.1億円)を計上し、関係規則を整備
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策講座の受講枠等を拡充するため、令和4年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学を支援するため、令和4年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●任期制自衛官の任期満了退職後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官又は即応予備自衛官に任官した場合、一定額の給付金を支給可能とするため、令和3年度予算に約0.1億円の所要の経費を計上し、関係規則を整備した上で、令和3年度より試行的に運用を開始した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●任期制自衛官の任期満了退職後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官又は即応予備自衛官に任官した場合、一定額の給付金を支給可能とするため、令和4年度予算に約0.03億円の所要の経費を計上し、関係規則を整備した上で、令和3年度より試行的に運用を継続している。 ●退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策講座について、令和5年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ●退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学支援について、令和5年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。

②人材の有効活用

民間人材の有効活用

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●実績なし。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的としたサイバーコンテストを開催するための経費(4百万円)を計上した。 ●セキュリティ・IT部署に勤務する隊員を確保するため、選考採用による募集を実施した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティに関する高度な知見を有する方を非常勤の「サイバーセキュリティ統括アドバイザー」として採用した。 ●AI導入推進に係るアドバイザー役務を取得し、AIの動向調査、AIの活用推進政策、AI事業管理についての支援態勢を確立。(約0.4億円) ●特殊又は高度の技術及び知識を有する自衛官を部外から確保するため、海上自衛隊技術海上幹部に「人工知能」、航空自衛隊技術航空幹部に「宇宙」及び「宇宙(情報)」の区分を追加し、選考採用による募集を実施した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティに関する高度な知見を有する方を非常勤の「サイバーセキュリティ統括アドバイザー」として採用した。 ●サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的としたサイバーコンテストを開催した。 ●AI導入推進に係るアドバイザー役務を取得し、AIの動向調査、AIの活用推進政策及びAI事業管理に関する検討支援を実施。(約0.4億円) ●AIに関する高度な知見を有する方を非常勤の「AI・データ分析官」として採用した。 ●「海上自衛隊技術海上幹部」、「航空自衛隊技術航空幹部」の名称を「海上自衛隊公募幹部」、「航空自衛隊公募幹部」に変更し、特殊又は高度の技術及び知識を有する自衛官を部外から確保するため、航空自衛隊技術航空幹部に「隊務管理(総務人事・厚生)」の区分を追加し、令和5年度選考採用による募集を実施した。

女性自衛官等の活躍推進、教育・生活・勤務環境の基盤整備

元
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。
 - ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和2年度予算に所要の経費(約27億円)を計上した。
 - ・「女性職員のワークスタイル事例集」を作成・配布し、ロールモデルとなる女性隊員を紹介することにより、女性隊員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。
 - ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、メンター養成研修を行い、仕事と家庭の両立やキャリアに悩む女性職員が先輩職員に気軽に相談できる体制を整備した。
- ・平成31年4月に防衛省女性初の指定職、令和元年12月に女性初のイージス艦艦長、令和2年3月に女性初の空挺団員が就任するなど、女性職員の登用拡大の推進を行った。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・事務官等の採用者に占める女性割合:37.3%(平成31年4月1日付採用者)、目標:平成28年度以降30%以上
 - ・自衛官の採用者に占める女性割合:16.1%(平成31年度)、目標:平成29年度以降10%以上
 - ・全自衛官に占める女性割合:7.4%(令和元年度末時点)、目標:2027年度までに9%
 - ・本省課室長相当職に占める女性割合:2.2%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに2%
 - ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:6.0%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに5%
 - ・係長相当職(本省)に占める女性割合:28.2%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに27%
 - ・佐官以上に占める女性割合:4.0%(令和元年度末時点)、目標:令和2年度末までに3.1%超

2
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。
 - ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和3年度予算に所要の経費(約47億円)を計上した。
 - ・毎年作成している「女性職員のワークスタイル事例集」を、令和2年度は「防衛省職員のワークスタイル事例集」に改め、女性職員だけでなく、育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を紹介。ロールモデルとなる職員を紹介することにより、職員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。
 - ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。
 - ・令和2年3月に女性初の空挺団員が、令和2年10月に女性初の潜水艦乗組員が誕生するなど女性職員の登用拡大の推進を行った。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・事務官等の採用者に占める女性割合:36.1%(令和2年4月1日付採用者)、目標:平成28年度以降30%以上
 - ・自衛官の採用者に占める女性割合:16.1%(令和元年度)、目標:平成29年度以降10%以上
 - ・全自衛官に占める女性割合:7.9%(令和2年度末時点)、目標:令和9年度までに9%
 - ・本省課室長相当職に占める女性割合:1.8%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに2%
 - ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:6.2%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに5%
 - ・係長相当職(本省)に占める女性割合:30.8%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに27%
 - ・佐官以上に占める女性割合:4.2%(令和2年度末時点)、目標:令和2年度末までに3.1%超

3
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。
 - ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和3年度予算に約47億円の所要の経費を計上した。
 - ・防衛省職員のワークスタイル事例集を作成し、女性職員だけでなく、育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を紹介。ロールモデルとなる職員を紹介することにより、職員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・事務官等の採用者に占める女性割合:41.6%(令和4年4月1日付採用者)、目標:毎年度35%以上
 - ・自衛官の採用者に占める女性割合:18.4%(令和3年度)、目標:令和3年度以降17%以上
 - ・全自衛官に占める女性割合:8.3%(令和3年度末時点)、目標:令和12年度までに12%以上
 - ・本省課室長相当職に占める女性割合:1.8%(令和3年7月時点)、目標:令和7年度までに5%
 - ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:6.6%(令和3年7月時点)、目標:令和7年度までに10%
 - ・係長相当職(本省)に占める女性割合:31.4%(令和3年7月時点)、目標:令和7年度までに35%
 - ・佐官以上に占める女性割合:4.3%(令和3年度末時点)、目標:令和7年度末までに5%以上

4
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。
 - ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和5年度予算に約59億円の所要の経費を計上した。
 - ・防衛省職員のワークスタイル事例集を作成し、女性職員だけでなく、育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を紹介。ロールモデルとなる職員を紹介することにより、職員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・事務官等の採用者に占める女性割合:39.2%(令和5年4月1日付採用者)、目標:毎年度35%以上
 - ・自衛官の採用者に占める女性割合:20.1%(令和4年度)、目標:令和3年度以降17%以上
 - ・全自衛官に占める女性割合:8.7%(令和4年度末時点)、目標:令和12年度までに12%以上
 - ・本省課室長相当職に占める女性割合:2.9%(令和4年7月時点)、目標:令和7年度までに5%
 - ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:7.7%(令和4年7月時点)、目標:令和7年度までに10%
 - ・係長相当職(本省)に占める女性割合:32.3%(令和4年7月時点)、目標:令和7年度までに35%
 - ・佐官以上に占める女性割合:4.5%(令和4年度末時点)、目標:令和7年度末までに5%以上

自衛官の若年定年年齢の引上げ、再任用の拡大

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●定年年齢の引上げ: 1尉～1曹の定年年齢の引き上げを実施(令和元年度政令改正及び施行)。 ●再任用の拡大: 再任用の自衛官が従事する業務に「港務」を追加(令和元年度訓令改正及び施行)。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●定年年齢の引上げ: 1佐～3佐の定年年齢の引き上げを実施(令和2年度政令改正及び施行)。 ●再任用自衛官が従事する業務の拡大について検討。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●定年年齢の引上げ: 2曹及び3曹の定年年齢の引上げを実施(令和3年度政令改正及び施行)。 ●再任用の拡大: 再任用の自衛官が従事する業務に「航空交通管制」を追加(令和3年度訓令改正及び施行)。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●再任用の拡大: 再任用の自衛官が従事する業務として、「船舶乗組」を追加するほか、従前から「教育」を対象としていたが、教育のうち航空機操縦業務の一部を開放することとなったため、その旨を明示するため改正を行った。(令和4年度訓令改正及び施行)。

③隊員の生活・勤務環境の改善

洋上勤務日数の縮減

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約951億円)を計上した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約1,028億円)を計上した。

必要な隊舎・宿舎の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度予算においては、隊員の生活・勤務環境改善のために必要な経費として、令和元年度予算においては約277億円、令和元年度補正予算においては約16億円を計上し、施設整備を実施している。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度予算においては、隊員の生活・勤務環境改善のために必要な経費として約563億円、令和2年度補正予算においては約25億円を計上し、施設整備を実施している。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度予算においては、隊舎・宿舎の確保及び施設の建て替え等に必要な経費として、約501億円、令和3年度補正予算においては約43億円を計上し、施設整備を実施している。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度予算においては、隊舎・宿舎の確保及び施設の建て替え等に必要な経費として、約631億円、令和4年度補正予算においては約14億円を計上し、施設整備を実施している。

日用品等の所要数の確実な確保

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年6月に次官通達「隊員の生活・勤務環境の改善に向けて日用品等を確実に確保するための措置について(通達)(防装庁(事)第75号。令和元年6月28日)」等により、日用品等の所要数を確実に確保等するための全省的な措置及び各自衛隊における日用品等の自費購入等に関する調査等に関し必要な事項を定めた。 ●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、平成30年度と比較して自費購入等が確実に減少していることを確認した。 ●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和2年度予算に所要の経費を計上した。(令和元年度予算額:約7.5億円→令和2年度予算額:約10.7億円に増額)
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、令和元年度と比較して自費購入等が確実に減少していることを確認した。 ●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和3年度予算に所要の経費を計上した。(令和3年度予算額:約10.7億円)

3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、令和2年度下半期以降自費購入等がなくなったことを確認した。 ●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和4年度予算に所要の経費を計上した。(令和4年度予算額:約11.7億円)
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、令和2年度下半期以降自費購入等がなくなったことを確認した。 ●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和5年度予算に所要の経費を計上した。(令和5年度予算額:約12.8億円)

老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新

元年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和2年度予算において約13.9億円、令和元年度補正予算において約0.1億円を計上した。
2年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和3年度予算において約27.2億円、令和2年度補正予算において約3.8億円を計上した。
3年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和4年度予算において約23.2億円、令和3年度補正予算において約0.9億円を計上した。
4年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和5年度予算において約36.3億円、令和4年度補正予算において約7億円を計上した。

④働き方改革の推進

働き方改革の推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣から職員に対して長時間労働是正に関するビデオメッセージを発信した。 ・ワークライフバランス推進強化月間中の休暇取得の奨励や、令和元年12月から令和2年1月まで休暇取得促進キャンペーンを実施し、年末年始の休暇や夏季休暇に合わせた連続休暇や家族の記念日等に合わせた休暇の取得を促進した。 ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、ワークライフバランスに関する講演会を開催し、職員の価値観や意識を改革し、職場における働き方改革の推進を行った。 ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣及び防衛副大臣がそれぞれ表彰を行うとともに、各職場における仕事改革の一助とした。 ・テレワークについて、平成29年4月に本省内部部局において本格運用を開始して以降、統合幕僚監部、陸上・海上・航空幕僚監部、防衛監察本部及び南関東防衛局で本格運用を開始。令和2年度以降、全ての機関(※)での試験運用を開始予定。(※)防大、防医大、防研、情本、各地方防衛局 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の年次休暇取得日数:13.9日(平成30年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上 ・自衛官の年次休暇取得日数:11.4日(平成30年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣から職員に対して長時間労働是正に関するビデオメッセージを発信した。 ・働き方改革推進強化月間中の休暇取得の奨励や、令和2年12月21日から令和3年1月15日まで休暇取得促進キャンペーンを実施し、年末年始の休暇に合わせた連続休暇や、家族の記念日等に合わせた休暇の取得を促進した。 ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。 ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣及び防衛副大臣がそれぞれ表彰を行うとともに、各職場における仕事改革の一助とした。 ・テレワークについて、平成29年に本省内部部局で開始し順次拡大。令和2年度から全ての機関で実施可能とし、端末も段階的に整備。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の年次休暇取得日数:13.6日(令和元年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上 ・自衛官の年次休暇取得日数:11.5日(令和元年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣から職員に対して長時間労働は正に関するビデオメッセージを発信した。 ・働き方改革推進強化月間中の休暇取得の奨励。 ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣賞及び防衛副大臣賞を授与し、各職場における仕事改革の一助とした。 ・テレワーク端末について、段階的に整備。市ヶ谷地区においては、全職員が個人用端末を用いたテレワークが実施可能となった。 ・市ヶ谷地区に所属する自衛官に対し、課業時間外の勤務時間の上限規制を設け長時間労働の是正を図った。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の年次休暇取得日数：12.9日(令和2年度)、目標：令和7年度までに年間15日以上 ・自衛官の年次休暇取得日数：13.3日(令和2年度)、目標：令和7年度までに年間15日以上
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣から職員に対して長時間労働は正に関するメッセージを発信した。 ・働き方改革推進強化月間中の休暇取得の奨励。 ・ワークライフバランスに関する講演動画を配信し、職員の価値観や意識を改革し、職場における働き方改革の推進を行った。 ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣賞及び防衛副大臣賞を授与し、各職場における仕事改革の一助とした。 ・テレワーク端末について、市ヶ谷地区以外についても段階的に整備。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の年次休暇取得日数：13.6日(令和3年度)、目標：令和7年度までに年間15日以上 ・自衛官の年次休暇取得日数：15.0日(令和3年度)、目標：令和7年度までに年間15日以上
両立支援施策(庁内託児所の整備、緊急登庁支援等)の推進	
元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、介護に関するセミナーを開催し、時間制約のある職員を含む全ての職員が十分に能力を発揮できる職場環境の醸成を図った。 ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。 ・「イクメンサポート」の配布や男性職員の育児休業等取得啓発ポスター等の掲示により、男性職員の育児休業などの取得促進を図った。 ・育児休業者向けにメールマガジンを発信し、育児休業からの円滑な職場復帰支援を図った。 ・子の一時的な預け先の体制としては、令和元年度、新たに1カ所の駐屯地の整備を計画した。また、170カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。 ・防衛医科大学校の託児施設の整備に向けた調査・設計を行った。そのほか、既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。 ・庁内託児施設の整備(約3.6億円)や緊急登庁支援施策(約0.2億円)等を一層推進するため、令和2年度予算に所要の経費を計上した。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率：3.8%(平成30年度)、目標：令和2年度までに13%以上 ・女性職員の育児休業取得率：96.7%(平成30年度)、目標：令和2年度までに100% ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率：78.8%(平成30年度)、目標：令和2年度までに100% ・男性職員の育児参加のための特別休暇：63.2%(平成30年度)、目標：令和2年度までに100%
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。 ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。 ・自衛隊高級幹部会同において、大臣より、男性の育児休業取得促進について訓示。また「防衛省職員のワークスタイル事例集」に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を掲載、男性職員の育児休業等取得啓発ポスター等の掲示、内閣人事局が発行する「イクメンサポート」の配布により、男性職員の育児休業などの取得促進を図った。 ・育児休業者向けにメールマガジンを発信し、育児休業からの円滑な職場復帰支援を図った。 ・市ヶ谷本省にマタニティスペースを設置。妊娠中の職員の休息や、授乳等の利用だけでなく、災害派遣等に係る緊急登庁等の際に、職員がやむを得ず子どもを帯同して出勤した場合に使用できるよう、必要な備品の設置及び貸し出しを実施。 ・子の一時的な預け先の体制としては、令和2年度、新たに2カ所の駐屯地の整備を計画した。また、172カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。 ・防衛医科大学校の託児施設の整備に向けた工事を行った。そのほか、既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。 ・庁内託児施設の整備(約0.8億円)や緊急登庁支援施策(約0.2億円)等を一層推進するため、令和3年度予算に所要の経費を計上した。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率：5.2%(令和元年度)、目標：令和2年度までに13%以上 ・女性職員の育児休業取得率：101.6%(令和元年度)、目標：令和2年度までに100% ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率：88.4%(令和元年度)、目標：令和2年度までに100% ・男性職員の育児参加のための特別休暇：84.2%(令和元年度)、目標：令和2年度までに100%

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●子の一時的な預け先の体制として、令和3年度、新たに1カ所に整備した。また、172カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。 ●庁内託児施設の整備(約0.8億円)や緊急登庁支援施策(約0.2億円)等を一層推進するため、所要の経費を計上した。 ●令和2年度、防衛医科大学校の託児施設の整備に向けた工事を行い、令和3年度に開設した。そのほか、既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。 ・内閣人事局作成の「イクメンパスポート」の配布や男性職員の育児休業等取得啓発ポスター等の掲示により、男性職員の育児休業などの取得促進を図った。 ・職員向けにメールマガジンを配信し、両立支援に関する制度等について周知を行った。 ・「防衛省職員のワークスタイル事例集」に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を掲載し男性育休の取得促進を図った。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率:8.6%(令和2年度)、目標:令和7年度までに30%以上 ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率:90.3%(令和2年度)、目標:令和7年度までに100% ・男性職員の育児参加のための特別休暇:89.0%(令和2年度)、目標:令和7年度までに100%
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。 ・職員向けにメールマガジンを配信し、両立支援に関する制度等について周知を行った。 ・「防衛省職員のワークスタイル事例集」に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を掲載し男性育休の取得促進を図った。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率:10.9%(令和3年度)、目標:令和7年度までに30%以上 ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率:92.4%(令和3年度)、目標:令和7年度までに100% ・男性職員の育児参加のための特別休暇:92.1%(令和3年度)、目標:令和7年度までに100% ●子の一時的な預け先の体制として、令和4年度、新たに3カ所に整備した。また、209カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。 ●庁内託児施設の整備(約0.7億円)や緊急登庁支援施策(約0.2億円)等を一層推進するため、令和4年度に所要の経費を計上した。 ●既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。

⑤教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校において、教育訓練の内容及び体制の充実等

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛官に対する必要な統合教育の在り方について「人的基盤の強化に関する検討委員会」において検討を開始した。 ●各自衛隊の共通教育として、陸自で実施していた「システム防護課程」を「サイバー共通課程」に拡充した。 ●防衛大学校においては、科学技術の進展に即応できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約3.4億円)を令和2年度予算に計上した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保するため、滑空機の性能確認検査を実施した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●人的基盤の強化に関する検討委員会の下に「防衛大学校の充実・強化に関する調整部会」を新設し、防衛大学校における教育方針や管理・運営体制に係る諸課題等について検討を開始した。 ●防衛大学校においては、科学技術の進展に即応できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約3.5億円)を令和3年度予算に計上した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保するため、滑空機の性能確認検査を実施した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●高等工科大学校において、3年生(30名程度)を対象としたシステム・サイバー専修コースを新設した。 ●防衛大学校において、科学技術の進展に即応できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約3.7億円)を令和4年度予算に計上した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保するため、滑空機の性能確認検査を実施した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持整備を実施した。 ●防衛大学校において、科学技術の進展に即応できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約4.0億円)を令和5年度予算に計上した。

防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化

元年度	●中期防衛力整備計画においても「防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする」としており、これを具現化する取組として、約50名の防衛大学校本科の卒業留学生等による交流会を初めて実施した。
2年度	●防衛大学校を卒業した留学生ネットワークの構築を実施するとともに、留学生協力家庭関連行事に必要な経費(約0.3百万円)を計上した。
3年度	●防衛大学校を卒業した留学生ネットワークの構築を実施するとともに、留学生協力家庭関連行事に必要な経費(約0.3百万円)を計上した。
4年度	●防衛大学校を卒業した留学生ネットワークの構築を実施するとともに、令和5年度予算に留学生協力家庭関連行事に必要な経費(約0.3百万円)を計上した。

⑥処遇の向上及び再就職支援

栄典・礼遇に関する施策の推進

元年度	●災害派遣・国家的行事に従事した部隊や国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績が認められず表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●災害派遣や国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●防衛功労章の拡充に係る経費(約0.63億円)を執行するとともに、新たに防衛功労章の拡充のための2年度予算の経費を(約0.61億円)を計上した。
2年度	●国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績が認められず表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●災害派遣や国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●引き続き防衛功労章の拡充のために必要な経費(約0.61億円)を計上した。
3年度	●国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績に対する表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●災害派遣や国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●引き続き防衛功労章の拡充のために必要な経費(約0.61億円)を計上した。
4年度	●国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績に対する表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●引き続き防衛功労章の拡充のために必要な経費(約0.61億円)を計上した。

福利厚生充実

元年度	●生涯生活設計セミナーを全国188駐屯地等で開催し、延べ約34,000名が参加した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和2年度予算に所要の経費を計上した。
2年度	●生涯生活設計セミナーを全国201駐屯地等で開催し、延べ約18,870名が参加した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和3年度予算に所要の経費を計上した。
3年度	●令和3年度に生涯生活設計セミナーを全国191駐屯地等で開催し、延べ約20,000名が参加した。また、生涯生活設計セミナーのオンライン開設を開始した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和3年度予算に所要の経費を計上した。
4年度	●令和4年度に生涯生活設計セミナーを全国190駐屯地等で開催し、延べ約33,000名が参加した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和4年度予算に所要の経費を計上した。

職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援

元年度	●民間企業等における危機管理部門への再就職職域の拡大を図るため、事業継続管理者等の資格取得に係る課目を新設するため、令和2年度予算に所要の経費(約2百万円)を計上した。
2年度	●主に女性自衛官の再就職の機会の拡大を図るため、登録販売者、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務の資格取得に係る課目を新設し、令和3年度予算に所要の経費(約2百万円)を計上した。 ●採用上限年齢上げに伴い、既に一定の資格を有している者を対象に更なる再就職の機会の拡大を図るため、電気工事施工管理技士、消防設備点検資格者、ガス溶接作業主任者の資格取得に係る課目を新設し、令和3年度予算に所要の経費(約0.5百万円)を計上した。
3年度	●職業訓練課目について、再就職先との関連度等を踏まえ、訓練課目の見直しを行った。
4年度	●関連する資格を複合的に有することにより、再就職者の付加価値が高められ、より質の向上した再就職を実現するために、技能訓練及び通信教育のいずれも1課目を受講できるよう、受講機会を拡充するなど、令和5年度予算に所要の経費(約8億円)を計上した。

地方公共団体や関係機関との連携強化等による再就職支援の推進

元年度	●令和元年度には、126名の退職自衛官が自治体の防災関係部局に採用され、令和2年3月31日現在で把握している限りでは、全国の自治体の防災関係部局に575名の退職自衛官が在職している。 ●平成27年度に地域防災マネージャー制度が創設されたことを受け、引き続き自治体の防災関係部局への再就職拡大を図る観点から、退職予定幹部自衛官に対する防災・危機管理教育を実施するため、令和2年度予算に所要の経費(約0.4億円)を計上した。
2年度	●令和2年度には、123名の退職自衛官が地方公共団体の防災関係部局に採用され、令和3年3月31日現在で把握している限りでは、全国の地方公共団体の防災関係部局に612名の退職自衛官が在職。 ●地方公共団体の防災関係部局における退職自衛官の活用については、大規模災害の対応等における地方公共団体との更なる連携の強化に繋がることから、関係省庁と調整を行い、令和3年度より自衛官の地域防災マネージャー資格対象者を拡充するとともに、防災・危機管理教育を実施するために所要の経費(約0.4億円)を計上した。
3年度	●令和3年度には、54名の退職自衛官が地方公共団体の防災関係部局に採用され、令和4年3月31日現在で全国の地方公共団体の防災関係部局に601名の退職自衛官が在職。 ●地方公共団体の防災関係部局における退職自衛官の活用については、大規模災害の対応等における地方公共団体との更なる連携の強化に繋がることから、関係省庁と調整を行い、令和3年度より自衛官の地域防災マネージャー資格対象者を拡充するとともに、防災・危機管理教育を実施するために所要の経費(約0.5億円)を計上した。
4年度	●令和4年度には、129名の退職自衛官が地方公共団体の防災関係部局に採用され、令和5年3月31日現在で全国の地方公共団体の防災関係部局に640名の退職自衛官が在職。 ●地方公共団体の防災関係部局における退職自衛官の活用については、大規模災害の対応等における地方公共団体との更なる連携の強化に繋がることから、防災・危機管理教育の実施について令和5年度予算に所要の経費(約0.6億円)を計上した。

⑦予備自衛官等の活用

即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用

元年度	●令和元年10月の令和元年東日本台風(台風第19号)に際し、同月14日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で災害招集等命令を発出した。その際、東北方面隊及び東部方面隊隷下部隊の予備自衛官及び即応予備自衛官413名を生活支援活動等に従事させた。 ●令和2年2月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に際し、同月13日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で予備自衛官の災害招集命令を発出した。その際、東部方面隊隷下部隊の予備自衛官10名を衛生支援活動等に従事させた。 ●予備自衛官等の勤務意欲の向上のため、予備自衛官及び即応予備自衛官がその身分において授与された賞詞に係る防衛記念章を着用できるよう制度を改正した。(令和元年度規則改正・施行)【人材育成課】 ●即応予備自衛官・予備自衛官の災害招集に迅速に対応するため、応招確認システムの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約290万円)を計上した。(令和2年度一部の予備自衛官等へ導入)
2年度	●令和2年(2020年)7月豪雨に際し、同月5日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で即応予備自衛官の災害招集命令を、9日付で予備自衛官の災害招集命令を発出した。その際、西部方面隊隷下部隊の即応予備自衛官及び予備自衛官354名を物資輸送や生活支援活動に従事させた。 ●即応予備自衛官へ志願する一般公募予備自衛官に係る訓練招集手当の増額(8,100円→8,300円)のための所要の措置を講じた。 ●予備自衛官補の技能区分拡大のため、採用対象にエンパーマー等の資格保有者を追加した。

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●即応予備自衛官・予備自衛官の災害招集を迅速に対応するため、応招確認システムの全国運用を開始した。 ●予備自衛官(補)の技能区分拡大のため、採用対象として、システム防護(サイバー)、保育士の資格保有者を追加した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●高度な知識・技能を有する予備自衛官補から任官される予備自衛官の階級の指定及び昇進について、2佐以下とされているところを1佐以下に拡大した上で、階級の指定及び昇進に必要な経過年数の要件について、基準を定めた。

予備自衛官補の採用数拡大

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、教育訓練招集の効率化のためeラーニングの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約440万円)を計上した。(令和2年度東部方面隊において試行) ●多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価し得るよう、予備自衛官補の採用試験の程度を中学校卒業程度から高等学校卒業程度へ引き上げた。(令和元年度規則改正・翌年度施行)
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補の採用試験の程度を高等学校卒業程度に引き上げたことに伴い、令和3年度より予備自衛官補の教育訓練招集手当の増額(7,900円→8,200円)のための所要の措置を講じた。 ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、令和2年度に教育訓練招集の効率化のためeラーニングを導入した。令和3年度予算においては必要経費約1,800万円を計上した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練招集の効率化のためeラーニングを令和3年度は全方面隊において試行し、訓練に参加しやすい環境を整え採用数拡大を推進した。 ●予備自衛官補の充足向上を図るため、令和4年1月から予備自衛官補の募集計画数を1,620名から1,920名に拡大した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補の処遇改善のため、教育訓練招集手当を増額。(令和4年度=8,500円→令和5年度=8,800円)

教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直し

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛官未経験である予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練(「軽火器」36日間/3年、「迫撃砲」39日間/3年)が必要となる。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の積極的な協力の確保を図るための給付金制度を創設した。(令和元年度規則制定・翌年度施行) ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、教育訓練招集の効率化のためeラーニングの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約440万円)を計上した。(令和2年度東部方面隊において施行) ●予備自衛官補の教育訓練を指定された教育部隊以外の教育基盤も活用し実施し得るよう検討を行った。(令和2年度中部方面隊において試行)
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、令和2年度に教育訓練招集の効率化のためeラーニングを導入した。令和3年度予算においては必要経費約1,800万円を計上した。 ●自衛官経験のない予備自衛官が即応予備自衛官になるためには、約40日間の訓練が必要となることから、予備自衛官の雇用企業の積極的な協力の確保を図るため、令和2年度より「即応予備自衛官育成協力企業給付金」の運用を開始した。(支給額:1人あたり、56万円)
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補の教育訓練の実施場所について、令和3年度は中部方面隊及び東部方面隊において従来の教育部隊以外の部隊でも訓練を実施又は計画した。 ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、教育訓練招集の効率化のためeラーニングを令和3年度は全方面隊において試行し、訓練へ参加しやすい環境整備を推進した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官等の被服の計画的な更新や老朽化した装具等の整備を促進し、予備自衛官等に係る教育訓練基盤を整備(令和5年度予算:約1.6億円) ●予備自衛官の訓練機会の充実を図るため、オーストラリア連邦主催の多国間サイバー訓練「サイバースキルズチャレンジ」において、サイバーの技能を有する予備自衛官が常備自衛官とともに演習に参加した。

担当部局名	整備計画局、人事教育局、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑤)

施策名	装備体系の見直し		担当部局名	整備計画局、防衛装備庁		
施策の概要	現有の装備体系を統合運用の観点も踏まえて検証し、合理的な装備体系を構築する。その際、各自衛隊の運用に必要な能力等を踏まえつつ、装備品のファミリー化、装備品の仕様の最適化・共通化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)		
達成すべき目標	現有の装備体系を統合運用の観点も踏まえて検証し、合理的な装備体系を構築		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					目標年度	
① 現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築	統合幕僚監部の機能強化	令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (2) 装備体系の見直し 現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築するための統合幕僚監部の機能を強化するほか、装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。 限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、情報処理や部隊運用等に係る判断を始めとする各分野への人工知能(AI)の導入、無人航空機(UAV)の整備、無人水上航走体(USV)及び無人水中航走体(UUV)の研究開発等の無人化の取組を積極的に推進するとともに、新型護衛艦(FFM)や潜水艦等の設計の工夫、レーダーサイト等の各種装備品のリモート化等による省人化の取組を積極的に推進する。		
	装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化					
各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達						
航空機等の種類の削減						
重要度の低下した装備品の運用停止						
費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等の実施						
② 無人化・省人化の取組の推進	無人化・省人化の取組の推進					

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)				
(1) 12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)	0 (0)	0 (0)	98		2	当該事業は、12式地对艦誘導弾能力向上型の試作を実施するとともに、各種試験を実施して機能・性能を確認する。	0141	
(2) AI導入推進に関する経費	54 (54)	54 (49)	71		2	AIに関する諸外国の動向調査、AIの活用に係る政策の支援、AI事業管理の観点からの評価・助言を行うため、AI導入アドバイザーを役員取得し、防衛省・自衛隊におけるAI活用施策を推進する。また、AI人材の育成のため、部外委託により、AIに係る基礎研修を実施することで、AI開発に従事する上での必要な知識・技能を習得させる。	0230	
(3) AI適用システム維持管理のための環境構築の実証	0 (0)	0 (0)	0		2	AI学習に必要な、データベースやサーバ等から構成される「AI適用システムの維持管理のための環境」を小規模構築し、ユーザーに利用してもらうことで、将来必要となるシステムの機能や規模、利用者に求められるスキルを見極める。	05-0016	
施策の予算額・執行額	54 (54)	54 (49)	169 (0)			施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-2-2(2) 装備体系の見直し		

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑤)

施策名		装備体系の見直し	
測定指標	目標	施策の進捗状況	
① 現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築			
統合幕僚監部の機能強化			
元年度	●実績なし。		
2年度	●実績なし。		
3年度	●実績なし。		
4年度	●実績なし。		
装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化			
元年度	●令和元年度においては、費用対効果の観点から、民生品の使用や装備品等の仕様の見直しにより、経費縮減を追求した。(教育用電子教材の整備、FCネットワークの研究 等)		
2年度	●モジュール化・共通化や民生品の使用・仕様の見直しにより、装備品の構成について見直しを行い、開発、取得にかかる期間を早期化すると共に、ライフサイクルコストの削減を図った。 (多目的監視レーダ:従来4機種あったレーダを1機種に統合するレーダを開発 等)		
3年度	●実績なし。		
4年度	●モジュール化・共通化や民生品の使用・仕様の見直しにより、装備品の構成について見直しを行い、開発、取得にかかる期間を早期化すると共に、ライフサイクルコストの削減を図った。 (12式地对艦誘導弾(能力向上型)のファミリー化:地上、艦艇、航空機から発射できるようにすることで試作品費を抑制)		
各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達			
元年度	●実績なし。		
2年度	●装備品のまとめ買いや、陸海空に共通する装備品の機体構成品の共同調達により、価格低減と取得コストを削減した。 (哨戒ヘリ:SH-60K、救難ヘリ:UH-60Jの共同調達 等) ●少量かつ長期間の整備の結果、高価格となっている装備品等について、経費縮減効果が見込まれるものを単年度にまとめて予算化し、効率化を追求した。		
3年度	●実績なし。		
4年度	●実績なし。		
航空機等の種類の削減			
元年度	●偵察機(RF-4)の退役に伴い、偵察航空隊を廃止した。		
2年度	●実績なし。		
3年度	●実績なし。		
4年度	●実績なし。		

重要度の低下した装備品の運用停止	
元年度	●器材の集約化等により、維持整備コストの効率化を追求した。(情報システムの集約統合 等)
2年度	●実績なし。
3年度	●20mm対空機関砲や、203mm自走りゅう弾砲等の運用停止
4年度	●実績なし。
費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等の実施	
元年度	●費用対効果の低いプロジェクトの見直しにより、効率化・合理化を追求した。
2年度	●費用対効果の低いプロジェクトの見直しにより、効率化・合理化を追求した。
3年度	●航空機や艦船等の維持整備方法の見直しなど、費用対効果の低いプロジェクトの見直しにより、効率化・合理化した。
4年度	●費用対効果の低いプロジェクトの見直しにより、効率化・合理化した。
②無人化・省人化の取組の推進	
無人化・省人化の取組の推進	
元年度	●船体のコンパクト化や合理化により、大幅な省人化が図られている、護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約951億円)を計上した。
2年度	●船体のコンパクト化や合理化により、大幅な省人化が図られている、護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。
3年度	●船体のコンパクト化や合理化により、大幅な省人化が図られている、護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。
4年度	●船体のコンパクト化や合理化により、大幅な省人化が図られている、護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約1,028億円)を計上した。

担当部局名	整備計画局、防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑥)

施策名	技術基盤の強化		担当部局名	防衛装備庁			
施策の概要	<p>軍事技術の進展を背景に戦闘様相が大きく変化する中、我が国の優れた科学技術を活かし、政府全体として、防衛装備につながる技術基盤を強化することがこれまで以上に重要となっている。</p> <p>このため、新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間の大幅な短縮を図る。この際、企画提案方式の積極的な活用や、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する研究開発ビジョンの施策等による予見可能性の向上により、企業の先行投資の促進を図るとともに、その力を最大限に引き出す。</p> <p>さらに、国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める。</p> <p>国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。</p>		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)			
達成すべき目標	<p>①新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行い、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保</p> <p>②研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間の大幅な短縮</p> <p>③国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用</p> <p>④国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化</p> <p>⑤国外との技術協力を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進</p>		目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保	<p>新たな領域に関する技術や最先端技術に対して重点的に投資</p> <p>中長期技術見積りの見直し・新規作成</p> <p>将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定</p>	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>III 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (3) 技術基盤の強化 新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保し得るよう、中長期技術見積りを見直すとともに、将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定する。</p> <p>鳥嶼(しよ)防衛用高速滑空弾、新たな鳥嶼(しよ)防衛用対艦誘導弾、無人水中航走体(UUV)、極超音速誘導弾等について、研究開発のプロセスの合理化等により、研究開発期間の大幅な短縮を図るため、ブロック化、モジュール化等の新たな手法を柔軟かつ積極的に活用するとともに、研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析を行うなどして、装備品の能力を早期に可視化する。</p> <p>国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める。この際、ゲーム・チェンジャー技術に大規模な投資を行う米国等との協力関係を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進する。また、国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。</p>		
②	研究開発のプロセスの合理化等による、研究開発期間の大幅な短縮	<p>ブロック化、モジュール化等の新たな手法の活用</p> <p>進展の早い民生技術を活用した装備品の短期実用化の推進</p> <p>早期契約に向けた手続きの迅速化</p> <p>研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析の実施</p>	令和5年度				
③	安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用	<p>安全保障技術研究推進制度の活用</p> <p>先進技術推進センターにおける、橋渡し研究を実施</p>	令和5年度				
④	革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化するため、シンクタンクの活用や創設等を検討	<p>国内の研究法人や同盟国のシンクタンク等とのワークショップ等を通じ、技術動向、運用構想、分析手法について検討</p> <p>諸外国の軍事技術の動向や運用構想について常時把握するための体制を強化</p>	令和5年度				
⑤	国外との技術協力を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進	新たな国際共同研究開発案件の発掘・推進	令和5年度				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1)	スタンド・オフ電子戦機	0 (0)	0 (0)	0	1	近年の軍事技術の進展に伴い、捜索探知、精密誘導、指揮通信等の様々な領域において電波が重要な役割を果たしていることから、電磁波領域の優越を確保するため、電子戦専門の航空機の開発を行う。	0071
(2)	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	当該事業では、平成27年度から令和元年度の研究試作において、基本設計、細部設計を実施した後、フライトモデル及び地上システムを製造した。令和4年度以降に予定している打ち上げ後は、令和7年度にかけて、基本性能の確認及び総合性能の確認のための試験を順次実施し、研究を終了する予定である。	0072
(3)	次期電子情報収集機の情報収集システムの研究試作	0 (0)	0 (0)	0	2	当該事業は、令和3年度から令和6年度にかけて、情報収集システムの研究試作を実施する。また、令和7年度に所内試験を実施し、その成果を検証する。なお、令和6年度以降、航空機システムの開発(開発試作)を並行して実施する。	0073

(4)	多目的監視レーダ	0 (0)	805 (805)	0	1	本事業では、陸自が保有する各種レーダ(沿岸、低空、対砲、対迫)の共通化を図ることにより、量産単価・LCCの低減や補給整備性を向上させるとともに、低RCS※化された航空機・船舶・巡航ミサイル等の監視を可能とする多目的監視レーダを開発する。 ※RCS(Radar Cross Section):レーダ反射断面積	0142
(5)	92式信管のフォローアップ	692 (692)	1,690 (1,688)	0	2	現有92式信管(電波式)は平成4年度に装備化され、現在部隊運用に供されているところ、一部構成品の生産中止に伴う部品枯渇が見込まれることから、引き続き運用に供するためには当該構成品の再設計が必要である。また、上記構成部品の枯渇対処と併せて、信管の能力向上を図るべく、フォローアップ(部品枯渇へのフォロー)を実施するものである。	0143
(6)	次期戦闘機	0 (0)	120 (120)	13,381	2	F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。そのために必要な支援と協力を受けながら、我が国主導の開発を行う。	0144
(7)	次期警戒管制レーダ装置	0 (0)	0 (0)	0	2	当該事業では、平成30年度から令和4年度にかけて、次期警戒管制レーダ装置のシステム設計及び基本設計を実施するとともに、本装置1式を試作し、令和5年度から6年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。	0145
(8)	誘導弾の開発試作	15,521 (15,372)	17,291 (17,279)	9,183	2	当該事業では、平成29年度から様々な誘導弾の開発試作事業として、システム設計、基本設計及び関連試験等を実施するとともに構成要素等を試作し、最終的には開発目標品の発射弾等を試作することで技術試験を実施し、開発を終了する予定である。	0146
(9)	静粛型動力装置搭載魚雷	1,493 (1,493)	7,929 (7,929)	0	2	当該事業は、平成30年度から令和2年度にかけて試作(その1)を行いシステム設計、基本設計及び関連試験等を行う。平成31年度から令和3年度にかけて、試作(その2)を行い、静粛化された動力装置を搭載した試作魚雷(静粛型動力装置搭載魚雷)及び試験装置等を試作する。令和3年度から令和4年度にかけて技術試験を行い、技術課題の解明を行った後、開発を終了する予定である。	0147
(10)	FCネットワークの研究試作	0 (0)	0 (0)	0	2	本事業では、令和元年度から4年度にかけてシステム設計を実施するとともに、FC(Fire Control)ネットワークのハードウェア、ソフトウェア及び専用試験装置を試作し、通信妨害を予想される環境下においてもセンサ情報をリアルタイムかつ効率的に情報交換を行うための耐通信妨害技術、高効率ネットワーク制御技術、統合火器管制技術の確立を目指す。なお、令和4年度から6年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0148
(11)	潜水艦用高効率電力貯蔵・供給システムの研究試作	0 (0)	0 (0)	4,263	2	令和元年度から令和4年度まで研究試作(その1)において、システム設計及び電力貯蔵システムの試作を実施し、令和2年度から令和5年度までの研究試作(その2)において電力供給システムの試作を実施する。また、本事業成果と関連先行事業における成果を合わせて、令和5年度に潜水艦への搭載状況を確認した所内試験を実施し、その成果を検証する。	0149
(12)	潜水艦用静粛型駆動システムの研究試作	0 (0)	5,725 (5,725)	0	2	研究試作(その1)では、平成30年度から令和3年度にかけてシステム全体にかかるシステム設計及び主要な関連試験を実施するとともに、可動部駆動装置を試作する予定である。 研究試作(その2)では、平成31年度から令和3年度にかけて可動部駆動装置にかかる一部の関連試験を実施するとともに当該システムを試作し、令和4年度に性能確認試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0150
(13)	高速高機動目標対応レーダ技術の研究	0 (0)	0 (0)	0	2	当該事業では、令和3年度から5年度にかけて、高速高機動目標追尾実験装置を研究試作し、令和6年度に所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0151
(14)	流体雑音低減型水中発射管構成要素の研究試作	0 (0)	0 (0)	0	3	令和3年から6年に研試(その1)では、システム設計、関連試験等を実施して、技術課題の解明を行い、要素試験及び数値解析により水中発射管の流体雑音低減法を検討し、令和4年から7年にかけて研試(その2)では、詳細設計を行い試作実験搭載用の射出装置を試作し、令和5年から8年にかけて性能確認試験を行い、検討した低減法について技術的な妥当性を検証して、実環境下における雑音低減効果を確認する。	0152
(15)	将来潜水艦用ソーナー装置の試作	0 (0)	0 (0)	0	2	令和3年度から令和6年度までの試作(その1)において、数値計算を適宜実施、必要な設計データを取得しつつ、システム設計、基本設計、細部設計を実施し、アレイ部(その1)、信号処理部(その1)及び模擬部(その1)を試作、令和4年度から令和6年度までの試作(その2)において、試作(その1)のシステム設計及び基本設計の結果に基づき、アレイ部(その2)の細部設計及び試作を実施、令和6年度から令和8年度までの試作(その3)において試作(その1)のシステム設計結果に基づき、アレイ部(その3)、信号処理部(その2)、模擬部(その2)及び評価処理部の各構成品等の基本設計、細部設計及び試作を実施する。また、令和6年度から令和9年度にかけて技術試験、令和8年度から令和9年度にかけて実用試験を実施し、その成果を検証する。	0153
(16)	回転翼哨戒機(能力向上型)の開発	2,310 (2,208)	16,570 (16,570)	0	2	当該事業は、平成27年度から令和3年度にかけて開発装備品を含む飛行試験機の試作を行い、令和3年度から令和5年度にかけて技術・実用試験を実施し、令和5年度に部隊使用承認を取得する計画である。試作は、平成27年度から平成29年度にその1として基本仕様の設定及び機体の細部設計を実施し、平成28年度から令和2年度にその2として、開発装備品の細部設計・製造及び飛行試験機(構成)の製造を実施し、平成29年度から令和3年度にその3として搭載する電子機器等の地上連接試験及び飛行試験機の製造を実施した。	0154
(17)	次期装輪装甲車技術の研究	0 (0)	999 (999)	0	2	将来の戦闘等で必要となると予測される戦略機動性、戦場(路外)機動性、防護性、積載性、拡張性等を有し、かつ現有装備と同等程度の量産単価を達成できる車両の成立性を研究する。	0155
(18)	将来水陸両用技術の研究試作	4,521 (4,521)	0 (0)	1,729	5	我が国の島嶼侵襲事態時に、水陸両用車を用いて洋上の海自輸送艦から島嶼部への部隊投入による島嶼防衛をより効果的・効率的に行うためには、水陸機動性や海上航行速度の向上を実現することが有効であり、これらの実現のために、本事業では、平成29～令和4年度にかけて将来の水陸両用技術として、水陸機動能力向上技術(水陸での機動困難な条件を克服して機動性を高める技術)、海上高速航行技術(海上で車両が高速航行できる技術)及び乗員安全性を備えた将来の水陸両用車に関するシステム設計の最適化及び高出力エンジンの小型化、構成品の能力向上に関する研究を行うものである。	0156
(19)	相互防衛援助協定交付金	153 (147)	153 (149)	154	5	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」第7条第2項に基づき、在日合衆国相互防衛援助事務所に係る行政事務費(旅費・通信費等)及びこれに関連する経費として、アメリカ合衆国政府に円資金を交付。また、同附属書Gに定めるところにより現物提供を行っている。	0204
(20)	大口径火砲用弾薬に係る調査	7 (6)	35 (21)	66	1	近年の弾薬購入費(誘導弾を除く)の減少傾向に伴い、弾薬製造企業における設備更新が進まず設備の老朽化が深刻な上、熟練工の高齢化に伴う技術伝承も充分に行えない状況となっている。特に、大口径火砲の弾薬は、新機種の研究開発が近年実施されていないことから、技術者、研究者の確保が困難となっている状況である。よって、官側を含め、研究開発に必要な知識の継承化及びノウハウの希薄化が進んでいることが懸念される。このため本事業においては、今後の大口径火砲の弾薬の研究開発の検討に必要な現行の弾薬技術や研究開発・製造のノウハウを体系的に整理し、今後の研究開発・製造を効率的に実施する基盤を整備するものである。	0205

(21)	研究開発推進事業	57,759 (44,640)	53,168 (42,429)	59,082	1	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の実施にあたり、必要な備品、消耗品、油及び弾薬の購入、人員及び物資の輸送並びに通信回線の整備等の費用 ・研究の実施、調査、試験及び試作品・研究用機械器具の検収・領収・監督を実施するために必要な旅費 ・諸外国との技術交流の一層の推進を図るために必要な旅費 ・職務発明の発明者に対し、特許、意匠が登録された際の登録補償金及びそれらの権利が使用された際の実施補償金の支払費用 ・研究開発業務に必要とされる各種科学計算を実施するための電子計算機等の借上経費 	0231
(22)	戦闘機搭載用統合火器管制システムの研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	当該事業では、平成24年度から平成26年度に実施した研究試作(その1)、平成25年度から平成27年度に実施した研究試作(その2)、平成26年度から平成29年度に実施する研究試作(その3)及び平成27年度から平成30年度に実施する研究試作(その4)において、システム設計、機体改修設計等を実施すると共に、統合火器管制ソフトウェア1式、飛行実証用搭載装置1式等を試作し、平成27年度から令和4年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0232
(23)	将来ミサイル警戒技術の研究試作	416 (416)	0 (0)	0	2	当該事業では、平成24年度から平成26年度にかけて、将来ミサイル警戒技術(その1)の研究試作として、赤外線センサ2台、地上試験用の信号処理部及び電源部を試作した。平成25年度から平成27年度にかけて、将来ミサイル警戒技術(その2)の研究試作として、搭載試験用の信号処理部を試作した。平成26年度から平成28年度にかけて、将来ミサイル警戒技術(その3)の研究試作として、赤外線センサ4台、搭載試験用電源部及び表示部を試作した。平成27年度から平成29年度にかけて、将来ミサイル警戒技術(その4)の研究試作として、飛行試験用の母機であるC-2輸送機へ試作品を搭載するための設計及び搭載に必要な器材の製造を実施した。平成29年度から令和2年度にかけて将来ミサイル警戒技術(その5)の研究試作として、C-2輸送機の改修を実施して試作品を搭載し、平成27年度から令和2年度に試験を実施した。令和3年度中に試験母機を復元した後、研究を終了した。	0233
(24)	安全保障技術研究推進制度	8,841 (8,296)	9,372 (9,316)	9,720	3	本事業は、国内の研究機関等を対象に、防衛装備庁が設定した研究テーマに沿った研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択された優れた提案に対して研究を委託するものである。	0234
(25)	軽量化機体構造の研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	当該事業では、平成26年度から28年度にかけて基本設計を実施すると共に、構造要素供試体を試作、平成27年度から29年度にかけて部分構造供試体を試作し、平成29年度から令和4年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0235
(26)	高度迎撃用飛しょう体技術の研究試作	1,953 (1,943)	0 (0)	0	1	当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計を実施、平成28年度から令和元年度にかけてスラストノズルの基本設計を実施すると共に、平成29年度から令和2年度にかけて長時燃焼圧制御サイドスラスト、専用試験装置等を試作し、平成30年度から令和4年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0236
(27)	先進対艦・対地弾頭技術の研究試作	0 (0)	0 (0)	0	1	当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計、高密度EFP弾頭、シーバスター弾頭(信管部を除く)及び専用試験装置を試作し、平成28年度から30年度にかけてシーバスター弾頭(信管部)を試作し、令和2年度から5年度にかけてコンビネーション弾頭を試作し、平成28年度から令和元年度及び令和4年度から6年度に所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。	0237
(28)	将来軽量橋梁構成要素の研究試作	385 (385)	0 (0)	0	1	将来の各種自衛隊用橋梁に適用可能であり、現有橋梁に比して径間長の延伸や架設の迅速化、各種車両への搭載性の向上等の性能向上に寄与する要素技術として、橋梁の主要構造への複合材料の適用に関する検討を実施するものである。	0238
(29)	研究試作事業(技術計画官)	14,372 (14,372)	4,700 (4,700)	32,144	1	防衛力強化に直接的に資する研究のみならず、将来において諸外国に優越する装備品等を創製することを目的とした、先進的な研究試作事業に取り組む。	0239
(30)	水際障害処理装置(地雷原処理装置)	0 (0)	3,367 (3,367)	0	1	島しょ侵攻事態において、敵は、経海・経空手段により、奇襲的に我が国の島しょ部に着上陸侵襲して占領後、地雷原等による着上陸適地の障害化、陣地の構築等の各種手段により、自衛隊の水陸両用作戦部隊を阻止しようとするのが想定される。その場合、自衛隊による奪回作戦を行うに当たり、敵に占領された島しょに海上から水陸両用車等によって上陸するためには、敵が設置した水際部の地雷原等を敵が保有する個人携行火器の有効射程外から迅速かつ一挙に処理し、着上陸部隊の進行経路を開通する必要があるが、現在、当該機能が欠落している。そのため、着上陸部隊が、水陸両用作戦において、海上機動に引き続いて着上陸するに先立ち、水際部の地雷原等を処理するために使用する水際障害処理装置(地雷原処理装置)を開発するものである。	0240
(31)	戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究試作	0 (0)	0 (0)	5,478	2	多様なセンサやウェポンを統合・連携させたミッションシステムは、戦闘機等の作戦及び任務の成否に多大な影響を与えることから、ミッションシステムの開発、能力向上、改善等を自国で自由にコントロールできる能力を保持することが重要である。このため、本事業では、柔軟な拡張性を有するオープンアーキテクチャを適用したミッションシステムを試作し地上試験で確認するとともに、Flying Test Bedのシステム設計を通じて得られた知見により、当該能力の基盤となる戦闘機等のミッションシステム・インテグレーション技術を確立する。 Flying Test Bed: 評価対象となる機器を搭載し、飛行中の各種データを取得するための航空機	0241
(32)	革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制強化のための研究者の米国派遣	3 (3)	3 (3)	0	4	米国のランド研究所は、米国政府から資金投入を受けつつ、先端技術を踏まえた新たな戦い方などの様々な提言を米軍に対して行っている実績があるシンクタンクである。派遣員は、国内外の先端技術動向について調査・分析・議論を行うことを通じて高度かつ客観的な政策立案を行う能力を習得するため、ランド研究所に複数存在する研究プログラムのうち、米国とアジア諸国が直面する重要な政策課題について、ランド研究所の研究者と協同して研究する「アジア太平洋フェロープログラム」を受講する。同時にランド研究所の運営手法を習得することで、シンクタンク機能の確立の核となる人材を育成する。	0242
(33)	防衛生産・技術基盤の維持強化に要する経費	310 (111)	447 (191)	2,015	4	我が国の防衛産業基盤の強靱化を図るため、これまで防衛装備品のサプライチェーンリスクの把握や供給途絶リスクへの対処、有望な技術や製品を保有する中小企業の防衛事業への参画促進、国際防衛装備品展示会への出展を通じた情報発信、施策立案の資とするための調査委託やオンラインサービス契約を通じた海外情報の収集等を複層的に実施してきた。更に令和4年度からは、より強力に防衛産業基盤の強靱化を図るため、防衛装備品製造過程におけるサイバーセキュリティ対策強化のための事業や、国内防衛産業のグローバルサプライチェーン参画を支援するための調査事業、防衛産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)化を促進するための調査研究事業を新規に立ち上げるなどの新規事業の実施を計画している。	0243
(34)	防衛装備移転等に関する調査	252 (252)	242 (227)	52	5	協力相手国のニーズ・事情に応じた防衛装備・技術協力を実現するには、その国特有の調達制度、防衛生産・技術基盤などに関する諸課題への対応が求められる。本事業では、防衛装備・技術協力の検討を開始する初期段階において行う課題の抽出や実現可能性の把握に必要な情報として、諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤等を調査する。また、協力が具体化している案件について、海外移転を実現するために必要な調査等を実施する。	0244
(35)	防衛装備・技術協力における通訳支援	15 (2)	15 (2)	13	5	防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、英国、豪州、印度、比国、仏国、独国、伊国、馬国との間でも、それぞれ政府間の協力枠組が構築されている。また、これら以外の国についても日本の装備品に関心を示している国も多く、協議を進めていくことが予想される。こういった重要な協議を行う場合に、言語的な支援を行うことで双方の理解に齟齬を無くし、もって我が国の防衛装備・技術協力を推進する。	0245

(36)	防衛装備協力(諸外国(ASEAN及び中東諸国)からの現地軍関係者等の招へい等)	21 (5)	17 (1)	21		5	ASEAN諸国に対し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備品に伴うアフターサービスを含めた包括的な防衛装備・技術協力を推進するもの。	0246
(37)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策	10 (35)	20 (12)	20		5	平成26年4月の防衛装備移転三原則策定以降、我が国では諸外国との防衛装備・技術協力を推進しているところ、実効的な防衛装備・技術協力の推進のためには、我が国との防衛装備・技術協力の可能性を検討している諸外国官民に対して、我が国の防衛産業基盤などに関する理解促進を図る必要がある。本事業は、かかる観点から、防衛装備・技術協力の推進に向けた諸外国へ各種の情報発信を実施するもの。	0247
(38)	防衛技術協力に係る調整等	0 (0)	0 (0)	10		5	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に進めるよう、諸外国への出張が必要となる。特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力を専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・推進を行う。	04-0011
(39)	UUV管制技術に関する研究	0 (0)	0 (0)	0		2	水中で他のUUVを位置管制する機能及び自律的に障害物を回避して航行する機能などを有する管制型試験UUVを取得し、実海面で技術面・運用面の評価を行う。	05-0017
(40)	国際競争入札等への参入促進に向けた装備品等の保全措置の検討	0 (0)	0 (0)	0		5	防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画においては、防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めることが掲げられているところ、防衛装備庁としてもそのための様々な取組を進めている。その上で、装備品の海外移転を実施するに当たっては、移転先国の使用水準に合わせたダウングレードや内部構造をわからない構造にするブラックボックス化といった保全措置を要することが想定され、これらが適切に行われない場合、我が国の先進的な技術が漏洩したり、移転先国との協力関係が利害対立へと急変した場合に移転した装備品が我が国の脅威となる危険性もある。これらの保全措置にかかる事前検討の経費を事業者側の負担とした場合、我が国装備品の価格競争力は著しく損なわれ、案件成立が困難となり、移転先国との協力関係を深化させるとのそもそもの防衛政策上の意義を達成できなくなってしまう。このため、本事業では事業者事前に保全措置の方策・経費等の検討を官側の経費負担によって行わせ、我が国安全保障上、適切な海外移転を進めるとともに、企業側の価格競争力を高め、市場参入の障壁を低減させるもの。	05-0018
(41)	新型機雷(小型機雷)の開発	0 (0)	0 (0)	0		2	老朽化した従来機雷の代替として、小型・軽量化することで、マルチピークから迅速に敷設でき、遠隔管制が可能な新型機雷の開発を行う。	05-0019
施策の予算額・執行額		109,034 (94,899)	122,668 (111,533)	137,329			施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)Ⅲ-2-(3)技術基盤の強化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑥)

施策名		技術基盤の強化
測定指標	目標	施策の進捗状況
<p>①新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保</p>		
<p>新たな領域に関する技術や最先端技術に対して重点的に投資</p>		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●重点的に投資すべき技術を特定するため、以下11件について技術動向の調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能に係る先端技術及び基盤技術に係る調査 ・先端口ロボット技術に関する調査 ・諸外国の電子戦システム及びC4ISR機器に関する調査 ・諸外国の水上艦艇・潜水艦等の能力推定と将来技術動向に係る調査 ・人工知能による電磁波データ自動処理技術の装備システムへの適用に関する調査 ・防衛技術動向に関する調査 ・安全保障に係る宇宙からのMDAに関する調査 ・民間の先端技術を活用した防衛用通信ネットワークの技術動向に関する調査分析 ・文献データベースを用いた水上／水中無人機の構成技術に関する分析 ・人工知能による画像自動処理技術の装備システムへの適用に関する調査 ・無人航空機を想定した積層造形部品の特性に関する調査 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、平成30年度に事前評価を行い、令和元年度に着手した事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的誘導弾システム(改) ・島嶼防衛用高速滑空弾の研究 ・遠隔操作型支援機技術の研究 ・極超音速誘導弾要素技術の研究 ・長期運用型UUV技術の研究 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和元年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機用統合火器管制技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・将来射撃管制技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・適応制御型高速ネットワーク技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・高出力マイクロ波技術に関する研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・高高度迎撃用飛しょう体技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・戦術データリンク妨害用送受信技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・新艦対空誘導弾:試験実施中。順調に進捗している。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等評価するため、令和元年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・電波・光波複合センサシステムの研究:当初の研究目標を達成した。 ・ウェポンリリース・ステルス化の研究:当初の研究目標を達成した。 ・赤外線画像の高解像度技術に関する研究:当初の研究目標を達成した。 ・艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究:当初の研究目標を達成した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●重点的に投資すべき技術を特定するため、以下10件について技術動向の調査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛技術動向に関する調査 ・移動通信ネットワークの技術動向調査 ・固定翼航空機の群制御技術に関する動向調査 ・異種ビークル間マルチスタティックソーナーに関する技術動向調査 ・レーザーセンシング技術に関する技術動向調査 ・広域洋上監視システムのためのセンサ相関処理技術に関する技術動向調査 ・低探知化(ステルス通信)を考慮した無線通信システム技術に関する技術動向調査 ・脅威検知技術に関する動向調査 ・プログラム解析手法に関する動向調査 ・HVP及びスーパーキャビテーション弾関連技術に関する技術動向調査 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和元年度に事前評価を行い、令和2年度に着手した事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・多目的監視レーダ ・スタンド・オフ電子戦機 ・ASM-3(改) ・将来水陸両用技術の研究 ・モジュール型小型高出力ハイブリット技術の研究

2 年度 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代赤外線センサ技術の研究 ・潜水艦コンセプト評価技術の研究 ・次世代機雷探知技術の研究 ・次期戦闘機 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和2年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水中無人航走体長期運用システム技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・機体構造軽量化技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・次世代データリンク高速・高信頼化技術の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・衛星搭載型2波長赤外線センサの研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・光波スマートセンサ技術の研究:研究試作中。順調に進捗している。 ・流体雑音低減型潜水艦船型の研究:試験実施中。順調に進捗している。 ・電子戦評価技術の研究:研究試作中。順調に進捗している。 ・将来中距離空対空誘導弾:研究試作中。新型コロナウイルスの影響によりスケジュールに遅延が生じている。 ・低コントラスト目標画像誘導技術の研究:研究試作中。順調に進捗している。 ・92式信管のフォローアップ:試験実施。順調に進捗している。 ・静粛型動力装置搭載魚雷:試作中。順調に進捗している。 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等評価するため、令和2年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低シグネチャ艦艇技術の研究:当初の研究目標を達成した。 ・RCS評価方式の研究(1)屋外計測評価技術の研究:当初の研究目標を達成した。 ・CBRN脅威評価システム技術の研究:当初の研究目標を達成した。 ・将来無人機(無人航空機)航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究:当初の研究目標を達成した。 ・将来射撃管制技術の研究:当初の研究目標を達成した。 ・戦術データリンク妨害用送受信技術の研究:当初の研究目標を達成した。
3 年度	<p>●重点的に投資すべき技術を特定するため、令和3年度に7件の技術動向の調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛技術動向に関する調査 ・宇宙機オートノミーの要素技術の動向調査 ・小型計算デバイス技術の検討 ・現実空間の拡張技術の検討 ・諸外国の長射程ミサイル等に関する検討 ・アクティブディフェンス技術に関する動向調査 ・民生技術に関する情報収集 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和2年度に事前評価を行い、令和3年度に着手した事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12式地対艦誘導弾能力向上型 ・車両搭載型レーザ装置の研究 ・次期電子情報収集機の情報収集システムの研究試作 ・エレメントレベルDBFに関する研究 ・装備システム用サイバー防護技術の研究 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、開発、試験等の各段階における進捗度を評価するため、令和3年度に研究開発評価(中間)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新艦対空誘導弾 ・12式地対艦誘導弾(改)及び哨戒機用新空対艦誘導弾 ・長期運用型UUV技術の研究 ・電子戦評価技術の研究 <p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等評価するため、令和3年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高出力マイクロ波技術に関する研究【技術戦略部技術計画官】 ・水中無人航走体長期運用システム技術の研究【技術戦略部技術計画官】
4 年度	<p>●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、令和3年度に事前評価を行い、令和4年度に着手した事業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾 ・12式地対艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型) ・UUV用海洋状況把握モジュールの研究 ・将来レールガンの研究 ・高出力マイクロ波照射技術の研究 ・無線状況付与技術の研究 ・ミサイルシステム適応型ビーム制御誘導方式の研究 ・自律向上型戦闘支援無人機の機能性能及び運用上の効果に関する研究

中長期技術見積りの見直し・新規作成

元年度	●「平成28年度中長期技術見積り」を見直すため、関係各署と調整を実施した。
2年度	●「平成28年度中長期技術見積り」を見直すため、関係各署と調整を行うとともに、重点投資すべき重要技術を見出すため、萌芽的技術の調査を行った。
3年度	●令和3年度は、近年進展が著しい民生技術及び諸外国の防衛・軍事部門が注目している技術の分析から重要技術の抽出を行い、新たな国家安全保障戦略等の策定も見据え中長期技術見積り見直しに向けた検討を行っている。
4年度	●企業等の予見可能性を高めるため、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを戦略的に発信することに向けて、新たな文書の取りまとめを行うこととした。

将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定

元年度	●「研究開発ビジョン～多次元統合防衛力の実現とその先へ～」を令和元年8月に策定・公表した。
2年度	●公表した研究開発ビジョンの対外的な周知活動等(在日ドイツ商工会議所)を実施した。
3年度	●令和元年度に策定済み。
4年度	●企業等の予見可能性を高めるため、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを戦略的に発信することに向けて、新たな文書の取りまとめを行うこととした。

②研究開発のプロセスの合理化等による、研究開発期間の大幅な短縮

ブロック化、モジュール化等の新たな手法の活用

元年度	●ブロック化：島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)を実施した。また、研究試作(その2)を令和2年3月31日に139億円で契約した。 ●モジュール化：モジュール化UUVの研究について令和2年3月に研究試作(その1)の契約を締結した。 ●その他：委託調査として、欧州の軍耐空性規則等について調査を実施した。
2年度	●ブロック化 ・島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)及び研究試作(その2)を実施した。また、島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その3)を令和3年3月30日に225億円で契約した。 ●モジュール化 ・モジュール化UUVの研究について研究試作(その1)を実施した。また、令和3年3月に研究試作(その2)の契約を締結した。 ・戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究試作(その1)を実施した。また、研究試作(その2)を令和3年3月に75億円で契約締結した。 ・令和2年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その1)を令和2年12月10日に約150億円で契約し、令和2年度から実施した。
3年度	●ブロック化 ・島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)、研究試作(その2)、研究試作(その3)及び研究試作(その4)を実施した。また、島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その4)を令和3年12月8日に101億円で契約した。 ●モジュール化 ・モジュール化UUVの研究試作(その1)及び(その2)を実施した。 ・戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究について、戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究試作(その3)の(1)及び研究試作(その3)の(2)を令和4年3月にそれぞれ9億円、16億円で契約締結した。 ・令和3年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その2)を令和3年8月24日に約100億円で契約し、令和3年度から実施した。
4年度	●ブロック化 ・島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その1)～(その4)を実施した。また、島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作(その5)を令和4年7月28日に31億円で契約した。 ●モジュール化 ・モジュール化UUVの研究試作(その1)及び(その2)を実施した。また、UUV用海洋状況把握モジュールの研究試作を令和4年10月12日に60億円で契約締結した。 ・自律向上型戦闘支援無人機の機能性能及び運用上の効果に関する研究試作を令和4年4月28日に39億円で契約締結した。 ・令和4年度においては、スタンド・オフ電子戦機の試作(その3)を約190億円で契約し、令和4年度から実施した。

進展の早い民生技術を活用した装備品の短期実用化の推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度より構想設計を開始した5件の事業(艦内等無線ネットワーク構築、ニアリアルタイム大規模データ分析、衛星通信アンテナの不要放射低減、ネットワークフライトシミュレーション及びオフロードバイク静粛化)については、平成30年度から令和元年度に仮作試験を実施した。 ●平成30年度より構想設計を開始した3件の事業(アクチュエータ技術等の活用による機材操作の無人化、人工知能を用いた船舶自動識別装置解析ツールの構築及びドローン等を用いた監視・検査の自動化・効率化)については、令和元年度より仮作試験へ移行した。 ●令和元年度より新たに3件の事業(レーザ照射機の小型・高出力化、人工知能等を用いたシステム維持管理業務の効率化及び航空関連教育用VRシステム)について、構想設計を開始した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度より構想設計を開始した3件の事業(アクチュエータ技術等の活用による機材操作の無人化、人工知能を用いた船舶自動識別装置解析ツールの構築及びドローン等を用いた監視・検査の自動化・効率化)については、令和元年度から令和2年度に仮作試験を実施した。 ●令和元年度より構想設計を開始した3件の事業(レーザ照射機の小型・高出力化、人工知能等を用いたシステム維持管理業務の効率化及び航空関連教育用VRシステム)については、令和2年度より仮作試験へ移行した。 ●令和2年度より新たに3件の事業(訓練評価への人工知能技術の活用、人工知能による衛星画像類識別のための学習データの自動生成及び人工知能を活用した航空気象観測の全自動化)について、構想設計を開始した。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発している。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等を評価するため、令和2年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・新戦術情報処理装置の研究:当初の研究目標を達成した。 ・静粛型魚雷用動力装置:当初の研究目標を達成した。 ・新型護衛艦用レーダシステムの研究:当初の研究目標を達成した。 ・可変深度ソーナーシステム(パイ/マルチスタティック用):当初の研究目標を達成した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度より新たに3件の事業(レーザ照射機の小型・高出力化、人工知能等を用いたシステム維持管理業務の効率化及び航空関連教育用VRシステム)について、構想設計を開始し、令和2年度から令和3年度にかけて、仮作試験を実施した。 ●令和2年度より新たに3件の事業(訓練評価への人工知能技術の活用、人工知能による衛星画像類識別のための学習データの自動生成及び人工知能を活用した航空気象観測の全自動化)について、構想設計を開始し、令和3年度より仮作試験へ移行した。 ●令和3年度より新たに3件の事業(拡張現実技術等を活用した砲迫等現示訓練システムの構築、人工知能を用いた演習シナリオ作成支援システムの構築及び航空基地等における各種センサ等の統合共通プラットフォームの構築)について、構想設計を開始した。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発に際し、民生品を導入している。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度より新たに3件の事業(訓練評価への人工知能技術の活用、人工知能による衛星画像類識別のための学習データの自動生成及び人工知能を活用した航空気象観測の全自動化)について、構想設計を開始し、令和3年度から令和4年度にかけて仮作試験を実施した。 ●令和3年度より新たに3件の事業(拡張現実技術等を活用した砲迫等現示訓練システムの構築、人工知能を用いた演習シナリオ作成支援システムの構築及び航空基地等における各種センサ等の統合共通プラットフォームの構築)について、構想設計を開始し、令和4年度より仮作試験へ移行した。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発に際し、民生品を導入している。

早期契約に向けた手続きの迅速化

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年10月に「早期装備化に資する早期契約の推進について(通知)(装技計第8072号。令和元年10月18日)」を通知し、早期契約に向けた手続きを関係部署に周知した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年12月に「早期装備化に資する早期契約の推進について(通知)(装技計第17087号(令和2年12月15日))」を通知し、更なる周知徹底を図った。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年12月に「早期装備化に資する早期契約の推進について(通知)(装技計第18245号(令和3年12月17日))」を通知し、更なる周知徹底を図った。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年1月に「早期装備化に資する早期契約の推進について(通知)(装技計第1号(令和5年1月4日))」を通知し、更なる周知徹底を図った。

研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析の実施

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●将来装備品について、ニーズを明確にするために下記3件の技術実証を伴う事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・高出力レーザーの基本設計の開始。 ・モジュール化UUVの研究試作(その1)の契約の締結。 ・航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究に係る飛行試験結果のデータ解析。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業について、平成30年度に事前評価を行い、令和元年度に着手した事業は以下のとおりであり、自衛隊の運用ニーズに合致した研究開発を着実に実施しているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションに関する研究 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等を評価するため、令和元年度に研究開発評価(事後)を行った研究開発事業は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・先進統合センサ・システムに関する研究:当初の研究目標を達成した ・F-2の支援戦闘能力向上のための開発:要求性能を満足し、部隊の使用に供し得ると認められた。 ・先進RF自己防御シミュレーションの研究:当初の研究目標を達成した。
-----	---

2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●将来装備品について、ニーズを明確にするために下記2件の技術実証を伴う事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・高出力レーザーの基本設計を完了し、細部設計を開始。 ・モジュール化UUUVの研究試作(その1)のシステム設計の実施、基本設計の開始及び研究試作(その2)の契約の締結。 ●将来装備品へ適用する技術について、技術成熟度を確認するため、下記2件の技術実証を伴う事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・将来ミサイル警戒技術の研究に係る飛行試験及びデータ解析の実施。 ・戦闘機用エンジンシステムの研究に係る試験及びデータ解析の実施。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●将来装備品について、ニーズを明確にするために令和3年度に3件の技術実証を伴う事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・次期戦闘機(令和2年度～)について、開発初期段階に行う戦闘機システム全体の構想設計に着手。 ・将来ミサイル警戒技術(平成24年度～令和3年度)に係る試験後のデータ解析等の実施。 ・戦闘機等のミッションシステム・インテグレーションの研究試作(令和元年度～令和7年度)の実施。 ●行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第9条に基づいて事前評価を実施した事業のうち、当初目標の達成度等を評価するため、令和3年度に将来ミサイル警戒技術の事業の研究開発評価(事後)を行った。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・次期戦闘機について、日英伊3か国による戦闘機システム全体の共同設計に着手。

③安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用

安全保障技術研究推進制度の活用

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度に採択した14件及び平成30年度に採択した20件の研究課題について研究を継続するとともに、令和元年度は21件の研究課題について研究を開始した。また、平成28年度に採択した研究課題10件のうち平成29年度に終了した研究課題2件を除く研究課題8件について、外部の有識者からなる安全保障技術研究推進委員会により終了評価を実施し、成果が得られたとの評価がなされた。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度以前に終了した研究課題を除く、平成29年度に採択した6件、平成30年度に採択した19件及び令和元年度に採択した21件の計46件の研究課題について研究を継続するとともに、新たに令和2年度は20件の研究課題について研究を開始した。また、平成29年度に採択し令和元年度に終了した8件及び平成30年度に採択し令和元年度に終了した1件の計9件の研究課題について、外部の有識者からなる安全保障技術研究推進委員会により終了評価を実施し、成果が得られたとの評価がなされた。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度以前に終了した研究課題を除く、平成29年度に採択した6件、平成30年度に採択した7件、令和元年度に採択した19件及び令和2年度に採択した20件の計52件の研究課題について研究を継続するとともに、新たに令和3年度は23件の研究課題について研究を開始した。また、平成30年度に採択し令和2年度に終了した12件及び令和元年度に採択し令和2年度に終了した1件の計13件の研究課題について、外部の有識者からなる安全保障技術研究推進委員会により終了評価を実施し、成果が得られたとの評価がなされた。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度以前に終了した研究課題を除く、平成29年度に採択した1件、平成30年度に採択した7件、令和元年度に採択した8件、令和2年度に採択した19件及び令和3年度に採択した23件の計58件の研究課題について研究を継続するとともに、新たに令和4年度は24件の研究課題について研究を開始した。また、平成29年度に採択し令和3年度に終了した5件、令和元年度に採択し令和3年度に終了した11件及び令和2年度に採択し令和3年度に終了した1件の計17件の研究課題について、外部の有識者からなる安全保障技術研究推進委員会により終了評価を実施し、成果が得られたとの評価がなされた。

先進技術推進センターにおける、橋渡し研究を実施

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度以降に実施する橋渡し研究に関する研究計画を策定した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで先進技術推進センターが実施してきた先進的技術にかかる研究については、装備領域毎の各研究所において重点化された研究事業と組み合わせることで、防衛用途への適用の加速化及び効率化を実施した。 ●国内外の先端技術動向の調査・分析等を強化し、先進的研究の取込のための連携を推進するため、防衛装備庁技術戦略部に「技術連携推進官」を、技術戦略部技術戦略課に「先進技術戦略官」の新設を要求した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度に実施している先進技術の橋渡し研究の中間評価及び新規案件の事前評価を実施し、令和4年度に実施する課題を選定した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に実施している先進技術の橋渡し研究の中間報告及び新規案件の事前評価を実施し、令和5年度に実施する課題を選定した。

④革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化するため、シンクタンクの活用や創設等を検討

国内の研究法人や同盟国のシンクタンク等とのワークショップ等を通じ、技術動向、運用構想、分析手法について検討

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●シンクタンクにかかる調査研究(国内外の先端技術動向を調査・分析するためのシンクタンク創設に関する調査)を実施完了した。 ●令和元年9月から10月にかけて、国内シンクタンクから、技術動向に関する情報を得た。 ●令和2年1月、米国シンクタンクから、5G及び量子暗号通信に関する情報を得た。あわせてワークショップの開催も計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念のため中止した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年2月までに、ランド研究所アジア太平洋フェロープログラムへの派遣者がランド研究所政策大学院において受講するコース及びランド研究所の研究員の指導のもと実施する研究内容について先方との事前調整を完了した。その後、令和3年3月に開講されるランド研究所政策大学院の講義開催に合わせ、1名を派遣した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の先端技術動向の調査・分析等を強化し、先進的研究の取込のための連携を推進するため、令和3年4月から防衛装備庁技術戦略部に「技術連携推進官」を、技術戦略部技術戦略課に「先進技術戦略官」を新設した。 ●技術シンクタンク機能として革新技術リサーチワーキンググループを立ち上げ、民間から6名の特別研究官を招聘し、無人機分科会、指揮統制分科会、サイバー分科会にて先進技術に関する調査分析を行った。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●技術シーズと運用ニーズとのミスマッチをなくすため、将来戦ワークショップを立ち上げ、当該技術の進展予測を基に将来の戦い方において必要な機能に関する意見交換を実施した。 ●既存の3つの分科会に加え、新たに、AI技術分科会、量子技術分科会、デジタル・エンジニアリング分科会を立ち上げ、先進技術に関する調査分析を行った。 ●無人機分科会、指揮統制分科会、サイバー分科会の3分科会について、技術シンクタンク機能として最終報告を作成した。 ●新たに26名の特別研究官を招へいし、計32名の特別研究官の体制を構築した。 ●部外講師としてアカデミア等から各分科会に係る有識者9名を招き、技術動向等の講演及び意見交換を実施した。

諸外国の軍事技術の動向や運用構想について常時把握するための体制を強化

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度に、先進民生技術及び装備品技術を含む国内外の最新動向を広範に調査・分析する技術情報室を設置した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●不確実性が增大している技術動向に対応する更なる体制強化のため、技術情報室に技術情報専門官1名の増員要求を実施した。 ●国内外の先端技術動向の調査・分析等を強化し、先進的研究の取込のための連携を推進するため、防衛装備庁技術戦略部に「技術連携推進官」を、技術戦略部技術戦略課に「先進技術戦略官」の新設を要求した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度に、将来の安全保障に重大な影響を及ぼす民生先端技術の調査・分析等の機能強化を推進するため、技術情報室に技術情報専門官1名の増員を行った。 ●各年度において、装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析した防衛技術調査分析を作成した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析した防衛技術調査分析を作成した。 ●機会を捉え積極的に展示会等に参加するとともに、装備品等についての科学技術に関する海外調査を実施した。

⑤国外との技術協力を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進

新たな国際共同研究開発案件の発掘・推進

元年度	<p>《欧米諸国》</p> <p><アメリカ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和元年5月、次世代水陸両用技術に係る共同研究を開始した。 ●令和元年7月、米国防省と第29回日米装備・技術定期協議(S&TF)を開催し、日米防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和2年3月、高速多胴船の最適化に係る共同研究を成功裏に完了した。 <p><イギリス></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年1月、第7回日英防衛装備・技術協力運営委員会を実施した。 ●令和2年2月、ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究が成功裏に完了した。 <p>《オセアニア》</p> <p><オーストラリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和元年6月、豪国防省と第2回日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和元年11月、船舶の流体力学分野に係る共同研究が成功裏に完了した。 ●令和元年11月、科学技術者交流計画に関する取決めに署名した。 <p>《アジア》</p> <p><インド></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年2月、第5回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。
-----	---

2 年 度	<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和2年9月、日米間のネットワーク間インターフェースに係る共同研究を開始した。 ●令和2年10月、モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムに係る共同研究を開始した。 <イギリス> ●令和2年7月、人員脆弱性評価に係る共同研究が成功裏に完了した。 《オセアニア》 <オーストラリア> ●令和3年3月、日豪科学技術者交流計画(PSEP)に基づき、防衛装備庁職員1名(防衛技官)を豪州国防省国防科学技術グループ(DSTG)へ派遣した。</p>
3 年 度	<p>●令和3年度、次期戦闘機のエンジン、搭載電子機器などの各システムについて、開発経費や技術リスクの低減のため、米国及び英国と協議を行い、協力の可能性を追求した。令和3年12月、日英防衛当局間で、エンジンの共同実証事業を令和4年1月に開始することを確認し、更なるサブシステムレベルでの協力の実現可能性も検討するため、共通化の程度に係る共同分析を実施することとした。</p> <p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和4年2月、化学剤呈色反応識別装置に係る共同研究が成功裏に完了した。 <イギリス> ●令和3年7月、化学・生物防護技術に係る共同研究を開始した。 ●令和3年9月、英国防省と第8回日英防衛装備・技術協力運営委員会を開催し、日英間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和3年度、次期戦闘機のエンジン、搭載電子機器などの各システムについて、開発経費や技術リスクの低減のため、米国及び英国と協議を行い、協力の可能性を追求した。令和3年12月、日英防衛当局間で、エンジンの共同実証事業を令和4年1月に開始することを確認し、更なるサブシステムレベルでの協力の実現可能性も検討するため、共通化の程度に係る共同分析を実施することとした。 ●令和4年2月、次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究を開始した。 《オセアニア》 <オーストラリア> ●令和3年5月、船舶の流体性能及び流体音響性能に係る共同研究を開始した。 ●令和3年5月、複数無人車両の自律化技術に係る共同研究を開始した。 《アジア》 <インド> ●令和4年2月、第6回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。</p>
4 年 度	<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和4年10月、米国防省と第30回日米装備・技術定期協議(S&TF)を開催し、日米防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和5年1月、日米間の共同研究・開発等の加速を目的として、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに係る了解覚書」を日米間で合意し、日米2+2において、大臣間で署名を行った。 <イギリス> ●令和5年2月、英国防省と第9回日英防衛装備・技術協力運営委員会を開催し、日英間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 <イギリス・イタリア> ●令和4年12月、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を開始した。 《オセアニア》 <オーストラリア> ●令和4年5月及び12月、日豪科学技術者交流計画(PSEP)に基づき、防衛装備庁職員2名(防衛技官)を豪州国防省国防科学技術グループ(DSTG)へ派遣した。 ●令和4年5月、豪国防省と第3回日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。</p>

担当部局名	防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑦)

施策名		装備調達最適化			担当部局名	大臣官房、防衛装備庁				
施策の概要		自衛隊の装備品の質及び量を必要かつ十分に確保するためには、高性能の装備品を可能な限り安価に取得する必要があり、予算の計上のみならず執行に際しても、徹底したコスト管理・抑制を行う必要がある。 このため、長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用や維持整備の効率化を推進する。また、国内外の企業間競争の促進を図るとともに、国際共同開発・生産や海外移転も念頭に置いた装備品の開発等を推進する。さらに、米国の高性能な装備品を効率的に調達するため、FMS調達の合理化を推進するとともに、米軍等との調達時期・仕様の整合に努める。これらに際しては、ライフサイクル全体を通じたプロジェクト管理の取組を更に強化する。			政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)				
達成すべき目標		装備品の効果的・効率的な取得の一層の促進			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標		目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
①	装備品等の効果的・効率的な取得の推進による装備調達の最適化	プロジェクト管理対象品目の拡大や事業計画等の見直しに関する基準の適正化			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (4) 装備調達最適化 装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組を要求事項として盛り込むことや、民生分野における成功事例の装備品製造等への取り込み、民間の知見の活用に関する企画競争方式等の契約方式の積極的な適用、コスト管理の厳格化等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高める。その際、プロジェクト管理の対象品目を拡大するとともに、ライフサイクルコストとの関係も含め、仕様や事業計画の見直しに関する基準の適正化を図り、これを適用する。 市場価格のない装備品の価格積算について、装備品の製造等に要する加工費等の算定の精緻化・適正化を行うなど、より適正な費用の算定に取り組むほか、情報システムについて適切な価格水準で調達を行う。また、こうした取組を効果的に実施するため、専門的な知識・技能・経験を有する民間の人材を活用するなど、人材育成・配置を積極的に行うとともに、企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化を推進する。 長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用及びPBL等の包括契約の拡大を含む維持整備の効率化を推進する。また、国内調達に資する効果が低い装備品について、輸入における価格低減の検討、国内向け独自仕様の縮小等の検討により、国内外の企業間競争の促進を図る。さらに、有償援助調達(以下「FMS調達」という。)における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、日米協議等を通じて米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進する。			
		加工費等の算定の精緻化・適正化を含む費用算定の改善								
企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化の推進										
長期契約を含めた計画的な取得方法の活用及びPBLの包括契約の拡大を含む維持整備効率化										
FMS調達の合理化に向けた取組の推進										
装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組の推進										
民生分野における成功事例を装備品製造等への取り込み										
②	適正な費用算定の取組み	情報システムにかかる適切な価格水準での調達を推進			令和5年度	別紙	民間の知見の活用に関する企画競争方式等の契約方式の適用			
		国内大学大学院に派遣し、コストマネジメント及び価格戦略等の政策の企画・立案能力を向上								
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			令和4年行政事業レビュー事業番号
		令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)					
(1)	P-1用整備用器材の整備	327 (308)	2,344 (2,147)	1,522		1	部隊で点検、検査等を計画的に実施するための器材や不具合が生じた場合、不具合箇所の特定及び不具合の修復を実施するために必要な器材を整備するものである。なお、整備用器材は、P-1の運用、航法、通信システム等を試験するためのテストプログラムセット及び整備対象器材を接続するためのアダプタから構成される。			0120

(2)	12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)	0 (0)	0 (0)	98	1	当該事業は、12式地对艦誘導弾能力向上型の試作を実施するとともに、各種試験を実施して機能・性能を確認する。	0141
(3)	回転翼哨戒機(能力向上型)の開発	2,310 (2,208)	16,570 (16,570)	0	1	当該事業は、平成27年度から令和3年度にかけて開発装備品を含む飛行試験機の試作を行い、令和3年度から令和5年度にかけて技術・実用試験を実施し、令和5年度に部隊使用承認を取得する計画である。試作は、平成27年度から平成29年度にその1として基本仕様の設定及び機体の細部設計を実施し、平成28年度から令和2年度にその2として、開発装備品の細部設計・製造及び飛行試験機(構成部品)の製造を実施し、平成29年度から令和3年度にその3として搭載する電子機器等の地上接続試験及び飛行試験機の製造を実施した。	0154
(4)	次期装輪装甲車技術の研究	0 (0)	999 (999)	0	1	将来の戦闘等で必要となると予測される戦略機動性、戦場(路外)機動性、防護性、積載性、拡張性等を有し、かつ現有装備と同等程度の量産単価を達成できる車両の成立性を研究する。	0155
(5)	固定翼哨戒機(P-1)の取得	67,450 (67,528)	109,319 (108,378)	18,882	1	固定翼哨戒機(P-3C)の老朽化及び除籍減耗に伴う後継として、探知識別能力、飛行性能及び通信能力等の向上が図られた固定翼哨戒機(P-1)を整備する事業である。	0157
(6)	民間海上輸送力活用事業に係る事業支援役割	53 (49)	48 (37)	37	1	・PFI法に基づく業務の適否を判断する事業監視の支援 ・事業契約書に基づく物価変動に応じた契約金額の変更に伴う変更契約のための諸手続の支援 ・民間船舶であるPFI船舶に適用される海事関係法令の解釈・運用実態等についての調整	0158
(7)	民間海上輸送力活用に係わるPFI事業	2,599 (2,599)	2,599 (2,599)	2,663	1	・民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航 ・各種事態などにおいて、民間事業者が船舶を運航できない場合には、自衛隊が、船舶そのものを借り受ける(その場合、自衛官が乗り組んで自衛隊が自ら運航)	0159
(8)	航空機の維持整備抑制に関する調査研究	17 (16)	18 (17)	0	1	P-1の維持整備費抑制の具体策を導出し、維持整備費用抑制の資を得る。	0206
(9)	官民連携による後方支援体制の成立可能性に係る委託調査	1 (0)	27 (27)	0	1	可動率の向上及び維持整備コストの低減を図るため、MRO&U、補給管理等の業務について、民間委託し得る範囲、官民における業務分担・業務要領、民間委託する際の課題、解決策等について検討する。 官が保有する運航・整備・補給データ等を製造・修理会社等と適時に共有することによる効果的な技術管理及び補給管理を通じて、部品の共通化の推進、適時の改修及び性能向上、需給計画の策定等を検討する。 米海軍が契約しているMH-60のPBLについて、契約形態、役割による効果、官民連携体制等を調査する。	0207
(10)	制度調査及び輸入調達調査のための公認会計士等を活用した調査委託	26 (25)	26 (26)	27	1	企業構造の変化に対応し、不正行為の抑止を図り実効性のある制度調査及び輸入調達調査を実施するためには、制度調査及び輸入調達調査の更なる質的向上が必要であることから、企業会計に関して高度の専門的知識を有する公認会計士を活用することにより、対象企業に適合した計画を立案し、調査を実施する。 また、公平不偏かつ独立性を有した立場である公認会計士が調査を実施することにより、総合的な調査の信頼性及び透明性を確保することが出来る。	0248
(11)	将来装備品の取得手段の調査	39 (22)	56 (35)	78	1	将来の装備品等の取得又は装備品等の能力向上の検討にあたって、公正性・透明性を確保しつつ最適な手段を選択するためには、取得手段等に関して幅広い代替案の比較分析を行うことが重要である。この代替案分析等の資とするべく、海外装備品の技術動向及び関連する技術情報等の収集・分析について専門知識を有する民間企業等に依頼する。	0249
(12)	取得に関する諸外国の制度の調査に係る経費	1 (0)	1 (0)	1	1	我が国における防衛装備品等の効果的・効率的な調達制度の検討・運用の資とすることを目的として、米国で開催されている国際会議であるIPMW(Integrated Program Management Workshop)への参加等を通じて、米連邦政府関係者、防衛産業を始めとする民間事業者、学会関係者及びコンサルタント事業者等から、取得マネジメントについての情報収集や意見交換を実施する。 さらに、昨今我が国における輸入装備品の調達額が増大している中、国内企業参画の促進等に係る施策の検討の資とすることを目的とし、毎年各国の防衛産業、政府関係者が参加する国際会議であるGICA(Global Industrial Cooperation Association) Conferenceに参加し、各国の最新の国内企業参画の促進に係る施策や事例等についての情報収集及び意見交換を実施する。	0250
(13)	ライフサイクルコスト教育	2 (2)	2 (2)	2	2	プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、適切なライフサイクルコスト管理が必要である。適切なライフサイクルコスト管理の実施に資するコスト分析等の実施のためには、会計やマネジメント等に係る高度の専門知識・スキルが必要とされるものであり、省内で得ることのできない知識・スキルについて、各種教育機関等で教育・研修を受講することにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果たす者を育成するものである。	0251
(14)	情報システム等の取得に関する検討	145 (139)	145 (140)	145	1	より効率的な指揮通信システム等の整備に資するため、これらの換装、システム設計、プログラム設計・製造及び総合試験にかかる事業の評価や、要件定義、仕様書作成などのプロセスにかかる検討を技術的な観点から支援する。	0252
(15)	取得マネジメント(プロジェクト管理)に係る人材育成	29 (13)	29 (15)	27	1	プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、取得関係業務に携わる職員にプロジェクト管理に必要な知識を習得させ、課題を解決する能力を付与することが不可欠である。米国では、装備品取得のためのプロジェクト管理を適切に実施するため、長年に亘り専門的教育機関において取得関係職員の教育を実施しているところ、本事業は、米国において実績のある取得マネジメント教育を防衛省においても実施することにより、取得関係職員にプロジェクト管理の適切な実施のために必要な知識・スキルを習得させるものである。	0253
(16)	業態調査に要する経費	11 (1)	11 (11)	11	1	防衛装備庁における調達事業に活用するという観点から、防衛装備庁が所在する関東甲信越地域における、入札参加資格(全省庁統一資格)を有する企業の情報を、一元的にデータ化したものをリアルタイムに閲覧できるシステム及び同システムの保守である。	0254
(17)	監察監査機能の強化のための部外監査法人等の活用	1 (1)	1 (1)	1	1	防衛装備庁の内部監察監査機能を強化するため、担当職員の監察監査能力向上のための研修を行う。	0255
(18)	プロジェクト管理関連職員のための米国GSの課程受講	1 (0)	0 (0)	0	1	プロジェクト管理における専門知識(WBS等のプロジェクト管理共通の作成物(成果物)の作成要領、米国で設立されたプロジェクト管理協会であるPMI(Project Management Institute)が定める標準的なプロジェクト管理体系等)の習得、意見交換や情報収集を通じ、プロジェクト管理のさらなる推進及び装備品調達の最適化(プロジェクト管理対象品目の拡大、WBSやEVMによるコスト・スケジュールの管理、コスト見積り精度向上等)を図る。 ※WBS(Work Breakdown Structure):プロジェクト管理を行うため、事業において創出する成果物について、その進捗や費用を管理可能な単位(構成部品や役務など)にまで詳細化し、体系付けた階層構造 ※EVM(Earned Valued Management):プロジェクトの進捗状況、経費の発生状況などを定量的に測定・評価する管理手法	0256

(19)	経営学等に関する国内留学	2 (2)	2 (1)	1	2	防衛装備品の取得価格の在り方や契約制度に係る方針の策定に当たっては、政策的判断も含めた総合的な検討を実施し、会計・流通・マーケティング・企業法務・公共調達・経営学等の幅広い知見を持つ部外有識者と議論を重ねていく必要があり、防衛省においては、これらに関する最新の学術知識を広く有する者が求められている。 本事業は、経営学等について広く学ぶことができる国内大学へ職員を派遣することでかかる人材を育成し、防衛省の政策的に沿うコストマネジメント及び価格戦略等の装備政策の企画・立案能力の更なる向上を図るものである。	0257
(20)	情報システムに係る調達の改善に関する経費	6 (6)	34 (16)	32	2	情報システムにかかる適切な価格水準での調達を推進するため、競争性の確保の阻害要因となる調達仕様書の記載を排除するために行なわれる仕様書評価において、部外の者の支援を得るものである。	0258
(21)	米国が実施するSM-3ブロックII A品質管理体制審査の支援	0 (0)	41 (38)	82	1	米国ミサイル防衛庁は、米国企業とSM-3ブロックII Aの生産契約を結んでいる。この契約に基づき、米国ミサイル防衛庁は、契約企業に対し、米国ミサイル防衛庁の品質管理基準を適用している。日米共同開発した当該ミサイルの日本側構成部品は、米国企業の下請けとなる日本企業により生産されており、この日本企業に対しても米国企業と同様の品質管理基準が適用される。米国ミサイル防衛庁による日本企業に対する品質管理体制審査は、生産に関連する技術図書及び現場確認等が実施されるが、これらの円滑な実施には、日米間の言語や商習慣等の違いによる多様な齟齬の解消等の支援が不可欠である。本事業は、日米間で締結された生産附属書の規定に基づき、当該審査を防衛装備庁が支援するものである。	0259
(22)	装備品取得等の業務効率化施策の推進	8 (6)	8 (5)	8	1	防衛装備庁が所掌する業務のうち、部外力を活用することが合理的である補助的な事務について、企業等との役務契約により部外委託を行う。	0260
(23)	我が国のFMSの現状改善に資する体制強化のための研究者の米国への出張	7 (6)	6 (6)	6	1	FMS調達を効率的に実施するにあたっては、オーストラリア等諸外国のFMS調達に係る知見が集積されている米国において、これらの諸外国のFMS調達に係るマネジメント手法の調査に加え、①効率的な予算執行に繋がる施策や②FMSと自国の防衛産業が両立する仕組みなどについて、研究を実施し、改善を進めることが不可欠であるところ。そのために、米国に所在する米国シンクタンクに防衛装備庁職員を派遣し、広範な情報収集を実施するとともに、今後のFMS調達の合理化の検討に資する研究活動を実施する。	0261
(24)	艦船の維持整備の経費抑制に関する調査	0 (0)	20 (8)	0	1	従来の延長線上にとらわれない更なる効果的・効率的な維持整備の方策について調査する。	0262
(25)	作業効率化促進	103 (98)	92 (63)	71	1	本件は、「工数鑑定経費」及び「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」から成る。 「工数鑑定経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、工数鑑定を実施するものである。 「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、工数鑑定を行うために必要な分析能力等取得のための経費である。	0263
(26)	防衛装備品等のコスト削減を推進するための調査役務	0 (0)	40 (0)	27	1	・企業間の競争環境の創出及び企業の効率的な投資意欲の促進を目的とし、防衛省の政策目標・目的を達成するべく積極的に協力している企業を評価できるように、評価基準と評価方法について調査・検討する。 ・効率的に企業評価等の調査・検討を実施するため、高度な専門的知識と経験を持つ民間企業(コンサルタント企業等)の部外力を活用する。	0264
(27)	次期民間輸送船の運航・管理事業に係るアドバイザー契約	0 (0)	0 (0)	61	1	・現行事業の課題整理及びその解決策の検討 ・運用ニーズに対応した船舶等に係る調査 ・各種契約形態に係る利点・不利点の整理及び総合的な評価	04-0008
(28)	航空機の効果的、効率的なPBL等包括契約の実施に係る調査研究	0 (0)	0 (0)	25	1	防衛省におけるPBL等包括契約の適用は、現状、導入リスクや費用対効果の観点から、海外のサプライチェーンが確立している(ライセンス国産機又はノックダウン機に対象が限られている)の中で、「制度」、「組織・人」及び「情報管理基盤」に係る課題が明記されており、今後、海外のサプライチェーンの活用が十分に期待できない国産航空機に対してPBL等包括契約を適用するにあたっては、予めこれらの課題を解決する必要がある。 本事業では、航空機分野において、英国におけるPBL契約の事例調査から防衛省におけるPBL契約の課題を分析し、調査する。	04-0010
(29)	プロジェクト管理の質的向上に係る経費	0 (0)	0 (0)	40	1	諸外国等におけるプロジェクト管理の実態を踏まえ、防衛省におけるプロジェクト管理について、業務プロセスや制度改善のための設計・提案等を含む新たな管理手法の導入を検討する。	04-0012
(30)	監察監査機能の強化のための部外監査法人等の活用	0 (0)	0 (0)	0	1	防衛装備庁の内部監察監査機能を強化するため、担当職員の監察監査能力向上のための調査研究を行う。	05-0020
(31)	装備品等の製造体制の拡充等	0 (0)	0 (0)	0	1	装備品等の計画的な取得にあたって、一度に調達可能な数量の上限は契約相手方の製造体制に左右されるが、防衛省から直接調達を受注する企業のみならず、その下請け企業を含めボルトネックとなる企業の製造体制が装備品等の取得に影響を与える。これらの企業において製造体制の変動があった場合、装備品等の製造には特殊な設備や技術が必要となることもあり、装備品等の安定的かつ計画的な取得に影響を及ぼし得る。 本事業は、装備品等の安定的な取得が行えるよう、契約相手方とその下請け企業を含む製造基盤全体に対して、製造能力や製造体制の向上に関する調査・検討等を行う。	05-0021
(32)	FMS調達の合理化に向けた部外現地要員の活用	0 (0)	0 (0)	0	1	米国政府が行う会計・契約手続に精通した者、例えば、退役米軍人や米防衛産業経験者等といった専門知識を持った要員を現地で採用・雇用し、過去の経験値を活用し、米国政府・米国企業への先行的な情報収集を行うことや、米国の調達手続などの専門知識を活用し、未納入・未精算や価格上昇等といったFMS調達の履行に係る様々な調整を精緻化することにより、米国政府との交渉力を強化し、FMSの合理化を推進する。	05-0022
施策の予算額・執行額		73,137 (73,029)	132,438 (131,140)	23,721		施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等)のうち主なもの	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(30. 12. 18国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-2-(4) 装備調達の最適化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑦)

施策名		装備調達最適化
測定指標	目標	施策の進捗状況
① 装備品等の効果的・効率的な取得の推進による装備調達の最適化		
プロジェクト管理対象品目の拡大や事業計画等の見直しに関する基準の適正化		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛装備庁における内部監察監査の強化を図ることにより、同庁における業務の適正かつ効率的な実施の確保を目的として、部外監査法人等の知見を活用し研修を実施した。 ●新たに1品目のプロジェクト管理重点対象装備品等及び3品目の準重点管理対象装備品等を選定し、今後計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画及び取得計画を策定した。 ●平成30年度までに選定したプロジェクト管理重点対象装備品等17品目のうち、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)を除く16品目、準重点管理対象装備品等3品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。 ●事業計画の見直しに関する基準の適正化のため、計画の見直し等の判断基準に単位ライフサイクルコストを追加する規則改正を実施し適正化を図った。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛装備庁における内部監察監査の強化を図ることにより、同庁における業務の適正かつ効率的な実施の確保を目的として、部外監査法人等の知見を活用し研修を実施した。 ●新たに4品目のプロジェクト管理重点対象装備品等及び6品目の準重点管理対象装備品等を選定し、今後計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画及び取得計画を、策定中の2品目を除き策定した。(プロジェクト管理重点対象装備品等のうち、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の取得プログラムについては中止した。 ●令和元年度までに選定したプロジェクト管理重点対象装備品等17品目、準重点管理対象装備品等6品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。 ●プロジェクト管理対象品目の拡大のため、プロジェクト管理重点対象装備品等の選定基準のうち、構想段階及び研究・開発段階の経費を300億円以上から230億円以上に規則改正した。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●新たに1品目のプロジェクト管理重点対象装備品等及び2品目の準重点管理対象装備品等を選定し、今後計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画及び取得計画を策定した。 ●令和2年度までに選定したプロジェクト管理重点対象装備品等19品目、準重点管理対象装備品等12品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。 ●プロジェクト管理をより適切に行うため、長官がプロジェクト管理重点対象装備品等とすることが適当であると判断し選定した場合、取得プログラム及びライフサイクルコストの範囲を限定できることを明確化するために規則改正した。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)について、新たに策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づく取得数量や取得時期等の大幅な変更を踏まえ、従前の取得プログラムを中止し、改めて取得戦略計画を策定した。 ●将来中距離空対空誘導弾については、準重点対象装備品としてプロジェクト管理を実施する必要性が低下したことから、準重点対象装備品の選定の解除を行った。 ●令和3年度までに選定したプロジェクト管理重点対象装備品等(12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)を除く)21品目、準重点管理対象装備品等13品目及び選定の解除を行った将来中距離空対空誘導弾について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。
加工費等の算定の精緻化・適正化を含む費用算定の改善		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省の有識者会議である契約制度研究会において検討を実施し、防衛事業が負担すべき加工費率等の費用算定方法について、適正化及び効率化の観点から新たな評価基準を設定し、一定の解決の方向性を得た。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度の検討に基づき改正した規則に則り、加工費率等の算定の精緻化・適正化に着手した。また、経団連との意見交換会において、価格算定に係る制度の課題について議論した。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度に引き続き、加工費率等の算定の精緻化・適正化を実施した。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度に引き続き、加工費率等の算定の精緻化・適正化を実施した。

企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化の推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●外国政府や防衛産業において利用実績のある既製のコスト分析に係るソフトウェアを活用する方針を取りまとめた。 ●令和元年6月、官民共同での履行管理を通じて原価に関する情報を企業から収集するための新たな契約制度を整備した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●既製のコスト分析に係るソフトウェアの活用について、試験導入及び評価を外注にて実施中である。 ●官民共同での履行管理を通じて原価に関する情報を企業から収集するための新たな契約制度を、2件の契約に適用した。 ●物品の取得・異動等に伴う物品管理データの更新を部外委託することにより、職員の業務負担を軽減した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●物品の取得・異動等に伴う物品管理データの更新を部外委託することにより、職員の業務負担を軽減した。 ●令和5年度の次期システムの運用開始に向け、各機能についての検討を実施中であり、検討内容については、次期システムの検討委員会(令和3年度6月、8月、11月に開催)において、随時報告を行い、決定している。 ●官民共同での履行管理を通じて原価に関する情報を企業から収集するための新たな契約制度を平成31年度に整備し、5件(令和2年度:2件、令和3年度:3件)の契約に適用した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度の次期システムの運用開始に向け、各機能についての検討を実施中であり、検討内容については、次期システムの検討委員会(令和4年度8月に開催)において、随時報告を行い、決定している。 ●官民共同での履行管理を通じて原価に関する情報を企業から収集するための新たな契約制度を平成31年度に整備し、8件(令和2年度:2件、令和3年度:3件、令和4年度:3件)の契約に適用した。 ●固定翼哨戒機(P-1)の取得に際し、効果的な調達を企図して価格高騰部品のデータベース化管理を推進。

長期契約を含めた計画的な取得方法の活用及びPBLの包括契約の拡大を含む維持整備効率化

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度においては装備品のまとめ買い等の施策により、約4,159億円の縮減を図った。 ●E-2D(早期警戒機)の取得及びPAC-3ミサイル用部品の一括調達について長期契約の対象とし、経費の縮減を図った(縮減額:約356億円)。 ●令和元年度は、令和3年度概算要求に向けて継続2件(陸自EC-225LP特別輸送ヘリコプター、海自TH-135練習ヘリコプター)及び、新規3件(海自US-2救難飛行艇、海自P-3C固定翼哨戒機及び海自護衛艦発電用ガスタービン)のPBL実施のための調査研究(BCA)を行った。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度においては装備品のまとめ買い等の施策により、約4,313億円の縮減を図った。 ●F-15戦闘機の機体構成品の包括修理について長期契約の対象とし、経費の縮減を図った(縮減額:約53億円)。 ●令和2年度は、翌年度に実施する令和4年度概算要求の準備として、PBL継続2件(陸自CH-47J/JA輸送ヘリコプター、海自C-130R輸送機)の調査研究(BCA)を行った。 ●P-1の維持整備費用を抑制するための方策を検討した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては装備品のまとめ買い等の施策により、約4,168億円の縮減を図った。 ●戦闘機(F-2)の機体構成品の包括調達、練習ヘリコプター(TH-135)のPBL及び特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)のPBLについて長期契約の対象とし、経費の縮減を図った(縮減額:約104億円)。 ●令和3年度は、令和5年度概算要求の準備として、PBL継続4件(海自MCH-101掃海・輸送ヘリコプター、海自P-3C固定翼哨戒機、海自護衛艦発電用ガスタービン、空自F-2戦闘機用F110エンジン用部品)及び、新規1件(海自TC-90練習機/LC-90連絡機)の調査研究(BCA)を行った。 ●民生分野における先端技術の利活用による潜水艦の建造コスト、維持整備費の低減に係る検討を行った。 ●製造メーカー、要求元と緊密な情報交換を行い、まとめ買い等、価格高騰の未然防止または価格低減に資する対策の導出に取り組んだ。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機の量産段階に向けて、まとめ買いによるコスト低減検討を実施した。 ●救難機UH-60J(5機)の一括調達による効率化によって、経費の縮減を図った(縮減額:約102億円)。 ●P-1の維持整備費用を抑制するための方策の検討を継続した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●海自SH-60K回転翼哨戒機、海自非貫通式潜望鏡及び空自C-130H輸送機の維持・整備に対するPBL事業化可否の判断に資することを目的として、令和4年度外部委託による調査研究(BCA)経費を執行し、PBL導入に向けた実現可能性について当該調査研究を活用し分析・検証等を行った。 ●輸送機(C-130R)のPBL及び輸送機(C-2)等の機体構成品の取得について長期契約の対象とし、経費の縮減を図った。(縮減額:約19億円)。

FMS調達の合理化に向けた取組の推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年7月に「FMS調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、各種取組を組織横断的に推進する体制を整備した。また、令和2年1月の第4回SCCM(安全保障協力協議会合)においては、未納入・未精算に関する課題について、個々の品目の納入・精算状況を日米できめ細かく管理し、未納入・未精算となっている原因を処理・除去するために最善の努力を行うことで合意したほか、FMS調達の価格の透明性の課題については、米国防安全保障協力庁が国防省内の関係機関に対し、必要な価格情報を十分に提供しよう指導・監督することなどについて合意した。
-----	--

2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年1月の第5回SCCMにおいては、未納入・未精算に関するさらなる取組として、主要な装備品の履行管理を強化することや、日米間で未納入・未精算の原因を解明した上で、計画的に処理・除去する取組を継続・強化していくことなどについて合意した。また、FMS調達価格の透明性の課題については、米国防安全保障協力庁が、国防省内の関係機関に対し価格情報の提供について指導・監督していくことや、価格の透明性に起因する諸課題の解決に向けた支援を行うことなどについて合意した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年2月の第6回SCCMにおいては、未納入・未精算に関し日米間での履行管理の強化を継続するとともに、未納入・未精算の縮減に向けて取り組みを推進していくことで一致した。また、価格の透明性の課題については、米国防安全保障協力庁が、国防省内の関係機関に対し価格情報や価格上昇理由の提供について指導・監督していくことを確認した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に起因するFMS調達物品の価格上昇の抑制に努めるとともに、価格についての予見性を向上させていくことを確認した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年1月の第7回SCCMにおいて、未納入・未精算については、日米間でより一層の履行管理の強化を行い、未納入・未精算の縮減に向けて取り組むことを確認した。また、価格の透明性の課題については、米国防安全保障協力庁に、引き続き各軍省に対してFMS調達物品の価格に関する必要な情報を提供すべく最善を尽くすように働きかけることを要請するとともに、日米間で改善に向け責任をもって取り組むことを確認した。また、日米間の相互政府品質管理に関する枠組みについて基本的合意に至った。本枠組みに基づき、FMS調達額が縮減され、FMS調達の合理化が推進される。

装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組の推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフサイクルを通じたコスト低減を最大化させるためには、ライフサイクル上流の開発段階から仕様書にコスト低減に資する取組を盛り込むことが重要となることから、開発時の仕様書において、民生品の活用、部品の共通化など量産以降の段階のコスト低減に資する取組を要求事項として盛り込むための事項をメニューとして定め、それを仕様書に明記するよう、庁内関係各部署等に通知した。また、具体的な記載を促進するために仕様書のひな形と解説書に反映し、庁内関係各部署等に周知した。 ●P-1の配備先航空基地の整備能力は、全基地一様ではなく一部の機能を主要な基地に集約する方向で検討を進めてコスト低減を図る。また、製造メーカー、要求元と緊密な情報交換を行い、価格高騰の未然防止または価格低減に資する対策の導出に取り組んでいる。 ●固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ●プロジェクト管理にかかる人材育成のための研修(取得マネジメント研修)を継続して実施し、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材の育成を図った。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組について、令和元年度に要求事項を制定し、令和2年度調達要求分の開発事業等に係る仕様書への適用状況を確認した。 ●弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の生産を円滑に行える体制を構築した。 ●P-1の配備先航空基地の整備能力は、全基地一様ではなく一部の機能を主要な基地に集約する方向で検討を進めてコスト低減を図る。また、製造メーカー、要求元と緊密な情報交換を行い、価格高騰の未然防止または価格低減に資する対策の導出に取り組んでいる。 ●固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機を開発している。 ●プロジェクト管理にかかる人材育成のための研修(取得マネジメント研修)を継続して実施し、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材の育成を図った。令和2年度は、各コースの受講順序を見直すなど研修の受講機会を増やすための取り組みを実施した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●民生分野における先端技術の利活用による潜水艦の建造コスト、維持整備費の低減に係る検討を行った。 ●各種情勢に対応し得る能力を付与した回転翼哨戒機の量産段階に向けて、まとめ買いによるコスト低減検討を実施した。 ●F-2戦闘機の機体構造部品の一括調達について長期契約の対象とし、経費の縮減を図った(縮減額:約59億円)。 ●プロジェクト管理にかかる人材育成のための研修(取得マネジメント研修)を継続して実施し、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材の育成を図った。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト管理にかかる人材育成のための研修(取得マネジメント研修)を継続して実施し、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材の育成を図った。 ●諸外国等におけるプロジェクト管理の実態を踏まえ、防衛省におけるプロジェクト管理の業務プロセスや制度等の改善、教育プログラム構築のための設計、提案、研究開発における新たな管理手法の期待効果や導入要領を検討した。 ●多用途ヘリコプター(UH-2)に搭載する燃料タンクについて、安定的な供給及びコスト低減のため国産化の採用を実施した。 ●P-1の維持整備費用を抑制するための方策の検討を継続した。 ●SH-60K能力向上型の開発において、民生品の積極的活用や過去の技術的成果の利活用による経費の低減を実施した。 ●PBLの「制度」、「組織・人」及び「情報管理基盤」に係る課題調査のため、英国におけるPBL契約の事例調査を実施した。 ●輸送機(C-2)の機体構成品の一括調達について、長期契約の対象とし、経費の縮減を図った(縮減額:約3億円)。

民生分野における成功事例を装備品製造等への取り込み

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生分野における成功事例のうちコスト抑制に有効な具体例の蓄積及び選別のため、官側において前段階となる情報収集を行った。 ● 固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度に引き続き、必要な情報収集を行い、民生分野においてコスト抑制に資する取組を装備品製造等へ取り込むため、調査範囲の拡大を図りつつ、業界団体担当者との意見交換に着手した。 ● 固定翼哨戒機(P-1)の円滑な運用を図るために必要な整備用器材を整備した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生分野においてコスト抑制に資する取組を装備品製造等へ取り込むため、調査範囲の拡大を図りつつ、業界団体担当者との意見交換や装備品メーカーへの調査を実施した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生分野においてコスト抑制に資する取組を装備品製造等へ取り込むため、装備品メーカーへの調査の結果を関係部署へ共有し、事業の資とした。

民間の知見の活用に資する企画競争方式等の契約方式の適用

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するためには、民間の知見の活用に資する企画競争方式等の契約方式の積極的な適用が重要となることから、「新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について(通達)(防整計(事)第118号。令和元年8月21日)」に、取得実績のない新たな重要装備品等を選定し概算要求を行うに当たって満たすべき要件として、本施策である民間の知見の活用に資する契約方式の適用の検討である「契約方式の検討」を盛り込むこととした。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、入札価格のみならず請負業者側の履行の体制や能力等、多角的な視点から評価するなど、装備品等の特性に応じた最適な競争性を有する契約相手方の選定のための契約方式等の適用実施を調査するとともに、民間の知見の活用に資する企画競争方式等の契約方式の積極的な適用を検討した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間の知見の活用に資する企画競争方式等(企画提案方式)については、平成29年度にもがみ型護衛艦において実施。また、令和3年度に哨戒艦において企画提案方式の契約を進めており、契約相手方を選定中。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約相手方の選定を行っていた哨戒艦については、各社からの企画提案の検討を行い調達の手続きを決定した。新型FFMについては、企画提案方式による受注企業の選定に向け、企画提案方式に基づく提案書の作成に係る役務契約を応募企業との間で締結した。

②適正な費用算定の取組み

情報システムにかかる適切な価格水準での調達を推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報システムにかかる適切な価格水準での調達を推進するため、規則を整備し、競争性の確保の阻害要因となる記載を排除するため、各機関が情報システムの仕様書を作成した場合にはあらかじめ防衛装備庁長官への協議を義務付けた。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報システム仕様書に係る競争性確保の確認を強化すべく、規則に基づく各機関からの協議について、部外の者による試行的評価の必要性について判断した。また、部外の者による仕様書の評価役務について試行的に実施し、本格運用に向けた資を得た。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度の評価役務の試行成果を踏まえ、情報システム仕様書に係る評価役務の部分的な本格運用を開始した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度の部分的な本格運用から評価対象を拡大し、評価を必要とする全ての仕様書の確認を行うなど本格運用を開始した。

国内大学大学院に派遣し、コストマネジメント及び価格戦略等の政策の企画・立案能力を向上

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内大学院において、高度なマネジメント能力を習得する課程を履修させるとともに、権威ある指導者の下で研究を実施させることにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果たす人材の育成を図った。 ● 基礎科目及び専門科目について履修し、進級可の評価を受けた。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内大学院において、高度なマネジメント能力を習得する課程を履修させるとともに、権威ある指導者の下で研究を実施させることにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果たす人材の育成を図った。令和2年度は1名が留学を修了し修士号を取得した。 ● 国内大学院において、将来、装備品等の調達に係る各種施策の検討の中核となる人材の育成を図った。令和2年度は1名が留学を修了し修士号を取得した。

		<p>3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国内大学院において、高度なマネジメント能力を習得する課程を履修させるとともに、権威ある指導者の下で研究を実施させることにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果たす人材の育成を図った。令和3年度は、新規に1名を留学させた。 ●国内大学院において、将来、装備品等の調達に係る各種施策の検討の中核となる人材の育成を図った。令和3年度は新たに1名を派遣し基礎科目及び専門科目について履修し、進級可の評価を受けた。
		<p>4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国内大学院において、高度なマネジメント能力を習得する課程を履修させるとともに、権威ある指導者の下で研究を実施させることにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果たす人材の育成を図った。令和4年度は1名が留学を修了し修士号を取得した。 ●国内大学院において、将来、装備品等の調達に係る各種施策の検討の中核となる人材の育成を図った。令和4年度は1名が留学を修了し修士号を取得した。

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房、防衛装備庁</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	-------------------	----------------------	---------------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑧)

施策名	産業基盤の強靱化		担当部局名	防衛装備庁				
施策の概要	我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要な不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。 このため、装備体系、技術基盤及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの付与も含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライチェーンのリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める。さらに、我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める。同時に、装備品に係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進める。以上の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ることにより、強靱な産業基盤の構築を目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)				
達成すべき目標	①企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し ②防衛技術の民生分野へのスピノフ等の推進 ③装備品のサプライチェーンのリスク管理強化 ④輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画 ⑤防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し	防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入			別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (5) 産業基盤の強靱化 装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。こうした取組の一環として、防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入を含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノフを推進する。さらに、装備品に係るサプライチェーンの調査等を通じてその脆弱性等に係るリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等における我が国防衛産業の参画を促進する。 我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、諸外国との安全保障・防衛分野の協力の進展等を踏まえ、必要な運用改善に努めるとともに、情報収集・発信等のための官民連携の推進や、海外移転に際して装備品に係る重要技術の流出を防ぐための技術管理及び知的財産管理の強化、海外移転を念頭に置いた装備品の開発を進める。また、我が国防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。さらに、我が国の強みをいかし、諸外国との間で、国際共同開発・生産を積極的に進める。 このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視野に、我が国防衛産業基盤の効率化・強靱化を図る。		
②	防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノフを推進	【スピノフ】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピノフ】防衛用弾薬の製造技術に応用した民生品等製造の可能性を検討						
③	装備品のサプライチェーンのリスク管理強化	サプライチェーン調査の実施、供給途絶などのリスクに対処するため、事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小企業の生産効率向上策の検討	令和5年度					
④	輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画	輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求						
⑤	防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進	情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進						
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当切予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
		令和2年度	3年度	4年度(※1)				
(1)	多用途ヘリコプターの取得	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943		5	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。 陸自多用途ヘリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初年度費を除いて6機約110億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。	0121
(2)	大口徑火砲用弾薬に係る調査	7 (6)	35 (21)	66		3	近年の弾薬購入費(誘導弾を除く)の減少傾向に伴い、弾薬製造企業における設備更新が進まず設備の老朽化が深刻な上、熟練工の高齢化に伴う技術伝承も充分に行えない状況となっている。特に、大口徑火砲の弾薬は、新規の砲弾の研究開発が近年実施されていないことから、技術者、研究者の確保が困難となっている状況である。よって、官側を含め、研究開発に必要な知識の陳腐化及びノウハウの希薄化が進んでいることが懸念される。このため本事業においては、今後の大口徑火砲の弾薬の研究開発の検討に必要な現行の弾薬技術や研究開発・製造のノウハウを体系的に整理し、じ後の研究開発・製造を効率的に実施する基盤を整備するものである。	0205

(3)	防衛生産・技術基盤の維持強化に要する経費	310 (111)	447 (191)	2,015		3	我が国の防衛産業基盤の強靱化を図るため、これまで防衛装備品のサプライチェーンリスクの把握や供給途絶リスクへの対処、有望な技術や製品を保有する中小企業の防衛事業への参画促進、国際防衛装備品展示会への出席を通じた情報発信、施策立案の資とするための調査委託やオンラインサービス契約を通じた海外情報の収集等を複層的に実施してきた。更に令和4年度からは、より強力に防衛産業基盤の強靱化を図るため、防衛装備品製造過程におけるサイバーセキュリティ対策強化のための事業や、国内防衛産業のグローバルサプライチェーン参画を支援するための調査事業、防衛産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)化を促進するための調査研究事業を新規に立ち上げるなどの新規事業の実施を計画している。	0243
(4)	防衛装備品移転等に関する調査	252 (252)	242 (227)	52		5	協力相手国のニーズ・事情に応じた防衛装備・技術協力を実現するには、その国特有の調達制度、防衛生産・技術基盤などに関する諸課題への対応が求められる。本事業では、防衛装備・技術協力の検討を開始する初期段階において行う課題の抽出や実現可能性の把握に必要な情報として、諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤等を調査する。また、協力が具体化している案件について、海外移転を実現するために必要な調査等を実施する。	0244
(5)	防衛装備・技術協力における通訳支援	15 (2)	15 (2)	13		5	防衛省においては、防衛装備品移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、英国、豪州、インド、北国、仏国、独国、伊国、馬国との間でも、それぞれ政府間の協力枠組が構築されている。また、これら以外の国についても日本の装備品に関心を示している国も多く、協議を進めていくことが予想される。こういった重要な協議を行う場合に、言語的な支援を行うことで双方の理解に齟齬を無くし、もって我が国の防衛装備・技術協力を推進する。	0245
(6)	防衛装備品協力(諸外国(ASEAN及び中東諸国)からの現地軍関係者等の招へい等)	21 (5)	17 (1)	21		5	ASEAN諸国に対し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備品に伴うアフターサービスを含めた包括的な防衛装備・技術協力を推進するもの。	0246
(7)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策	10 (35)	20 (12)	20		5	平成26年4月の防衛装備品移転三原則策定以降、我が国では諸外国との防衛装備・技術協力を推進しているところ、実効的な防衛装備・技術協力の推進のためには、我が国との防衛装備・技術協力の可能性を検討している諸外国官民に対して、我が国の防衛産業基盤などに関する理解促進を図る必要がある。本事業は、かかる観点から踏まえ、防衛装備・技術協力の推進に向けた諸外国へ各種の情報発信を実施するもの。	0247
(8)	作業効率化促進	103 (98)	92 (63)	71		1	本件は、「工数鑑定経費」及び「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」から成る。「工数鑑定経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、工数鑑定を実施するものである。「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、装備品等の製造等に必要となる工数を技術的観点から検証し、工数鑑定を行うために必要な分析能力等取得のための経費である。	0263
(9)	防衛装備品等のコスト削減を推進するための調査業務	0 (0)	40 (0)	27		1	・企業間の競争環境の創出及び企業の効率的な投資意欲の促進を目的とし、防衛省の政策目標・目的を達成するべく積極的に協力している企業を評価できるように、評価基準と評価方法について調査・検討する。 ・効率的に企業評価等の調査・検討を実施するため、高度な専門的知識と経験を持つ民間企業(コンサルタント企業等)の部外力を活用する。	0264
(10)	サプライチェーン調査結果活用データベースシステムの構築	50 (30)	19 (4)	5		3	過去のサプライチェーンの調査の結果及び今後実施予定のサプライチェーンの調査結果の集約、管理及び分析を迅速・適切に行うため、サプライチェーン調査結果をデータベース化する。これまでに実施したサプライチェーン調査結果及び今後実施するサプライチェーンの調査結果を逐次データベース化して、国内の技術基盤・産業基盤を適切に把握・分析するための基盤を確立する。本データベースを用いて、防衛産業のサプライチェーン構造の可視化及び代替が困難な技術を有する企業の把握等、施策立案に資する分析を実施する。	0265
(11)	調達情報セキュリティ監査委員等の養成	5 (3)	5 (3)	4		5	近年のインターネット利用の拡大に伴い、標準型メール攻撃をはじめとするサイバー攻撃等の脅威は増大しているところ、本事業では、情報セキュリティ制度をめぐる最新の動向、サイバー攻撃及びサイバー攻撃に対する対策例の周知を図るとともに、情報セキュリティ監査の実践的な演習を通して、情報セキュリティ制度等に係る知識のみならず、実践的な監査技能を習得するものである。また、日本企業が国際的な取引を行うための前提条件となる十分な保全体制を構築するため、防衛省における保全専門家の育成が急務となっており、平成29年度以降、本講習の対象者を広げることによって情報保全委員の底上げを図っているところである。	0266
(12)	新情報セキュリティ基準対応に係る支援業務	0 (0)	142 (142)	0		5	防衛省において新たに整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準については、防衛省の保護すべき情報を取り扱う防衛関連企業における情報セキュリティ対策を強化するため、米国防務省が適用しているセキュリティ対策を参考とし、これと同水準のセキュリティ対策を盛り込んだ形としており、情報管理の手法を従来の基準に比べ大幅に見直している。以上を踏まえ、本事業においては、防衛関連企業における当該基準の早期適合及び企業の適合状況に関する監査を実施する防衛省の情報セキュリティ監査実施者の技術的・監査要領の習得のため、専門的知見を有する部外コンサルティング等を活用し、当該基準の策定意図等を周知する活動を実施するための支援体制を構築する。	0267
(13)	ASEAN諸国等に対する防衛装備・技術協力	34 (15)	0 (0)	152		5	個別装備品に係る防衛装備・技術協力を推進するためには、対象国の調達制度等の一般的な事項のほかに、個別装備品に関連する対象国の事情に応じた諸課題を検討し、対応する必要がある。本事業は、対象となり得る装備品に関連するそれら諸課題について、必要な調査等をおして検討及び対応を実施するものである。	0268
(14)	防衛装備行政を円滑に実施するための体制整備に係る経費	19 (7)	0 (3)	0		5	会議室等改修工事が完了した後、防衛省市ヶ谷庁舎D棟3階防衛装備庁第1庁議室の運用に必要な音響機材等を購入し、それらの機器設置及び配線工事等を実施する。	0269
(15)	NATOカタログ制度の参加レベル引上げに関する経費	235 (235)	32 (18)	103		5	令和2年度中にTier2への引上げに係る承認及びTier2国として運用可能な体制を整備するため、以下の3件の事業を実施する。 ①NATOカタログ制度の教育訓練(システムの操作方法、コンプライアンステスト事前教育、海外とのデータ交換)、実運用の準備(NATO物品番号の登録等)及びコンプライアンステスト受験に関する支援を行う(技術支援事業) ②これまでNATO支援調達庁が登録してきた日本企業のCAGEコード(製造者記号)の登録情報(会社名、電話番号、住所、電子メールアドレス等)の欠落等の調査を確実かつ効率的に行い、新たな記号で付与・登録を行う(データ整備事業) ③防衛省カタログの登録情報をNATOカタログへデータ移行するにあたり、作業を自動化し効率的にデータ移行するため、機能の追加改修を行う(追加改修事業)。 Tier2引上げ後、他国が調達した日本製品の類別業務など新たに発生する業務の一部を部外委託により実施する。	0270
(16)	防衛技術協力に係る調整等	0 (0)	0 (0)	10		5	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に行えるよう、諸外国への出張が必要となる。特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力に専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・推進を行う。	04-0011

(17)	機微技術の評価における類似技術の調査業務	0 (0)	0 (0)	6		5	<p>装備保全管理官付技術管理室は、これまで防衛装備移転に係る技術的機微性評価を行ってきた。近年、先進諸国間で安全保障上の懸念がある国等を念頭に機微技術流出防止の強化が図られ、防衛装備庁においては、武器等に適用され、安全保障に影響を及ぼす技術となり得る特許出願に係る、技術的機微性の評価を行う体制構築を求められている。技術的機微性評価を行うにあたり、特に革新的かつ民間での進展が速い先端技術ゆえ民間が有する最新の技術動向の知見が欠かせない技術分野に対しては、多様な技術調査を専門とする企業等に当該探索作業を外注することで、効率的かつ的確に進める必要がある。当該探索作業を効率的かつ的確に行うことなしには、効率的かつ公正に評価することが困難となる。</p>	04-0013
(18)	国際競争入札等への参入促進に向けた装備品等の保全措置の検討	0 (0)	0 (0)	0		5	<p>防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画においては、防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めることが掲げられているところ、防衛装備庁としてもそのための様々な取組を進めている。</p> <p>その上で、装備品の海外移転を実施するに当たっては、移転先国の使用水準に合わせたダウングレードや内部構造をわからない構造にするブラックボックス化といった保全措置を要することが想定され、これらが適切に行われない場合、我が国の先進的な技術が漏洩したり、移転先国との協力関係が利害対立へと急変した場合に移転した装備品が我が国の脅威となる危険性もある。これらの保全措置にかかる事前検討の経費を事業者側の負担とした場合、我が国装備品の価格競争力は著しく損なわれ、案件成立が困難となり、移転先の国との協力関係を深化させるとのそもそもの防衛政策上の意義を達成できなくなってしまう。このため、本事業では事業者が事前に保全措置の方策・経費等の検討を官側の経費負担によって行わせ、我が国安全保障上、適切な海外移転を進めるとともに、企業側の価格競争力を高め、市場参入の障壁を低減させるもの。</p>	05-0018
施策の予算額・執行額		5,663 (5,401)	22,174 (21,750)	7,506			<p>施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p> <p>中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（平成30年12月18日国家安全保障会議決定）Ⅲ-2-(5)産業基盤の強靱化</p>	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑧)

施策名	産業基盤の強靱化		
測定指標	目標	施策の進捗状況	
	①企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し		
	防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入		
	元年度	●コンサルティング企業とともに、防衛産業からサンプリング企業を3社選定のうえ、評価基準案の試験的シミュレーションを行った。	
	2年度	●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。	
	3年度	●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。	
	4年度	●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。	
	②防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノオンを推進		
	【スピノオン】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピノフ】防衛用弾薬の製造技術を応用した民生品等製造の可能性を検討		
	元年度	●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。 ●防衛産業からのスピノフを促進する取組として、弾火薬分野における製品・技術の民生品への応用可能性の調査を実施した。	
	2年度	●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。	
	3年度	●人工知能の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。	
	4年度	●人工知能の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。	
	③装備品のサプライチェーンのリスク管理強化		
	サプライチェーン調査の実施、供給途絶などのリスクに対処するため、事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小企業の生産効率向上策の検討		
	元年度	●主要装備品60品目についてサプライチェーン調査を実施し、調査により得られたサプライチェーン情報の活用のため、その結果を順次データベース化した。	
2年度	●令和元年度サプライチェーン調査において「将来的に製造中止する」と回答した企業に対して、電話ヒアリングを実施して製造予定について最新の状況を把握した。 ●調査役務「サプライチェーンリスク回避のための企業支援策の検討」を実施した。		

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●主要装備品5品目についてサプライチェーン調査を実施し、調査により得られたサプライチェーン情報の活用のため、その結果を順次データベース化した。 ●令和元年度に行ったサプライチェーン調査の変化事項を把握するための調査を行った。 ●サプライチェーンリスク回避のため、撤退を計画している企業からの事業承継の検討を行った。 ●次の調査役務を実施した。 (1)諸外国の秘密特許制度における機微技術の審査に関する調査 (2)諸外国における対内直接投資の対象企業が保有する知的財産に関する調査 ●対内直接投資審査等に関する外部からの照会等に関し必要な事項を定めた事務次官通達を发出。対内直接投資審査等に関する他省庁等との連携・協力体制の強化を図った。また、機微技術国外流出等防止の観点から、防衛省が保有する防衛省と契約実績のある企業名等の関連情報の収集整理を開始した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●サプライチェーン供給途絶リスクを把握するため、装備品に使用されているレアアースに関する調査を実施した。 ●撤退企業からの事業承継に必要な技術資料の作成や技能教育等を把握するため、実際の撤退案件をモデルケースとして調査を実施した。 ●防衛装備品等のサプライチェーンリスクに関する調査を行った。 ●他省庁等から照会を受けた対内直接投資審査等に対する審査協力等を行った。

④輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画

輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年7月に省内に立ち上げたFMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への国内企業参画についての取り組みを推進した。 ●経団連やその会員企業との定期的な意見交換の枠組みを作り、国内企業参画を含む防衛装備政策の課題や改善策等について議論を行った。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●FMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への国内企業参画についての取組を引き続き実施した。 ●米国の調達制度や慣行、諸外国における企業支援策に係る委託調査を実施した。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度に実施した「企業支援策に係る委託調査」の結果を踏まえ、支援施策の実施のための検討を行った。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●在日米国大使館とともにインダストリーデーを開催し、国内企業と在日米軍や米国企業とのマッチングを実施した。 ●米国調達規則がどのように国内企業参画の障壁となっているか調査を実施した。 ●米国企業と国内サプライヤー企業とのギャップを把握するため、希望した企業を米国航空機製造企業のサプライヤーとして参画させる調査を実施した。

⑤防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進

情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●我が国の防衛産業における情報保全の強化のための施策を推進し、また装備品の海外移転に際して重要技術の流出を防ぐため、情報保全等に関する事務を専門的に取り扱う「装備保全管理官」を機構定員要求し認められた。 ●情報保全に係る措置の強化の一環として、契約企業における信頼性の高い情報管理体制を確保するために必要な改正を実施した。 ●防衛省の保護を要する情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等について、米国防省が採用しているサイバーセキュリティなどの新たな基準と同程度まで強化する検討を、情報セキュリティ官民検討会を開催し、官民間で情報共有を図りつつ推進した。 ●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を実施した。 ●「新情報セキュリティ基準対応に係る支援役務」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、新情報セキュリティ基準等への対応に係る研修を実施した。 ●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、平成30年度末に契約条項の改正等を行い、令和元年度から適用を開始するとともに、令和元年12月に知的財産に係る仕様書のひな形を策定した。 <p> <<欧米諸国>> <イギリス> ●令和元年9月、ロンドンで開催された国際防衛装備品展示会「DSEI 2019」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。 <フランス> ●令和元年6月、パリで開催された「パリ国際航空宇宙ショー 2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。 <ドイツ> ●令和元年9月、我が国(東京)で開催された「日独防衛セキュリティ産業フォーラム 2019」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。 </p> <p> <<東南アジア諸国>> <フィリピン> ●フィリピンとの間では、平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品な </p>
-------------	--

元年度（続き）

どを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。

<シンガポール>

●令和2年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー 2020」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。

<タイ>

●令和元年11月、バンコクで開催された国際防衛装備品展示会「Defense & Security2019」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。

<<中東>>

<UAE>

●令和元年11月、ドバイで開催された「ドバイエアショー2019」に出展するとともにC-2輸送機を展示し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

<<その他>>

●令和元年6月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「MAST Asia2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

●令和元年11月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「DSEI Japan2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

●NATOカタログ制度の参加レベル引上げに必要な体制を整備するため、部外専門機関からの技術支援及びシステムの追加改修を実施した。

●以下の委託調査を実施した。

- ・防衛装備品の移転における企業支援策及び価格低減施策に関する調査
- ・国際装備品展示会の来訪状況、出展傾向等に関する調査
- ・国防関係調達に従事する企業に適用する秘密及び情報の保護の制度に関する調査

●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、契約条項の改正等(平成30年度末)や知的財産に係る仕様書のひな形の策定(令和元年12月)を実施し、それらに基づいた知的財産管理を推進した。

●情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を実施した。

●防衛関連企業が新情報セキュリティ基準に準拠することに伴い発生する新たな企業負担及びクラウドサービスの導入に係る調査に着手した。

<<欧米諸国>>

<ドイツ>

●令和2年10月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

<<東南アジア諸国及びインド>>

<インドネシア>

●令和2年9月、インドネシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

●令和3年3月、日尼防衛装備品・技術移転協定が発効した。

<ベトナム>

●令和2年9月、ベトナムを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

●令和2年10月、日越首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至った。

●令和3年3月、防衛装備移転に関するベトナムウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

<マレーシア>

●令和2年9月、マレーシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

<フィリピン>

●令和2年8月、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件として、警戒管制レーダーの移転が成立した。

<インド>

●令和2年9月、インドを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

●令和2年12月、防衛装備移転に関するインドウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

<<その他>>

●NATOカタログ制度における日本国の参加レベルをTier1国からTier2国(※1)に引き上げるため、NATO支援調達庁が行うコンプライアンス試験(※2)の速やかな合格を果たすとともに、日本国のシステム改修や同制度に係る業務の実施体制を整備し、日本国のTier2国化に係る同制度加盟国による承認を得て、令和2年10月からTier2国として業務を開始した。また、部外力を活用し、NATOカタログ制度加盟国から複雑多岐に渡る類別依頼等の業務を確実に処理するなど、Tier2国としての業務を円滑に推進している。

※1 Tier1国：NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。

Tier2国：NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ自国の装備品等の情報を登録・発信できる。

※2 コンプライアンス試験：Tier2申請国の類別体制の信頼性に係る試験(指示された処理の適時性、適正性、データの品質等)

3年度

●重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、契約条項の改正等(平成30年度末)や知的財産に係る仕様書のひな形の策定(令和元年12月)を実施し、それらに基づいた知的財産管理を推進した。また、知的財産管理の強化の観点から、令和3年度末に研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについての制度の所要の改正を行った。

●防衛省の保護を要する情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等について、米国防省が採用しているサイバーセキュリティなどの新たな基準と同程度まで強化する検討を、情報セキュリティ官民検討会を開催し、継続的に官民間で情報共有を図りつつ推進し、令和3年度に防衛産業サイバーセキュリティ基準を整備した。

●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を令和元年度から令和3年度まで継続的に実施した。

●防衛省が整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準を適用する防衛関連企業及び防衛関連企業の適合確認を行う防衛省の

情報セキュリティ監査担当者がそれぞれ新たな基準に基づく対応を円滑に進めていけるよう、「新情報セキュリティ基準等への対応に係る適合支援役務」事業において、防衛関連企業に対する当該基準の内容の策定意図等を周知する活動や防衛省の情報セキュリティ監査担当者に対する研修を平成31年度から令和3年度まで継続的に実施した。

●防衛関連企業に新たな情報セキュリティ基準で示す管理策の更なる普及を目指すため、これに必要な経費として、令和4年度予算に計上した。

《欧米諸国》

【ドイツ】

●令和3年11月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

《東南アジア諸国》

＜ベトナム＞

●令和2年度に引き続き、防衛装備庁、商社、製造企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを確認しつつ提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を継続した。

●令和3年9月、日越防衛装備品・技術移転協定が発効した。

＜マレーシア＞

●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。

●令和3年6月、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、民間ビジネスでの先行事例を学ぶなどし、官民間でマレーシアへの装備移転に関する知識の共有を図った。

＜インドネシア＞

●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。

＜シンガポール＞

●令和4年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜インド＞

●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。

《中東》

＜UAE＞

●令和3年11月、「ドバイエアショー2021」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。

《その他》

●令和4年3月、かねてより防衛産業から要望の大きかった、防衛装備移転に関する官民間での情報共有の場として、Web上にポータルサイトを整備した。

●令和4年3月、COVID-19の影響により国際装備展示会が相次いで中止・延期されてきた状況を踏まえ、サステナブルな対外発信の手段として、Web上に防衛装備品のバーチャル展示会を整備した。

3
年
度
（
続
き
）

●知的財産の利活用性向上の観点から、令和4年度に研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて、契約条項を含む制度の所要の改正を行い、それらに基づいた知的財産管理を推進した。

●防衛省の保護すべき情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等に関して、令和3年度に防衛産業サイバーセキュリティ基準を整備したところ、継続的に官民間で情報共有を図りつつ、その細部事項等を定めた。

●新たに整備した防衛産業サイバーセキュリティ基準について、令和5年度以降の防衛調達から適用を開始するところ、よりセキュアな状態で情報管理が可能な情報システムの導入に当たっては、情報システムに対する高い専門性が求められることから、防衛関連企業及び防衛関連企業が講じたシステムセキュリティ対策の遵守状況を確認する情報セキュリティ監査担当者に対して、理解促進を図るため、情報セキュリティに精通した外部専門家の支援を活用し、監査官教育、企業相談への対応、防衛関連企業への周知等を行うため、これに必要な検討及び準備を行った。

●「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者へ従来の情報セキュリティ制度等に係る専門的知識及び監査技法を付与するため、例年継続している「情報セキュリティ監査要員講習」を本年度も実施した。

《欧米諸国》

＜アメリカ＞

●令和4年10月、防衛装備移転に関する米国FMSウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

＜フランス＞

●令和4年6月、「ユーロサトリ2022」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜ドイツ＞

●令和4年9月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

＜スウェーデン＞

●令和4年12月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

《オセアニア》

＜オーストラリア＞

●令和5年2月、「オーストラリア国際エアショー2023」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。

《東南アジア諸国及びインド》

＜ベトナム＞

●令和4年12月、「ベトナムディフェンス」に出展するとともに、「日越官民防衛産業フォーラム」を開催し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。

＜タイ＞

●令和4年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

4
年
度

		4 年 度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度、タイを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を開始した。 <インドネシア> ●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。 <インド> ●令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。 <p><<中東諸国>> <UAE></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5年2月、アブダビで開催された「国際防衛展示会及び国際防衛会議」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。 <p><<その他>></p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5年3月、わが国で開催された「DSEI JAPAN2023」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
--	--	---------------------------------	---

担当部局名	防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑨)

施策名	情報機能の強化	担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁
施策の概要	<p>政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施するため、情報機能を強化する。特に、各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理・分析・共有、保全の各段階における機能を強化する。</p> <p>その際、情報処理分野における技術動向にも留意しつつ、新たな領域に係るものも含め、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報等に関する収集能力・態勢を強化するとともに、情報収集衛星を運用する内閣衛生情報センター等の国内の関係機関や同盟国等との連携を強化する。また、情報収集・分析要因の確保・育成や、情報共有のためのシステムの整備・連接等を進める。さらに、より強固な情報保全体制を確立するとともに、カウンターインテリジェンスに係る機能を強化する。</p>	政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)

達成すべき目標	<p>①電波情報、画像情報、人的情報、公開情報等に関する収集能力・態勢を強化</p> <p>②情報収集・分析要員の確保・育成や、情報共有のためのシステムの整備・連接等</p> <p>③より強固な情報保全体制を確立するとともに、カウンターインテリジェンスに係る機能を強化</p>	目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和5年8月
---------	--	-------------	--	------------	--------

測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度		
①	各種情報に関する情報収集施設等の維持・整備	関連装備品等の維持・整備(延命処置・機能向上を含む)			<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (6) 情報機能の強化 政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施し得るよう、情報の収集・分析・共有・保全等の各段階における情報機能を総合的に強化するための取組を推進する。</p> <p>情報収集・分析機能については、情報収集施設の整備や能力向上、情報収集衛星・商用衛星等の活用、滞空型無人機を含む新たな装備品による情報収集手段の多様化等により、電波情報・画像情報の収集態勢を強化するとともに、防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報の収集態勢の強化、公開情報の収集態勢の強化、同盟国等との協力の強化等により、新たな領域に関するものも含め、ニーズに十分に対応できるよう、情報収集・分析機能を抜本的に強化する。その際、情報処理における最新の技術の積極的活用等により、一層効果的・効率的な態勢の実現を図るとともに、多様な情報源を融合したオールソース分析を推進する。また、情報を有効に活用する観点から、情報共有のためのシステムの効果的な整備・連接を図る。</p> <p>多様化するニーズに情報部門が的確に応えていくため、能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を進め、採用、教育・研修、人事配置等の様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化する。</p> <p>情報保全については、関係部局間で連携しつつ、教育等を通じて、知るべき者間での情報共有を徹底し、情報漏えい防止のための措置を講じる等、情報保全のための取組を徹底するとともに、関係機関との連携の推進等により、防衛省・自衛隊におけるカウンターインテリジェンス機能の強化を図る。</p>
②	情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制の強化	防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報収集機能の強化等	令和5年度	別紙	
③	情報管理の徹底	能力の高い分析官の確保や教育課程の強化等による情報収集・分析に携わる要員の確保・育成			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)			
(1) 武器購入費(海自)	12,419 (12,887)	25,875 (33,193)	20,762		1	海上自衛隊における艦艇搭載用武器及びその他の武器の購入及び据付、艦艇搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。 ・艦艇用機関砲用改修器材の調達 ・海洋環境観測装置の整備 等	0011
(2) 諸器材購入費(海自)	7,031 (6,399)	7,916 (6,783)	12,400		1	海上自衛隊における艦船用品、航空機に搭載又は装着する部品及び航空機の運航に必要な部品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所備品、艦艇及び航空機の維持・補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び銃架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要な機械器具の購入及び据付費等	0012
(3) 武器修理費(海自)	45,270 (43,057)	49,459 (38,448)	30,150		1	海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要材料、消耗品の購入及び役務費等を実施する。	0013
(4) 諸器材等維持費(海自)	27,634 (25,914)	22,678 (22,615)	28,249		1	海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要材料等の購入及び役務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する賃金、労働保険料等	0014

(5)	武器車両等の整備維持	7 (7)	6 (6)	6	1	防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復のため、定期点検及び検査並びに故障等に対応する整備を実施する。 また、学生訓練で使用する武器(小銃等)の信頼性及び安全性を確保するため、武器入手用消耗品を取得する。	0015
(6)	新規車両購入	53 (52)	29 (28)	104	1	部隊新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。	0016
(7)	甲類(戦車)	8,279 (7,332)	7,087 (7,041)	8,426	1	戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵弾下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。 本事業では、所要の10式戦車を装備する。	0017
(8)	甲類(火砲)	7,754 (6,543)	6,465 (6,423)	4,156	1	本事業は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、陸上自衛隊の野戦特科部隊による遠隔地に存する目標を短時間に制圧・撃破するために必要な甲類(火砲)を整備する。	0018
(9)	乙類(化学器材)	2,572 (2,552)	2,294 (2,292)	2,716	1	化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。 本事業では、乙類(化学器材)として、個人用防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。 NBC:Nuclear Biological and Chemical	0019
(10)	乙類(通信器材)	16,221 (16,150)	12,126 (12,048)	21,550	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。	0020
(11)	乙類(施設器材)	2,518 (2,453)	1,872 (1,845)	2,505	1	陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。	0021
(12)	諸器材購入費等(統幕)	12 (11)	74 (68)	117	1	統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な諸器材を購入するとともに、保有する業務車両の定期的な点検整備及び所要の付属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。	0022
(13)	基地通信備品の損耗更新	72 (58)	0 (0)	2	1	本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。	0023
(14)	通信機器購入費(海自)	39,422 (49,008)	53,922 (41,353)	35,944	1	海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。 1 送信関連器材の整備 2 航空機搭載電子機器整備用構成品 3 衛星通信の再構築 4 情報収集器材の換装 等	0024
(15)	中央指揮システムの個別維持(中央システム)	2,547 (2,437)	3,523 (3,448)	4,656	2	中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー・端末等の各種ハードウェアの借上と消耗品及びサービス維持役務を取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。	0025
(16)	中央指揮システムの個別維持(専用通信)	1,790 (1,569)	1,571 (1,658)	3,679	1	中央指揮システムの専用通信機器を常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及びハードウェアの保守を実施する。	0026
(17)	通信維持費(統幕)	8,084 (7,005)	16,242 (12,315)	10,855	1	防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。	0027
(18)	中央指揮所の施設整備の維持	158 (174)	184 (139)	171	1	自衛隊サイバー防衛隊(中央指揮所運営隊)が管理する中央指揮所の施設設備の定期点検、修理及び補用品を購入する。	0028
(19)	諸器材等維持費(統幕)	14 (11)	44 (41)	44	1	統合幕僚監部が行う各種活動を円滑に実施するため、また、統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、統合運用に必要な諸元調査、各種業務委託等の役務の調達及び消耗品の取得を行うもの。	0029
(20)	車両の維持整備	7 (7)	6 (6)	6	1	情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備役務及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。	0030
(21)	火器・装軌車等の修理(装軌車等外注整備)	15,512 (16,836)	11,464 (11,436)	6,141	1	甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあるため、外注によるオーバーホール整備を実施する。	0031
(22)	火器関係(部品・外注費)、装軌車関係(部品費)	13,790 (14,370)	9,656 (9,620)	10,507	1	火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用部品の取得または役務の実施。	0032
(23)	火器・装軌車等の改善・改造	1,354 (1,418)	1,233 (1,191)	438	1	火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操縦性の向上のために必要な改善・改造を行う。	0033

(24)	指揮所の近代化(ハードウェアの整備)	11,951 (11,636)	9,547 (9,547)	10,430		1	クローズ系クラウドシステム及び陸自指揮システムのハードウェア維持管理、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施する。	0034
(25)	通信機器の修理等	9,947 (9,697)	9,208 (9,169)	4,429		1	・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 通信電子器材の運用に必要な、防衛専用電池の取得をする。	0035
(26)	装輪車両の修理費の取得	3,675 (3,417)	3,194 (3,261)	3,537		1	車両修理費は、装輪車両の修理に必要な部品及び諸材料費等を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0036
(27)	車両等の処分	3 (3)	0 (19)	6		1	不用タイヤ等は、従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっている。本事業は、タイヤ等の処分に必要な経費を取得して処分業者に適正な処分を依頼して、各部隊等の隊務運営を整齊円滑に行うとともに、環境保全に寄与するものである。	0037
(28)	自動車リサイクル法関連経費	17 (14)	13 (12)	13		1	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理人に対して預託する。	0038
(29)	装輪車両の外注整備	6 (6)	22 (22)	38		1	各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保全及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については、近隣の民間指定工場等に整備を委託したほうが経済的である。このため、民間ナンバー車両の一部について部外整備委託を実施している。	0039
(30)	燃料タンク車の水圧試験	2 (2)	7 (6)	4		1	定められた規則に適合させなければ燃料タンク車(各車種)は使用できず、車両及び航空機に対する給油が不能となり、自衛隊の任務達成に重大な影響を及ぼすこととなる。したがって、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を超えない日までの定期点検受検に必要な経費を取得するものである。	0040
(31)	化学器材の修理	734 (713)	653 (629)	604		1	部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人防護装備、各種検知器材及び各種除染器材等の化学器材を整備するための部品等取得や修理を行う。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0041
(32)	廃弾等の外注処分	206 (206)	65 (81)	247		1	装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬(退役弾)について、適切に処分を実施する。	0042
(33)	通信衛星の中継機能の借上(三幕共同)	1,706 (1,415)	954 (710)	768		1	陸海空自衛隊の各部隊がKuバンド衛星通信を実施するため、スーパーバード通信衛星(C2号機)の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるとともに、同中継器の監視及び運用業務の提供を受けるものである。	0043
(34)	Kuバンド衛星通信用経費	0 (0)	0 (0)	5,780		1	艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局(通信中継所)を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯の衛星通信回線を借上げる。	0044
(35)	通信維持費(海自)	39,607 (36,543)	37,024 (53,167)	29,117		1	海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。	0045
(36)	車両維持経費	285 (281)	284 (277)	300		1	海上自衛隊が保有する車両を維持修理し、安全運行できる態勢を維持する。	0046
(37)	燃料給油車タンクの定期検査経費	0 (0)	2 (3)	1		1	根拠法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。	0047
(38)	ガスタービン機関組部品のオーバーホール	2,654 (1,678)	3,425 (2,473)	3,871		1	規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。	0048
(39)	車両一般整備費	2,098 (2,048)	2,008 (1,981)	1,912		1	航空自衛隊が保有する全車両の整備(定期検査及び故障等修理)に必要な部品及び役務を調達する。	0049
(40)	自動車再資源化等預託金	1 (1)	1 (2)	1		1	航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理人に対して預託する。	0050
(41)	施設車両整備費	496 (491)	298 (298)	298		1	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	0051
(42)	訓練演習支援機能の整備	1,245 (72)	328 (156)	363		1	統合訓練支援システム(JETSS)の訓練演習支援機能について、器材の保守委託契約を含むハードウェアを借上げて使用期間を確保することで、統合訓練(指揮所演習)を効率・効果的に行うためにシミュレーションを実施し、統幕、各幕、情報本部、統合任務部隊(JTF)及び各主要部隊の指揮官・幕僚を、戦域・作戦レベルにて練成するために環境を模擬して確実な統合訓練(指揮所演習)を実施する。	0052

(43)	情報業務用車両の取得	9 (7)	12 (10)	3		1	情報本部の研修・訓練等多人数人員輸送及び関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新・取得するものである。	0053
(44)	通信機器購入費(統幕)	39 (33)	222 (214)	2,416		1	当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。	0054
(45)	防衛情報通信基盤(DII)の整備	37,356 (29,627)	33,994 (33,461)	46,259		1	事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。	0055
(46)	通信維持費(空自)	47,146 (36,312)	47,014 (34,169)	47,193		1	航空自衛隊における、 ①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器 ②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品・消耗品等の購入及び役務を実施する。	0056
(47)	施設機械の修理	2,159 (2,130)	1,989 (1,943)	1,940		1	油圧ショベル、81式自立架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。	0057
(48)	車両用付属品の取得	1,055 (1,104)	998 (954)	556		1	装輪車両の維持に必要な車両用付属品(タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等)を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0058
(49)	航空車両更新分	0 (0)	502 (502)	0		1	航空部隊の使用する航空車両(整備用車両:けん引車、輸送用車両:カーゴローダー等、燃料給油車、弾薬作業車、航空基地用車両:空港用消防車、給水車等)を計画的に更新し、航空部隊の即応性、作戦遂行能力の維持を図る。	0059
(50)	通信機器購入費(陸自)	5,026 (5,622)	3,880 (3,648)	5,103		1	1 駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。 2 陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。 3 情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。 4 ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部～市ヶ谷～官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。	0060
(51)	諸器材等維持費(陸自)	4,934 (4,878)	4,327 (4,117)	4,805		1	諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持管理経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0061
(52)	諸器材購入費(陸自)	7,222 (6,529)	9,011 (8,399)	12,931		1	陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。また、「主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上」には、「参考器材(試作品、部品等)を購入して、各種装備品の研究及び改善を図ることにより実効的な対処能力を向上する」という目的も含んでいる。	0062
(53)	通信維持費(陸自)	21,499 (21,155)	14,464 (14,408)	16,047		1	1 研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操作性を向上させるためのプログラム改修 2 陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事等に伴う通信機器の移設 3 災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持 4 各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入及び修理	0063
(54)	油購入費	84,140 (77,654)	100,797 (95,459)	162,764		1	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。	0064
(55)	自動警戒管制組織の弾道ミサイル対処機能(BMD)自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化	3,703 (3,703)	11,839 (11,839)	1,694		1	本事業は、常統的な警戒監視体制及びミサイル防衛(BMD:Ballistic Missile Defence)における組織戦闘力を維持し、自動警戒管制システム(JADGE:Japan Aerospace Defense Ground Environment)を継続的に運用するため、JADGEの機能付加が必要である。BMDにおける自衛隊の組織戦闘力を最大限に発揮させるため、関連システムの増加及び能力向上に合わせたJADGEの適合化が必要である。関連システムの整備事業との整合を図りつつ、JADGEの機能付加等を円滑に推進するため、官側に不足する精緻なプロジェクト・マネジメント及びシステム・エンジニアリングの知見について、会社技術支援による補完が必要である。JADGEの弾道ミサイル対処機能の整備に係る事業管理を適切に実施するため、米軍関係機関からの技術支援が不可欠である。	0065
(56)	陸自電算機防護システムの整備	1,440 (1,435)	1,442 (1,434)	827		1	陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、防護対象システムの状況を収集し、防護に必要な情報として処理する装置を全駐(分)屯地に整備し、一元的に監視、分析、標定及び対処を行う陸自電算機防護システムを維持する。	0074
(57)	早期警戒機(E-2D)の取得	59,305 (59,299)	56,170 (56,170)	56,847		1	我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、周辺海空域(主に南西域)における警戒監視を強化する必要があるものの、現在保有する早期警戒管制機等を組み合わせ運用しても、連続的に空中しよう成すには不十分であることから、この不足を補完するために、新たに早期警戒機を取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備を行う。	0160
(58)	滞空型無人機等の取得(省統一)	28,193 (28,204)	21,006 (21,659)	0		1	広域における常統監視態勢の強化のため、現有の装備品では十分に実施することが困難な、我が国の領海・領空から比較的離れた地域の情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、滞空型無人機(グローバルホーク)3機を取得すると共に、無人機部隊1個飛行隊を新編する。	0161

(59)	海上航空作戦指揮統制システムの整備	3,258 (3,258)	1,612 (1,168)	1,761	1	固定翼哨戒機のP-1及びP-3Cは我が国周辺の海域等を飛行し警戒監視等に従事しており、本システムは当該哨戒機を指揮統制するためのシステムである。 現有の航空対潜戦指揮システム(ASWOC)は、P-3Cに対応するシステムであるため、P-1に装備されている新しい戦闘指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサデータの解析等が実施できない。 このため、P-1の装備化に併せて、機上の戦闘指揮システムと有機的に接続し、一体化して運用することが可能となるように海上航空作戦指揮統制システムを構築するものである。	0162
(60)	地域通信処理システム用器材の借料	3,035 (3,035)	3,083 (3,083)	2,744	1	作戦に係るメッセージ通信を処理するためのシステム器材を借上げるほか、防衛情報通信基盤(DI)を介して各地区をネットワーク接続する海上自衛隊情報通信基盤のネットワーク器材を借上げるものである。 また、作戦に係る重要な通信であるため、情報漏えい事故の発生にかんがみ、ユーザー管理、資産管理等のセキュリティを確保するための器材についても借上げるものである。	0163
(61)	海上作戦部隊指揮統制支援システム用器材(借上)	1,940 (1,940)	1,483 (1,483)	1,483	1	事業の目的を達成するため、海上自衛隊の指揮統制を行うために必要となるシステムを借上げるものである。	0164
(62)	大型通信電子器材の外注整備	658 (655)	433 (429)	243	1	レーダ装置は、戦場において彼我に関する重要な情報を入手する手段であることから、正確なデータの出力を要求される装備品であり、これらの器材は専門的知識を持つ業者に外注整備を委託し、劣化した各種機能・性能を回復する必要がある。	0165
(63)	対潜資料隊用器材の借上げ	1,401 (1,281)	1,284 (1,278)	1,721	1	海上自衛隊は、海洋・音響データを電子計算機等により解析、評価、蓄積、管理し、部隊等の要求に応じて情報を提供するシステムを有しており、本事業は、その運用に必要な器材を継続的に借上げるものである。	0166
(64)	地理情報システムの整備(レンタル料)	534 (532)	565 (517)	294	1	地理情報システムを構成する各装置(電子交換装置(サーバー)、各種処理端末(PC)といった民生品を活用したハードウェア)をレンタルにより整備するもの。	0167
(65)	国外FAXニュース等の取得(4機関共同)	114 (97)	114 (97)	201	2	本事業は、放送衛星・短波・インターネット等の媒体によって発信される諸外国の報道等を24時間態勢で通信社が監視し、特に重要かつ急を要する内容については日本語に翻訳・編集されたものをその都度速報として配信を受け、それ以外の内容については、選別・翻訳されたものを定期的に配信を受け、事業を4機関共同で実施するものである。	0271
(66)	防衛駐在官等支援経費	32 (22)	32 (24)	36	2	1人1人の防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力を更に向上をさせるために、防衛省内の研修及び外務省(語学含む)での研修に加え、語学力を強化し情報収集能力・交渉能力を高めるとともに、赴任国の防衛駐在官業務や地域情勢等を的確に把握させるために赴任前に任国へ出張させる経費である。	0272
(67)	ヘリコプター映像伝送装置の整備等	116 (114)	18 (18)	0	1	各種事態における映像収集能力を向上し、部隊等の即応性の向上に資するため、ヘリコプターから受信した映像を配信する配信装置の性能を維持するための定期点検・部品交換等、必要な保守・整備を行う。	0273
(68)	防衛用車両の更新	0 (0)	0 (0)	0	1	防衛大学校の円滑な校務遂行のため人員・物品等の輸送に必要な車両の更新に要する経費。	0320
施策の予算額・執行額		601,467 (573,099)	617,050 (590,293)	633,168		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-2-(6)情報機能の強化	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑨)

施策名	情報機能の強化		
測定指標	目標	施策の進捗状況	
	①各種情報に関する情報収集施設等の維持・整備		
	関連装備品等の維持・整備(延命処置・機能向上を含む)		
	元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報本部の各種情報収集・処理機能等の維持・運営及び充実・強化(画像解析用データの取得、電波情報の収集能力を向上させるための電波監視装置の更新など)を実施した。 ●各自衛隊・情報本部が収集した広範・多岐にわたる情報を集約し、オールソース分析を実現するため、情報本部共通基盤を整備した。【 ●太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の警戒監視能力の強化のため、早期警戒機(E-2D)9機の取得経費(約1,940億円)を計上した。 	
	2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報本部の各種情報収集・処理機能等の維持・運営及び充実・強化(画像解析用データの取得、電波情報の収集能力を向上させるための電波監視装置の更新など)を実施した。 ●各自衛隊・情報本部が収集した広範・多岐にわたる情報を集約し、オールソース分析を実現するため、情報本部共通基盤を整備した。 	
	3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報本部の各種情報収集・処理機能等の維持・運営及び充実・強化(画像解析用データの取得、電波情報の収集能力を向上させるための電波監視装置の更新など)を実施した。 ●各自衛隊・情報本部が収集した広範・多岐にわたる情報を集約し、オールソース分析を実現するため、情報本部共通基盤を整備した。 	
	4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、情報本部の各種情報収集・処理機能等の維持・運営及び充実・強化(画像解析用データの取得、電波情報の収集能力を向上させるための電波監視装置の更新など)を実施した。 ●各自衛隊・情報本部が収集した広範・多岐にわたる情報を集約し、オールソース分析を実現するため、情報本部共通基盤を整備した。 	
	②情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制の強化		
	防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報収集機能の強化等		
	元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●人的情報収集機能の強化に向け、諸外国の情報機関の活動に係る調査研究を実施すると共に、兼轄によりブルネイ及びEU日本政府代表部に活動範囲を拡大するなど防衛駐在官制度の充実を実施した。 ●防衛駐在官候補者に対する研修を強化した。 	
	2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、人的情報収集機能の強化に向け、諸外国の情報機関の活動に係る調査研究を実施すると共に、兼轄によりセーシェル及びトンガに活動範囲を拡大するなど防衛駐在官制度の充実を実施した。 ●アジア地域、欧州地域等に派遣されている防衛駐在官と防衛省等でテレビ会議を実施し、様々な意見交換を行った。 ●防衛駐在官候補者に対する研修を強化した。 ●防衛駐在官をニュージーランド、スペインに新規派遣、イスラエルに追加派遣することを令和3年度予算に計上した。 	
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●人的情報収集機能の強化に向け、諸外国の情報機関の活動に係る調査研究を実施すると共に、令和3年度にニュージーランド、スペインに新規派遣及びイスラエルへの追加派遣を行うなど防衛駐在官制度の充実を図った。 ●防衛駐在官候補者に対する研修を強化した。 ●新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対面での意見交換が困難となったことを受け、試行的にアジア地域、欧州地域、中東・アフリカ地域等に派遣されている防衛駐在官とテレビ会議を実施し、意見交換を行った。 ●防衛駐在官をカナダに新規派遣することを令和4年度予算に計上した。 		
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●人的情報収集機能の強化に向け、諸外国の情報機関の活動に係る調査研究を実施すると共に、令和4年度にリトアニア、カナダに新規派遣を行うなど防衛駐在官制度の充実化を図った。 ●防衛駐在官候補者に対する研修内容の充実化を図った。 ●新型コロナウイルス感染症の流行後、初となる対面での防衛駐在官会議を実施し、様々な意見交換を行った。 ●防衛駐在官を英国及びウクライナに各1名を増員するとともに、クウェートからカタールへの振替えることを令和5年度予算に計上した。 		

能力の高い分析官の確保や教育課程の強化等による情報収集・分析に携わる要員の確保・育成	
元年度	●引き続き、分析官育成に係る体制や教育・研修内容の強化に向けた取組を進め、能力の高い要員の確保・育成のための採用方法及び人事構成の検討を実施した。
2年度	●引き続き、分析官育成に係る体制や教育・研修内容の強化に向けた取組を進め、能力の高い要員の確保・育成のための採用方法及び人事構成の検討を実施した。
3年度	●引き続き、分析官育成に係る体制や教育・研修内容の強化に向けた取組を進めた。 ●能力の高い要員の確保・育成のための採用方法及び採用区分といった人事構成の検討を実施した。
4年度	●引き続き、分析官育成に係る体制や教育・研修内容の強化に向けた取組を進めた。 ●能力の高い要員の確保・育成のための採用方法及び採用区分といった人事構成の検討を実施した。

③情報管理の徹底

秘密のみならず、対外的に公表されるべきでない情報も含め、各レベルの情報の管理について、具体的な管理要領の見直しも含め、その徹底を図る

元年度	●秘に指定されている情報の管理をより万全とするため、通達の一部を改正し、管理要領をより明確化した。 ●国会に置かれた情報監視審査会の調査や内閣府独立公文書管理監の検証・監察に適切に対応するとともに、当該内容を踏まえ、各機関等の担当者に対し、改めて、特定秘密の保護全般に関する周知・教育を徹底した。 ●部隊を巡回し、特定秘密制度等を特定秘密管理者補や特定秘密取扱者などを対象に教育を実施する等、当該制度の保護に関する周知・徹底を図った。
2年度	●秘に指定されている情報の管理をより万全とするため、管理要領をより明確化し、周知徹底を図った。 ●国会に置かれた情報監視審査会の調査や内閣府独立公文書管理監の検証・監察に適切に対応するとともに、当該内容を踏まえ、各機関等の担当者に対し、改めて、特定秘密の保護全般に関する周知・教育を徹底した。
3年度	●秘に指定されている情報の管理をより万全とするため、通達の一部を改正し、管理要領をより明確化して周知徹底を図った。 ●国会に置かれた情報監視審査会の調査や内閣府独立公文書管理監の検証・監察に適切に対応するとともに、当該内容を踏まえ、各機関等の担当者に対し、改めて、特定秘密の保護全般に関する周知・教育を徹底した。 ●不開示情報を含む文書管理をより適切に行うため、注意通達を改正し、特に厳重に取扱う場合に取扱者の範囲を明らかにすることができる表示等を追加し、周知徹底を図った。 ●カウンターインテリジェンス体制の強化を図るため、カウンターインテリジェンス業務に専従する班の設置を令和4年度予算に計上した。
4年度	●現職の海上自衛官による特定秘密情報等の漏えい事案が生じたことを深刻に受け止め、防衛大臣の指示の下、副大臣を長とする再発防止検討委員会において、同様の事案の調査結果や本事案の要因、さらには国会の勧告の内容をふまえ、再発防止策を策定し、徹底していくこととした。 ●カウンターインテリジェンス業務に専従する班を設置し、カウンターインテリジェンス体制の強化を図った。

担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------	----------	--------

**我が国自身の防衛体制の強化
（大規模災害等への対応）**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑩)

施策名	大規模災害等への対応	担当部局名	整備計画局、統合幕僚監部、防衛装備庁
施策の概要	大規模災害等の発生に際しては、国民の生命・身体・財産を守るため、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり持続する。また、被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。	政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (大規模災害等への対応)
達成すべき目標	①大規模災害等発生時、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり維持 ②被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に丁寧に対応するとともに、関係機関等と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を実施	目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防

測定指標	目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
① 各種災害に対して万全を期すための取組み	輸送機(C-2)の配備(5機)	令和5年度 別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 3 大規模災害等への対応 南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期するとともに、災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリスAT)、人命救助システム及び非常用電源の整備を始め対処態勢を強化するための措置を進める。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。
	新多用途ヘリコプターの導入(34機)		
	その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)		
	緊急患者の輸送、消火支援、自然災害、特殊災害(原子力災害)への対応		
	地方公共団体との連携した訓練の実施、計画の策定を推進 災害用ドローンなどを活用した対処態勢の強化		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初 予算額 (※1)	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)				
(1) 武器購入費(海自)	12,419 (12,887)	25,875 (33,193)	20,762		1	海上自衛隊における艦艇搭載用武器及びその他の武器の購入及び据付、艦艇搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。 ・艦艇用機砲用改修器材の調達 ・海洋環境観測装置の整備 等	0011	
(2) 諸器材購入費(海自)	7,031 (6,399)	7,916 (6,783)	12,400		1	海上自衛隊における艦船用品、航空機に搭載又は装着する用品及び航空機の運航に必要な用品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所備品、艦艇及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び銃架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要機械器具の購入及び据付費等	0012	
(3) 武器修理費(海自)	45,270 (43,057)	49,459 (38,448)	30,150		1	海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要材料、消耗品の購入及び役務費等を実施する。	0013	
(4) 諸器材等維持費(海自)	27,634 (25,914)	22,678 (22,615)	28,249		1	海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要材料等の購入及び役務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する賃金、労働保険料等	0014	
(5) 武器車両等の整備維持	7 (7)	6 (6)	6		1	防衛大学の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復のため、定期点検及び検査並びに故障等に対応する整備を実施する。 また、学生訓練で使用する武器(小銃等)の信頼性及び安全性を確保するため、武器手入用消耗品を取得する。	0015	
(6) 新規車両購入	53 (52)	29 (28)	104		1	部隊新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。	0016	
(7) 甲類(戦車)	8,279 (7,332)	7,087 (7,041)	8,426		1	戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵陣下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。本事業では、所要の10式戦車を装備する。	0017	
(8) 甲類(火砲)	7,754 (6,543)	6,465 (6,423)	4,156		1	本事業は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、陸上自衛隊の野戦特科部隊による遠隔地に存する目標を短時間に制圧・撃破するために必要な甲類(火砲)を整備する。	0018	

(9)	乙類(化学器材)	2,572 (2,552)	2,294 (2,292)	2,716	1	化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。本事業では、乙類(化学器材)として、個人用防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。 NBC: Nuclear Biological and Chemical	0019
(10)	乙類(通信器材)	16,221 (16,150)	12,126 (12,048)	21,550	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。	0020
(11)	乙類(施設器材)	2,518 (2,453)	1,872 (1,845)	2,505	1	陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。	0021
(12)	諸器材購入費等(統幕)	12 (11)	74 (68)	117	1	統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な諸器材を購入するとともに、保有する業務車両の定期的な点検整備及び所要の付属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。	0022
(13)	基地通信備品の損耗更新	72 (58)	0 (0)	2	1	本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。	0023
(14)	通信機器購入費(海自)	39,422 (49,008)	53,922 (41,353)	35,944	1	海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。 1 送信所関連器材の整備 2 航空機搭載電子機器整備用構成部品 3 衛星通信の再構築 4 情報収集器材の換装 等	0024
(15)	中央指揮システムの個別維持(中央システム)	2,547 (2,437)	3,523 (3,448)	4,656	1	中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー・端末等の各種ハードウェアの借上と消耗品及びサービス維持費等取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。	0025
(16)	中央指揮システムの個別維持(専用通信)	1,790 (1,569)	1,571 (1,658)	3,679	1	中央指揮システムの専用通信機器を常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及びハードウェアの保守を実施する。	0026
(17)	通信維持費(統幕)	8,084 (7,005)	16,242 (12,315)	10,855	1	防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。	0027
(18)	中央指揮所の施設整備の維持	158 (174)	184 (139)	171	1	自衛隊サイバー防衛隊(中央指揮所運営隊)が管理する中央指揮所の施設設備の定期点検、修理及び補用品を購入する。	0028
(19)	諸器材等維持費(統幕)	14 (11)	44 (41)	44	1	統合幕僚監部が行う各種活動を円滑に実施するため、また、統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、統合運用に必要な諸元調査、各種業務委託等の役務の調達及び消耗品の取得を行うもの。	0029
(20)	車両の維持整備	7 (7)	6 (6)	6	1	情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備費及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。	0030
(21)	火器・装軌車等の修理(装軌車等外注整備)	15,512 (16,836)	11,464 (11,436)	6,141	1	甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあため、外注によるオーバーホール整備を実施する。	0031
(22)	火器関係(部品・外注費)、装軌車関係(部品費)	13,790 (14,370)	9,656 (9,620)	10,507	1	火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用部品の取得または役務の実施。	0032
(23)	火器・装軌車等の改善・改造	1,354 (1,418)	1,233 (1,191)	438	1	火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操用性の向上のために必要な改善・改造を行う。	0033
(24)	指揮所の近代化(ハードウェアの整備)	11,951 (11,636)	9,547 (9,547)	10,430	1	クラウド系クラウドシステム及び陸自指揮システムのハードウェア維持管理、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施する。	0034
(25)	通信機器の修理等	9,947 (9,697)	9,208 (9,169)	4,429	1	・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得をする。 ・ 通信電子器材の運用に必要な、防衛専用電池の取得をする。	0035
(26)	装軌車両の修理費の取得	3,675 (3,417)	3,194 (3,261)	3,537	1	車両修理費は、装軌車両の修理に必要な部品及び諸材料費等取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0036
(27)	車両等の処分	3 (3)	0 (19)	6	1	不用タイヤ等は、従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっている。本事業は、タイヤ等の処分に必要な経費を取得して処分業者に適正な処分を依頼して、各部隊等の隊務運営を整齊円滑に行うとともに、環境保全に寄与するものである。	0037
(28)	自動車リサイクル法関連経費	17 (14)	13 (12)	13	1	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理法人に対して預託する。	0038
(29)	装軌車両の外注整備	6 (6)	22 (22)	38	1	各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保安及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については、近隣の民間指定工場等に整備を委託したほうが経済的である。このため、民間ナンバー車両の一部について部外整備委託を実施している。	0039

(30)	燃料タンク車の水圧試験	2 (2)	7 (6)	4	1	定められた規則に適合させなければ燃料タンク車(各車種)は使用できず、車両及び航空機に対する給油が不能となり、自衛隊の任務達成に重大な影響を及ぼすこととなる。したがって、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を超えない日までの定期点検受検に必要な経費を取得するものである。	0040
(31)	化学器材の修理	734 (713)	653 (629)	604	1	部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人用防護装備、各種検知器材及び各種除染器材等の化学器材を整備するための部品等取得や修理を行う。 NBC:Nuclear Biological and Chemical	0041
(32)	廃弾等の外注処分	206 (206)	65 (81)	247	1	装備品の退役等に伴い使用する火炮が存在しなくなった弾薬(退役弾)について、適切に処分を実施する。	0042
(33)	通信衛星の中継機能の借上(三幕共同)	1,706 (1,415)	954 (710)	768	1	陸海空自衛隊の各部隊がKuバンド衛星通信を実施するため、スーパーバード通信衛星(C2号機)の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるとともに、同中継器の監視及び運用役務の提供を受けるものである。	0043
(34)	Kuバンド衛星通信用経費	0 (0)	0 (0)	5,780	1	艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局(通信中継所)を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯の衛星通信回線を借上上げる。	0044
(35)	通信維持費(海自)	39,607 (36,543)	37,024 (53,167)	29,117	1	海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。	0045
(36)	車両維持経費	285 (281)	284 (277)	300	1	海上自衛隊が保有する車両を維持修理し、安全運行できる態勢を維持する。	0046
(37)	燃料給油車タンクの定期検査経費	0 (0)	2 (3)	1	1	根拠法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。	0047
(38)	ガスタービン機関組部品のオーバーホール	2,654 (1,678)	3,425 (2,473)	3,871	1	規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。	0048
(39)	車両一般整備費	2,098 (2,048)	2,008 (1,981)	1,912	1	航空自衛隊が保有する全車両の整備(定期検査及び故障等修理)に必要な部品及び役務を調達する。	0049
(40)	自動車再資源化等預託金	1 (1)	1 (2)	1	1	航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要再資源化預託金等(リサイクル料金)を資金管理法に対して預託する。	0050
(41)	施設車両整備費	496 (491)	298 (298)	298	1	航空自衛隊が保有する施設車両の整備(定期検査及び故障等修理)の実施に必要な部品及び役務を調達する。	0051
(42)	訓練演習支援機能の整備	1,245 (72)	328 (156)	363	1	統合訓練支援システム(JETSS)の訓練演習支援機能について、器材の保守委託契約を含むハードウェアを借上げて使用期間を確保することで、統合訓練(指揮所演習)を効率・効果的に行うためにシミュレーションを実施し、統幕、各幕、情報本部、統合任務部隊(JTF)及び各主要部隊の指揮官・幕僚を、戦域・作戦レベルにて練成するために環境を模擬して確実な統合訓練(指揮所演習)を実施する。	0052
(43)	情報業務用車両の取得	9 (7)	12 (10)	3	1	情報本部の研修・訓練等多人数人員輸送及び関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新・取得するものである。	0053
(44)	通信機器購入費(統幕)	39 (33)	222 (214)	2,416	1	当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。	0054
(45)	防衛情報通信基盤(DII)の整備	37,356 (29,627)	33,994 (33,461)	46,259	1	事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。	0055
(46)	通信維持費(空自)	47,146 (36,312)	47,014 (34,169)	47,193	1	航空自衛隊における、 ①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器 ②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要部品・消耗品等の購入及び役務を実施する。	0056
(47)	施設機械の修理	2,159 (2,130)	1,989 (1,943)	1,940	1	油圧ショベル、81式自走架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。	0057
(48)	車両用付属品の取得	1,055 (1,104)	998 (954)	556	1	装輪車両の維持に必要な車両用付属品(タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等)を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0058
(49)	航空車両更新分	0 (0)	502 (502)	0	1	航空部隊の使用する航空車両(整備用車両:けん引車、輸送用車両:カーゴローダー等、燃料給油車、弾薬作業車、航空基地用車両:空港用消防車、給水車等)を計画的に更新し、航空部隊の即応性、作戦遂行能力の維持を図る。	0059
(50)	通信機器購入費(陸自)	5,026 (5,622)	3,880 (3,648)	5,103	1	1 駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。 2 陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。 3 情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。 4 ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部〜市ヶ谷〜官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。	0060

(51)	諸器材等維持費(陸自)	4,934 (4,878)	4,327 (4,117)	4,805	1	諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持管理経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0061
(52)	諸器材購入費(陸自)	7,222 (6,529)	9,011 (8,399)	12,931	1	陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。また、「主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上」には、「参考器材(試作品、部品等)を購入して、各種装備品の研究及び改善を図ることにより実効的な対処能力を向上する」という目的も含んでいる。	0062
(53)	通信維持費(陸自)	21,499 (21,155)	14,464 (14,408)	16,047	1	1 研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操作性を向上させるためのプログラム改修 2 陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事等に伴う通信機器の移設 3 災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持 4 各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入及び修理	0063
(54)	油購入費	84,140 (77,654)	100,797 (95,459)	162,764	1	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。	0064
(55)	自動警戒管制組織の弾道ミサイル対処機能(BMD)自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化	3,703 (3,703)	11,839 (11,839)	1,694	1	本事業は、常統的な警戒監視体制及びミサイル防衛(BMD:Ballistic Missile Defence)における組織戦闘力を維持し、自動警戒管制システム(JADGE:Japan Aerospace Defense Ground Environment)を継続的に運用するため、JADGEの機能追加及び能力向上に合わせたJADGEの適合化が必要である。関連システムの整備事業との整合を図りつつ、JADGEの機能付加等を円滑に推進するため、官側に不足する精緻なプロジェクト・マネジメント及びシステム・エンジニアリングの知見について、会社技術支援による補充が必要である。JADGEの弾道ミサイル対処機能の整備に係る事業管理を適切に実施するため、米軍関係機関からの技術支援が不可欠である。	0065
(56)	基地警備関連装備品	309 (309)	105 (105)	406	1	厳しい安全保障環境のもと、平時の不法侵入者やテロやゲリラ及び特殊部隊からの攻撃に実効的に対処する能力を確保するため、基地全般の警戒監視能力を向上させるための基地警備システムを整備する。〔基地警備システムの整備・平成17年度から整備を開始〕	0066
(57)	武器修理費(空自)	47,266 (46,266)	68,230 (67,943)	18,347	1	本事業は、航空自衛隊が保有する地上武器等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。 1 武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持及び修理 2 武器の修理に必要な部品の取得	0067
(58)	部隊実験	302 (169)	106 (103)	95	1	本事業は、部隊実験に必要な試験器材、評価器材等を借用するとともに民間の技術支援を受け、現有装備等では代替できないものを民生技術を活用して実験・評価することにより、陸上自衛隊の新たな戦い方を検証、その具体化を図るものである。その際、平成40年度末の体制を対象とし、領域横断作戦に係る部隊(電磁波作戦部隊等)の新編に成果を反映する。令和3年度は、「30大綱」、「31中期防」を踏まえた領域横断作戦に係る戦い方の具体化のために各機能別の実験を実施した。	0068
(59)	92式地雷原処理車(施設器材のオーバーホール)	137 (159)	0 (0)	134	1	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した92式地雷原処理車のオーバーホールを実施する。	0069
(60)	91式戦車橋(施設器材のオーバーホール)	260 (293)	0 (0)	0	1	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した91式戦車橋のオーバーホールを実施する。	0070
(61)	多用途ヘリコプターの取得	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。 陸自多用途ヘリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初年度費を除いて6機約110億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。	0121
(62)	航空機搭載通信機器維持・通信部品	4,063 (3,439)	4,925 (3,902)	5,770	1	航空機搭載通信機器等について部隊で整備できる機器の整備用部品を調達するもの及び修理会社を実施する修理で必要となる部品を官給するため部品を調達するものである。	0122
(63)	輸送ヘリコプター(CH-47JA)の取得	21,557 (21,447)	22,856 (22,833)	7,491	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。	0123
(64)	乙類(航空機)	627 (641)	970 (917)	256	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、航空機の取得に伴い、それらに運動する工具等を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の整備用工具等を取得するものである。	0124
(65)	整備用部品	11,407 (11,356)	13,133 (12,776)	12,195	1	外注役務(定期オーバーホール、部品修理)に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得するものである。	0125
(66)	定期オーバーホール役務費	8,054 (8,089)	6,413 (6,399)	8,662	1	定期オーバーホール役務費は、厳しい運用環境において発生する機体構造部材などの不具合や劣化による重大な不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた整備間隔ごとに機体及びエンジンを分解し、機体の構造、搭載機器の検査及びエンジンのオーバーホールを実施するとともに、当該検査において不具合が発見された場合には修理を実施するものである。機体定期修理及びオーバーホールの内容は陸上自衛隊では有していない専門技術を必要とし、かつその範囲も多岐に渡ることから、陸上自衛隊の部隊等では実施することができないため、民間企業の整備役務により対応している。	0126
(67)	部品整備役務費	8,318 (8,080)	7,599 (7,147)	7,876	1	使用できなくなった機能部品に対し、必要な処置(オーバーホール、整備、修理)を実施して再使用できるようにするものである。	0127
(68)	航空機技術管理	302 (295)	206 (206)	130	1	LR-2、EC-225LP及びTH-480Bの機体及びエンジンの不具合等に迅速・確実に対応して所要の可動率を維持し、かつ飛行安全に必要な部隊等への技術支援、技術資料等の維持・整備、SB※等の採用可否に関する検討及び不具合の調査・検討等の技術管理活動を行うものである。	0128

(69)	航空機修理費(陸自)	23,109 (24,864)	17,121 (16,891)	24,621	1	陸上自衛隊の保有する航空機の改修等、部隊整備に必要消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務等を実施するものである。	0129
(70)	航空一般部品	24,377 (28,044)	38,574 (43,095)	37,161	1	航空機、発動機及び機器の機能・性能を維持するために、部隊整備では整備取扱説明書等に基づき維持整備し、修理会社では修理仕様書等に基づき修理している。維持整備又は修理の際、不具合となった部品等を交換するため、これらの部品を調達している。航空機用部品は、ほとんどが輸入品又はライセンス国産品であることから、部品毎に販売権を有する会社からの調達となる。需給統制機関において、各航空機、発動機及び機器の使用実績から必要となる部品を見積もって供給している。	0130
(71)	ティルト・ローター機(V-22)の取得	71,368 (71,368)	66,498 (66,498)	283	1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持・強化を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送等である。	0131
(72)	機体オーバーホール	8,960 (13,338)	19,874 (21,884)	5,244	1	航空機等整備基準に基づき、機体の定期修理間隔に達した航空機に対し、分解、部品の交換、組立等を行う。	0132
(73)	発動機オーバーホール	2,748 (2,573)	5,754 (5,672)	4,067	1	各航空機に装備されている発動機について、それぞれの特性・性能に基づいて設定された定期修理間隔に到達した発動機の分解、検査、不具合部品の交換、組立、試運転を行い、次回定期修理までの品質・信頼性を確保し、飛行安全を図る。	0133
(74)	連絡偵察機(LR-2)の取得	1,717 (1,717)	1 (0)	200	1	我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、隔離した地域に対する偵察、連絡及び緊急患者空輸任務における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、偵察、連絡及び人員等の航空輸送、患者の輸送等である。	0134
(75)	通信機器等修理	333 (308)	0 (0)	83	1	航空機搭載無線電話及び識別装置等は、航空法第60条で装備が義務付けられており、これらの装置及び統合制御器の品質・性能を維持し航空機の信頼性を確保する。航空機搭載通信電子機器等の整備は、特殊な技術、工具、試験等を要し、陸上自衛隊では整備できないため民間企業での整備が必要である。	0135
(76)	航空機搭載通信機器維持修理	4,484 (4,360)	6,361 (5,260)	4,745	1	本事業は定期修理、臨時修理及び定期保守役務からなり、それぞれについては以下のとおり。定期修理は、海上自衛隊で使用する各航空機の機体定期修理時に合わせて搭載通信機器(電子機器等)を定期的に修理するものである。臨時修理は、不具合発生に対応して臨時に構成部品単位及び下位形態(モジュール単位)で修理するものである。また、保守役務は航空機の配備先において搭載通信機器(電子機器等)の信頼性及び即応性を維持するために実施するものである。	0136
(77)	航空機修理費(海自)	35,368 (28,477)	53,513 (47,302)	33,904	1	海上自衛隊における航空機の維持等に必要な修理用材料等の調達、航空機等の試験・改造に必要な消耗品等の調達、航空機等の改善、事故等に対する対策、その他航空機等の整備補給について部外委託を行うもの。	0137
(78)	U-36A/US-2型航空機の整備業務の民間委託	1,049 (1,049)	1,119 (1,153)	1,190	1	当該機種の実務のうち、定期検査以上の高次整備について民間整備会社に委託する。	0138
(79)	護衛艦(FFM)	18,947 (18,945)	68,204 (68,204)	67,883	1	護衛艦部隊の54隻体制への増勢のため、令和元年度以降、2隻/年度の計画で整備着手するものである。1隻ごとに建造者を選定してきた従来の護衛艦と異なり、設計を共通化してコスト低減を図る。また、建造造船所の選定方法も、価格だけで決める競争入札はやめ、設計能力や建造能力、関連企業の管理能力、維持整備管理能力も含めて総合的に評価する企画提案方式を採用した。評価の結果、評価点の最も高かった三菱重工業(株)を主事業者、2番目に高かった三井造船(株)を下請負者として決定した。	0139
(80)	マイナーオーバーホール	8,757 (6,257)	13,434 (11,515)	13,025	1	国内修理会社又は海外商社と修理役務請負契約を締結し、航空機用機器等の修理作業を実施する。	0140
(81)	海上航空作戦指揮統制システムの整備	3,258 (3,258)	1,612 (1,168)	1,761	1	固定翼哨戒機のP-1及びP-3Cは我が国周辺の海域等を飛行し警戒監視等に従事しており、本システムは当該哨戒機を指揮統制するためのシステムである。現在の航空対潜戦指揮システム(ASWOC)は、P-3Cに対応するシステムであるため、P-1に装備されている新しい戦闘指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサーデータの解析等が実施できない。このため、P-1の装備化に併せて、機上の戦闘指揮システムと有機的に接続し、一体化して運用することが可能となるように海上航空作戦指揮統制システムを構築するものである。	0162
(82)	地域通信処理システム用器材の借料	3,035 (3,035)	3,083 (3,083)	2,744	1	作戦に係るメッセージ通信を処理するためのシステム器材を借上げるほか、防衛情報通信基盤(DII)を介して各地区をネットワーク接続する海上自衛隊情報通信基盤のネットワーク器材を借上げるものである。また、作戦に係る重要な通信であるため、情報漏えい事故の発生に心がみ、ユーザー管理、資産管理等のセキュリティを確保するための器材についても借上げるものである。	0163
(83)	海上作戦部隊指揮統制支援システム用器材(借上)	1,940 (1,940)	1,483 (1,483)	1,483	1	事業の目的を達成するため、海上自衛隊の指揮統制を行うために必要となるシステムを借上げるものである。	0164
(84)	大型通信電子器材の外注整備	658 (655)	433 (429)	243	1	レーダ装置は、戦場において彼我に関する重要な情報を入手する手段であることから、正確なデータの出力を要求される装備品であり、これらの器材は専門的知識を持つ業者に外注整備を委託し、劣化した各種機能・性能を回復する必要がある。	0165
(85)	対潜資料隊用器材の借上げ	1,401 (1,281)	1,284 (1,278)	1,721	1	海上自衛隊は、海洋・音響データを電子計算機等により解析、評価、蓄積、管理し、部隊等の要求に応じて情報を提供するシステムを有しており、本事業は、その運用に必要な器材を継続的に借上げるものである。	0166
(86)	地理情報システムの整備(レンタル料)	534 (532)	565 (517)	294	1	地理情報システムを構成する各装置(電子交換装置(サーバー)、各種処理端末(PC)といった民生品を活用したハードウェア)をレンタルにより整備するもの。	0167
(87)	空中給油・輸送機(KC-46A)の取得	160 (160)	26,016 (26,016)	12,443	1	空中給油・輸送機(KC-46A)は、戦闘機等に対し空中給油が実施できるほか、人員及び貨物を輸送する能力を保持している。本事業においては、空中給油・輸送機(KC-46A)を必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。	0168

(88)	車両更新	1,516 (1,363)	2,123 (1,897)	1,710		1	航空自衛隊における全部隊の任務遂行及び安全運行を確保するために、取得年度が古く、著しく老朽化した車両を更新する。	0169
(89)	航空管制器材の損耗更新	0 (0)	0 (0)	0		1	航空法第137条第3項の規定に基づき、防衛大臣が国土交通大臣から委任された航空交通管制業務を適正に実施するために必要な航空管制器材のうち耐用年数を超過した器材を更新する。	0170
(90)	艦船需品の整備	1,517 (1,486)	2,582 (2,545)	1,896		1	艦船の運航、保安用の搭載需品及び乗員の生活用需品の維持更新を図るため、必要な艦船需品を調達する。	0171
(91)	哨戒ヘリコプター(SH-6OK)の取得	23,073 (22,291)	16,754 (16,754)	10,574		1	SH-60Jの代替更新として、平成14年度から整備を開始しており、防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づき所要の機数を整備している。	0172
(92)	護衛艦(DD)	65,645 (64,969)	24,716 (24,691)	8,717		1	除籍が見込まれた護衛艦の代替として、平成30年度に1隻を取得し、また、平成30年度に2隻を整備着手した。平成30年度整備着手の2隻はFFMであり、令和3年度に1隻、令和4年度に1隻就役した。(令和元年度からFFMは「護衛艦(FFM)」の行政事業レビューシートを別に作成している)次の護衛艦の整備着手時期については、検討中であり、未定である。これらの護衛艦は、今後30年程度の長期にわたり使用されることを勘案すれば、見通しうる将来においても十分な性能と拡張性を保持した艦であることが必要であり、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、本格的な侵略事態にも対処するため、僚艦防空機能に加え、対潜戦能力及び対水上戦能力の充実を図っている。	0173
(93)	支援船	2,293 (2,244)	2,756 (2,745)	5,654		1	平成29年度にえい船(約260トン)(YT)1隻を整備着手、平成30年度にえい船を取得。平成31年度に油槽船2隻、運貨船(YL)1隻、えい船(260トン)(YT)2隻を整備着手、令和2年度にえい船(260トン)(YT)2隻を取得。令和2年度にえい船(約260トン)(YT)1隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)2隻、水船(310トン)(YW)2隻、運貨船(200トン)(YL)1隻を整備着手し、運貨船(200トン)(YL)1隻を取得。令和2年度にえい船(260トン)(YT)2隻を取得。令和3年度にえい船(約260トン)(YT)2隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)1隻、交通船(15トン)(YF)2隻、特別機動船(1.9トン)(SB)1隻を整備着手し、えい船(約260トン)(YT)1隻、油船(490トン)(YO)2隻、油船(270トン)(YG)1隻、水船(310トン)(YW)1隻、運貨船(200トン)(YL)1隻を取得。	0174
(94)	艦船需品費	5 (5)	5 (5)	5		1	防衛大学の学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び防衛大学校職員が整備を行うための整備用品を取得する。	0175
(95)	艦船の整備維持に必要な経費	21 (20)	29 (32)	28		1	将来、幹部自衛官(3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官)となるべき防衛大学の学生の訓練(海上訓練)のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査(4年に1回)及び年次検査(年1回)に要する経費。	0176
(96)	救難ヘリコプター(UH-60J)の取得	3,528 (3,327)	137 (136)	467		1	航空救難態勢を維持するため、耐用期間到達により減耗する救難救助機(UH-60J)の減耗予定時期に応じて、代替更新に必要な機数を整備する。	0177
(97)	自給式呼吸器(SCBA)用吸気充填機等の整備	0 (0)	114 (113)	122		1	自給式呼吸器(SCBA)用吸気充填機等を購入し、艦内に装備する。水上艦船に装備する場合は、整備工事を「整備工事その1」及び「整備工事その2」に2分割して実施している。	0178
(98)	一般用救命装備品等	1,425 (832)	2,026 (1,224)	2,873		1	操縦員及び救助員等が使用する装備品の計画的な更新を実施。 (品目例) ・落下傘 ・救命胴衣、救命浮舟 ・搭乗員用救命装備品(航空ヘルメット、酸素マスク等) ・生存用救命装備品(防寒服、耐水服等)	0179
(99)	名古屋空港着陸料	916 (863)	916 (849)	0		1	根拠法令により、当該飛行場を使用する場合、着陸料等を支払うことになっている。小牧基地は、定期便等の空輸任務のため、また、飛行訓練などのため使用されるほか、隣接する名古屋飛行場内に所在する三菱重工業の整備工場において定期整備を受けるために他基地から航空機が飛来する。小牧基地の飛行部隊等は、愛知県名古屋飛行場の滑走路を使用しなければ、飛行訓練や定期便等の空輸任務飛行等、他基地からのIRAN(Inspection and Repairing As Necessary:定期修理)等整備にかかわる飛行等を行うことができない。このため、航空自衛隊の飛行に必要不可欠なことから、愛知県に対し、年度の着陸料等を支払うものである。	0180
(100)	音響測定艦(AOS)	8,667 (6,105)	0 (0)	137		1	音響測定艦は、平成元年度から整備を始めた「ひびき」型音響測定艦であり、推進システム及び音響測定器材等の技術進歩に対応し、近代化された装備を搭載している。	0181
(101)	乙類(衛生器材)	1,055 (981)	488 (481)	382		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、各種治療・後送器材等の衛生器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の衛生器材を整備するものである。	0182
(102)	乙類(車両)	7,699 (7,201)	16,480 (16,367)	11,748		1	本事業のうち、装輪車両は、陸上を機動する主要な装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に人員、装備品等の輸送に使用されている。本事業においては、耐用年数の到来に伴う減耗等に対するとともに、所要の装輪車両を整備する。	0183
(103)	次期輸送機(C-2)の取得	87,789 (88,591)	87,804 (87,820)	12,209		1	自衛隊の任務達成に必要な航空輸送態勢を速やかに構築するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、航空輸送力を維持・向上しうよう、C-2を取得する。	0184
(104)	乙類(需品器材)	8,456 (8,320)	5,520 (5,237)	5,807		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、隊員が普段から身に着ける戦闘服や装具などの戦闘装着セットや野外活動等で使用する天幕類、野外炊具等の需品器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の需品器材を整備するものである。	0185
(105)	輸送ヘリコプター(MCH-101)の生産購入	0 (0)	0 (0)	1,022		1	平成15年度、掃海及び輸送に従事する航空機として調達を開始し、防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づき、所要の機数を整備している。	0186

(106)	ヘリコプター映像伝送装置の整備等	116 (114)	18 (18)	0	1	各種事態における映像収集能力を向上し、部隊等の即応性の向上に資するため、ヘリコプターから受信した映像を配信する配信装置の性能を維持するための定期点検・部品交換等、必要な保守・整備を行う。	0273
(107)	一般車両更新分	541 (458)	313 (282)	186	1	海上自衛隊が保有する車両を整備し、安全運行できる態勢を維持する。	0274
(108)	校内電子交換装置保守点検	3 (3)	2 (2)	2	1	防衛大学の校務運営において整備している校内電子交換装置(自動電話交換機)の機能維持及び障害等の事前防止のために必要な保守点検及び消耗部品を購入する。	0275
(109)	パシフィック・パートナーシップ	181 (1)	166 (6)	181	1	パシフィック・パートナーシップ(PP)は、米海軍を主体とする艦艇が地域内の各国を訪問して、医療活動、文化交流などを行い、その際に各国政府、軍、NGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図る活動である。平成19年から、海自の医官などを派遣して調査研究を行い、平成22年に初めて自衛隊の部隊等を派遣し、NGOとも協力しつつ事業を継続している。	0276
(110)	防衛用車両の更新	0 (0)	0 (0)	0	1	防衛大学の円滑な校務遂行のため人員・物品等の輸送に必要な車両の更新に要する経費。	0320
(111)	海洋観測艦(AGS)	0 (0)	0 (0)	185	1	海洋観測艦は、昭和58年度海洋観測艦「わかさ」の代替更新であり、推進システム及び海洋観測器材等の技術進歩に対応し、近代化された装備を搭載する計画である。	04-0009
(112)	哨戒艦	0 (0)	0 (0)	0	1	05中期では令和5年度に4隻、令和8年度に2隻の計画で整備着手するものである。1隻ごとに建造者を選定してきた従来艦と異なり、設計を共通化してコスト低減を図る。また、建造造船所の選定方法も、価格だけで決める競争入札はやめ、設計能力や建造能力、関連企業の管理能力、維持整備管理能力も含めて総合的に評価する企画提案方式を採用した。評価の結果、評価点の最も高かったジャパンマリナーユナイテッド(株)を主事業者、2番目に高かった三菱重工(株)を下請負者として決定した。	05-0011
施策の予算額・執行額		1,035,294 (999,707)	1,163,297 (1,128,979)	910,316		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-3大規模災害等への対応

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑩)

施策名	大規模災害等への対応
-----	------------

測定指標	目標	施策の進捗状況				
①各種災害に対して万全を期すための取組み						
輸送機(C-2)の配備(5機)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	5機				
	実績値	2機	-	2機	-	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)2機の取得経費(約453億円)を計上した。 ●令和元年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事(空輸貨物ターミナル等)に係る経費として約37億円を計上し、施設整備を実施している。 					
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)用のエンジン6式の取得経費(約220億円)を計上した。 ●令和2年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事(空輸貨物ターミナル等)に係る経費として約34億円を計上し、施設整備を実施している。 					
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●現有の輸送機(C-1)の減勢を踏まえ、航続距離や搭載重量等を向上し、大規模な展開に資する輸送機(C-2)2機を取得することとし、約446億円を計上。 ●令和3年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事に係る経費として約30億円を計上し、施設整備を実施している。 					
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度予算においては、入間基地の輸送機(C-2)取得のための施設整備工事に係る経費として約54億円を計上し、施設整備を実施している。 ●輸送機(C-2)等の機体構成品6式の一括調達として約18億円を計上した。 					
新多用途ヘリコプターの導入(34機)						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	34機				
	実績値	6機	-	20機	-	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●多用途ヘリコプター(UH-1J)の後継として、空中機動、航空輸送等を実施し、迅速に部隊を展開できる新多用途ヘリコプター(UH-2)の取得経費を計上した(6機:約110億円) 					
2年度	●実績なし。					
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●多用途ヘリコプター(UH-1J)の後継として、空中機動、航空輸送等を実施し、迅速に部隊を展開できる新多用途ヘリコプター(UH-2)の取得経費を計上した(20機:約357億円) 					
4年度	●実績なし。					
その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)						
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 ●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。 					

元年度 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な機体オーバーホールの品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。
2年度	<p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・EC-225LP及びAH-64D搭載通信電子機器の整備を実施した。 ・ティルト・ローター機(V-22)に搭載する衛星通信装置等を購入した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障又は定期修理時期に達した航空機用機器等の修理を実施した。 ・部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達した。 ・機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を調達した。 ・飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持した。 ・定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施した。 ・航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、航空機の可動率の維持・向上を図った。 ・U-36A/US-2型航空機の整備業務について民間に委託し、人的資源の有効活用を図った。 ・航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施した。 ・警戒監視能力及び自機防御能力並びに輸送能力等が向上した哨戒ヘリコプターを整備した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救難ヘリコプター(UH-60J)3機の取得経費(約156億円)を計上した。 ・空中給油・輸送機(KC-46A)4機の取得経費(約1052億円)を計上した。
3年度	<p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を20機契約した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SH-60K搭載電子機器整備用構成品の整備を実施した。 ・SH-60Kの補用エンジンを整備した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施得るようにするため、搭載武器等を着実に整備し能力を発揮し得るような態勢を維持・構築した。 <p>●航空自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救難ヘリコプター(UH-60J)5機の取得経費(約261億円)を計上した。
4年度	<p>●陸上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空器材等の欠品分の補充及び損耗分を取得した。 ・外注役務に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得した。 ・機体定期修理及びエンジンオーバーホールを実施した。 ・機能部品を再使用可能な状態とするための役務を実施した。 ・LR-2、EC-225PL及びTH-480Bの機体及びエンジンに係る技術管理活動を実施した。 ・航空機の改修等、部隊整備に必要な消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務を締結した。 ・航空機搭載用通信機器等の整備を実施した。 ・多用途ヘリコプター(UH-2)を6機取得した。 ・輸送ヘリコプター(CH-47JA)を3機取得した。 <p>●海上自衛隊においては、以下の項目を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の搭載通信機器整備用構成品及び搭載電子機器整備用構成品の整備を実施した。 ・航空機の機体定期修理、エンジンオーバーホール、航空機用機器のマイナーオーバーホールを実施した。 ・各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施得るようにするため、搭載武器等を着実に整備し能力を発揮し得るような態勢を維持・構築した。 ・SH-60Kの取得を継続した。 ・U-36、US-2の整備作業の一部について、民間整備会社に委託を実施した。 ・航空機の維持に必要な補用品の調達を推進した。

緊急患者の輸送、消火支援、自然災害、特殊災害(原子力災害)への対応

元年度	<p>●令和元年度における対応状況は以下のとおり。なお、同年に発生した8月の前線に伴う大雨(九州北部豪雨)に係る災害派遣においては、現地活動人員延べ約7,500人(後方活動も含めた人員延べ約32,000名)、艦艇延べ約30隻、航空機延べ約50機を、同年9月に発生した令和元年房総半島台風に係る災害派遣(台風第15号)では、現地活動人員延べ約54,000人(後方活動も含めた人員延べ約96,000名)、艦艇延べ約20隻、航空機延べ約20機を、同年10月に発生した令和元年東日本台風に係る災害派遣(台風第19号)では、現地活動人員延べ約84,000人(後方活動も含めた人員延べ約880,000名)、艦艇延べ約100隻、航空機延べ約1610機を、令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る災害派遣では、現地活動人員約延べ8,700人(後方活動も含めた人員延べ約20,000名)派遣し対応にあたった。また令和元年4月以降、12県18市町村における山林火災に係る災害派遣では、人員延べ約61,000名、車両延べ約520両、航空機延べ約180機を派遣し消火活動の対応にあたった。さらには、令和元年4月以降、4県8市町村における特定家畜伝染病(豚熱)に係る災害派遣では、人員延べ約11,100名、車両延約1690両を派遣し、豚の殺処分等の対応にあたった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急患輸送 365件 ・搜索救助 12件 ・消火活動 46件 ・風水害・震災への対応 7件 ・その他 19件
2年度	<p>●令和2年度における対応状況は以下のとおり。なお、同年に発生した令和2年7月豪雨に係る災害派遣においては、現地活動人員延べ約61,000人(後方活動も含めた人員延べ約350,000名)、艦艇延べ4隻、航空機延べ約270機、車両延べ約13,000両を派遣し、人命救助、道路啓開、生活支援等の対応にあたった。また令和2年3月から5月の間、新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る災害派遣においては、現地活動人員延べ約8,700人、車両延べ約1,500両を派遣し、検査支援、宿泊療養者に対する緊急支援、輸送支援等の対応にあたった。さらには、令和2年11月から令和3年2月の間、11県における鳥インフルエンザに係る災害派遣においては、人員延べ約34,000名、車両延べ約4,200両を派遣し、鳥の殺処分等の対応にあたった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急患輸送 349件 ・搜索救助 7件 ・消火活動 33件 ・風水害・震災への対応 11件 ・その他 131件
3年度	<p>●令和3年度における対応状況は以下のとおり。なお、同年に発生した令和3年7月1日からの大雨に係る災害派遣においては、現地活動人員延べ約11,000人(後方活動も含めた人員延べ約27,000名)、航空機延べ約30機、車両延べ約3,500両を派遣し、人命救助、道路啓開等の対応にあたった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急患輸送 315件 ・搜索救助 5件 ・消火活動 24件 ・風水害・震災への対応 9件 ・その他 30件
4年度	<p>●令和4年度における対応状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急患輸送 317件 ・搜索救助 7件 ・消火活動 16件 ・風水害・震災への対応 11件 ・その他 30件

地方公共団体との連携した訓練の実施、計画の策定を推進

元年度	<p>●令和元年度においては以下のとおり防災訓練を実施したほか、地方公共団体が主催する防災訓練に参加し、緊密な連携・協力的体制の強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊統合防災演習(JXR)(令和元年5月)の実施 ・離島統合防災訓練(RIDEX)(令和元年9月、沖縄)の実施 ・日米統合防災訓練(TREX)(令和2年2月)の実施 ・政府主催の各種防災訓練(令和元年9月防災の日総合防災訓練等)への参加
2年度	<p>●令和2年度においては以下のとおり防災訓練を実施したほか、地方公共団体が主催する防災訓練に参加し、緊密な連携・協力的体制の強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米共同統合防災訓練(TREX)(令和3年2月)の実施 ・政府主催の各種防災訓練(令和2年9月防災の日総合防災訓練等)への参加
3年度	<p>●令和3年度においては以下のとおり防災訓練を実施したほか、地方公共団体が主催する防災訓練に参加し、緊密な連携・協力的体制の強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊統合防災演習(JXR)(令和3年5月)の実施 ・離島統合防災訓練(RIDEX)(令和3年11月、沖縄)の実施 ・日米統合防災訓練(TREX)(令和4年2月)の実施 ・政府主催の各種防災訓練(令和3年9月防災の日総合防災訓練等)への参加

	4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては以下のとおり防災訓練を実施したほか、地方公共団体が主催する防災訓練に参加し、緊密な連携・協力度体制の強化に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊統合防災演習(JXR)(令和4年6月)の実施 ・離島統合防災訓練(RIDEX)及び日米共同統合防災訓練(TREX)(令和4年11月)の実施 ・政府主催の各種防災訓練(令和4年9月防災の日総合防災訓練等)への参加
	災害用ドローンなどを活用した対処態勢の強化	
	元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●台風第15号における家屋被害状況の確認や台風19号における災害廃棄物集積所の全景撮影等を実施。また、山梨県道志村行方不明者捜索(9月26日～28日)における行方不明者捜索等に活用。なお、令和元年度に186式(372機)を配備。
	2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●7月豪雨における被害状況の情報収集や行方不明者の捜索活動等を実施。また、北海道函館市恵山における行方不明者捜索(5月17日～18日)等に活用。なお、令和2年度に102式(102機)を新規調達。
	3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年7月1日からの大雨における人命救助活動に活用。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年8月3日からの大雨における被害情報収集(新潟県)に活用。 ●令和4年12月17日からの大雪における被害情報収集(新潟県)に活用。 ●令和4年12月22日からの大雪における被害情報収集(愛媛県)に活用。 ●山形県鶴岡市における土砂災害に係る災害派遣における行方不明者捜索(令和4年12月31日～令和5年1月2日)に活用。 	

担当部局名	整備計画局、統合幕僚監部、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--------------------	----------	--------

**我が国自身の防衛体制の強化
（防衛力を支える要素）**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-①)

施策名	訓練・演習の実施			担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部		
施策の概要	自衛隊の戦術技量の維持・向上等のため、必要に応じて、関係機関、地方公共団体や民間部門とも連携しながら、より実践的で効果的かつ計画的な訓練・演習を実施するとともに国内の演習場等や国外の良好な訓練環境の整備・活用を促進する。			政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素)		
達成すべき目標	①各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺の環境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを実施 ②各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化 ③国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用 ④国内の演習場等の整備・活用を促進し、効果的な訓練・演習を実施。併せて国外の良好な訓練環境の活用を促進			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月
測定指標	目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
① 関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施	国民保護を含め、各種事態のシミュレーション、自衛隊の統合訓練・演習や日米等の共同訓練・演習を効果的・計画的に実施			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 6 防衛力を支える要素 (1) 訓練・演習 各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺の環境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、北海道を始めとする国内の演習場等の整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行う。また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さらに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリア等の国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーター等を一層積極的に導入する。このほか、陸上自衛隊及び海上自衛隊による米海兵隊等と連携した訓練・演習の実施により、水陸両用作戦能力の更なる充実を図る。こうした国内外の訓練環境を活用した訓練・演習を有機的に連携させることにより、平素からの部隊の迅速かつ継続的な展開の実効性向上やプレゼンスの強化を図る。 各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化する。また、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。	
	関係機関との連携を強化						
② 良好な訓練環境の確保	国内の演習場等の整備・活用を促進し、効果的な訓練・演習を実施			令和5年度	別紙	各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化する。また、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。	
	国外の良好な訓練環境の活用を促進						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号	
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 部隊等における教育・訓練に要する経費	63,459 (61,452)	68,717 (67,199)	53,445		1 自衛隊の教育訓練機関において、個々の自衛官の能力を高めることや最適な教育訓練を実施するために必要な教材・資器材の購入や部外教育委託等の経費及び自衛隊の部隊において最適な練成訓練を実施するために必要な物品の購入や訓練実施に際し必要な役務等の経費である。	0277	
施策の予算額・執行額	63,459 (61,452)	68,717 (67,199)	53,445		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-6-(1)訓練・演習	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-①)

施策名		訓練・演習の実施
測定指標	目標	施策の進捗状況
①関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施		
国民保護を含め、各種事態のシミュレーション、自衛隊の統合訓練・演習や日米等の共同訓練・演習を効果的・計画的に実施		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊統合演習(実動演習)(11月)において、防衛、警備に係る自衛隊の統合運用について演練した。 ●日米共同統合演習(指揮所演習)(キーン・エッジ)(1月)において、我が国防衛のための日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練した。 ●陸上自衛隊は、日米共同方面隊指揮所演習(YS76、77)(7月、12月)を実施し、陸上自衛隊及び米陸上部隊がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における方面隊の指揮幕僚活動を演練した。 ●YS77においては、本演習に併せて、関係機関の参加を得た国民保護についての訓練も実施した。 ●海空自衛隊は、米空母や米戦闘機と共に、複数回にわたり目に見える形で共同訓練や編隊航法訓練を実施した。 ●国内における米海兵隊との実動訓練(フォレストライト)(12月、1月)(ノーザンヴァイパー)(1月～2月)を計画的に実施するとともに、同訓練においては沖縄の負担軽減に資するオスプレイ等の訓練移転を実施した。 ●災害対処能力の向上を図るため、自衛隊統合防災演習(5月)及び日米共同統合防災訓練(2月)を実施した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●日米共同統合演習(実演習)(キーン・ソード)(10月～11月)において、武力攻撃事態等における自衛隊の運用要領及び日米共同対処要領を演練した。 ●陸上自衛隊は、日米共同方面隊指揮所演習(YS79)(12月)を実施し、陸上自衛隊及び米陸上部隊がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における指揮幕僚活動を演練した。 ●海空自衛隊は、米空母や米戦闘機と共に、複数回にわたり目に見える形で共同訓練を実施した。 ●国内における米海兵隊との実動訓練(フォレストライト)(12月)を計画的に実施するとともに、同訓練においては沖縄の負担軽減に資するオスプレイ等の訓練移転を実施した。 ●災害対処能力の向上を図るため、日米共同統合防災訓練(2月)及び自衛隊統合防災演習(3月)を実施した。 ●国民保護に係る関係機関との情報共有要領及び調整要領の習熟を図るとともに、自衛隊の対処能力を向上させ、統合運用に関する部隊行動を習熟させるため、統合国民保護訓練を実施した。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊統合演習(実動演習)(11月)において、防衛、警備に係る自衛隊の統合運用について演練した。 ●日米共同統合演習(指揮所演習)(キーン・エッジ)(1月～2月)において、我が国防衛のための日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練した。 ●陸上自衛隊は、日米共同方面隊指揮所演習(YS81)(12月)を実施し、陸上自衛隊及び米陸上部隊がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における方面隊の指揮幕僚活動を演練した。 ●米陸軍とそれぞれの指揮系統に従い、共同作戦を通じ、相互連携要領を実行動により演練し、共同対処能力の向上を図る実動訓練を国内における米陸軍との実動訓練(OS)(6月)にて実施した。 ●国内における米海兵隊との実動訓練(レゾリユート・ドラゴン21)(12月)を計画的に実施するとともに、同訓練においては沖縄の負担軽減に資するオスプレイ等の訓練移転を実施した。 ●米軍や民間の輸送力も活用して作戦の準備段階における各種部隊の動きを演練・検証し、各種事態に対処するための運用の実効性の向上を図る陸上自衛隊演習(9月～11月)を実施した。 ●災害対処能力の向上を図るため、自衛隊統合防災演習(5月)及び日米共同統合防災訓練(2月)を実施した。 ●国民保護に係る関係機関との情報共有要領及び調整要領の習熟を図るとともに、自衛隊の対処能力を向上させ、統合運用に関する部隊行動を習熟させるため、統合国民保護訓練を実施した。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●日米共同統合演習(実動演習)(キーン・ソード)(11月)において、武力攻撃事態等における自衛隊の運用要領及び日米共同対処要領を演練した。 ●陸上自衛隊は、日米共同方面隊指揮所演習(YS83)(11月～12月)を実施し、陸上自衛隊及び米陸上部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における指揮幕僚活動を演練した。 ●陸上自衛隊及び米陸軍の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における相互連携要領を実行動により演練し、共同対処能力の向上を図る実動訓練を国内における米陸軍との実動訓練(OS22)(8月～9月)にて実施した。 ●国内における米海兵隊との実動訓練(RD22)(10月)を実施し、陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する際の相互連携要領を実行動により訓練した。
関係機関との連携を強化		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊は、警察と共同訓練(実動及び図上訓練)を32回実施した。 ●海上自衛隊は、海上保安庁と、不審船対処に係る共同訓練(3月)を実施した。 ●災害対処能力の向上を図るため、自衛隊統合防災演習(5月)を実施した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊は、警察と共同訓練(実動及び図上訓練)を22回実施した。 ●海上自衛隊は、海上保安庁と、不審船対処に係る共同訓練(3月)を実施した。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊は、警察と共同訓練(実動及び図上訓練)を9回実施した。 ●海上自衛隊は、海上保安庁と、不審船対処に係る共同訓練を4回を実施した。 ●災害対処能力の向上を図るため、自衛隊統合防災演習(5月)を実施した。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊は、警察と共同訓練(実動及び図上訓練)を38回実施した。 ●海上自衛隊は、海上保安庁と、不審船対処に係る共同訓練を3回実施した。

②良好な訓練環境の確保

国内の演習場等の整備・活用を促進し、効果的な訓練・演習を実施

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な訓練環境を創出すべく、陸上、海上及び航空自衛隊の現状の訓練における制限事項等の課題を整理し、改善の方向性について検討した。 ●「国内における米海兵隊との実動訓練(ノーザンヴァイパー)」においては、北海道の良好な訓練基盤を活用し諸職種協同の訓練及び実弾射撃を実施した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な訓練環境を創出すべく、陸上、海上及び航空自衛隊の現状の訓練における制限事項等の課題を整理し、改善の方向性について検討した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な訓練環境を創出すべく、陸上、海上及び航空自衛隊の現状の訓練における制限事項等の課題を整理し、改善の方向性について検討した。 ●北海道の良好な訓練環境を最大限に活用した「北海道訓練センター」を実施し、普通科連隊が戦車部隊及び野戦特科部隊等を含む実動対抗演習を実施した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な訓練環境を創出すべく、陸上、海上及び航空自衛隊の現状の訓練における制限事項等の課題を整理し、改善の方向性について検討した。 ●北海道の良好な訓練環境を最大限に活用した「北海道訓練センター」を実施し、普通科連隊が戦車部隊及び野戦特科部隊等を含む実動対抗演習を実施した。

国外の良好な訓練環境の活用を促進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●米国の広大な訓練環境を活用し、陸上自衛隊及び航空自衛隊の高射部隊による年次射撃訓練を実施した。 ●水陸両用作戦に係る能力向上のため、米国の良好な訓練環境を活用して、上陸から上陸後の戦闘に至る一連の行動を演練する「米国における米海兵隊との実動訓練(アイアンフィスト)」を実施した。また、豪州の広大な訓練施設を活用し、水陸両用作戦に係る演練を行う「豪州における米軍との実動訓練(タリスマン・セイバー)」を実施した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●米国の広大な訓練環境を活用し、航空自衛隊においてはグアム島を拠点に日米豪3か国共同訓練「コープノース21」を実施し、実弾を用いた空対地射撃訓練等を実施した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●米国の広大な訓練環境を活用し、陸上自衛隊及び航空自衛隊の高射部隊による年次射撃訓練を実施した。 ●水陸両用作戦に係る能力向上のため、米国の良好な訓練環境を活用して、上陸から上陸後の戦闘に至る一連の行動を演練する「米国における米海兵隊との実動訓練(アイアンフィスト)」を実施した。 ●豪州の広大な訓練施設を活用し、水陸両用作戦に係る演練を行う「豪州における米軍との実動訓練(タリスマン・セイバー)」を実施した。 ●航空自衛隊はグアム島を拠点に「コープノース」を実施し、米国の広大な訓練環境を活用し、日米豪3か国で実弾を用いた空対地射撃訓練等を実施した。 ●日米豪の陸軍種が豪州の広大な訓練環境を活用し陸上自衛隊の戦術技量の向上及び米豪軍との連携を強化を図る「豪州における米豪軍との実動訓練(サザン・ジャッカルー)」を実施した ●米空軍の実施する演習(レッド・フラッグ・アラスカ)に参加し、米国の広大な訓練環境を活用して、防空戦闘訓練等を実施した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●米国の広大な訓練環境を活用し、陸上自衛隊及び航空自衛隊の高射部隊による年次射撃訓練を実施した。 ●航空自衛隊はグアム島を拠点に「コープノース」を実施し、米国の広大な訓練環境を活用し、日米豪3か国で実弾を用いた空対地射撃訓練等を実施した。 ●日米豪の陸軍種が豪州の広大な訓練環境を活用し陸上自衛隊の戦術技量の向上及び米豪軍との連携の強化を図る「豪州における米豪軍との実動訓練(サザン・ジャッカルー)」を実施した。

担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑫)

施策名	衛生機能の強化		担当部局名	人事教育局	
施策の概要	自衛隊の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、衛生機能を強化する必要がある。このため、隊員の生命を最大限守れるよう、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢を強化する。その際、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における自衛隊の衛生機能の強化を重視する。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等により、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、自衛隊の部隊の衛生に係る人材確保のため、防衛医科大学校の運営改善を始めとする取組や、戦傷医療対処能力の向上を含む教育・研究を充実・強化する。このほか、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素	
達成すべき目標	自衛隊の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、衛生機能を強化	目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度		
①	自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化等	各種事態時の実効的な衛生機能を確保するための態勢等を整備	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 6 防衛力を支える要素 (2) 衛生 自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化を図る。</p> <p>各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化として、速やかに医療拠点を展開し患者の症状を安定化させるためのダメージコントロール手術を行う機能及び後送中の患者を管理する機能の充実を図る。その際、患者情報について第一線から最終後送先まで共有するシステムを整備する。また、衛生資材の相互運用性を考慮して共通化等を図るとともに、必要な衛生資材の備蓄を図る。さらに、患者搬送を安全に実施するため、装甲化した救急車の導入に向け、必要な措置を講ずる。こうした整備に当たっては、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における衛生機能の強化を重視する。</p> <p>平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等をより一層推進し、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、防衛医科大学校の運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めるとともに、医官の臨床経験を充実させ、医官の充足向上を図りつつ、医師である予備自衛官の任用を推進する。加えて、戦傷医療対処能力を向上させるために必要な各自衛隊共通の衛生教育訓練基盤等の整備や、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。</p>
		実効的な衛生機能を下支える教育基盤の整備			
		医官の低充足の改善と医官等の要員養成の充実・強化			
		自衛隊衛生の将来体制の検討・整理			

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 医療備品、衛生器材等の整備	11,828 (9,719)	7,550 (6,686)	4,908			上記の目的を達成するために、隊員及び家族(一部の病院においては地域住民)に対し、衛生部隊及び自衛隊病院等において医療を実施するとともに、有事における隊員等の診療及び戦力維持のための健康管理、医官等の診療に従事する衛生職の養成及び専門技術に関する訓練等の様々な目的に必要な医療備品、衛生器材等を整備する事業である。	0278
(2) 医療施行費	13,396 (12,846)	27,527 (25,545)	17,121			自衛隊衛生は、平素からの隊員等への健康管理(健康診断、診療等)に加え、東日本大震災・熊本地震等の国内の災害派遣、南スーダン等の国際平和協力業務、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動等のような国内外における自衛隊の任務を円滑かつ効率的・効果的に遂行できるよう、衛生部隊及び自衛隊病院等において必要な医療を提供することを目的としている。	0279
(3) 防衛医科大学校における教育訓練に要する経費	2,147 (2,067)	2,205 (2,190)	2,732			防衛医科大学校における教育訓練を実施するために必要な教材の購入、部外役員等である。	0280
(4) 診療委託費	12,782 (12,782)	13,762 (13,763)	15,110			自衛官等の傷病については、自衛隊の任務の特性から、公務上、公務外の別を問わず国の管理下に置くこととし、その療養は国が直接行うこととしている。これらの療養の給付のうち、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合(私傷病)に、その診療を部外医療機関に療養の給付を受けた場合の療養費、診療報酬の審査支払手数料、高額療養費及び一部負担金等の払戻金(附加給付等)を国が支払うための事業である。なお、自衛官等が自衛隊病院等以外の部外医療機関において、療養の給付を受けた場合は、3割は自己負担、7割は療養の給付として国の負担となっている。	0281

(5)	マイナンバーカードの自衛官診療証化に関する経費	0 (0)	0 (0)	422		自衛官等の傷病については、自衛隊の任務の特性から、公務上、公務外の別を問わず国の管理下に置くこととし、その療養は国が直接行うこととしている。 これらの療養の給付のうち、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合(私傷病)に、その診療を部外医療機関において療養の給付を受けた場合の療養費、診療報酬の審査支払手数料、高額療養費及び一部負担金等の払戻金(附加給付等)を国が支払うこととなっているが、自衛官が医療機関を受診した際に使用する自衛官診療証はマイナンバーカードに対応していないため、各共済組合同様にマイナンバーカードでの受診を可能にするるとともにマイナンバーカードの利活用を促進するもの。	04-0014
(6)	戦傷医療に関する情報の電子化に関する経費	0 (0)	0 (0)	0		自衛隊員の戦傷医療に関する衛生情報の電子化により、有事の際の救護に必要な隊員の医療情報(血液型等)を隊員の治療にあたる医官等が速やかに確認できる態勢を整えることで、輸血等戦傷医療の際求められる医療行為について迅速な対応を可能とし、救命率の向上を図ることを目的とする。また、本事業で電子化する情報は隊員の身体歴をベースとすることとしており、現在各自衛隊で管理要領が異なっている隊員の身体歴情報を電子化、共通化することで隊員の健康管理の効率化を図ることができる。 本事業は戦傷医療に関する衛生情報の電子化に向けて「衛生情報管理ツール(仮称)」の整備に必要な調査研究を行うものである。	05-0023
施策の予算額・執行額		40,153 (37,414)	51,044 (48,184)	40,292		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-6-(2)衛生

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑫)

施策名	衛生機能の強化	
測定指標	目標	施策の進捗状況
①自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化等 各種事態時の実効的な衛生機能を確保するための態勢等を整備。		
	元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●南西地域における第一線から最終後送先までの衛生体制構築に関する検討を実施した。 ●国際感染症患者搬送に係る運用構想の具体化を図るため、各種要領の精緻化を行った。また、高機能型アイソレーターが納入された。 ●自衛隊病院の拠点化・高機能化を図るため、入間病院(仮称)にあつては本体工事(第Ⅱ期)を、横須賀病院にあつては建替のための基本検討を開始し、各病院の整備を着実に実施した。 ●令和2年度予算において、入間病院(仮称)建設のための本体工事(第Ⅲ期)として約52億円、横須賀病院建替のための基本設計として約1.1億円、福岡病院建替のための土壌汚染調査として約0.1億円を計上した。また、平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織機能強化を図った。
	2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度予算において、入間病院(仮称)建設のための教育棟本体工事(第Ⅱ期)及び外構工事等の建設に必要な経費として約3億円を要求したが2年度に前倒しで実施。 ●福岡病院の建替のための建替予定地への通信動線を確保するための通信線の整備工事に必要な経費として約0.3億円、横須賀病院の建替に向けて、建替予定地の敷地測量及び地盤調査に必要な経費として約0.1億円を計上。
	3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊病院の拠点化・高機能化を図るため、横須賀病院にあつては建替のための詳細設計を、福岡病院にあつては本体工事に伴う準備工事を開始し、入間病院にあつては令和4年3月開設し、各病院の整備を着実に実施した。 ●令和4年度予算において、横須賀病院建替のため経費として約2.3億円、福岡病院建替のための経費として約0.2億円を計上。
	4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度予算において、横須賀病院建替のための本体工事に伴う準備工事の経費として約94.4億円、福岡病院建替のための土木工事等の経費として約2.5億円を計上。 ●南西地域対処を念頭に置いた際、沖縄の医療拠点である那覇病院の機能強化が必要なため、那覇病院について老朽化施設の建て替えに併せ、一般患者の受入(オープン化)、診療科の増設、施設の一部の地下化などの能力向上を図る。そのため、令和5年度要求において、那覇病院建て替えのための基本検討として約1.2億円を計上。 ●戦傷医療において重要な血液製剤を自律的に確保・備蓄するための検討を実施。令和5年度要求において、血液製剤の製造に必要な機材等の調達として約0.9億円を計上。
実効的な衛生機能を下支えする教育基盤の整備。		
	元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊衛生学校に加え自衛隊横須賀病院も、第一線救護衛生員の教育訓練を開始した。 ●戦傷医療対処能力(患者後送含む)の維持・向上に繋がる教育訓練等及び各自衛隊共通の養成課程の一元化等、検討を実施した。
	2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊衛生学校に加え自衛隊横須賀病院も、第一線救護衛生員の教育訓練を実施した。 ●戦傷医療対処能力(患者後送含む)の維持・向上に繋がる教育訓練等及び各自衛隊共通の養成課程の一元化等、引き続き検討を実施した。
	3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊衛生学校及び自衛隊横須賀病院において、第一線救護衛生員の教育訓練を継続的に実施した。 ●戦傷医療対処能力(患者後送含む)の維持・向上に繋がる教育訓練等(防医大、米国留学、国内外研修及び実機を用いた機上医療訓練等)を継続的に実施した。
	4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上自衛隊衛生学校及び自衛隊横須賀病院において、第一線救護衛生員の教育訓練を継続的に実施した。 ●令和5年2月から自衛隊入間病院において、第一線救護衛生員の教育訓練を開始。 ●戦傷医療対処能力(患者後送含む)の維持・向上に繋がる教育訓練等(防医大、米国留学、国内外研修及び実機を用いた機上医療訓練等)を継続的に実施した。 ●戦傷者の航空後送間救護能力の強化を図るため、令和5年度要求において、航空機内特有の状況下での訓練を行う航空医療搬送訓練装置の調達として約2.2億円を計上。

医官の低充足の改善と医官等の要員養成の充実・強化

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●兼業先の拡充や通修制度の日数制限の撤廃といった研修・診療機会の拡充施策の利用を促進するために、防衛医科大学校病院で研修する医官や防衛医科大学校学生に対して教育を累次行なった。 ●防衛医科大学校病院として7対1看護体制の導入に向けて、看護師の定員増、フルタイム非常勤の活用等による体制整備を行った。 ●看護官研修の充実を図るため、外傷患者等に対する救急初期対応能力等の向上を図る救急等看護技術研修に必要な基盤の整備を行った。 ●医官等の研修機会の拡大等を図るため、防衛医科大学校においてアナトミー・ラボの運用が開始された。 ●防衛医科大学校における研究機能の強化を図るため、令和2年度予算において防衛医学先端研究の研究分野・課題を4分野6課題から6分野11課題へ拡充した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛医科大学校病院の運営基盤を改善するため、一般病棟の看護体制を10対1から7対1に移行(令和2年9月)し、医療及び医療安全の質の向上を図った。 ●外傷患者等に対する救急初期対応能力及び術前術後・集中管理能力の向上を図るため、防衛医科大学校の看護学科卒業後(3年目)の看護官の救急等看護技術研修を実施した。 ●防衛医科大学校内に整備した臨床技能教育研修施設(アニマル・ラボ、シミュレーション・ラボ、アナトミー・ラボ)を活用し、自衛隊医官等の研修機会の拡大及び医療従事者の手技の技能維持・向上に寄与した。 ●令和2年度より拡充した防衛医学先端研究を着実かつ積極的に進め、防衛医学に係る研究力の強化の一層の推進を図るとともに、得られた研究成果を部隊運用等に繋げていくための活動を行った。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症患者受入れ体制の充実強化を図るために看護師を増員させ、感染症対応における知見の蓄積等により、感染症対応の専門的知見を有する看護師の養成に寄与した。また、感染症病床を運営するための看護師を確保することで、感染症以外の臨床例も安定的に確保でき、優れた医官・看護官の養成のための充実した質の高い医療を提供することが可能となった。 ●外傷患者等に対する救急初期対応能力及び術前術後・集中管理能力の向上を図るため、防衛医科大学校の看護学科卒業後の看護官の救急等看護技術研修を実施した。 ●防衛医科大学校内に整備した臨床技能教育研修施設を活用し、自衛隊医官等の研修機会の拡大及び医療従事者の手技の技能維持・向上に寄与した。 ●医官の研修・診療機会の確保に資する施策(兼業先拡充、通修制度改正等)の推進や防衛医科大学校の学生及び医官等に対する研修・診療機会の確保のための通修・兼業制度利用に関する普及教育の実施により、医官の充足率が向上(平成31年度末:87.7%、令和2年度末:89.8%)
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症患者受入れ体制の充実強化を図るために看護師を増員させ、感染症対応における知見の蓄積等により、感染症対応の専門的知見を有する看護師の養成に寄与した。また、感染症病床を運営するための看護師を確保することで、感染症以外の臨床例も安定的に確保でき、優れた医官・看護官の養成のための充実した質の高い医療を提供することが可能となった。 ●外傷患者等に対する救急初期対応能力及び術前術後・集中管理能力の向上を図るため、防衛医科大学校の看護学科卒業後の看護官の救急等看護技術研修を実施した。 ●防衛医科大学校内に整備した臨床技能教育研修施設を活用し、自衛隊医官等の研修機会の拡大及び医療従事者の手技の技能維持・向上に寄与した。 ●医官自身のキャリア形成支援やこれから自衛隊の医官を目指す学生等及び防衛医科大学校の学生にも医官の働き方の理解が得られるよう事例集を作成した。

自衛隊衛生の将来体制の検討・整理

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生の将来体制の検討の資とするため、諸外国の衛生関係者との意見交換を実施した。 ●令和2年度予算において、衛生機能の諸課題の解決に向けた諸外国の取組・体制整備等に関する調査経費として、約3千6百万円を計上した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生機能の諸課題の解決に向けた諸外国の取組・体制整備等に関する調査研究を実施した。
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生の将来体制の検討の資とするため、諸外国の衛生関係者との意見交換を実施した。
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生の将来体制の検討の資とするため、諸外国の衛生関係者との意見交換を実施した。

担当部局名	人事教育局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑬)

施策名	地域コミュニティとの連携	担当部局名	地方協力局		
<p>施策の概要</p> <p>一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。</p> <p>このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。</p> <p>また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。</p>		政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素)		
達成すべき目標	防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることの重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図る。	目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】</p> <p>大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】</p> <p>大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度		
①	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>6 防衛力を支える要素</p> <p>(3) 地域コミュニティとの連携</p> <p>地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。</p>

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビユー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)				
(1) 移転措置事業	5,374 (4,902)	4,797 (4,415)	5,143			自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域等の指定の際現に所在する建物等の所有者が、同区域外に移転を希望する場合に、建物等の移転補償や土地の買入れを行う事業である。また、移転を希望する住民がまとめて同一の地区へ移転し、その移転希望地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して10/10の割合で助成を行うものである。	0282
(2) 民生安定助成事業	34,260 (33,676)	35,631 (33,701)	35,453			自衛隊等の行為によって発生する障害は、その周辺地域の生活に影響を及ぼすものであり、これを周辺住民にのみ受忍させることは不公平であることから、その障害に対して対策を講じ、防衛施設と周辺地域との調和を保つためには、障害そのものを防止・軽減するだけではなく、生活環境そのものを全体的に向上・発展させていく施策も必要である。そのため、防衛省として、最も周辺地域の事情に詳しい地方自治体が、生活環境の向上・発展に必要な施設(民生安定施設)を整備する場合に、その助成を行うことで地元の理解と協力を得てきている。具体的には、コミュニティ供用施設などの集会所やごみ処理施設等の生活環境施設、周辺の農林漁業者の事業経営の安定に寄与する施設に対する助成を行っている。また、事務手続きについては、地方自治体から具体的な施設整備の申請が行われた後、防衛省において、防衛施設とその地域の間どのような障害があるかなどの内容の審査を経て、その整備費用の一部を補助している。なお、上記施設の整備については、補助率5/10~10/10・定額等により助成を行うものである。その他、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力料金等について助成を行う空調機器稼働費がある。	0283

(3)	緑地整備事業等	1,038 (880)	867 (706)	825		<p>【緑地整備】 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第6条の規定に基づき、移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するように、国自ら緑地帯その他の緩衝地帯として整備するものである。 飛行場等からの被害(騒音、煤塵、危機感等)の緩和のほか、周辺環境の改善等に資するものとして、周辺財産等の植栽工事を実施している。 また、植栽した緑地帯等の整備目的及び機能を十分に発揮させるための維持・管理として、樹木の育成過程に応じて、施肥、薬剤散布、剪定その他の無償管理工事を実施している。</p> <p>【周辺補償】 駐留軍及び自衛隊による航空機の頻繁な離陸及び着陸等により、従来適法に農林漁業等の事業を営んでいたものがその事業の経営上損失を受けた場合、国がその損失を補償するものである。</p>	0284
(4)	騒音防止事業(住宅防音)	59,086 (57,464)	56,171 (54,166)	58,934		<p>自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響等に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象に、自衛隊等の航空機の音響等に起因する障害を防止又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対し、助成を行うものである。</p> <p>なお、補助率10/10により防音工事、補助率9/10(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等である場合は10/10)により空気調和機器機能復旧工事、補助率10/10により防音建具機能復旧工事についてそれぞれ助成を行うものである。</p>	0285
(5)	借料	130,067 (129,653)	130,845 (130,406)	131,908		<p>防衛施設の安定的な使用の確保のため、土地所有者の理解と協力を得て土地を借り上げることが必要不可欠である。このため、土地所有者と賃貸借契約を締結し、適正に算定した賃借料を支払って借り上げているものである。</p> <p>なお、本省が行う借料の算定に当たっては、防衛施設周辺の地価動向及び開発状況を勘案の上、公示地及び基準値等の客観的データを基に、算定基準に基づき借料の基本となる土地の評価額を算定している。</p>	0286
(6)	補償経費等	10,509 (9,185)	12,034 (11,064)	14,869		<p>【漁業補償】 駐留軍又は自衛隊が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴う漁業者が被った漁業経営上の損失を補償するものである。 他方、法律による漁業補償については、漁船の操業制限等の開始時点の者を対象としているが、その後漁業を営み始めた者は同様に損失を被っているにもかかわらず補償対象者とならないことを踏まえ、これらの者を救済するため、一定の要件に該当する者に対し、漁業見舞金を支給している。</p> <p>【買取(不動産購入)】 駐留軍に施設・区域として提供する民有土地等の所有者及び現に提供している施設・区域で、賃貸借契約を締結し駐留軍の用に供している民有土地等の所有者と不動産売買契約を締結して用地を取得し、土地代金を支払って補償している。なお、買取に当たっては、正常な取引価格を基に、算定基準に基づき買取の基本となる評価額を算定している。</p> <p>【財産管理(周辺財産の除草工事)】 周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅及び農地への種子の飛散による環境の悪化並びに枯草による火災の発生につき、未然防止等適正な除草工事を行っている。</p> <p>上記のほか、防衛施設の安定的な使用の確保を図るため損失補償等を実施。</p>	0287
(7)	障害防止事業	11,154 (11,044)	10,897 (10,380)	13,021		<p>自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成を行うものである。</p> <p>なお、原則補助率10/10により、河川改修(洪水対策)、砂防施設(土砂流出対策)、ため池(用水対策)等の工事について助成を行うものである。</p>	0288
(8)	騒音防止事業(一般防音)	12,225 (10,707)	11,678 (9,500)	9,106		<p>自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(以下「環境整備法第3条第2項」という。)に準ずる措置として、学校等の防音工事を実施した施設を対象に、当該工事で設置した空気調和設備を稼働させることにより超過負担となる電気料金等の一部を補助している。</p> <p>【補助率】 ① 一般防音 (本土) 学校等 5.5/10~10/10、病院等 5/10~10/10 (沖縄) 学校等 7.5/10~10/10、病院等 5/10~10/10 ② 防音関連維持費 (本土) 電力量料金5.5/10、基本料金 2/3 (沖縄) 電力量料金 9/10、基本料金 10/10</p> <p>なお、「① 一般防音」の補助率は、対象施設の工事種別、工事方法により異なる。</p>	0289
(9)	道路改修等事業	7,390 (6,915)	6,837 (6,632)	6,751		<p>自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用により生ずる障害を防止し、又は軽減するために道路改修に必要な工事に対して助成を行うものである(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条(以下、「法第3条」という))。</p> <p>防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対して助成を行うものである(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条(以下、「法第8条」という))。</p> <p>なお、補助率6/10~10/10の範囲内において、道路の改良・舗装・舗装補修に対して助成を行うものである。</p>	0290
(10)	防衛施設周辺整備統合事業	872 (753)	954 (893)	685		<p>自衛隊等の行為により生ずる障害の防止又は軽減及び防衛施設の設置又は運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業及び民生安定助成事業等を対象に複数の事業を統合して助成を行う事業である。</p> <p>なお、補助率5/10~10/10(定額等)により、障害防止事業(河川改修等)、民生安定助成事業(消防施設、公園等)、道路改修等事業(道路改良、舗装、舗装補修)に対して助成を行うのである。</p>	0291
(11)	大規模広報施設	313 (293)	266 (270)	267		<p>大規模広報施設は、防衛省・自衛隊に関する国民の認識と理解を深め、我が国の防衛に関する正確な知識を広く普及することを目的として、装備品の展示や迫力のある映像などを直接見て、触れて、体感できる施設である。これらの施設を活用することで防衛省・自衛隊を身近に感じ、より一層の関心を持つことが期待されている。</p>	0292
(12)	行事広報	333 (219)	298 (246)	230		<p>災害支援活動においては、音楽隊が慰問演奏会を実施することで、被災者の心を癒し、激励するなどの活動も実施している。こうした活動も含め、防衛省・自衛隊の各種行事を実施することにより、国民一般に自衛隊の実状を紹介し、理解を深めるとともに親近感の醸成を図る。</p>	0293
(13)	印刷物広報	122 (119)	111 (113)	114		<p>災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。</p> <p>このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。</p>	0294
(14)	視聴覚広報	61 (44)	58 (38)	57		<p>災害支援活動及び海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。</p> <p>このための広報活動としては様々な手段を適切に組み合わせて実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動は若年層を中心に高い効果が期待できるため、防衛政策をわかりやすく説明した映像などを作製し発信している。</p>	0295

(15)	広報体制の整備	245 (281)	268 (227)	248		防衛省・自衛隊では、災害支援活動及び防衛政策など自衛隊の様々な活動について、国民一般に認識していただき理解を深めるための防衛施策等に関する各種広報活動(防衛シンポジウム、防衛モニター、ホームページによる情報提供など)を実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている。	0296
(16)	特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,196 (37,168)	35,041 (35,011)	37,404		<p>①ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:昭和49年度 事業終了年度:終了予定なし)</p> <p>②駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成19年度 事業終了年度:令和13年度)</p> <p>③駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成27年度 事業終了年度:令和9年度)</p> <p>④訓練移転等による航空機騒音等の周辺住民への影響が継続する再編関連特定周辺市町村のうち、再編交付金の交付が終了しており、訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力をを行っていると思われるものに対し、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成29年度 事業終了年度:令和8年度)</p> <p>⑤米空母艦載機部隊の活動等の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的に、同部隊による活動等が住民の生活の安定に及ぼす影響を考慮することが必要と認められる防衛施設の周辺の市町村が行う住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てさせるため周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等に応じて、交付金の交付限度額を決定。 周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:令和4年度 事業終了年度:令和18年度)</p>	0297
(17)	特別研究に伴う調査委託費	0 (0)	0 (0)	0		急速に厳しさを増す安全保障環境の中、これまで実施していなかった場所での新たな訓練や施設整備、新規装備品の配備や一時展開など、訓練の拡大や多様化に伴い、地元への負担が増加しているところがあるが、地元からの理解と協力を得て各事業を円滑に進める観点から、地元のきめ細やかなニーズやトレンドを把握することがより一層求められているため、現在の地域社会との調和施策の有用なツールとするための調査を実施する。	05-0024
施策の予算額・執行額		310,245 (303,303)	306,753 (297,768)	315,015		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-6-(3)地域コミュニティとの連携	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-13)

施策名		地域コミュニティとの連携
測定指標	目標	施策の進捗状況
	①防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	
	防衛施設周辺対策事業の推進	
元年度		<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約62億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約331億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約74億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約5億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約218億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約8億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約40億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約108億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約521億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,284億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約54億円)
2年度		<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約110億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約336億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約69億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約8億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約226億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約9億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約49億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約107億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約575億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,293億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約51億円)

3 年 度	<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約104億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約337億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約66億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約9億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約227億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約95億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約542億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約44億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,302億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約7億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約122億円)
4 年 度	<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約125億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、まちづくり支援事業といった地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約317億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、消防活動や救助といった地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約65億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、道路改修や公園整備といった地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約7億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公民館の整備といった公共用の施設の整備や医療費の助成といった事業に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約227億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約96億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約556億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際、現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約46億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,316億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約7億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約124億円)
防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等	
元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。 ●令和元年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、防衛問題セミナーを各地域で計16回、地域のオピニオンリーダー等を対象とした少人数規模のミニセミナーを計4回実施し、日米交流事業を計8回実施した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。

2 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和2年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計1回、日米交流事業を計1回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。</p>
3 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和3年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、少人数規模のミニセミナーを1回実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計7回、日米交流事業を計2回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。</p>
4 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の政策等各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和4年度においては、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の説明を574箇所(都道府県、防衛施設所在市町村及びその他の特定防衛施設関連市町村等)、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計14回(うち6回はオンライン)、地域のオピニオンリーダーを対象とした少人数規模のミニセミナーを3回実施した。特に防衛問題セミナーでは、令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」について広く周知を図る観点から、年度内の開催を調整し実施した。また、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じつつ、対面での日米交流事業の実施を追求し計11回(うち1回はオンライン)実施した。そのほか各米軍基地による地域交流活動や地方防衛局の各種取り組みなどを各地方防衛局の広報誌やTwitter等で適宜紹介した。</p>

担当部局名	地方協力局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑭)

施策名	知的基盤の強化			担当部局名	防衛政策局、人事教育局		
施策の概要	安全保障・危機管理に対する国民の理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛省・自衛隊において、防衛研究所による研究と政策支援を高い水準で両立させるため、政策部門との間の連携を促進するとともに、防衛研究所を中心とする研究体制を一層強化する。その際、政府内の他の研究教育機関や国内外における優れた大学、シンクタンク等との教育・研究に係る組織的な連携を推進する。			政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素		
達成すべき目標	①安全保障・危機管理に対する国民の理解の促進 ②防衛研究所を中心とする研究体制の強化			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期 令和5年8月	
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
① 国民の安全保障教育の推進	教育機関等への講師派遣			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 6 防衛力を支える要素 (4) 知的基盤 国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣や公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するため、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。さらに、高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果等を政策立案部門等に適時・適切に提供することによって政策立案に寄与することを図る。	
	公開シンポジウムの開催						
情報発信の強化							
② 防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制の強化	国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携の拡充						
	研究成果等の提供等による政策立案への寄与						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和4年 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	3年度	4年度 (※1)	5年度 (※2)			
(1) 大規模広報施設	313 (293)	266 (270)	267			大規模広報施設は、防衛省・自衛隊に関する国民の認識と理解を深め、我が国の防衛に関する正確な知識を広く普及することを目的として、装備品の展示や迫力のある映像などを直接見て、触れて、体感できる施設である。これらの施設を活用することで防衛省・自衛隊を身近に感じ、より一層の関心を持つことが期待されている。	0292
(2) 行事広報	333 (219)	298 (246)	230			災害支援活動においては、音楽隊が慰問演奏会を実施することで、被災者の心を癒し、激励するなどの活動も実施している。こうした活動も含め、防衛省・自衛隊の各種行事を実施することにより、国民一般に自衛隊の実状を紹介し、理解を深めるとともに親近感の醸成を図る。	0293
(3) 印刷物広報	122 (119)	111 (113)	114			災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精鋭性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただく必要がある。このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。	0294
(4) 視聴覚広報	61 (44)	58 (38)	57			災害支援活動及び海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精鋭性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただく必要がある。このための広報活動としては様々な手段を適切に組み合わせることで実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動は若年層を中心に高い効果が期待できるため、防衛政策をわかりやすく説明した映像などを作製し発信している。	0295
(5) 広報体制の整備	245 (281)	268 (227)	248			防衛省・自衛隊では、災害支援活動及び防衛政策など自衛隊の様々な活動について、国民一般に認識していただき理解を深めるための防衛施策等に関する各種広報活動(防衛シンポジウム、防衛モニター、ホームページによる情報提供など)を実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている。	0296
(6) 防衛研究所における教育に要する経費	252 (174)	277 (204)	296			上記目的を達成するため、課程教育の実施、教官による教育・調査研究活動、国内外の資料収集等を実施している。また、知的基盤強化のため、防衛省自衛隊の高級幹部を対象に、政策プロフェッショナルの養成を目的とする政策研究大学院大学との連携プログラムを行っている。	0298
施策の予算額・執行額	1,326 (1,130)	1,278 (1,098)	1,212		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-6-(4) 知的基盤	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑭)

施策名		知的基盤の強化
測定指標	目標	施策の進捗状況
①国民の安全保障教育の推進		
教育機関等への講師派遣		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省の各機関が実施する防衛セミナー等において講師を派遣 ●大学において非常勤講師として講義を実施 ●学会、団体等が実施する研究会等において講師を派遣
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省の各機関が実施するシンポジウム等において講師を派遣 ●大学において非常勤講師として講義を実施 ●学会、団体等が実施する研究会等において講師を派遣
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省の各機関が実施する防衛セミナー等において講師を派遣 ●大学において非常勤講師として講義を実施 ●学会、団体等が実施する研究会等において講師を派遣
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省の各機関が実施する防衛セミナー等において講師を派遣 ●大学において非常勤講師として講義を実施 ●学会、団体等が実施する研究会等において講師を派遣
公開シンポジウムの開催		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防研主催により、一般公開の国際会議を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障国際シンポジウム:「一帯一路構想と国際秩序の行方」 ・戦争史研究国際フォーラム:「紛争の想定外の拡大」 ・ASEANワークショップ:「米中対立とASEAN」
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防研主催により、国際会議を実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため関係者に限定しオンライン形式で実施) <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障国際コキアム:「東アジアの核・ミサイル問題と日本の対応」 ・戦争史研究国際フォーラム:「近代東アジアの安全保障環境」 ・ASEANワークショップ:「変化する国際環境とASEAN諸国の対応」
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防研主催により、国際会議を実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため関係者に限定しオンライン形式で実施) <ul style="list-style-type: none"> ・戦争史研究国際フォーラム:「歴史としての湾岸戦争」 ・ASEANワークショップ:「ASEANの将来像」 ・安全保障国際シンポジウム:「技術革新と安全保障-東アジアの戦略環境に及ぼす影響-」
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●防研主催により、国際会議を実施(新型コロナウイルス感染拡大防止のため関係者に限定しオンライン形式で実施) <ul style="list-style-type: none"> ・戦争史研究国際フォーラム:「戦争と情報の歴史的考察」 ・安全保障国際シンポジウム:「大国間競争の新常態-米中露関係とインド太平洋地域-」 ・ASEANワークショップ:「大国間競争が東南アジア地域にもたらす影響」 ・政策シミュレーション国際会議:「コネクションズ・ジャパン2022」
情報発信の強化		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物等を通じ、防研研究者による論文を発信すると共に防研HPへ掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア戦略概観2019」(日・英語):東アジア地域の戦略情勢等に関して執筆 ・「中国安全保障レポート2020」(日・英・中国語):中国の安全保障課題を中長期的視点から分析 ・「防衛研究所紀要」:主に現代の安全保障課題についての論文集 ・「戦史研究年報」:戦争史に関する論文集 ・「フリーフィンギング・メモ」(日・英語):そのときどきの安全保障課題について分析 ・「NIDSコメンタリー」(日・英語):安全保障情勢等に関する解説を執筆 ●防衛研究所専用のツイッターアカウントを開設(令和2年1月)し、タイムリーな情報発信を実施

2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物等を通じ、防研研究者による論文を発信すると共に防研HPへ掲載 ・「東アジア戦略概観2020」(日・英語)、「東アジア戦略概観2021」(日)：東アジア地域の戦略情勢等に関して執筆 ・「中国安全保障レポート2021」(日・英・中国語)：中国の安全保障課題を中長期的視点から分析 ・「安全保障戦略研究」：日本の安全保障に関する学術研究の発展及び国民への知識の普及に寄与することを目的とした学術雑誌を刊行。部外からも原稿を募集。 ・「戦史研究年報」：戦争史に関する論文集 ・「湾岸戦争史」：湾岸戦争に関する調査研究 ・「フリーフィンク・メモ」(日・英語)：そのとぎどきの安全保障課題について分析 ・「NIDSコメンタリー」(日・英語)：安全保障情勢等に関する解説を執筆 ●防衛研究所専用のツイッターアカウントにて、HP更新情報の発信を実施
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物等を通じ、防研研究者による論文を発信すると共に防研HPへ掲載 ・「東アジア戦略概観2021」(英語)：東アジア地域の戦略情勢等に関して執筆 ・「中国安全保障レポート2022」(日・英・中国語)：中国の安全保障課題を中長期的視点から分析 ・「安全保障戦略研究」：日本の安全保障に関する学術研究の発展及び国民への知識の普及に寄与することを目的とした学術雑誌を刊行。部外からも原稿を募集 ・「戦史研究年報」：戦争史に関する論文集 ・「フリーフィンク・メモ」(日・英語)：そのとぎどきの安全保障課題について分析 ・「NIDSコメンタリー」(日・英語)：安全保障情勢等に関する解説を執筆 ●防衛研究所専用のツイッターアカウントにて、HP更新情報の発信及び防衛研究所公式Youtubeチャンネルを開設(令和4年2月)し、動画により情報発信を実施 ・Youtubeチャンネルの開設、防衛研究所の紹介動画他4件をアップ ・防衛研究所のホームページに座談会の動画をアップ ・防衛研究所専用のツイッターアカウントにて、HP更新情報等の発信を実施
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物等を通じ、防研研究者による論文を発信すると共に防研HPへ掲載 ・「東アジア戦略概観2022」(日・英語)：東アジア地域の戦略情勢等に関して執筆 ・「NIDSパースペクティブ1 大国間競争の新常態」(日本語)：地域・政策領域を横断した世界の戦略トレンドを分析 ・「中国安全保障レポート2023」(日・英・中国語)：中国の安全保障課題を中長期的視点から分析 ・「安全保障戦略研究」：日本の安全保障に関する学術研究の発展及び国民への知識の普及に寄与することを目的とした学術雑誌を刊行。部外からも原稿を募集 ・「戦史研究年報」：戦争史に関する論文集 ・「NIDSコメンタリー」(日・英語)：安全保障情勢等に関する解説を執筆 ●防衛研究所の公式ツイッターアカウントにてHP更新情報の発信、防衛研究所公式Youtubeチャンネルで情報発信を実施 ・Youtubeチャンネルにて、各種研究会の動画、研究者による対談動画等30件(日・英語)をアップ ・ツイッターアカウントにて、HP更新情報等の発信を実施(日・英語)

②防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制の強化

国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携の拡充

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●米、韓、中、露、豪、印、パキスタン、東南アジア諸国、欧州諸国、カナダ、北欧及びバルト諸国等の研究機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流を継続して実施 ●大学との共催により一般公開の安全保障フォーラムを開催 ・国際安全保障フォーラム・イン・関西 2019-20(大阪大学大学院) ・国際安全保障フォーラム・イン・東京 2020(政策研究大学院大学) ●防衛大学校と防衛医科大学校との研究交流覚書を締結し防衛医科大学校との研究交流会を4回実施した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●米、韓、中、露、豪、印、東南アジア、欧州諸国、中東等の研究機関や教育機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流をオンライン形式で継続して実施 ●大学との共催により一般公開の安全保障フォーラムを開催 ・現代中国研究センター研究会(慶応大学)
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●国際安全保障フォーラム・イン・東京2022(オンライン方式)を開催
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●米、韓、中、豪、印、東南アジア、欧州諸国等の研究機関や教育機関と2国間あるいは多国間での教育・研究交流を対面又はオンライン形式で継続して実施

研究成果等の提供等による政策立案への寄与	
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本省等から要望された調査研究の実施(特別研究) ●本省等の事業等に対して研究者として協力する枠組みである政策支援プロジェクトの実施 ●本省等の職員を対象とした昼食時を利用したブラウン・バッグセミナーの開催 ●本省等職員を対象とした研究成果発表会の開催 ●内部部局等政策担当者との意見交換の実施
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本省等から要望された調査研究の実施(特別研究) ●本省等の事業等に対して研究者として協力する枠組みである政策支援プロジェクトの実施 ●本省等の職員を対象としたブラウン・バッグセミナーの開催 ●本省等職員を対象とした研究成果発表会の開催 ●政務・省幹部に対するブリーフィングの実施
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本省等から要望された調査研究の実施(特別研究) ●本省等の事業等に対して研究者として協力する枠組みである政策支援プロジェクトの実施 ●本省等の職員を対象としたブラウン・バッグセミナーの開催 ●本省等職員を対象とした研究成果発表会の開催 ●政務・省幹部に対するブリーフィングの実施
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●本省等から要望された調査研究の実施(特別研究) ●本省等の事業等に対して研究者として協力する枠組みである政策支援プロジェクトの実施 ●本省等の職員を対象とした防研セミナー、ブラウンバッグセミナーの開催 ●本省等の職員を対象とした研究成果発表会の開催 ●政務・省幹部に対するブリーフィングの実施

担当部局名	防衛政策局、人事教育局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------	----------	--------

**日米同盟の強化
(日米同盟の強化)**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑮)

施策名	日米防衛協力の強化			担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁		
施策の概要	<p>平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。</p> <p>このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。</p> <p>2019年4月19日に開催された日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)において、日米両国が共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致したこと等も踏まえ、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。</p>			政策体系上の位置付け	日米同盟の強化(日米同盟の強化)		
達成すべき目標	米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、日米同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標	目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
① 日米同盟の強化	日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み			令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 日米同盟の強化 (1) 日米防衛協力の強化 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化する。</p>	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 将来水陸両用技術の研究試作	4,521 (4,521)	0 (0)	1,729		1	我が国の島嶼侵攻事態時に、水陸両用車を用いて洋上の海自輸送艦から島嶼部への部隊投入による島嶼防衛をより効果的・効率的に行うためには、水陸機動性や海上航行速度の向上を実現することが有効であり、これらの実現のために、本事業では、平成29～令和4年度にかけて将来の水陸両用技術として、水陸機動能力向上技術(水陸での機動困難な条件を克服して機動性を高める技術)、海上高速航行技術(海上で車両が高速航行できる技術)及び乗員安全性を備えた将来の水陸両用車に関する全体システム設計の最適化及び高出力エンジンの小型化、構成品の能力向上に関する研究を行うものである。	0156
施策の予算額・執行額	4,521 (4,521)	0 (0)	1,729			施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-4-(1)日米防衛協力の強化	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-15)

測定指標	目標	施策の進捗状況
<p style="text-align: center;">①日米同盟の強化</p> <p style="text-align: center;">日米防衛協力のための指針の実効性確保のための取組み</p>		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(指揮所演習)や米陸軍との実動訓練(オリエントシールド)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。また、2019年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を14件実施。内容面でも、この14件のうち、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2019年4月から12月までの間において、日米全体で355件の相互提供がある。 ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(コブラゴールド、カーンクエスト等)に継続して参加。サザンジャッカルー・コープノース(日米豪)、クリスマス・ドロップ(日米豪NZ)、マラパール(日米印)等日米がともに参加する多国間共同訓練の実施や第三国及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループやサイバー防衛政策ワーキンググループを通じ、宇宙及びサイバー空間に関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーパー演習」など米軍主催の机上演習に参加。 ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムも活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMS調達に関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達の効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。 ・日米共同統合演習(指揮所演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。 ●将来水陸両用技術の研究(次世代水陸両用技術の日米共同研究) <ul style="list-style-type: none"> ・米国との間で、次世代水陸両用技術に係る共同研究を開始。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(実動演習)や米海兵隊との実動訓練(フォレストライト)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。また、2020年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を25件実施。弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に21件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2020年4月から12月までの間において、日米全体で334件の相互提供がある。 ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練(リムパック等)に継続して参加。コープ・ノース(日米豪)やマラパール(日米印豪)等日米がともに参加する多国間共同訓練や三国間及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループなどを通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーパー演習」など米軍主催の机上演習に参加。 ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムを活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMS調達に関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達の効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。 ・日米共同統合演習(実動演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。 ●将来水陸両用技術の研究(次世代水陸両用技術の日米共同研究) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に開始した次世代水陸両用技術の日米共同研究を引き続き実施。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(指揮所演習)や米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン21)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。また、2021年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を21件実施。弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に17件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2021年4月から12月までの間において、日米全体で426件の相互提供がある。 ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練に継続して参加。コープ・ノース(日米豪に加え、人道支援・災害救援訓練に仏が参加)やマラパール(日米印豪)等日米がともに参加する多国間共同訓練や三国間及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループなどを通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーパー演習」など米軍主催の机上演習に参加。 ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムも活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMS調達に関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達の効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組みが進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。 ・日米共同統合演習(指揮所演習)等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施したことに加え、累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。 ●将来水陸両用技術の研究(次世代水陸両用技術の日米共同研究) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に開始した次世代水陸両用技術の日米共同研究を引き続き実施中。

		4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画を踏まえつつ、令和5年1月に日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)を開催し、地域情勢、同盟の近代化、拡大抑止及び米軍の態勢等について議論を行った。 ●指針に沿って、以下のような取組を通じて、日米間で防衛協力を深化し、日米同盟の抑止力・対処力を強化してきたところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の平和・安全の確保のための協力として、日米共同統合演習(実動演習)「キーン・ソード23」や米海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン22)、日本周辺空域における米空軍との各種共同訓練等の日米同盟の実効性を担保するために極めて重要な訓練を着実に実施。累次に渡る米空母との共同訓練を実施することで効果的なメッセージングに寄与。また、2022年中、自衛隊法第95条の2に基づく米軍部隊への警護を27件実施。弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に4件、共同訓練の機会に23件の警護を実施した。さらに、日米物品役務相互提供協定に基づき、2022年4月から12月までの間において、日米全体で460件の相互提供がある。 ・同盟の協力の拡がりへの対応として、米国が主催/共催する多国間共同訓練に継続して参加。コープ・ノース(日米豪に加え、仏加が参加)やマラバール(日米印豪)等日米がともに参加する多国間訓練や三国間及び多国間の協力を実施。また、宇宙協力ワーキンググループなどを通じ、宇宙及びサイバーに関する協力を着実に進展。さらに、「シュリーバー演習」など米軍主催の机上演習に参加。 ・実効性を確保するための仕組みとして、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、尖閣諸島周辺海空域における中国の活動等について、同盟調整メカニズムを活用し、日米間の緊密な連携を確保。また、FMSに関する諸課題について、未納入・未精算問題の改善や価格の透明性、管理費減免、国内企業参画等に係る取組の強化、調達効率化に資する複数年度契約に係る具体的な取組が進捗するなど、FMS調達の合理化を強化。 ●将来水陸両用技術の研究(次世代水陸両用技術の日米共同研究) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に開始した次世代水陸両用技術の日米共同研究を引き続き実施中。
--	--	-------------	--

担当部局名	防衛政策局、防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-16)

施策名	在日米軍駐留に関する施策の着実な実施			担当部局名	地方協力局			
施策の概要	<p>接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。</p>			政策体系上の位置付け	日米同盟の強化 (日米同盟の強化)			
達成すべき目標	<p>①在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保 ②米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO(沖縄に関する特別行動委員会)関連事業の着実な実施</p>			<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、日米同盟の抑止力・対処力の強化・幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する。 【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期 令和5年8月</p>			
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	在日米軍駐留経費の安定的な確保等	<p>在日米軍駐留経費の安定的な確保 SACO関連事業の着実な実施 米軍再編事業の着実な実施</p>	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 日米同盟の強化 (2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。</p>			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
		令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1)	特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,196 (37,168)	35,041 (35,011)	37,404		1	<p>①ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:昭和49年度 事業終了年度:終了予定なし) ②駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成19年度 事業終了年度:令和13年度) ③駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成27年度 事業終了年度:令和9年度) ④訓練移転等による航空機騒音等の周辺住民への影響が継続する再編関連特定周辺市町村のうち、再編交付金の交付が終了しており、訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っている認められるものに対し、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成29年度 事業終了年度:令和8年度) ⑤米空母艦載機部隊の活動等の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的に、同部隊による活動等が住民の生活の安定に及ぼす影響を考慮することが必要と認められる防衛施設の周辺の市町村が行う住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てさせるため周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等に応じて、交付金の交付限度額を決定。 周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:令和4年度 事業終了年度:令和18年度)</p>	0297
(2)	訓練移転費の負担	1,009 (670)	1,017 (653)	1,074		1	<p>「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成28年条約第4号、以下「特別協定」という。)第3条に基づき、米空母艦載機着陸訓練を硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担するものである。 なお、現行特別協定の対象期間は、5年間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)である。</p>	0299
(3)	駐留軍等労働者の労務管理	153,714 (152,068)	154,299 (152,997)	153,269		1	<p>本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の給与の全部又は一部及び福利費等を負担するもの。給与については、昭和53年の日米合同委員会合意に基づく日本側が負担することとしている経費及び昭和62年度からは特別協定に基づく給与の全部又は一部を負担。福利費については、昭和52年の日米合同委員会合意に基づき、昭和53年度から、事業主が負担する経費又は事業主に実施が求められる経費として、社会保険料、安全衛生及び福利厚生関係経費を負担。</p>	0300

(4)	提供施設の整備	18,915 (18,448)	26,470 (24,143)	20,572	1	提供施設整備においては、在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設整備を実施している。例えば、隊舎、家族住宅、管理棟、倉庫、汚水処理施設、防災施設、雨水排水施設等の整備である。 実施にあたっては、日米地位協定の範囲内で、米側の希望を聴取し、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政状況との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案のうえ、個々の施設毎に我が国の自主的判断により措置している。 なお、ショッピングセンター、ゴルフ場など、娯楽性及び収益性が高い施設については、新規採択を控えることとしている。	0301
(5)	光熱水料等の負担	22,260 (22,257)	23,433 (23,430)	23,410	1	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令和4年条約第2号。以下「特別協定」という。)第2条に基づき、在日米軍が日本国で公用のため調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を特別協定の対象期間中(令和4年4月1日～令和9年3月31日)負担するものである。 なお、本事業は、原則として5年ごとに締結される特別協定に基づき、平成3年10月から実施している。	0302
(6)	米軍再編関係経費	146,906 (125,400)	208,828 (193,623)	300,730	1	・沖縄における再編に関する事業(普天間飛行場代替施設の建設、在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援、嘉手納以南の土地の返還に伴う施設の整備等) ・米陸軍司令部能力の改善に関する事業(相模総合補給廠及びキャンプ座間の一部返還、相模総合補給廠の共同使用に伴う施設の整備) ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に関する事業(空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備) ・緊急時使用のための事業(緊急時の使用のための施設整備) ・訓練移転に関する事業(嘉手納飛行場等から千歳飛行場等及びグアム等への訓練移転に伴う費用負担)	0304
(7)	SACO関係経費	5,481 (6,181)	6,584 (5,573)	1,739	1	・土地の返還に関する事業(北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設、キャンプ桑江の海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅統合) ・訓練及び運用の方法の調整に関する事業(県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転に伴う費用負担及びそれに伴う施設の整備、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用負担) ・騒音軽減イニシアティブの実施に関する事業(嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転)	0305
(8)	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費交付金	3,339 (3,339)	3,263 (3,263)	3,271	1	本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定を受け、日本国政府と米国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事業である。また、当該事業は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施するものである。日本側が実施する業務のうち、雇用主として意思決定しなければならない労働契約の締結や給与の決定等は国(防衛省)が、駐留軍等労働者や在日米軍等との調整を含むその他の業務(人事の手続、給与の計算及び福利厚生等の実施並びに給与その他の勤務条件等)に係る調査、分析、改善案の作成等)については、国と緊密に連携を図りつつ独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が実施する。	0306
(9)	特別調達資金事務処理システムに要する経費	34 (34)	201 (196)	0	1	本システムは防衛省、財務省(ADAMSシステム)、各地方防衛局等を政府共通ネットワーク等で接続し、特別調達資金の事務処理(示達・交付業務、契約業務、支払業務等)の効率化・合理化を図るための一元管理システムである。当課においては、本システムの運用に必要なサーバ機器類の借上、システムの安定運用に必要な専門知識を備えた技術者による支援役務、システムの維持に必要な消耗品を購入し、本システムの管理運用を実施している。	0307
(10)	訓練資機材調達費の負担	0 (0)	0 (0)	1	1	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令和4年条約第2号。以下「特別協定」という。)第3条1(a)に基づき、在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費の全部又は一部について負担するものである。 なお、現行特別協定の有効期間は、5年間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)である。	04-0015
施策の予算額・執行額		388,854 (365,565)	459,136 (438,889)	541,470		施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-4-(2)在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-⑩)

施策名		在日米軍駐留に関する施策の着実な実施
測定指標	目標	施策の進捗状況
①在日米軍駐留経費の安定的な確保等		
在日米軍駐留経費の安定的な確保		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,552億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約219億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を厚木飛行場等から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約5億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約198億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約8億円)。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,554億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約222億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約7億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約184億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約2億円)。
3年度		<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,563億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約234億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約6億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約241億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設を実施(執行額:約4億円)。
4年度		<ul style="list-style-type: none"> ●在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えることを目的として、下記の措置を実施した。 ・日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の労務管理に必要な経費(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対する運営費交付金を含む。)を負担(執行額:約1,561億円)。 ・特別協定に基づき、在日米軍が日本国で公用のために調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費を負担(執行額:約234億円)。 ・特別協定に基づき、米空母艦載機着陸訓練を岩国飛行場から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費を負担(執行額:約10億円)。 ・在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設の整備を実施(例えば、管理棟、倉庫、隊舎、家族住宅、汚水排水施設、雨水排水施設、防災施設等)(執行額:約169億円)。 ・米軍に提供している施設・区域の返還等に伴い、日米両政府の合意に基づき、当該施設・区域内にある建物・工作物等について、他の既存の施設・区域内への集約・移設(追加提供)等を実施(執行額:約19億円)。
SACO関連事業の着実な実施		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。 ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約13億円)。 ・キャンプ桑江内にある住宅をキャンプ瑞慶覧に移設するための費用を負担(執行額:約18億円)。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。 ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約7億円)。 ・キャンプ桑江内にある住宅をキャンプ瑞慶覧に移設するための費用を負担(執行額:約28億円)。

3 年度	<p>●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約10億円)。 ・キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧内の米軍住宅を統合し、これらの施設及び区域内の土地の全部又は一部を返還するための費用を負担(執行額:約48億円)。
4 年度	<p>●平成8年12月2日の「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確に実施し、沖縄県民の負担を軽減することを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転及びパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用を負担(執行額:約15億円)。
米軍再編事業の着実な実施	
元 年度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約554億円)。 ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、5事業(下士官用隊舎に係る工事費並びに施設管理・整備場、車両整備施設、教育センター及び屋外運動場に係る設計費)の資金提供を実施(執行額:約213億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約94億円)。 ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に関する事業として、空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備を実施(執行額:約58億円)。 ・嘉手納以南の土地の返還について、令和2年3月31日にキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部(約11ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等を実施(執行額:約92億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約141億円)。 ・牧港補給地区の国道58号沿いの土地を始め、施設・区域の返還に伴う土壌汚染等の支障除去措置を講じるとともに、土地所有者に対して補償金等の支払いを実施(執行額:約13億円)。
2 年度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編実施のための日米のロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約547億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、5事業(士官用隊舎、統合司令部庁舎及び診療所に係る工事費並びに腐食管理施設及び戦闘参謀教育訓練施設に係る設計費)の資金提供を実施(提供額:約404億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約90億円)。 ・普天間飛行場(佐真下ゲート付近の土地)(約0.1ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等を実施(執行額:約136億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約145億円)。
3 年度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設事業を実施(執行額:約924億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、4事業(士官用隊舎、施設管理・整備場、下士官用食堂及び警察署に係る工事費)の資金提供を実施(提供額:約434億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約91億円)。 ※再編における訓練移転に伴う負担額は翌年度に確定となるため、負担額が確定している平成31年度及び令和2年度は確定負担額を、負担額が確定していない令和3年度は予算額を記載している。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約122億円)。 ・牧港補給地区の国道58号沿いの土地(ランドリー工場地区)(約0.2ha)を返還。その他、嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等として令和3年度に約245億円を執行。
4 年度	<p>●平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場代替施設の建設等を実施(執行額:約815億円) ・在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援として、米国政府に対し、7事業(複合体育施設、車両整備施設、教育センター、戦闘参謀教育訓練施設、腐食管理施設(第1段階)、腐食管理施設(第2段階)及び屋外運動場)の資金提供を実施(提供額:約545億円)。 ・嘉手納飛行場や普天間飛行場等から国内及びグアム等への訓練移転に伴う費用を負担(予算額:約92億円)。 ・緊急時使用のための事業として、緊急時使用のための施設の整備を実施(執行額:約27億円)。 ・駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる市町村等に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約147億円)。 ・恒久的な空母艦載機着陸訓練施設として使用させることとなる自衛隊馬毛島基地(仮称)について、令和5年1月に陸上工事に着手、同年3月に海上工事に着手し、馬毛島における施設整備を実施(執行額:約927億円)。 ・嘉手納以南の土地の早期返還に向けて必要な施設の整備等として令和4年度に約244億円を執行。

担当部局名	地方協力局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	----------	--------

**安全保障協力の強化
(安全保障協力の強化)**

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-①)

施策名	ハイレベル交流・政策対話等の推進			担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部		
施策の概要	<p>我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせて、戦略的に実施する。</p> <p>こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく業務要領の改善、体制の整備、制度の見直し等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、取組を実施するに当たっては、関係府省との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。</p>			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)		
達成すべき目標	二国間・多国間におけるハイレベル交流、政策対話、軍種間交流等の実施		目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
①	ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進	二国間・多国間における防衛首脳などハイレベルの交流	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせて、戦略的に実施する。</p> <p>こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく業務要領の改善、体制の整備、制度の見直し等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、取組を実施するに当たっては、関係府省との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。</p>		
		二国間・多国間における防衛当局間の定期協議など					
		二国間・多国間における部隊間の交流行事を通じた相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進					
		二国間における留学生の交換					
		二国間・多国間における研究交流					
多国間における安全保障対話等							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 教育訓練履修給付金	112 (89)	139 (102)	141		1	防衛省・自衛隊は、諸外国との防衛交流の一環として、自衛隊と諸外国軍との間、及び自衛隊学生と外国軍人の候補者たる留学生との間の教育交流を実施しており、これらの交流を通じた相互理解や信頼の醸成、国際的視野の拡大を図ってきている。教育訓練履修給付金は、その支給対象国である開発途上国の国防担当政府機関が、容易に防衛省の教育機関に留学生を派遣できる環境を整備することを目的とした制度である。令和3年度の支給国は、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジア、東ティモール、ラオス、ミャンマー、パキスタン、モンゴル、マレーシアの11カ国であり、合計114名の留学生に支給している。	0308
(2) ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援	66 (2)	69 (68)	89		1	ジブチ軍工兵部隊の災害対処能力強化のため、同部隊の隊員に対し、リース品の施設機械を用いた計約150時間の教育を実施し、施設機械操作手としての知識及び技能を概ね修得させる。本教育には、ジブチに派遣する陸自の施設科職種隊員約10名がある。なお、本教育は、ジブチ軍から自衛隊に対する要請に基づき開始されたものである。	0309
(3) ハイレベル政策的交流	276 (34)	420 (120)	284		1	防衛大臣と各国との国防大臣の対話、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統・陸・海・空幕長クラスの対話、相互訪問等を実施しており、双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を実施している。 また、多国間の国際会議に出席するといったハイレベルでの多国間交流も実施しており、安全保障環境、防衛政策等について各国の参加者と意見交換を行い、他国との相互理解・信頼醸成及び協力関係を効率的・効果的に推進することに寄与している。その際には、同会議に参加する主要国政府要人との間で、個別に二国間会談なども実施している。	0310
(4) 実務レベル政策的交流	108 (13)	107 (28)	33		1	局長、審議官クラスの実務者同士による協議や統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍の幕僚との間の対話等、防衛当局の実務者間での対話・交流を実施している。具体的には、外務防衛当局間(PM)協議・防衛当局間(MM)協議・スタッフークス・幕僚懇談の場において両国の安全保障問題等について協議を実施しているが、他にも安全保障に関する共通の関心事項について、多国間の実務者同士による意見交換なども実施しており、複数国間にまたがる問題に関する関係国間の相互理解・信頼関係増進に寄与している。	0311

(5)	部隊レベル対話	51 (7)	54 (6)	52	1	部隊間の交流事業などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るもの。具体的には、陸・海・空自衛隊が、それぞれのカウンターパートとの意見交換や交流を通じ、相互の信頼・協力関係の充実・強化を図っている。 ハイレベル同士の対話・交流、実務レベルでの交流において把握することが困難な相手国の部隊の実態に対する理解を深めることができ、相手国の軍事に対する透明性の向上にも寄与している。	0312
施策の予算額・執行額		613 (613)	789 (324)	600		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-5安全保障協力の強化

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-①)

測定指標	目標	施策の進捗状況
		①ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進
		二国間・多国間における防衛首脳などハイレベルの交流
	元年度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり交流を実施した。</p> <p>【オーストラリア】防衛相会談(6月、11月)、第6回日米豪シニア・レベル・セミナー(8月)(統幕長)、第7回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー(8月)(陸幕長)、空軍本部長訪日(9月)、国軍司令官訪日(11月)、防衛相電話会談(10月、10月、12月)、日米豪防衛相会談(6月)</p> <p>【インド】防衛相会談(9月、11月、令和2年1月)、防衛相電話会談(10月、令和2年1月)、陸幕長インド訪問(10月)、外務・防衛閣僚会合「2+2」(11月)、陸軍参謀長訪日(12月)、統幕長インド訪問(令和2年1月)、海幕長インド訪問(令和2年2月)</p> <p>【インドネシア】国防次官訪日(10月)、防衛相会談(11月、12月)</p> <p>【ベトナム】防衛相会談(5月)、国防次官訪日(10月、令和2年2月)、防衛審議官ベトナム訪問(11月)、海幕長ベトナム訪問(12月)、統幕長ベトナム訪問(令和2年3月)</p> <p>【シンガポール】防衛相会談(5月、11月)、海幕長シンガポール訪問(5月)、統幕長シンガポール訪問(6月)、空幕長シンガポール訪問(10月)、国防次官訪日(10月)、防衛審議官シンガポール訪問(令和2年2月)</p> <p>【フィリピン】防衛相会談(4月、11月)、空幕長フィリピン訪問(6月)、国防次官訪日(10月)、防衛審議官フィリピン訪問(11月)、参謀長訪日(12月)</p> <p>【タイ】防衛審議官タイ訪問(4月)、統幕長タイ訪問(8月)、陸幕長タイ訪問(9月)、防衛相会談(11月)、防衛審議官タイ訪問(令和2年3月)、統幕長タイ訪問(令和2年3月)</p> <p>【カンボジア】防衛審議官カンボジア訪問(7月)、国防長官訪日(10月)、陸幕長カンボジア訪問(令和2年2月)</p> <p>【ミャンマー】国軍司令官訪日(10月)、国防副大臣訪日(10月)、防衛相会談(11月)</p> <p>【ラオス】防衛副大臣会談(10月)、国防次官訪日(10月)、防衛審議官ラオス訪問(令和2年3月)</p> <p>【マレーシア】海軍参謀長訪日(6月)、空幕長マレーシア訪問(10月)、国防事務総長訪日(10月)、防衛相会談(12月)、防衛審議官マレーシア訪問(令和2年2月)</p> <p>【ブルネイ】国防次官訪日(10月)、防衛審議官ブルネイ訪問(令和2年3月)</p> <p>【韓国】防衛相会談(11月)、日米韓防衛相会談(6月、11月)、日米韓参謀総長級会談(10月)、日米韓参謀総長級テレビ会談(11月)</p> <p>【英国】空幕長英国訪問(7月)、国防事務次官訪日(9月)、防衛相電話会談(11月)、空幕長英国訪問(1月)</p> <p>【フランス】陸軍参謀総長訪日(4月)、防衛相会談(11月、令和2年2月)、空幕長フランス訪問(令和2年1月)</p> <p>【カナダ】防衛相会談(6月、令和2年2月)、陸幕長カナダ訪問(10月)、空軍司令官訪日(令和2年2月)</p> <p>【ニュージーランド】大臣政務官ニュージーランド訪問(6月)、陸軍司令官訪日(9月)、防衛相会談(11月)、空軍司令官訪日(11月)</p> <p>【NATO】軍事委員長訪日(6月)、防衛大臣とNATO事務総長との会談(令和2年2月)</p> <p>【ドイツ】政務次官訪日(10月)、防衛相電話会談(11月)、防衛相会談(令和2年2月)</p> <p>【イタリア】海幕長イタリア訪問(10月)、空幕長イタリア訪問(令和2年1月)</p> <p>【ウクライナ】防衛相会談(令和2年2月)</p> <p>【デンマーク】防衛相電話会談(10月)</p> <p>【EU】防衛大臣とEU上級代表との会談(令和2年2月)</p> <p>【中国】防衛相会談(6月、12月)、海幕長訪中(4月)</p> <p>【ロシア】防衛相会談(5月)、外務・防衛閣僚級会談「2+2」(5月)、陸幕長ロシア訪問(5月)、海軍総司令官訪日(11月)</p> <p>【パプアニューギニア】副大臣パプアニューギニア訪問(令和2年2月)</p> <p>【トンガ】副大臣トンガ訪問(令和2年2月)</p> <p>【フィジー】海軍司令官訪日(9月)、副大臣フィジー訪問(令和2年1月)</p> <p>【アラブ首長国連邦】統幕長アラブ首長国連邦訪問(6月)、防衛相電話会談(10月、令和2年3月)、空幕長アラブ首長国連邦訪問(令和2年3月)</p> <p>【イスラエル】統幕長イスラエル訪問(6月)</p> <p>【イラン】防衛相電話会談(10月、令和2年1月)</p> <p>【エジプト】統幕長エジプト訪問(6月)</p> <p>【オマーン】防衛相電話会談(10月)、防衛相会談(12月)</p> <p>【サウジアラビア】防衛相電話会談(10月、12月)</p> <p>【カタール】防衛相会談(5月、12月)、防衛相電話会談(12月)</p> <p>【トルコ】陸軍総司令官訪日(6月)、国防大臣訪日(7月)</p> <p>【バーレーン】防衛大臣と国軍司令官電話会談(10月)、防衛大臣と国軍司令官会談(11月)</p> <p>【ヨルダン】大臣ヨルダン訪問(12月)</p> <p>【スリランカ】副大臣スリランカ訪問(7月)</p> <p>【ブラジル】陸軍司令官訪日(7月)</p> <p>【モンゴル】防衛相会談(12月)</p> <p>【ジブチ】防衛相会談(12月)</p> <p>【ジャマイカ】防衛相会談(12月)</p>
	2年度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり交流を実施した。</p> <p>【オーストラリア】防衛相会談(10月)、防衛相電話会談(5月、10月)、日米豪防衛相テレビ会談(7月)、統幕長と豪国防軍司令官との電話会談(4月)、陸幕長と豪陸軍本部長との電話会談(7月)、陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談(12月)、第8回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー(VTC)(陸幕長)、海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談(8月)、空幕長と豪空軍本部長との電話会談(5月、8月)、空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談(10月)</p> <p>【インド】防衛相電話会談(5月、12月)、日印物品役務相互提供協定(日印ACSA)署名、統幕長とインド国防参謀長との電話会談</p>

2年度(続き)

(11月)、陸幕長とインド陸軍参謀長との電話懇談(9月、令和3年3月)、海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談(9月)、空幕長とインド空軍参謀長との電話会談(4月、8月)、空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談(9月)、空幕長インド訪問(12月)、インド空軍主催空軍参謀長等会議(エアロ・インディア)(VTC)(令和3年2月)

【インドネシア】第2回外務・防衛閣僚会合「2+2」(令和3年3月)、防衛相会談(令和3年3月)、防衛相電話会談(5月)、防衛相テレビ会談(8月、11月)、統幕長とインドネシア国軍司令官との電話会談(9月)、陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談(11月)、海幕長とインドネシア海軍参謀長とのテレビ会談(11月)

【ベトナム】防衛相テレビ会談(11月)、次官級協議(VTC)(6月)

【シンガポール】防衛相電話会談(5月)、防衛相テレビ会談(12月)、統幕長とシンガポール国軍司令官とのテレビ会談(8月)、陸幕長とシンガポール陸軍司令官とのテレビ会談(11月)、海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談(9月)

【フィリピン】防衛相電話会談(5月)、防衛相テレビ会談(10月)、陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話懇談(8月)、海幕長とフィリピン海軍司令官とのテレビ会談(7月)、空幕長とフィリピン空軍司令官との電話会談(4月)、空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談(11月)、第7回日フィリピン次官級協議(VTC)(令和3年1月)

【タイ】統幕長とタイ国軍司令官とのテレビ会談(9月)

【カンボジア】陸幕長とカンボジア陸軍司令官との電話懇談(9月)

【マレーシア】防衛相電話会談(7月)、統幕長とマレーシア国軍司令官とのテレビ会談(9月)

【ブルネイ】次官級協議(電話)(7月)

【韓国】日米韓防衛実務者協議(VTC)(5月)、日米韓参謀総長会議(VTC)(11月)

【英国】第4回外務・防衛閣僚会合「2+2」(VTC)(令和3年2月)、防衛相電話会談(4月、令和3年3月)、防衛相テレビ会談(令和3年1月)、統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談(7月)、海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長によるテレビ会談(9月、令和3年3月)、空幕長と英空軍参謀長(5月)

【フランス】防衛相電話会談(4月)、防衛相テレビ会談(令和3年1月)、統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談(7月)、陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談(12月)、海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談(10月)、フランス海軍参謀長訪日(11月)、空幕長とフランス空軍参謀長との電話会談(6月)

【ドイツ】防衛相電話会談(4月)、防衛相テレビ会談(11月)、防衛相フォーラム(VTC)(12月)、日独情報保護協定署名(令和3年3月)、陸幕長とドイツ陸軍総監との電話会談(10月)、海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談(11月)、防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談(令和3年1月)

【カナダ】防衛相電話会談(5月、11月)、統幕長とカナダ参謀総長との電話会談(6月)、海幕長とカナダ海軍司令官とのテレビ会談(11月)、空幕長とカナダ空軍司令官とのテレビ会談(令和3年1月)

【ニュージーランド】防衛相テレビ会談(5月)、防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談(9月、12月)

【NATO】防衛大臣とNATO事務総長との電話会談(7月)、統幕長とNATO軍事委員長との電話会談(4月、11月)

【イタリア】防衛相電話会談(5月)、空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談(8月、10月)

【ウクライナ】防衛相テレビ会談(令和3年3月)

【フィンランド】防衛相テレビ会談(8月)

【EU】統幕長とEU軍事委員長との電話会談(6月)

【中国】防衛相テレビ会談(12月)

【パプアニューギニア】防衛相電話会談(6月)

【トンガ】防衛相電話会談(8月)

【フィジー】防衛相テレビ会談(8月)

【アラブ首長国連邦】防衛相電話会談(6月)、防衛相テレビ会談(令和3年3月)、統幕長とアラブ首長国連邦国軍参謀長との電話会談(7月)、統幕長とアラブ首長国連邦国軍参謀総長とのテレビ会談(令和3年3月)、空幕長とアラブ首長国連邦空軍司令官との電話会談(令和3年3月)

【イスラエル】統幕長とイスラエル国軍参謀総長との電話会談(6月)

【イラン】防衛相テレビ会談(令和3年2月)

【エジプト】統幕長とエジプト国軍参謀総長との電話会談(6月)

【サウジアラビア】防衛相電話会談(9月)、防衛大臣とサウジアラビア国防副大臣との電話会談(令和3年2月)

【バーレーン】統幕長とバーレーン国防参謀長とのテレビ会談(8月)

【パキスタン】防衛大臣とパキスタン陸軍参謀長とのテレビ会談(8月)

【モンゴル】防衛相テレビ会談(6月)

【ブラジル】防衛相テレビ会談(12月)、「日本国防省とブラジル連邦共和国国防省との間の防衛協力及び交流に関する覚書」署名(12月)

3年度

●令和3年度においては、以下のとおり交流を実施した。

【オーストラリア】陸幕長と豪陸軍本部長の電話会談(4月)、日豪防衛相電話会談(5月)、第9回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)(VTC)(6月)、空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談(6月)、第9回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー(VTC)(陸幕長)(7月)、豪陸軍本部長訪日(11月)、日豪円滑化協定署名(令和4年1月)、日豪防衛相電話会談(令和4年2月)、統幕長と豪国防軍司令官との電話会談(令和4年2月)、海幕長と豪海軍本部長との懇談(ハワイ)(令和4年2月)、日米豪海軍種3国間懇談(ハワイ)(海幕長)(令和4年2月)

【インド】統幕長ライシナ・ダイアローグ参加(VTC)(4月)、空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談(6月)、陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談(6月)、海幕長とインド海軍参謀長との会談((ニューポート・米国)国際シーパワーシンポジウム)(9月)、空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談(10月)、海幕長訪印(令和4年2月)、陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談(令和4年3月)

【韓国】日米韓参謀総長級会議(ハワイ)(4月)、日米韓防衛相電話会談(令和4年2月)、日米韓参謀総長級会議(ハワイ)(令和4年3月)

【英国】防衛審議官と英国国防次官とのテレビ会談(6月)、英国防大臣訪日(7月)、英第1海軍卿訪日(7月)、英空軍参謀長訪日(7月)、陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談(7月)、海幕長と英第2海軍卿との会談(シンガポール)(7月)、統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談(7月)、空幕長と英空軍参謀長との会談((コロラドスプリングス・米国)宇宙シンポジウム)(8月)、英国防閣外大臣訪日(9月)、統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談(10月)、陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談(令和4年1月)

【フランス】陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談(5月)、海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談(5月)、空幕長とフランス航空・宇宙軍参謀長とのテレビ会談(5月)、海幕長と仏海軍参謀長との会談(シンガポール)(7月)、陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談(8月)、統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談(10月)、空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談(ドバイ)(11月)、第6回日仏外務・防衛閣僚会合(「2+2」)(VTC)(令和4年1月)、陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談(令和4年2月)

【ドイツ】第1回日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)(VTC)(4月)、日独防衛相テレビ会談(6月)、ドイツ連邦軍総監訪日(11月)、ドイツ海軍総監訪日(11月)、空幕長とドイツ空軍総監との会談(ドバイ)(11月)、陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談(11月)、陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談(令和4年1月)

【カナダ】日加防衛相テレビ会談(4月)、空幕長とカナダ空軍司令官との会談((ハワイ)太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム)(8月)、海幕長とカナダ海軍司令官との会談((ニューポート・米国)国際シーパワーシンポジウム)(9月)、空幕長とカナダ空軍司令官との会談(12月)

3
年
度
（
続
き
）

令官との会談(ドバイ)(11月)、日加防衛相テレビ会談(12月)、第5回日加次官級「2+2」対話(VTC)(令和4年3月)
【ニュージーランド】21.4日ニュージーランド防衛相テレビ会談(4月)、防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談(12月)、統幕長とニュージーランド国防軍司令官とのテレビ会談(令和4年1月)
【オランダ】海幕長とオランダ海軍司令官との会談((ニューポート・米国)国際シーパワーシンポジウム)(9月)、統幕長とオランダ参謀総長とのテレビ会談(10月)、空幕長とオランダ空軍司令官との会談(ドバイ)(11月)
【NATO】統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談(4月)、統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談(10月)
【ウクライナ】日ウクライナ防衛相テレビ会談(令和4年3月)
【ポーランド】日ポーランド防衛相テレビ会談(令和4年2月)、日本国防衛省とポーランド共和国国防大臣との間の防衛協力及び交流に関する覚書(令和4年2月)、統幕長とポーランド軍参謀総長とのテレビ会談(令和4年3月)
【イタリア】空幕長とイタリア空軍参謀長との会談((コロラドスプリングス・米国)宇宙シンポジウム)(8月)、空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談(10月)、空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談(令和4年3月)
【中国】日中防衛相テレビ会談(12月)
【インドネシア】陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談(8月)、
【ベトナム】日ベトナム防衛相テレビ会談(6月)、陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長とのテレビ会談(7月)、日ベトナム防衛相会談(ハノイ)(9月)、日ベトナム防衛装備品・技術移転協定署名・発効(9月)、統合幕僚長とベトナム人民軍総参謀長とのテレビ会談(11月)、日ベトナム防衛相会談(東京)及びベトナム国防次官訪日(11月)、サイバーセキュリティ分野での協力に関する覚書署名(11月)、衛生分野での協力に関する覚書署名(11月)
【シンガポール】海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談(4月)、海幕長シンガポール訪問(IMSC(International Maritime Security Conference))(7月)
【フィリピン】日フィリピン防衛相テレビ会談(6月)、陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話会談(6月)、海幕長とフィリピン海軍司令官との会談((ニューポート・米国)国際シーパワーシンポジウム)(9月)、空幕長とフィリピン空軍司令官との会談((ハワイ)太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム)(9月)、空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談(11月)、空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談(R4年1月)
【タイ】日タイ防衛相テレビ会談(5月)、海幕長とタイ海軍司令官とのテレビ会談(R4年1月)
【カンボジア】日カンボジア防衛相テレビ会談(6月)、カンボジア陸軍司令官訪日(R4年2月)
【ラオス】日ラオス防衛相テレビ会談(6月)
【マレーシア】日マレーシア防衛相テレビ会談(4月)、海幕長とマレーシア海軍司令官とのテレビ会談(4月)、空幕長とマレーシア空軍司令官とのテレビ会談(7月)、空幕長とマレーシア空軍司令官との会談(ドバイ)(11月)
【ブルネイ】日ブルネイ防衛相テレビ会談(5月)、日ブルネイ防衛相テレビ会談(12月)
【トンガ】統幕長とトンガ軍参謀総長との電話会談(R4年2月)
【フィジー】統幕長とフィジー国軍司令官との電話会談(R4年2月)
【イスラエル】空幕長とイスラエル空軍司令官との会談(11月)(ドバイ)、空幕長とイスラエル空軍司令官との電話会談(R4年3月)
【カタール】統幕長とカタール軍参謀総長とのテレビ会談(10月)
【スリランカ】防衛大臣とラージャパクサダ統領(国防省を所管)とのテレビ会談(7月)
【UAE】日UAE防衛相テレビ会談(11月)

4
年
度

●令和4年度においては、以下のとおり交流を実施した。
【インド】統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談(ニューデリー(ライシナ対話))(4月)、海幕長とインド海軍後部コマンド司令官との会談((シドニー・豪州)IP22)(5月)、陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談(6月)、統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)、空幕長と印空軍副参謀長との会談(イギリス)(7月)、海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談(7月)、日印防衛相会談、第2回日印外務・防衛関係会合(「2+2」)(東京)(9月)、海幕長とインド海軍参謀長との会談(WPNS)(11月)、海幕長とインド海軍参謀長との会談(マラバールKLE)(11月)、陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談(令和5年3月)、統幕長訪印、印国防参謀長と会談(ニューデリー(ライシナ対話))(令和5年3月)
【韓国】日米韓防衛相会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))(6月)、日韓次官級会談(ソウル(ソウル・ディフェンス・ダイアログ))(9月)、日米韓参謀長級会議(ワシントンDC)(10月)、海上幕僚長と米国太平洋艦隊司令官と韓国海軍参謀総長との会談(WPNS)(11月)
【カナダ】空幕長とカナダ空軍司令官との会談((コロラドスプリングス・米国)宇宙シンポジウム)(4月)、海幕長とカナダ海軍司令官との会談((シドニー・豪州)IP22)(5月)、統幕長とカナダ参謀総長との会談(ブリュッセル(NATO参謀長会議))(5月)、日加防衛相会談((シンガポール)第19回シャングリラ会合)(6月)、空幕長とカナダ空軍司令官との会談((ワシントンDC・米国)国際空軍参謀長等会合)(9月)、統幕長カナダ訪問(カナダ軍参謀総長との会談)(10月)、海幕長とカナダ海軍司令官との会談(WPNS)(11月)、統幕長とカナダ参謀総長とのオンライン会談(令和5年3月)
【ニュージーランド】空幕長と統合軍航空コンポーネント司令官との会談((ワシントンDC・米国)国際空軍参謀長等会合)(4月)、海幕長ニュージーランド訪問(5月)、海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談(PALS参加のため訪日)(6月)、日ニュージーランド防衛相会談((シンガポール)第19回シャングリラ会合)(6月)、統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)、海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談(WPNS)(11月)
【モンゴル】統幕長とモンゴル軍参謀総長との会談(シドニー)(7月)、モンゴル空軍司令官訪日(11月)
【中国】日中防衛相会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))(6月)
【オーストラリア】統幕長と豪国防軍司令官との会談(ニューデリー(ライシナ対話))(4月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(アメリカ)(4月)、豪海軍本部長訪日(4月)、海幕長と豪海軍本部長との懇談(IP22)(5月)、統幕長と豪国防軍司令官との会談(ブリュッセル(NATO参謀長会議))(5月)、日豪防衛相会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))(6月)、統幕長と豪国防軍司令官との会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))(6月)、日豪防衛相会談(東京)(6月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(VTC)(6月)、統幕長と豪国防軍司令官、豪統合作戦司令官との会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)、陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談(7月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(イギリス)(7月)、日豪防衛相電話会談(8月)、海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談(8月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(オーストラリア)(9月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(日本)(10月)、海幕長と豪海軍本部長との懇談(WPNS)(11月)、海幕長と豪海軍本部長との会談(マラバールKLE)(11月)、統幕長と豪統合作戦司令官との会談(日本)(12月)、統幕長と豪国防軍司令官との会談(日本)(12月)、第10回日豪外務・防衛閣僚協議、日豪防衛相会談(東京)(12月)、空幕長と豪空軍本部長との会談(オーストラリア)(令和5年2月)、陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談(令和5年2月)、統幕長と豪国防軍司令官との会談(ニューデリー(ライシナ対話))(令和5年3月)、日豪次官級協議(キャンベラ)(令和5年3月)、統幕長と豪国防軍司令官との会談(日本)(令和5年3月)、海幕長 公式訪問(令和5年3月)
【日米豪】日米豪防衛相会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))6月、第10回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー(アデレード)(陸幕長)(8月)、日米豪防衛相会談(ハワイ)(10月)、統幕長と米インド太平洋軍司令官及び豪国防軍司令官との会談(ニューデリー(ライシナ対話))(令和5年3月)
【イギリス】統幕長と英国防参謀総長との会談(ニューデリー(ライシナ対話))(4月)、空幕長と英国防省宇宙局長との会談(東京)(4月)、統幕長と英国防参謀総長との会談(ブリュッセル(NATO参謀長会議))(5月)、海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長との

4
年
度
（
続
き
）

会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、陸幕長訪英（7月）、空幕長訪英（7月）、統幕長と英国防参謀総長との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））（7月）、日英防衛相会談（VTC）（10月）、海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長との会談（WPNS）（11月）、空幕長と英空軍参謀長との会談（令和5年2月）、防衛審議官と英国防次官との会談（ロンドン）（令和5年2月）、日英防衛相会談（東京）（令和5年3月）、空幕長と英空軍参謀長との会談（令和5年3月）、統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会議（令和5年3月）、空幕長と英宇宙コマンド司令官との会談（DSEI）（令和5年3月）

【フランス】空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長及びフランス宇宙コマンド司令官との会談（米主権宇宙シンポジウム）（4月）、統幕長フランス訪問（5月）、空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（米主権国際空軍参謀長等会合）（9月）、海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談（9月）、海幕長とフランス海軍参謀長との会談（WPNS）（11月）、陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談（令和5年1月）、防衛事務次官訪仏（令和5年1月）

【ドイツ】統幕長とドイツ連邦軍総監との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））（5月）、第2回日独次官級戦略対話（東京）（5月）、空幕長とドイツ空軍総監とのテレビ会談（6月）、海幕長とドイツ海軍総監との会談（VTC）（6月）、陸幕長訪独（7月）、空幕長とドイツ空軍総監との会談（9月）、第2回日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（ハイブリッド）（11月）、第3回日独次官級戦略対話（ミュンヘン（第59回ミュンヘン安全保障会議））（令和5年2月）、統幕長ドイツ訪問（令和5年3月）、空幕長とドイツ空軍総監との会談（令和5年3月）、日独防衛相会談（東京（日独政府間協議））（令和5年3月）

【オランダ】統幕長オランダ参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））（5月）、統幕長オランダ参謀総長との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））（6月）、空幕長とオランダ空軍司令官との会談（英ロイヤル・インターナショナル・エア・タトゥー）（7月）、空幕長とオランダ空軍司令官との会談（10月）、海幕長とオランダ海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）（10月）

【NATO】統幕長NATO訪問（5月）、NATO軍事委員長訪日（6月）、統幕長とNATO軍事委員長との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））（7月）、空幕長とNATO軍事委員長との会談（7月）、海幕長とナポリ統合軍司令部長との会談（ナポリ・伊）（10月）、防衛副大臣とNATO事務次長との会談（ブリュッセル（第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム））（令和5年3月）、統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談（令和5年3月）

【ウクライナ】日ウクライナ防衛相テレビ会談（4月）、日ウクライナ副大臣会談（東京）（令和5年3月）

【オーストリア】防衛審議官とオーストリア国防次官との会談（東京）（令和5年2月）

【ポーランド】統幕長とポーランド軍参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））（5月）、防衛審議官と国防副大臣兼次官との会談（ワルシャワ（ワルシャワ・セキュリティフォーラム））（10月）、統幕長ポーランド訪問（令和5年2月）

【チェコ】日チェコ防衛副大臣会談（プラハ）（令和5年1月）

【EU】統幕長とEU軍事委員長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））（5月）、防衛審議官と欧州対外活動庁事務次長との会談（10月）、統幕長とEUアタランタ作戦司令官との会談（海賊対処共同訓練の取決め署名式を含む。）（令和5年3月）、防衛副大臣による第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム訪問（全体会合にてスピーチ）（令和5年3月）、防衛副大臣と欧州対外活動庁事務総長との会談（ブリュッセル（第1回EUシューマンフォーラム））（令和5年3月）

【イタリア】空幕長とイタリア航空教育訓練司令官との会談（（コロラドスプリングス・米国）宇宙シンポジウム）（4月）、日伊防衛相会談（東京）（4月）、空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（イギリス）（7月）、海幕長とイタリア海軍参謀長との会談（イタリア）（10月）、空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（東京）（10月）、日伊防衛相電話会談（11月）、防衛事務次官訪伊（令和5年2月）、日伊防衛相会談（東京）（令和5年3月）、海幕長とイタリア海軍参謀長との会談（DSEI）（令和5年3月）、空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（DSEI）（令和5年3月）、イタリア海軍参謀長訪日（令和5年3月）

【フィンランド】フィンランド国防軍司令官訪日（9月）、日フィンランド防衛相会談（東京）（10月）

【スウェーデン】日スウェーデン防衛副大臣会談（東京）（6月）、☆日スウェーデン防衛装備品・技術移転協定署名・発効（12月）

【スロベニア】統幕長とスロベニア国防軍参謀長との会談（東京（DSEI Japan））（令和5年3月）

【ベルギー】統幕長とベルギー統合参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））（5月）

【ブルガリア】海幕長とブルガリア海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）（10月）

【ルーマニア】海幕長とルーマニア海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）（10月）

【スペイン】日スペイン副大臣会談（マドリッド）（令和5年1月）

【日英伊】日英伊防衛相会談（令和5年3月）

【インドネシア】海幕長とインドネシア海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、日インドネシア防衛相会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））（6月）、統幕長とインドネシア国軍司令官との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））（7月）、陸幕長訪尼（8月）、空幕長とインドネシア空軍参謀長との会談（12月）、陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との懇談（R5年2月）

【ベトナム】陸幕長と越人民軍副総参謀長との懇談（5月）、海上幕僚長とベトナム海軍副司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、日ベトナム防衛相会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））（6月）、空幕長とベトナム防空・空軍司令官との会談（6月）、ベトナム海軍司令官訪日（WPNS）（11月）、陸幕長訪越（R5年2月）、第9回日越次官級協議（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合の訪日に合わせて実施）（R5年3月）、ベトナム国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））（R5年3月）

【シンガポール】海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（プノンペン（ADSOMプラス））（5月）、日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））（6月）、防衛交流覚書改定版の署名（6月）、統幕長とシンガポール国軍司令官との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））（6月）、空幕長とシンガポール空軍司令官との会談（7月）、防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））（9月）、海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）（10月）、シンガポール海軍司令官訪日（WPNS）（11月）、防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（シエムリアップ（第9回ADMMプラス））（11月）、空幕長とシンガポール空軍司令官との会談（R5年2月）

【フィリピン】第1回日フィリピン外務・防衛閣僚会合（4月）、日フィリピン防衛相会談（東京）（4月）、陸幕長とフィリピン陸軍司令官とのテレビ会談（4月）、海幕長とフィリピン海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、防衛審議官とフィリピン国防次官との会談（プノンペン（ADSOMプラス））（5月）、陸幕長とフィリピン海兵隊司令官との懇談（PALIS）（6月）、空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（6月）、統幕長とフィリピン参謀総長の会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））（7月）、陸幕長とフィリピン陸軍司令官との懇談（7月）、陸幕長とフィリピン海兵隊司令官代理との懇談（7月）、空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（9月）、空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談（11月）、第8回日フィリピン防衛次官級協議（マニラ）（12月）、陸幕長とフィリピン陸軍司令官及びフィリピン海兵隊司令官との懇談（日米比陸軍種ハイレベル懇談）（12月）、日フィリピン防衛相会談（東京）（R5年2月）、空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談（R5年2月）、防衛省とフィリピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決め署名（R5年2月）、統幕長とフィリピン参謀総長の会談（東京（DSEI Japan））（R5年3月）、フィリピン国防次官代行訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））（R5年3月）

【タイ】日タイ防衛装備品・技術移転協定署名・発効（5月）、海幕長とタイ海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、陸幕長とロンドン泰海兵隊司令官との懇談（PALIS）（6月）、タイ海軍司令官訪日（R5年2月）、タイ国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））（R5年3月）

【カンボジア】統幕長カンボジア訪問（4月）、日カンボジア防衛相会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））（6月）、陸幕長訪柬（2月）、カンボジア国防省筆頭長官（次官級）訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））（R5年3月）

【ラオス】ラオス国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））（R5年3月）

【マレーシア】海幕長とマレーシア海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）（5月）、空幕長とマレーシア空軍司令官との会談（R

4 年 度 (続 き)	<p>5年2月)、マレーシア国防次官訪日(東京(第12回日ASEAN防衛当局次官級会合))(R5年3月)</p> <p>【ブルネイ】日ブルネイ大臣級会談(ブノンベン(第7回日ASEAN防衛担当大臣会合))(6月)、ブルネイ海軍司令官訪日(WPNS)(11月)、日ブルネイ副大臣会談(東京)(R5年2月)</p> <p>【スリランカ】陸幕長とスリランカ陸軍司令官との懇談(R5年3月)</p> <p>【パキスタン】海幕長とパキスタン海軍参謀長との会談((シドニー・豪州)IP22)(5月)、パキスタン海軍参謀長訪日(WPNS)(11月)</p> <p>【カザフスタン】陸幕長とカザフスタン地上軍司令官とのテレビ会談(10月)</p> <p>【イスラエル】防衛審議官とイスラエル国防次官との会談(東京)(5月)、空幕長とイスラエル空軍司令官との会談(イギリス)(7月)、日イスラエル防衛相会談(東京)(8月)、防衛審議官とイスラエル国防次官との会談(東京)(8月)、空幕長とイスラエル空軍司令官との会談(東京)(11月)</p> <p>【イラン】日イラン防衛相テレビ会談(4月)</p> <p>【サウジアラビア】海幕長とサウジアラビア海軍司令官との会談(シドニー・豪州)IP22)(5月)</p> <p>【トルコ】統幕長とトルコ国軍司令官との会談(ブリュッセル(NATO参謀長会議))(5月)</p> <p>【ヨルダン】統幕長ヨルダン訪問(R5年2月)</p> <p>【トンガ】日トンガ防衛相テレビ会談(7月)、統幕長とトンガ軍参謀総長との会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)</p> <p>【フィジー】日フィジー防衛相会談(シンガポール(第19回シャングリラ会合))(6月)、統幕長とフィジー国軍司令官との会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)、フィジー海軍司令官訪日(WPNS)(11月)</p> <p>【ソロモン諸島】防衛副大臣ソロモン諸島訪問(8月)</p> <p>【パラオ】防衛副大臣パラオ訪問(8月)</p> <p>【その他】防衛政務官ジブチ訪問(5月)、統幕長がバングラデシュ国軍軍務局首席参謀と会談(シドニー(インド太平洋参謀長会議))(7月)、バングラデシュ海軍参謀長訪日(WPNS)(11月)、コロンビア海軍司令官訪日(WPNS)(11月)、チリ海軍本部長訪日(WPNS)(11月)、ペルー海軍総司令官訪日(WPNS)(11月)、統幕長ジブチ訪問(R5年2月)</p>
---------------------------------	---

二国間・多国間における防衛当局間の定期協議など

元 年 度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり協議等を実施した。</p> <p>【オーストラリア】日米豪安全保障・防衛協力会合(5月)</p> <p>【インドネシア】第9回日インドネシア防衛当局間協議(8月)</p> <p>【ベトナム】第7回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話(6月)、第7回防衛次官級会合(11月)</p> <p>【フィリピン】第8回日フィリピン外務・防衛当局間協議(6月)、日フィリピン防衛当局間協議(6月)、第6回日フィリピン次官級協議(11月)</p> <p>【カンボジア】第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議(12月)、第6回日カンボジア防衛当局間協議(12月)</p> <p>【ラオス】第3回日ラオス安全保障対話(令和2年3月)</p> <p>【韓国】日米韓防衛実務者協議(5月)</p> <p>【カナダ】第11回日カナダ外務・防衛当局間協議(12月)、第12回日カナダ防衛当局間協議(12月)</p> <p>【ニュージーランド】第12回日ニュージーランド防衛当局間協議(9月)</p> <p>【ドイツ】日独政務局長級外務・防衛当局間協議(11月)</p> <p>【イタリア】第6回日イタリア防衛当局間協議(令和2年2月)</p> <p>【スペイン】第3回日スペイン防衛当局間協議(6月)</p> <p>【ウクライナ】第1回日ウクライナ防衛当局間協議(9月)</p> <p>【フィンランド】第3回日フィンランド防衛当局間協議(9月)</p> <p>【中国】「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第2回年次会合・専門会合(令和2年1月)</p> <p>【ヨルダン】第1回日ヨルダン外務・防衛当局間協議(7月)</p> <p>【パキスタン】第10回日パキスタン防衛当局間協議(6月)</p> <p>【モンゴル】第5回日モンゴル外交・防衛・安全保障当局間協議(4月)、第5回日モンゴル防衛・安全保障当局間協議(4月)</p>
2 年 度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり協議等を実施した。</p> <p>【シンガポール】第16回シンガポール防衛当局間協議(シンガポール)(11月)</p> <p>【英国】第18回日英外務・防衛当局間協議(VTC)(9月)、第14回日英防衛当局間協議(VTC)(10月)</p> <p>【フランス】第22回日フランス外務・防衛当局間協議(VTC)(7月)</p> <p>【ニュージーランド】第13回日ニュージーランド防衛当局間協議(VTC)</p> <p>【NATO】第16回日NATO高級事務レベル協議(VTC)(10月)</p> <p>【中国】「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第3回年次会合・専門会合(VTC)(令和3年3月)</p> <p>【イスラエル】第2回日イスラエル安保対話(VTC)(令和3年1月)</p> <p>【バーレーン】第4回バーレーン安保対話(VTC)(10月)</p> <p>【ヨルダン】第2回日ヨルダン外務・防衛当局間協議(VTC)(10月)</p>
3 年 度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり協議等を実施した。</p> <p>【韓国】日米韓防衛当局局長級会議(電話)(10月)、日米韓防衛当局局長級会議(電話)(令和4年1月)、日米韓防衛当局局長級会議(電話)(令和4年2月)</p> <p>【フランス】第23回日フランス外務・防衛当局間協議(東京)(10月)</p> <p>【ドイツ】第18回日独政務局長級外務・防衛当局間協議(東京)(6月)、第15回日独防衛当局間協議(東京)(6月)、第16回日独防衛当局間協議(VTC)(9月)</p> <p>【ニュージーランド】第14回日ニュージーランド防衛当局間協議(VTC)(12月)</p> <p>【中国】第13回日中高級事務レベル海洋協議(VTC)(12月)</p> <p>【ヨルダン】第3回日ヨルダン外務・防衛当局間協議(VTC)(11月)</p> <p>【パキスタン】第8回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第11回日パキスタン防衛当局間協議(VTC)(6月)</p>

4 年 度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり協議等を実施した。</p> <p>【カナダ】第12回日カナダ外務・防衛当局間協議、第13回日カナダ防衛当局間協議(オタワ)(12月)</p> <p>【ニュージーランド】第15回日ニュージーランド防衛当局間協議(東京)(令和5年3月)</p> <p>【中国】第14回日中高級事務レベル海洋協議(VTC)(11月)、日中防衛当局間協議(東京)(令和5年2月)、第17回日中安保対話(東京)(令和5年2月)</p> <p>【豪】日豪防衛当局間協議(7月)</p> <p>【フランス】第20回日フランス防衛当局間協議(パリ)(11月)</p> <p>【NATO】第17回日NATO高級事務レベル協議(東京)(12月)</p> <p>【イタリア】第7回日イタリア防衛当局間協議(東京)(11月)</p> <p>【フィンランド】第4回日フィンランド防衛当局間協議(東京)(10月)</p> <p>【リトアニア】第1回日リトアニア防衛当局間協議(ビリニュス)(7月)</p> <p>【シンガポール】第17回日シンガポール防衛当局間協議(東京)(4月)、第18回日シンガポール防衛当局間協議(東京)(R5年3月)</p> <p>【フィリピン】第9回日フィリピン防衛当局間協議(マニラ)(10月)</p> <p>【カンボジア】第7回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第8回日カンボジア防衛当局間協議(東京)(R5年2月)</p> <p>【マレーシア】第7回日マレーシア防衛当局間協議(クアラルンプール)(10月)</p> <p>【UAE】第3回日UAE防衛当局間協議(アブダビ)(9月)</p> <p>【イスラエル】第6回日イスラエル防衛当局間協議(東京)、第3回日イスラエル外務・防衛当局間協議(東京)(12月)</p> <p>【ヨルダン】第4回日ヨルダン外務・防衛当局間協議(東京)(12月)</p>
-------------	--

二国間・多国間における部隊間の交流行事を通じた相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進

元 年 度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり親善訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日マレーシア親善訓練(4月、5月、9月) ・日インドネシア親善訓練(5月) ・日中親善訓練(10月) ・日タイ親善訓練(令和2年1月) ・日ブルネイ親善訓練(6月) ・日オマーン親善訓練(9月、12月) ・日モルディブ親善訓練(4月、7月) ・日バングラデシュ親善訓練(10月) ・日ベトナム親善訓練(6月) <p>●ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援(10月～12月)</p>
2 年 度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり親善訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日シンガポール親善訓練(6月) ・日インド親善訓練(6月) ・日インドネシア親善訓練(10月) ・日スペイン親善訓練(令和3年2月) <p>●ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援(中止)</p>
3 年 度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり親善訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日インドネシア親善訓練(6月) ・日ベトナム親善訓練(10月、11月、R4年2月) ・日フィリピン親善訓練(7月、11月) ・日タイ親善訓練(R4年3月) ・日カンボジア親善訓練(R4年3月) ・日マレーシア親善訓練(R4年3月) ・日ブルネイ親善訓練(6月、12月) ・日パラオ親善訓練(9月、R4年3月) ・日バヌアツ親善訓練(9月) ・日スリランカ親善訓練(6月、R4年1月、2月) ・日パキスタン親善訓練(7月) ・日ペルー親善訓練(11月) ・日バングラデシュ親善訓練(R4年1月) <p>●ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援(10月～12月)</p>
4 年 度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり親善訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日タイ親善訓練(4月) ・日フィリピン親善訓練(4月) ・日スリランカ親善訓練(5月) ・日ジブチ親善訓練(6月) ・日パラオ親善訓練(7月) ・日コロンビア親善訓練(7月) ・日ミクロネシア親善訓練(8月) ・日メキシコ親善訓練(8月) ・日チリ親善訓練(8月) ・日米ソロモン親善訓練(8月) ・日バヌアツ親善訓練(8月) ・日フィジー親善訓練(8月) ・日トンガ親善訓練(8月) ・日シンガポール親善訓練(8月) ・日フィリピン親善訓練(11月) ・日インドネシア親善訓練(R5年2月) ・日カンボジア親善訓練(R5年3月) <p>●ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援(11月～R5年1月)</p>

二国間における留学生の交換

元年度	<p>●令和元年度は以下のとおり留学生の交換を実施した。特に、令和元年度においては、統合幕僚学校国際平和協力センターの課程において、初めて、エチオピア、ヨルダン、南アフリカからの留学生の受入を実施した。</p> <p>●留学生の受け入れ：令和元年度は、主にアジア・太平洋地域諸国から、合計104名の留学生を新規に防衛省・自衛隊教育機関に受け入れた。内訳は以下のとおり。(タイ10名、フィリピン2名、インドネシア5名、シンガポール1名、ベトナム9名、カンボジア3名、東ティモール3名、ラオス2名、ミャンマー1名、インド6名、パキスタン9名、韓国11名、モンゴル5名、豪州6名、米国10名、ドイツ2名、フランス8名、カナダ1名、メキシコ1名、スペイン1名、カタール1名、スリランカ2名、イタリア1名、エチオピア2名、ヨルダン1名、南アフリカ1名)</p> <p>●諸外国への留学：令和元年度、諸外国へ新規に留学した自衛隊員は合計127名であり、その内訳は以下のとおり。(米国116名、英国2名、ドイツ1名、フランス1名、イタリア2名、韓国1名、豪州1名、インド1名、カタール1名、カナダ1名)</p>
2年度	<p>●令和2年度は以下のとおり留学生の交換を実施した。</p> <p>●留学生の受け入れ：令和2年度は、主にアジア・太平洋地域諸国から、合計65名の留学生を新規に防衛省・自衛隊教育機関に受け入れた。内訳は以下のとおり。(タイ10名、フィリピン2名、インドネシア7名、シンガポール1名、ベトナム13名、カンボジア3名、ラオス1名、ミャンマー3名、マレーシア2名、インド1名、パキスタン1名、韓国5名、モンゴル4名、豪州4名、米国8名)</p> <p>●諸外国への留学：令和元年度、諸外国へ新規に留学した自衛隊員は合計79名であり、その内訳は以下のとおり。(米国64名、英国3名、ドイツ1名、フランス1名、イタリア1名、韓国2名、豪州1名、インド1名、タイ1名、マレーシア1名)</p>
3年度	<p>●留学生の受け入れ：主にアジア・太平洋地域諸国から、合計92名の留学生を新規に防衛省・自衛隊教育機関に受け入れた。内訳は以下のとおり。(タイ10名、フィリピン2名、インドネシア7名、ベトナム13名、カンボジア3名、ラオス1名、ミャンマー4名、マレーシア2名、インド5名、パキスタン7名、韓国13名、モンゴル5名、東ティモール1名、フランス6名、豪州2名、米国11名)</p> <p>●諸外国への留学：諸外国へ新規に留学した自衛隊員は合計76名であり、その内訳は以下のとおり。(米国64名、英国2名、ドイツ1名、フランス1名、イタリア2名、韓国3名、豪州2名、インド1名、カタール2名、インドネシア1名)</p>
4年度	<p>●留学生の受け入れ：主にアジア・太平洋地域諸国から、合計104名の留学生を新規に防衛省・自衛隊教育機関に受け入れた。内訳は以下のとおり。(タイ7名、フィリピン14名、インドネシア6名、シンガポール2名、ベトナム12名、カンボジア2名、ラオス1名、ミャンマー4名、マレーシア2名、インド5名、パキスタン6名、韓国11名、モンゴル4名、東ティモール1名、ドイツ1名、フランス6名、豪州7名、米国13名)</p> <p>●諸外国への留学：諸外国へ新規に留学した自衛隊員は合計100名であり、その内訳は以下のとおり。(米国81名、英国3名、カナダ3名、インド3名、ドイツ1名、イタリア2名、オランダ1名、タイ1名、韓国2名、豪州2名、カタール1名)</p>

二国間・多国間における研究交流

元年度	<p>●米、韓、中、露、豪、印、パキスタン、東南アジア、欧州、カナダ、北欧及びバルト諸国等の研究機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流を継続したほか、交流の充実・強化として、政府機関や軍も相手方としつつ、以下の取組みを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中国人民解放軍軍事科学院との戦略対話を東京で実施。 ② 中央アジア諸国との研究交流としてトルクメニスタンを訪問し、軍アカデミーなどで意見交換を実施。 ③ 中国国際戦略研究基金会との研究会を東京で開催。 ④ NATO国防大学等校長会議に参加。 ⑤ フランス軍事学校戦略研究所に防研研究者を派遣。 ⑥ ブルガリア共和国国防副大臣を受け入れ、ロシア及び中国等を含む国際情勢について意見交換を実施。 ⑦ マレーシア国防副大臣を受け入れ、インド太平洋における諸情勢について意見交換を実施。 ⑧ ドイツ連邦共和国国防政務次官を受け入れ、欧州及びインド太平洋情勢について意見交換を実施。 ⑨ インドネシア国家強靱性研究所(レムハンナス)所長を受け入れ、両機関の交流の方向性などについて意見交換を実施。 ⑩ 駐日エストニア、ラトビア、フィリピン、ノルウェー、リトアニア及びミャンマー大使を受け入れ、地域情勢などに関して意見交換を実施。 ⑪ 日比防衛研究交流として研究者2名を派遣し、フィリピン国防大学で研究会を実施したほか、政府機関・シンクタンクなどを訪問し意見交換を実施。 ⑫ 引き続き、NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)に防研研究者を派遣。 ⑬ 中国人民解放軍国防大学研修団26名を受け入れ、地域情勢等について意見交換を実施。 ⑭ 東南アジア交流として、インドネシア及びタイに研究者2名を派遣。 ⑮ ARF国防大学等校長会議に副所長以下3名を派遣。 <p>●防研主催の国際会議に諸外国の研究機関から講演者等を招へいた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際シンポジウム：5カ国の大学・研究機関から6名の研究者を招へいして開催。 ② ASEANワークショップ：東南アジア4カ国の大学・研究機関から4名の研究者を招へいして開催。 ③ グローバル安全保障セミナー：米国から1名の研究者を招へいして開催。
2年度	<p>●米、韓、中、露、豪、印、東南アジア、欧州、中東等の研究機関や教育機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流をオンライン形式で継続するとともに、交流の充実・強化として以下の取組みを実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 韓、豪、欧州、北欧、バルト諸国及び中東等の駐日大使と地域情勢や研究上の協力等に関する意見交換の実施及び大使による一般課程生に対するオンライン特別講義などを実施。 ② 引き続き、NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)に防研研究者を派遣。 ③ 調査研究のため、米国に防研研究者を2名オンラインで派遣。 <p>●防研主催の国際会議に諸外国の研究機関等から講演者等を招へい(オンライン形式)した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全保障国際コキアム：4カ国の大学・研究機関から4名の研究者を招へいして開催。 ② 戦争史研究国際フォーラム：2カ国の大学から5名の研究者を招へいして開催。 ③ ASEANワークショップ：東南アジア6カ国の大学・研究機関から6名の研究者を招へいして開催。

3 年 度	<p>●米、韓、中、豪、東南アジア、欧州、中東、インド太平洋島嶼部等の研究機関や教育機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流を継続するとともに、交流の充実・強化として以下の取り組みを実施した。</p> <p>①NATO国防大学等校長会議に所長・研究者が参加。 ②ARF国防大学等校長会議に所長・研究者が参加(オンライン形式)。 ③日越防衛研究交流として、所長・研究者がベトナム国防国際関係研究所等を訪問し、意見交換を実施。 ④インド太平洋島嶼部との交流として、副所長・研究者がスリランカ・コテラワラ国防大学とオンラインで意見交換を実施。 ⑤駐日カンボジア大使と地域情勢などに関して意見交換。駐日ウクライナ大使・インド陸軍第17軍団司令官の一般課程に対する特別講義等を実施。 ⑥引き続き、NATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)に防研研究者を派遣。 ⑦調査研究のため、シンガポール、米国、英国、カナダ及び韓国に防研研究者を5名派遣。</p> <p>●防研主催の国際会議に諸外国の研究機関等から講演者等を招へい(オンライン形式)した。</p> <p>①安全保障国際コロキウム:4カ国の大学・研究機関から5名の研究者を招へいして開催。 ②戦争史研究国際フォーラム:2カ国の大学・研究機関等から6名の研究者を招へいして開催。 ③ASEANワークショップ:東南アジア等3カ国の大学・研究機関から4名の研究者を招へいして開催。</p>
4 年 度	<p>●米、韓、中、豪、東南アジア、欧州、中東、インド太平洋島嶼部等の研究機関や教育機関との2国間あるいは多国間での教育・研究交流を継続するとともに、交流の充実・強化として以下の取り組みを実施した(防衛研究所所長が参加・対応した事例)。</p> <p>①NATO国防大学国防関係学校長会議に所長及び研究者2名が参加。 ②日印防衛研究交流として所長及び研究者6名が参加してインド防衛研究所とオンラインで意見交換を実施 ③駐日ルーマニア(4月)、英国(6月)、ラトビア(10月)各大使を受け入れ、所長、副所長等と地域情勢等について意見交換を実施 ④インドデリー・ポリシー・グループ所長等の海外研究機関の長等を受け入れ、所長、副所長等と両機関の研究交流等について意見交換を実施</p> <p>●防研主催の国際会議に諸外国の研究機関等から講演者等を招へい(オンライン形式)した。</p> <p>①安全保障国際シンポジウム:5カ国の大学・研究機関から5名の研究者を招へいして開催。 ②戦争史研究国際フォーラム:3カ国の大学・研究機関等から3名の研究者を招へいして開催。 ③ASEANワークショップ:東南アジア等3カ国の大学・研究機関から3名の研究者を招へいして開催。 ④政策シミュレーション国際会議:2カ国の大学・研究機関等から3名の研究者を招へいして開催。</p>
多国間における安全保障対話等	
元 年 度	<p>●拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)関連会合 ・閣僚会合(11月)、高級事務レベル会合(ADSOMプラス)(4月)、高級事務レベル会合作業部会(ADSOMプラスWG)(令和2年1月)、専門家会合(対テロEWG)(4月、6月、9月、10月、12月)、人道支援・災害救難EWG(4月、7月、10月)、海洋安全保障EWG(5月、9月)、防衛医学EWG(10月)、平和維持活動EWG(9月)、地雷処理EWG(9月、12月)、サイバーEWG(5月、8月、10月)</p> <p>●ASEAN地域フォーラム(ARF)国防当局間会合(5月)</p> <p>●パンフィック・パートナーシップ(3月～5月)</p> <p>●民間機関主催 ・IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)(5月)、IISS地域安全保障サミット(マナーマ対話)(11月)、ドーハ・フォーラム(12月)、IISSフラートン・フォーラム(令和2年1月)、ミュンヘン安全保障会議(令和2年2月)</p> <p>●防衛省・自衛隊主催等 ・日ASEAN防衛担当大臣会合(11月)、日ASEAN防衛当局次官級会合(10月)</p> <p>●各国国防当局主催 ・ソウル・ディフェンス・ダイアログ(9月)</p>
2 年 度	<p>●拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)関連会合 ・閣僚会合(12月)、高級事務レベル会合(ADSOMプラス)(7月、11月)、高級事務レベル会合作業部会(ADSOMプラスWG)(6月、11月、令和3年2月)、専門家会合(海洋安全保障)(令和3年3月)、(防衛医学)(令和3年3月)、(サイバー)(令和3年3月)</p> <p>●日ASEAN防衛担当大臣会合(12月)</p> <p>●ASEAN地域フォーラム(ARF)国防当局間会合(7月)</p> <p>●民間機関主催 ・IISSフラートン・フォーラム(令和3年1月)</p>
3 年 度	<p>●拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)関連会合 ・閣僚会合(6月)、・高級事務レベル会合(ADSOMプラス)(4月)、・高級事務レベル会合作業部会(ADSOMプラスWG)(4月、6月、R4年2月)、・専門家会合(EWG)(対テロEWG(6月、12月)、HA/DR-EWG(4月、11月)、海洋安全保障EWG(7月、R4年2月)、防衛医学EWG(6月)、平和維持活動EWG(4月、9月、12月)、地雷処理EWG(9月)、サイバーEWG(11月))</p> <p>●ASEAN地域フォーラム(ARF) ・国防当局間会合(5月)、安全保障政策会議(5月)</p> <p>●防衛省主催 ・日・太平洋島嶼国防大臣会合(9月)、国際士官候補生会議(R4年3月)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム(令和5年3月) ●各国国防当局主催 ソウルディフェンス・ダイアログ(9月) ●拡大ASEAN 国防相会議(ADMMプラス)関連会合: <ul style="list-style-type: none"> ・閣僚会合(11月) ・高級事務レベル会合(ADSOMプラス)(5月) ・高級事務レベル会合作業部会(ADSOMプラスWG)(4月、10月、R5年2月) ・専門家会合(EWG) 4 HA/DR-EWG(5月、10月)、海洋安全保障EWG(5月、7月、8月、R5年2月)、防衛医学EWG(6月、11月、R5年3月)、平和維持 年度 活動EWG(10月、12月、R5年3月)、地雷処理EWG(7月、R5年2月)、サイバーEWG(7月、11月) ●パシフィック・パートナーシップ(6月～7月、8月～9月) ●日ASEAN防衛担当大臣会合(6月) ●ASEAN 地域フォーラム(ARF) <ul style="list-style-type: none"> ・国防当局間会合(4月) ・安全保障政策会議(6月) ●民間主催 <ul style="list-style-type: none"> ・IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)(6月) ・IISSシャングリラ・シエルパ会合(R5年1月) ●防衛省主催・日ASEAN防衛当局次官級会合(R5年3月)
--	--	--	---

担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	--------------------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-18)

施策名	二国間・多国間の共同訓練・演習の実施				担当部局名	防衛政策局	
施策の概要	防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。				政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)	
達成すべき目標	二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進し、我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月
測定指標		目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
①	自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的とした二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進	二国間における共同訓練を通じた技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進並びに我が国にとって望ましい安全保障環境を創出 多国間における共同訓練を通じた技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進並びに我が国にとって望ましい安全保障環境を創出			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (1) 共同訓練・演習 防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	達成手段の概要等	
		令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)		
(1)	油購入費	84,140 (77,654)	100,797 (95,459)	162,764		1	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。
(2)	多国間・2国間交流	1,581 (65)	1,072 (37)	1,742		1	アジア太平洋地域の一層の安定化に資する訓練として、米国を含む3国間の枠組みでの共同訓練や、2国間での搜索救難に関する共同訓練に取り組んでいるとともに、ARFやADMMプラスの枠組みでの人道支援・災害救援の分野等を中心とした多国間の枠組みでの共同訓練等に取り組んでいる。また、グローバルな安全保障環境の改善に資する訓練として、国際平和協力活動に関する訓練やPSI阻止訓練等にも積極的に参加している。
施策の予算額・執行額		85,721 (77,719)	101,869 (95,496)	164,506			施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(1)共同訓練・演習

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-10)

施策名	二国間・多国間の共同訓練・演習の実施		
測定指標	目標	施策の進捗状況	
①	自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的とした二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進 二国間における共同訓練を通じた技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進並びに我が国にとって望ましい安全保障環境を創出	<p>●令和元年度においては、以下のとおり二国間共同訓練(米を除く)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日仏共同訓練(4月) ・日文共同訓練(4月) ・日印共同訓練(4月×2回、5月、12月) ・日豪共同巡航訓練(5月) ・日比共同訓練(5月、6月、9月) ・日露搜索・救難共同訓練(6月) ・日加共同訓練(KAEDEX19)(6月、10月) ・日豪共同訓練「日豪トライデント」(9月、10月) ・英国における英陸軍との実動訓練「ヴィジラント・アイルズ19」(9月～10月) ・日印共同訓練「シンユウ・マイトウリ19」(10月) ・日英共同訓練(10月) ・インドにおけるインド陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン19」(10月～11月) ・EU海上部隊との海賊対処共同訓練(スペイン)(令和2年1月、令和2年2月) ・日スリランカ共同訓練(令和2年1月) ・フランス空軍との海賊対処共同訓練(令和2年1月、令和2年2月、令和2年3月) ・ロシア海軍との海賊対処共同訓練(令和2年1月) <p>【統合幕僚監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オマーン海軍との海賊対処共同訓練(5月) ・ロシア海軍との海賊対処共同訓練(令和2年1月) ・フランス空軍との海賊対処共同訓練(令和2年1月、令和2年2月、令和2年3月) ・EU海上部隊との海賊対処共同訓練(スペイン)(令和2年1月、令和2年2月) <p>【陸上自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国における英陸軍との実動訓練「ヴィジラント・アイルズ19」(9月～10月) ・インドにおけるインド陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン19」(10月～11月) <p>【海上自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日仏共同訓練(4月) ・日文共同訓練(4月) ・日印共同訓練(4月×2回、5月、12月) ・日比共同訓練(5月、6月、9月) ・日豪共同巡航訓練(5月) ・日露搜索・救難共同訓練(6月) ・日加共同訓練(KAEDEX19)(6月、10月) ・日豪共同訓練「日豪トライデント」(9月、10月) ・日英共同訓練(10月) ・日錫共同訓練(令和2年1月) <p>【航空自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日豪共同訓練「武士道ガーディアン10」(9月～10月) ・日印共同訓練「シンユウ・マイトウリ19」(10月) 	元年度
		<p>●令和2年度においては、以下のとおり二国間共同訓練(米を除く)を実施した。</p> <p>【統合幕僚監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英海軍との海賊対処共同訓練(8月) ・EU海上部隊との海賊対処共同訓練(スペイン)(6月×2回、令和3年2月) ・パキスタン海軍との海賊対処共同訓練(10月、令和3年2月、令和3年3月) <p>【海上自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日豪共同訓練(9月、11月、令和3年3月) ・日印共同訓練(JIMEX)(9月) ・日比共同訓練(7月) ・日加共同訓練(11月) ・日スリランカ共同訓練(JA-LAN EX)(9月) 	2年度

3
年
度

●令和3年度においては、以下のとおり二国間共同訓練(米を除く)を実施した。

【統合幕僚監部】

- ・ドイツ海軍との共同訓練(8月、令和4年1月)
- ・EU海上部隊との共同訓練(スペイン・イタリア)(9月、10月)
- ・英空母打撃群との共同訓練(11月)

【陸上自衛隊】

インドにおける印陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン21」(令和4年2月～3月)

【海上自衛隊】

- ・日仏共同訓練(5月、9月、令和4年3月)
- ・日豪共同訓練(6月、9月、11月、令和4年3月)
- ・日印共同訓練(6月×2回、10月、令和4年1月、)
- ・日英共同訓練(9月)
- ・日独共同訓練(9月、11月、12月)
- ・日スリランカ共同訓練(JA-LAN EX)(10月)
- ・日加共同訓練(KAEDEX21)(11月)

【航空自衛隊】

- ・日比共同訓練(7月)
- ・豪空軍との共同訓練(令和4年3月)

4
年
度

●令和4年度においては、以下のとおり二国間共同訓練(米を除く)を実施した。

【陸上自衛隊】

- ・日豪実動訓練(8月)
- ・英陸軍との実動訓練(ヴィジラント・アイルズ22)(11月)

【海上自衛隊】

- ・日印共同訓練(5月、7月、9月、10月)
- ・日仏共同訓練(5月、6月×2、8月)
- ・日NATO共同訓練(6月)
- ・日スペイン共同訓練(6月)
- ・日英共同訓練(6月×2)
- ・EU海上部隊との海賊対処共同訓練(フランス海軍:9月、スペイン海軍:11月)
- ・日加共同訓練(KAEDEX22)(9月)
- ・仏空母打撃軍との共同訓練(令和5年1月～2月)

【航空自衛隊】

- ・日比人道支援・災害救援共同訓練(ドウシン・バヤニハン2-22)(6月)
- ・ドイツ空軍との共同訓練(9月)
- ・印空軍との戦闘機共同訓練(ヴィーア・ガーディアン23)(令和5年1月)
- ・印空軍との輸送機共同訓練(シンユウ・マイトウリ23)(令和5年3月)

多国間における共同訓練を通じた技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の推進並びに我が国にとって望ましい安全保障環境を創出

元
年
度

●令和元度においては、以下のような多国間共同訓練に参加した。

- ・豪州における豪陸軍主催射撃競技会(3月～4月)
- ・日米印比共同巡航訓練(5月)
- ・日仏豪米共同訓練「ラ・ベルーズ」(5月)
- ・日米豪韓共同訓練(パンフィック・ヴァンガード19-1)(5月)
- ・日米豪共同訓練(5月)
- ・多国間共同訓練「カーンクレスト」(6月)
- ・豪州における米豪軍との実動訓練「サザン・ジャッカル」(5月～6月)
- ・韓国主催PSI訓練「イースタン・エンデバー19」(7月)
- ・掃海特別訓練(日米印共同訓練)(7月)
- ・拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)人道支援・災害救援演習(7月～8月)
- ・ADMMプラスPKO専門家会合参加国合同実動訓練(9月)
- ・日米印共同訓練「マラバール」(9月～10月)
- ・ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「赤道19」(9月～10月)
- ・米比共同訓練「カマンダグ19」(10月)
- ・米比共同訓練「MTA SAMA SAMA 2019」(10月)
- ・米国主催国際海上訓練(10月～11月)
- ・第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パンフィック・リーチ2019」(11月)
- ・海上自衛隊演習(実動演習(日米豪加共同訓練))(11月)
- ・掃海特別訓練(日米豪共同訓練)(11月)
- ・ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」(12月)
- ・令和元年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練「シードラゴン2020」(令和2年1月)
- ・コープ・ノース20における日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救難共同訓練(令和2年1月～3月)

【統合幕僚監部】

- ・韓国主催PSI訓練「イースタン・エンデバー19」(7月)
- ・拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)人道支援・災害救援演習(7月～8月)
- ・ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「赤道19」(9月～10月)
- ・多国間共同訓練「コブラ・ゴールド20」(令和2年1月～3月)

【陸上自衛隊】

- ・豪州における豪陸軍主催射撃競技会(3月～4月)
- ・豪州における米豪軍との実動訓練「サザン・ジャッカル」(5月～6月)

元年度(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・多国間共同訓練「カーンクエスト」(6月) ・ADMMプラスPKO専門家会合参加国合同実動訓練(9月) ・米比共同訓練「カマンダグ19」(10月) 【海上自衛隊】 ・日米印比共同巡航訓練(5月) ・日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」(5月) ・日米豪韓共同訓練(パンフィック・ヴァンガード19-1)(5月) ・日米豪共同訓練(5月) ・機雷戦訓練(陸奥湾)及び掃海特別訓練(日米印共同訓練)(7月) ・日米印共同訓練「マラバール2019」(9月～10月) ・米比共同訓練「MTA SAMA SAMA 2019」(10月) ・米国主催国際海上訓練(10月～11月) ・第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パンフィック・リーチ2019」(11月) ・海上自衛隊演習(実動演習(日米豪加共同訓練))(11月) ・掃海特別訓練(日米豪共同訓練)(11月) ・令和元年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練「シードラゴン2020」(令和2年1月) ・コープ・ノース20における日米豪共同訓練(令和2年1月～3月) 【航空自衛隊】 ・マイクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」(12月) ・コープ・ノース20における日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救難共同訓練(令和2年1月～3月)
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2度においては、以下のような多国間共同訓練に参加した。 【統合幕僚監部】 ・EU海上部隊及び韓国海軍との海賊対処共同訓練(7月) ・欧州連合海軍部隊との海賊対処共同訓練(10月) 【海上自衛隊】 ・日米豪共同訓練(7月、10月、11月) ・米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT2020)(7月) ・米国主催環太平洋合同演習(RIMPAC2020)(8月) ・日米豪韓共同訓練(パンフィック・ヴァンガード20)(9月) ・日米印豪共同訓練(マラバール2020)(11月×2回) ・日米仏共同訓練(12月、令和3年2月) ・令和2年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2021)(令和3年1月) ・パキスタン主催多国間共同訓練(AMAN21)(令和3年2月) ・日仏ベルギー共同訓練(令和3年3月) ・日米仏ベルギー共同訓練(令和3年3月) 【航空自衛隊】 ・米宇宙軍主催多国間机上演習(シュリーバー演習2020)(11月) ・コープ・ノース21における日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救援共同訓練(令和3年1月～2月)
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては、以下のような多国間共同訓練に参加した。 【統合幕僚監部】 ・フランス海軍等との海賊対処共同訓練(5月) ・EU海上部隊及びジブチ海軍との海賊対処共同訓練(5月) ・英空母打撃群との海賊対処共同訓練(7月) ・多国間共同訓練(コブラ・ゴールド21)(7月～8月) ・米国主催大規模広域訓練2021(LSGE)(8月) 【陸上自衛隊】 ・国内における仏陸軍及び米海兵隊との実動訓練「ARC21」(5月) ・豪州における米豪軍との実動訓練「サザン・ジャッカルー21」(5月～7月) ・豪州における米豪英軍との実動訓練「タリスマン・セイバー21」(6月～8月) ・米比共同訓練「カマンダグ21」(9月～10月) 【海上自衛隊】 ・日仏米豪印共同訓練(ラ・ペルーズ21)(4月) ・日豪加共同訓練(4月) ・日米豪仏共同訓練(ARC21)(5月) ・米スリランカ主催共同訓練(CARAT)(6月) ・日米豪韓共同訓練(6月～7月) ・日豪韓共同訓練(7月) ・米豪主催多国間共同訓練(タリスマン・セイバー21)(7月) ・日米豪韓共同訓練(パンフィック・ヴァンガード21)(7月) ・米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT2021)(8月) ・日米印豪共同訓練(マラバール2021)(8月～9月、10月) ・日英米蘭加共同訓練(PACIFIC CROWN21)(8月～9月) ・米比主催共同訓練(Exercise-SAMA SAMA 2021)(10月) ・日米英蘭加新共同訓練(10月×2回) ・日米豪英共同訓練(Maritime Partnership Exercise)(10月) ・日米豪共同訓練(10月、令和4年3月) ・海上自衛隊演習((実動演習)(日米共同演習及び日米豪加独共同訓練))(11月) ・令和3年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2022)(令和4年1月) ・コープ・ノース22における日米豪共同訓練(令和4年2月) ・米国主催国際海上訓練(IMX/CE22)(令和4年1月～2月)

3 年 度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> ・インド海軍主催多国間共同訓練(MILAN2022)(令和4年2月～3月) 【航空自衛隊】 ・ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」(12月) ・コープ・ノース22における日米豪共同訓練及び日米豪人道支援・災害救援共同訓練(令和4年1月～3月)
4 年 度	<p>●令和4年度においては、以下のような多国間共同訓練に参加した。</p> <p>【統合幕僚監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリネシア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「MARARA22」(5月) ・米国主催「拡散に対する安全保障構想(PSI)」訓練「Fortune Guard 22」(8月) ・ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「赤道22」(11月) ・日米韓共同訓練(10月×2、令和5年2月) ・多国間共同訓練「コブラ・ゴールド23」(令和5年2月～3月) <p>【陸上自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪州における米豪軍との実動訓練(サザン・ジャッカルー22)(5月) ・多国間共同訓練(カーン・クレスト22)(6月) ・米海軍主催多国間共同訓練(RIMPAC2022)(7月) ・米国及び尼国における米尼陸軍との実動訓練(ガルーダ・シールド22)(7月～8月) ・日米豪韓加共同訓練(PACIFIC VANGUARD22)(8月) ・比国における米比海兵隊との実動訓練(カマンダグ22)(10月) <p>【海上自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米豪共同訓練(NOBLE PARTNER22)(6月) ・米海軍主催多国間共同訓練(RIMPAC2022)(6月～8月) ・日米豪共同訓練(7月、11月、令和5年3月) ・パンフィック・パートナーシップ2022(日米英パラオ多国間捜索救難訓練(SAREX))(7月) ・日米豪韓加ミサイル警戒演習(PACIFIC DRAGON 2022)(8月) ・日加新共同訓練(8月) ・日米豪韓加共同訓練(PACIFIC VANGUARD22)(8月) ・日仏豪共同訓練(ラ・ペルーズ22)(8月～9月) ・日米加共同訓練(ノーブル・レイヴン22)(8月～9月、9月～10月) ・豪州海軍主催多国間共同訓練(KAKADU 2022)(9月) ・日米韓共同訓練(9月、10月×2、令和5年2月) ・日米豪加共同訓練(ノーブル・ミスト22)(10月) ・米日豪比主催共同訓練(Exercise SAMASAMA/LUMBAS 2022)(10月) ・スペイン海軍及びトルコ海軍との第151連合任務群の計画による海賊対処共同訓練(10月) ・多国間共同訓練(11月) ・日米印豪共同訓練(マラパール 2022)(11月) ・仏空母打撃群との共同訓練(令和5年1月) ・米スリランカ主催共同訓練(CARAT 2023)(令和5年1月) <p>【航空自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪空軍演習(ピッチ・ブラック22)(8月～9月) ・ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練(クリスマス・ドロップ)(11月～12月) ・コープ・ノース23における日米豪共同訓練(令和5年1月～3月)

担当部局名	防衛政策局	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑱)

施策名		装備・技術協力			担当部局名	防衛装備庁		
施策の概要		防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)		
達成すべき目標		①防衛装備・技術協力を推進し、維持整備も含めた他の防衛協力の手段とも効果的に組み合わせることで、相手国軍隊の能力向上に協力するとともに、相手国との中長期にわたる関係を維持・強化する。			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防		
測定指標		目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
①	相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化	諸外国との共同研究・開発の推進 装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備 他の防衛協力の手段との効果的な組み合わせ			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (2) 装備・技術協力 防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、必要に応じて、訓練・演習や能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
		令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1)	防衛装備移転等に関する調査	252 (252)	242 (227)	52		1	協力相手国のニーズ・事情に応じた防衛装備・技術協力を実現するには、その国特有の調達制度、防衛生産・技術基盤などに関する諸課題への対応が求められる。本事業では、防衛装備・技術協力の検討を開始する初期段階において行方課題の抽出や実現可能性の把握に必要な情報として、諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤等を調査する。また、協力が具体化している案件について、海外移転を実現するために必要な調査等を実施する。	0244
(2)	防衛装備・技術協力における通訳支援	15 (2)	15 (2)	13		1	防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、英国、豪州、印国、比国、仏国、独国、伊国、馬国との間でも、それぞれ政府間の協力枠組が構築されている。また、これら以外の国についても日本の装備品に関心を示している国も多く、協議を進めていくことが予想される。こういった重要な協議を行う場合に、言語的な支援を行うことで双方の理解に齟齬を無くし、もって我が国の防衛装備・技術協力を推進する。	0245
(3)	防衛装備協力(諸外国(ASEAN及び中東諸国)からの現地軍関係者等の招へい等)	21 (5)	17 (1)	21		1	ASEAN諸国に対し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備品に伴うアフターサービスを含めた包括的な防衛装備・技術協力を推進するもの。	0246
(4)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策	10 (35)	20 (12)	20		1	平成26年4月の防衛装備移転三原則策定以降、我が国では諸外国との防衛装備・技術協力を推進しているところ、実効的な防衛装備・技術協力の推進のためには、我が国との防衛装備・技術協力の可能性を検討している諸外国官民に対して、我が国の防衛産業基盤などに関する理解促進を図る必要がある。本事業は、かかる観点から、防衛装備・技術協力の推進に向けた諸外国へ各種の情報発信を実施するもの。	0247
(5)	ASEAN諸国等に対する防衛装備・技術協力	34 (15)	0 (0)	152		1	個別装備品に係る防衛装備・技術協力を推進するためには、対象国の調達制度等の一般的事項のほか、個別装備品に関連する対象国の事情に応じた諸課題を検討し、対応する必要がある。本事業は、対象となり得る装備品に関するそれら諸課題について、必要な調査等とおして検討及び対応を実施するものである。	0268
(6)	防衛装備行政を円滑に実施するための体制整備に係る経費	19 (7)	0 (3)	0		1	会議室等改修工事が完了した後、防衛省市ヶ谷庁舎D棟3階防衛装備庁第1庁議室の運用に必要な音響機材等を購入し、それらの機器設置及び配線工事等を実施する。	0269
(7)	諸外国との防衛装備・技術協力に係る交流に必要な経費	1 (1)	1 (1)	1		1	平成26年4月に、防衛装備移転三原則が策定され、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。他方、国外においては、国境を越えた防衛産業の大規模な再編が進化した結果、海外企業の競争力が増しつつある。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっている。こうした状況を踏まえ、装備品の民間転用の推進、移転三原則策定後の防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討が活発化してきている。既に、諸外国から我が国の防衛装備・技術協力に対して具体的な関心が寄せられており、防衛省においてこれらの協力打診への対応を適宜行っているところである。これら装備・技術協力の推進のための交流において、関係者間で取り交わされる記念品を購入する必要がある。	0314

(8)	防衛技術協力に係る調整等	0 (0)	0 (0)	10	1	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に進めるよう、諸外国への出張が必要となる。 特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力に専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・推進を行う。	04-0011
(9)	国際競争入札等への参入促進に向けた装備品等の保全措置の検討	0 (0)	0 (0)	0	1	防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画においては、防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努めることが掲げられているところ、防衛装備庁としてもそのための様々な取組を進めている。 その上で、装備品の海外移転を実施するに当たっては、移転先国の使用水準に合わせたダウングレードや内部構造をわからない構造にするブラックボックス化といった保全措置を要することが想定され、これらが適切に行われない場合、我が国の先進的な技術が漏洩したり、移転先国との協力関係が利害対立へと急変した場合に移転した装備品が我が国の脅威となる危険性もある。これらの保全措置にかかる事前検討の経費を事業者側の負担とした場合、我が国装備品の価格競争力は著しく損なわれ、案件成立が困難となり、移転先の国との協力関係を深化させるとのそもそもの防衛政策上の意義を達成できなくなってしまう。このため、本事業では事業者が事前に保全措置の方策・経費等の検討を官側の経費負担によって行わせ、我が国安全保障上、適切な海外移転を進めるとともに、企業側の価格競争力を高め、市場参入の障壁を低減させるもの。	05-0018
施策の予算額・執行額		352 (317)	295 (246)	268		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-5-(2)装備・技術協力

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-19)

施策名		装備・技術協力
測定指標	目標	施策の進捗状況
①相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化		
諸外国との共同研究・開発の推進		
元年度		<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和元年5月、次世代水陸両用技術に係る共同研究を開始した。 ●令和元年7月、米国防省と第29回日米装備・技術定期協議(S&TF)を開催し、日米防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和2年3月、高速多胴船の最適化に係る共同研究を成功裏に完了した。 <イギリス> ●令和2年1月、第7回日英防衛装備・技術協力運営委員会を実施した。 ●令和2年2月、ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究が成功裏に完了した。</p> <p>《オセアニア》 <オーストラリア> ●令和元年6月、豪国防省と第2回日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和元年11月、船舶の流体力学分野に係る共同研究が成功裏に完了した。 ●令和元年11月、科学技術者交流計画に関する取決めに署名した。</p> <p>《インド》 <インド> ●令和2年2月、第5回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。</p>
2年度		<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和2年9月、日米間のネットワーク間インターフェースに係る共同研究を開始した。 ●令和2年10月、モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムに係る共同研究を開始した。 <イギリス> ●令和2年7月、人員脆弱性評価に係る共同研究が成功裏に完了した。</p> <p>《オセアニア》 <オーストラリア> ●令和3年3月、日豪科学技術者交流計画(PSEP)に基づき、防衛装備庁職員1名(防衛技官)を豪州国防省国防科学技術グループ(DSTG)へ派遣した。</p>
3年度		<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ●令和4年2月、化学剤呈色反応識別装置に係る共同研究が成功裏に完了した。 <イギリス> ●令和3年7月、化学・生物防護技術に係る共同研究を開始した。 ●令和3年9月、英国防省と第8回日英防衛装備・技術協力運営委員会を開催し、日英間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ●令和4年2月、次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究を開始した。</p> <p>《オセアニア》 <オーストラリア> ・令和3年5月、船舶の流体性能及び流体音響性能に係る共同研究を開始した。 ・令和3年5月、複数無人車両の自律化技術に係る共同研究を開始した。</p> <p>《インド》 ・令和4年2月、第6回日印防衛装備・技術協力事務レベル協議(JWG-DETC)を実施した。</p>
4年度		<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ・令和4年10月、米国防省と第30回日米装備・技術定期協議(S&TF)を開催し、日米防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 ・令和5年1月、日米間の共同研究・開発等の加速を目的として、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに係る了解覚書」を日米間で合意し、日米2+2において、大臣間で署名を行った。 <イギリス> ・令和5年2月、英国防省と第9回日英防衛装備・技術協力運営委員会を開催し、日英間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。</p> <p>《オセアニア》 <オーストラリア> ・令和4年5月、豪国防省と第3回日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。</p>

装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備

元年度

<<欧米諸国>>
 <フランス>
 ●令和元年6月、パリで開催された「パリ国際航空宇宙ショー2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 <ドイツ>
 ●令和元年9月、我が国(東京)で開催された「日独防衛セキュリティ産業フォーラム2019」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 <イタリア>
 ●平成31年4月、日伊防衛装備品・技術移転協定が発効した。

 <<オセアニア>>
 <オーストラリア>
 ●令和元年11月、我が国(東京)で開催された「日豪技術産業シンポジウム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 <<東南アジア諸国及びインド>>
 <ベトナム>
 ●令和元年5月、防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書の署名が行われた。
 ●令和元年7月、日越首脳ワーキングランチにおいて、防衛装備品・技術移転協定の正式交渉を開始することで一致した。
 <フィリピン>
 ●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の定期整備に関する基盤の構築が完了した。
 ●平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。
 ●令和元年10月、フィリピンで開催された「日比・官民防衛産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 <シンガポール>
 ●令和2年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー2020」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

 <<中東>>
 <UAE>
 ●令和元年11月、ドバイで開催された「ドバイエアショー2019」に出展するとともにC-2輸送機を展示し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 <イスラエル>
 ●令和元年9月、日本とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、「防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書」の署名が行われた。
 <ヨルダン>
 ●令和元年11月、日本とヨルダンとの間の装備品に関する協力に係る式典を開催した。

 <<その他>>
 ●令和元年6月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「MAST Asia2019」に出展・参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 ●令和元年11月、我が国(千葉)で開催された国際防衛装備品展示会「DSEI Japan2019」に出展・参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
 ●令和2年3月、我が国の防衛産業基盤に関する諸外国の理解促進の参考となる海外向け資料(パンフレット)を作成し、情報発信の強化を図った。

2年度

<<欧米諸国>>
 <ドイツ>
 ●令和2年10月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

 <<東南アジア諸国及びインド>>
 <インドネシア>
 ●令和2年9月、インドネシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
 ●令和3年3月、日尼防衛装備品・技術移転協定が発効した。
 <ベトナム>
 ●令和2年9月、ベトナムを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
 ●令和2年10月、日越首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至った。
 ●令和3年3月、防衛装備移転に関するベトナムウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。
 <マレーシア>
 ●令和2年9月、マレーシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
 <フィリピン>
 ●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の情報基盤(整備ログ等)、整備基盤(定期修理態勢等)の構築が完了した。
 ●令和2年8月、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件として、警戒管制レーダーの移転が成立した。
 <インド>
 ●令和2年9月、インドを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。
 ●令和2年12月、防衛装備移転に関するインドウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

3 年 度	<p>《欧米諸国》 <ドイツ> ●令和3年11月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p>《東南アジア諸国》 <ベトナム> ●令和2年度に引き続き、防衛装備庁、商社、製造企業が連携し、相手国の潜在的なニーズを確認しつつ提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を継続した。 ●令和3年9月、日越防衛装備品・技術移転協定が発効した。</p> <p><マレーシア> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。 ●令和3年6月、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、民間ビジネスでの先行事例を学ぶなどし、官民間でマレーシアへの装備移転に関する知識の共有を図った。</p> <p><インドネシア> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p><シンガポール> ●令和4年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><インド> ●令和2年度に引き続き、「事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p>《中東》 <UAE> ●令和3年11月、「ドバイエアショー2021」にC-2輸送機を展示し、我が国装備品の特長とそれを支える防衛産業の技術力について、情報発信した。</p> <p>《その他》 ●令和4年3月、かねてより防衛産業から要望の大きかった、防衛装備移転に関する官民間での情報共有の場として、Web上にポータルサイトを整備した。 ●令和4年3月、COVID-19の影響により国際装備展示会が相次いで中止・延期されてきた状況を踏まえ、サステイナブルな対外発信の手段として、Web上に防衛装備品のバーチャル展示会を整備した。</p>
4 年 度	<p>《欧米諸国》 <アメリカ> ・令和4年12月、次期戦闘機に係る協力に関する防衛省と米国防省による共同発表を行った。 ・令和4年10月、防衛装備移転に関する米国FMSウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><フランス> ・令和4年6月、「ユーロサトリ2022」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><ドイツ> ・令和4年9月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p><スウェーデン> ・令和4年12月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。</p> <p>《東南アジア諸国及びインド》 <ベトナム> ・令和4年12月、「ベトナムディフェンス」に出展するとともに、「日越官民防衛産業フォーラム」を開催し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。 ・令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p><タイ> ・令和4年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効した。 ・令和4年度、タイを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を開始した。</p> <p><インドネシア> ・令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p><フィリピン> ・令和4年11月、令和2年に成立した警戒管制レーダーの移転契約に基づき、1基目の固定式レーダーの日本国内での製造が完了し、フィリピンへ輸出した。 ・令和4年10月以降、警戒管制レーダーの移転事業に伴い、航空自衛隊の教育課程にフィリピン空軍要員を受け入れ、警戒管制レーダーに関する教育を実施した。</p> <p><インド> ・令和3年度に引き続き、「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査」を継続した。</p> <p>《中東》 <UAE> ・令和5年2月、アブダビで開催された「国際防衛展示会及び国際防衛会議」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。</p> <p>《中南米》 <ブラジル></p>

4 年度 (続 き)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月、日伯間で防衛装備・技術協力について意見交換を行った。 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月、わが国で開催された「DSEI JAPAN2023」に出展するとともに防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
他の防衛協力の手段との効果的な組み合わせ	
元 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。 NATOカタログ制度の参加レベル引上げに必要な体制を整備するため、部外専門機関からの技術支援及びシステムの追加改修を実施した。
2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。 NATOカタログ制度における日本国の参加レベルをTier1国からTier2国(※1)に引き上げるため、NATO支援調達庁が行うコンプライアンス試験(※2)の速やかな合格を果たすとともに、日本国のシステム改修や同制度に係る業務の実施体制を整備し、日本国のTier2国化に係る同制度加盟国による承認を得て、令和2年10月からTier2国として業務を開始した。また、部外力を活用し、NATOカタログ制度加盟国から複雑多岐に渡る類別依頼等の業務を確実に処理するなど、Tier2国としての業務を円滑に推進している。 <p>※1 Tier1国: NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。 Tier2国: NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ自国の装備品等の情報を登録・発信できる。 ※2 コンプライアンス試験: Tier2申請国の類別体制の信頼性に係る試験(指示された処理の適時性、適正性、データの品質等)</p>
3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。
4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防衛装備の適切な海外移転及び国際的な共同研究開発等の検討に際し、諸外国と我が国関係者間での会議や協議の場で記念品を取り交わし、情報収集及び意見交換を図った。

担当部局名	防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-②)

施策名	能力構築支援				担当部局名	防衛政策局	
施策の概要	インド太平洋地域の各国等に対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することを目指す。				政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)	
達成すべき目標	①自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用し、外交施策との調整を十分に図り、能力構築支援を実施する米国・オーストラリア等と連携 ②相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
①	自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用することにより、支援対象国の軍等の能力を強化	自衛官等を支援対象国に派遣してのセミナー、実習、技術指導等の実施 防衛省・自衛隊関連部隊・機関等への支援対象国の実務者等を受け入れての、セミナー、実習、教育訓練等の実施		令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (3) 能力構築支援 インド太平洋地域の各国等に対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することを目指す。その際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するほか、外交政策との調整を十分に図るとともに、能力構築支援を実施する米国・オーストラリア等との連携を図り、多様な手段を組み合わせることで最大の効果が得られるよう効率的に取り組む。	
②	能力構築支援を積極的に実施する米国、豪州等と連携	米国や豪州をはじめとする他の支援国との関係強化					
③	政府開発援助(ODA)を始めとする外交政策との調整	政府開発援助(ODA)を始めとする外交政策との更なる連携や補完関係等の推進					
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー 事業番号	
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 能力構築支援事業	330 (89)	326 (120)	337		1 平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援対象国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するための取り組み。 防衛省・自衛隊は、これまでインド太平洋地域を中心に、15か国・1機関に対し、HA/DR、PKO、海洋安全保障などの分野で行ってきており、「派遣」もしくは「招へい」又はこれらを組み合わせた手段により、一定の期間をかけて支援対象国の具体的・着実な能力の向上を図っている。 また、2020年度より新型コロナ禍における取り組みとしてオンラインセミナーを実施している。	0315	
施策の予算額・執行額	330 (89)	326 (120)	337		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-5-(3)能力構築支援	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省04-20)

施策名		能力構築支援
測定指標	目標	施策の進捗状況
①	自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用することにより、支援対象国の軍等の能力を強化	自衛官等を支援対象国に派遣してのセミナー、実習、技術指導等の実施
	元年度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【インドネシア】 人道支援・災害救援に関するセミナー</p> <p>【ベトナム】 サイバーセキュリティ、航空救難に関するセミナー、水中不発弾処分に関するワークショップ</p> <p>【フィリピン】 人道支援・災害救援に関するセミナー</p> <p>【カンボジア】 PKO(施設)に関する道路測量技術に関する講義・演習</p> <p>【ミャンマー】 ミャンマー国軍士官学校日本語課程に対する日本語教育環境整備支援、潜水医学に関するセミナー、航空気象に関するセミナー・実技協議(2回)</p> <p>【ラオス】 人道支援・災害救援探索救助・衛生に関する訓練計画立案に係る講義・実習、実際の訓練に係る実技教育</p> <p>【マレーシア】 人道支援・災害救援に関するセミナー</p> <p>【パプアニューギニア】 軍楽隊育成に関する演奏・演出技術指導</p> <p>【モンゴル】 PKO(施設)に関する道路構築教育及び道路構築実習に対する技術指導</p> <p>【スリランカ】 航空救難に関するセミナー</p> <p>【東ティモール】 施設分野(HARII HAMUTUK)に関する測量、施設機械整備に係る講義・演習及び施設作業を通じた技術指導、車両整備に係る講義及び技術指導</p>
	2年度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【ミャンマー】 ミャンマー国軍士官学校日本語課程に対する日本語教育環境整備支援</p>
	3年度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【ミャンマー】 ミャンマー国軍士官学校日本語課程に対する日本語教育環境整備支援</p> <p>【モンゴル】 PKO(施設)に関する道路構築教育・道路構築実習及び測量に関する技術支援</p> <p>【東ティモール】 施設分野(HARII HAMUTUK)に関する測量、施設機械整備に係る講義・実習及び施設作業を通じた技術指導</p> <p>【パプアニューギニア】 軍楽隊育成のための演奏・合奏・楽器整備等の技術支援</p> <p>【フィリピン】 フィリピン陸軍に対して人道支援・災害救援に係る人命救助機材の取扱いに関する講義及び搜索救助訓練の実施に関する知見の共有を行った。</p> <p>【ベトナム】 PKO派遣準備支援、航空救難に関するセミナー</p>
	4年度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【フィリピン】 艦船整備に関する現地セミナー</p> <p>【ラオス】 人道支援・災害(施設)に関する現地セミナー、人道支援・災害救援(救難探索救助・衛生)に関する訓練要領の指導</p> <p>【ベトナム】 水中不発弾処分に関する専門的な知見に基づいた教育(2回)、潜水医学に関する専門的な知見に基づいた教育、航空救難に関する専門的な知見の共有</p> <p>【カンボジア】 PKO(施設)に関する道路測量技術に関する教育</p>

4 年 度 (続 き)	<p>【モンゴル】 PKO(施設)に関する道路構築教育、人道支援・災害救援(衛生)に関する訓練計画立案に必要な知見の共有</p> <p>【パプアニューギニア】 軍楽隊に対して自衛隊音楽祭り参加のための練成訓練(2回)</p> <p>【東ティモール】 車両整備・施設分野に関する技術指導(HARII HAMUTUK)</p>
---------------------------------	---

防衛省・自衛隊関連部隊・機関等への支援対象国の実務者等を受け入れての、セミナー、実習、教育訓練等の実施

元 年 度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【インドネシア】 人道支援・災害救援に関して、陸上自衛隊東北方面総監部や日米共同統防災演習の研修等を実施</p> <p>【スリランカ】 航空救難に関して、航空自衛隊那覇航空救難隊において研修等を実施</p> <p>【ミャンマー】 潜水医学に関して、海上自衛隊潜水医学実験隊、潜水艦救難艦「ちよだ」等において研修を実施</p> <p>【ラオス】 人道支援・災害救難(捜索救助・衛生)に関して、陸自衛隊松本駐屯地等において訓練計画の立案実習等を実施</p> <p>【ASEAN】 〈第3回HA/DRに関する日ASEAN招へいプログラム〉 ASEAN加盟国及びASEAN事務局から災害対応を担当する国防当局者を招へいし、人道支援・災害救援に関するセミナー、机上訓練、防災訓練視察等を実施 〈第3回日ASEAN乗艦協カプログラム〉 ブルネイからフィリピンに航行し海自護衛艦「いずも」にて、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局から海軍大尉級の参加を得て、国際法セミナー、人道支援・災害救難セミナー、各種訓練視察や艦務体験を実施</p>
2 年 度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【カンボジア】 PKO(施設)における道路測量技術に関する講義・実習(オンラインで実施)</p> <p>【パプアニューギニア】 人道支援・災害救難(施設機械整備)に関する講義(オンラインで実施)</p>
3 年 度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【ASEAN】 人道支援・災害救援に関するセミナー(オンラインで実施)、サイバーセキュリティに関するセミナー(オンラインで実施)</p> <p>【スリランカ】 航空救難に関するセミナー(オンラインで実施)</p> <p>【ラオス】 人道支援・災害救援(捜索救助・衛生)に関するセミナー(オンラインで実施)</p> <p>【モンゴル】 人道支援・災害救援(衛生)に関するセミナー(オンラインで実施)</p> <p>【フィリピン】 航空医学に関するセミナー(オンラインで実施)</p> <p>【ベトナム】 PKO派遣準備支援のためのセミナー(オンラインで実施)、水中不発弾処分及び潜水医学に関するセミナー(オンラインで実施)</p>
4 年 度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【フィリピン】 艦船整備に関する整備実習等(2回)、航空医学に関する関連施設での研修等、人道支援・災害救援に関する装備品の整備要領についての研修等</p> <p>【ベトナム】 航空救難に関する関連施設での研修、装備品見学等、水中不発弾処分に関する関連施設での研修等、サイバーセキュリティに関する教育・訓練等</p> <p>【マレーシア】 人道支援・災害救援に関する関連施設での研修等</p> <p>【ラオス】 人道支援・災害(施設)に関する重機操作訓練等、人道支援・災害救援(救難探索救助・衛生)に関する実技訓練等</p> <p>【インドネシア】 人道支援・災害救援に関する訓練視察等、日本語教育環境整備に関する教育</p> <p>【モンゴル】 人道支援・災害救援(衛生)に関する訓練の実施要領の知見の共有等</p> <p>【カザフスタン】 衛生に関する協議、自衛隊病院での研修等</p> <p>【フィジー】 衛生に関する協議、自衛隊病院での研修等</p> <p>【パプアニューギニア】 人道支援・災害救援(施設機械整備)に関する基礎的事項の教育、軍楽隊の練成、自衛隊音楽祭りへの参加</p> <p>【ASEAN】 人道支援・災害救援に関する机上演習、防災関連施設視察等、乗艦協カプログラムにおいて国際法についての意見交換等</p> <p>【スリランカ】 航空救難に関する知見の共有(オンラインで実施)</p> <p>【ミャンマー】 日本語教育環境整備に関する教育(オンラインで実施)</p>

②能力構築支援を積極的に実施する米国、豪州等と連携

米国や豪州をはじめとする他の支援国との関係強化

元年度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【東ティモール】 施設分野(HARII HAMUTUK)に関する測量、施設機械整備に係る講義・実習及び施設作業を通じた技術指導を実施。日、米、豪及び東ティモール4か国から約200名の隊員が参加。</p> <p>【米国】 米インド太平洋軍主催の能力構築支援に関する会合である安全保障協力理事会(4月)と能力構築ワーキンググループ会合(10月)に参加し、能力構築支援分野での日米協力の強化に努めた。 安全保障協力に関する第2回日米政策協議に外務省とともに参加し、米国防省、米國務省との間で、能力構築支援を含む日米協力の強化に係る政策対話を実施。</p>
2年度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【米国、豪州等】 米インド太平洋軍主催の能力構築支援に関する会合である能力構築ワーキンググループ会合(11月)及びそれに連動する日米バイ協議(12月)に外務省、海上保安庁と共に参加し、能力構築支援分野での日米協力の強化に努めた。 米インド太平洋軍主催の多国間ワーキンググループ(10月)に参加し、能力構築支援分野で米豪等との協力強化に努めた。</p>
3年度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【東ティモール】 施設分野(HARII HAMUTUK)に関する測量、施設機械整備に係る講義・実習及び施設作業を通じた技術指導を実施。日、米、豪、、NZ及び東ティモール5か国から200名以上に及ぶ隊員が参加。</p> <p>【米国、豪州等】 米インド太平洋軍主催の能力構築支援に関する会合である安全保障能力理事会(4月)、構築ワーキンググループ会合(11月)及び日米バイ協議(6月)に外務省、海上保安庁と共に参加し、能力構築支援分野での日米協力の強化に努めた。 米インド太平洋軍主催の多国間ワーキンググループ(5月、12月、2月、3月)に参加し、能力構築支援分野で米豪等との協力強化に努めた。</p>
4年度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【東ティモール】 豪主催の能力構築支援(HARII HAMUTUK)に参加し車両整備・施設分野に係る技術指導等を実施。日、米、豪、NZ及び東ティモール5か国から230名に及ぶ隊員が参加。</p> <p>【米国、豪州等】 米インド太平洋軍主催の多国間ワーキンググループ(7月、3月)に参加し、能力構築支援分野で米豪等との協力強化に努めた。 また、モンゴル(PKO(施設))、フィリピン(艦船整備)では米と、フィジー(衛生)では豪と連携し関係強化に努めた。</p>

③政府開発援助(ODA)を始めとする外交政策との調整

政府開発援助(ODA)を始めとする外交政策との更なる連携や補完関係等の推進

元年度	<p>●マレーシア及びフィリピンにおいて、護衛艦「いずも」の寄港の機会を捉えて実施した人道支援・災害救援(HA/DR)セミナーにそれぞれ現地日本大使館及びJICA事務所のODA関係者をオブザーバーとして招待し、当該国におけるODAによる防災分野の取組との連携を図った。</p> <p>●ラオス軍に対する人道支援・災害救援(HA/DR)分野の能力構築支援事業の一環で実施した現地実動教育に際して、外務省が2015年度日ASEAN統合基金(JAIF)を通じて供与した人命救助機材を活用すると共に、同機材の取扱・維持管理要領を指導する専門家を派遣した。</p> <p>●インドネシア国軍に対する人道支援・災害救援(HA/DR)分野の能力構築支援事業の一環で実施した招へいプログラムに8名のインドネシア国軍の要員に加え、JICAの費用負担によりインドネシア国家防災庁の職員2名が参加し、インドネシアに対するODAによる取組との連携を図った。</p> <p>●フィリピン陸軍に対する人道支援・災害救援(HA/DR)分野の能力構築支援事業と外務省が計画している同軍に対する人命救助機材の供与事業(無償資金協力)との連携を図るため、合同での現地調整出張を実施した。</p> <p>●ミャンマー空軍に対する航空気象分野の能力構築支援事業の一環で実施した現地セミナーに際して、JICAによる気象分野の協力に関する情報を得るため、JICA事務所を往訪し、意見交換を実施した。</p> <p>●フィジー軍に対する衛生分野の能力構築支援事業を形成するための現地出張に際して、JICAによる保健分野の協力との連携の可能性を模索するため、JICA事務所を往訪し、意見交換を実施した。</p>
2年度	<p>●令和2年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【フィジー】 フィジー軍に対する衛生分野の能力構築支援事業の招へい事業の計画に際して、JICAによる保健分野の協力との連携の可能性を模索するためJICAと意見交換を実施し今後の協力取り付るとともに、当該招へい事業に活用可能なJICA関連の資料の提供を受けた。</p>

	3 年 度	<p>●令和3年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【フィリピン】 フィリピン陸軍に対して、ODAにより供与された人命救助機材を活用した人道支援・災害救援分野の能力構築支援事業を行い、同機材の取扱要領や操作救助訓練の実施における知見のを共有を図った。</p> <p>【フィジー】 フィジー軍に対する衛生分野の能力構築支援事業の招へい事業の計画に際して、JICAとの保健分野の協力・連携の可能性を模索するため意見交換を実施。</p>
	4 年 度	<p>●令和4年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【パプアニューギニア】 施設機械整備事業実施時に、JICA事業担当者等の視察を受け入れ同国に対する支援事業に関する意見交換を行い相互理解に努めた。</p>

担当部局名	防衛政策局	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	-------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-②)

施策名	海洋安全保障			担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁			
施策の概要	開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進する。			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)			
達成すべき目標	①海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進 ②海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保			目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標	目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
①	インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援	海洋安全保障に関する他国間会議・訓練への参加		令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (4) 海洋安全保障 開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進する。これにより、海洋秩序の安定のための我が国の意思と能力を積極的にかつ目に見る形で示す。		
		装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備		令和2年度				
		派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン湾における警戒監視、情報収集及び民間船舶の護衛等		令和5年度				
		シーレーン沿岸国などの海洋安全保障に関する能力の向上		令和2年度				
		中東地域における日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)				
(1)	海賊対処に要する経費	5,418 (4,833)	8,093 (6,624)	13,657	1	自衛隊の海賊対処部隊は、水上部隊(護衛艦1隻、約200名)、航空隊(P-3C哨戒機2機、約60名)、支援隊(約120名)を中心に編成。これらの部隊は、護衛艦、固定翼哨戒機(P-3C)、車両、通信機材等の装備品を運用して民間船舶の護衛、警戒監視等の活動を行っているほか、活動拠点における水道光熱機能を含む施設の維持管理や派遣隊員の安全を確保するための警備活動など、当該活動を支えるための各種任務を遂行している。なお、従来、護衛艦は2隻態勢で船舶護衛及びゾーンディフェンスを実施していたが、近年の直接護衛の所要に鑑み、第26次水上部隊(平成28年12月からソマリア沖・アデン湾で活動)から1隻態勢にしている。	0316	
(2)	中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため自衛隊の部隊が実施する情報収集活動に必要な経費	2,389 (1,818)	2,682 (2,169)	1,136	1	中東地域における情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、不測の事態の発生など状況が変化する場合の対応としてとり得る海上警備行動に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施にも必要である。そのため、活動海域を航行する船舶の船種、船籍、位置、針路、速力等を確認することにより、不審船の存在や不測事態の兆候といった、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報を収集する。	0317	
施策の予算額・執行額		7,807 (6,651)	10,775 (8,793)	14,793		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(4)海洋安全保障		

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-②)

施策名		海洋安全保障
測定指標	目標	施策の進捗状況
①	インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援	<p>海洋安全保障に関する他国間会議・訓練への参加</p> <p>元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議 令和元年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。 ・ADMMプラスEWG(海洋安保)(5月、9月) ●訓練 令和元年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。 ・日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」(5月) ・日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード19-1」(5月) ・日米豪共同訓練(5月) ・米国主催国際海上訓練(10月) ・米比共同訓練「MTA SAMA SAMA 2019」(10月) ・第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パシフィック・リーチ2019」(11月) ・米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練「シードラゴン2020」(1月) <p>また、下記の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日仏共同訓練(4月) ・日ブルネイ共同訓練(4月) ・日印共同訓練(4月×2回、5月、12月) ・日豪共同巡航訓練(5月) ・日オマーン共同訓練(5月) ・日インドネシア親善訓練(5月) ・日比共同訓練(5月、6月、9月) ・日加共同訓練「KADEX19-1」(6月) ・日露捜索・救難共同訓練(6月) ・日米共同訓練(6月×2回、8月、2～3月) ・日露海賊対処共同訓練(1月) ・日スリランカ共同訓練(1月) ・日EU海上部隊共同訓練(1月、2月) ・日仏海賊対処共同訓練(1月、2月、3月) <p>2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議 令和2年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。 ・ADMMプラスEWG(海洋安保)(令和3年3月) ●訓練 令和2年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。 ・EU海上部隊及び韓国海軍との海賊対処共同訓練(7月) ・欧州連合海軍部隊との海賊対処共同訓練(10月) ・日米豪共同訓練(7月) ・米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT 2020)(7月) ・日米豪韓共同訓練(パシフィック・ヴァンガード20)(9月) ・日米豪共同訓練(10月、11月) ・日米印豪共同訓練(マラバル2020)(11月) ・日米仏共同訓練(12月) ・米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2021)(令和3年1月) ・パキスタン海軍主催多国間共同訓練AMAN21(令和3年2月) ・日米仏共同訓練(令和3年2月) ・日仏ベルギー共同訓練(令和3年3月) ・日米仏ベルギー共同訓練(令和3年3月) <p>また、以下の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU海上部隊との海賊対処共同訓練(6月×2回) ・英海軍との海賊対処共同訓練(8月)

3 年 度	<p>●会議 令和3年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。 ・会議：ADMMプラスEWG(海洋安保)(7月、令和4年2月)</p> <p>●訓練 令和3年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日仏米豪印共同訓練(ラ・ペルーズ21)(4月) ・日豪加共同訓練(4月) ・日米豪仏共同訓練(ARC21)(5月) ・日仏米共同訓練(5月) ・日EUジブチ共同訓練(5月) ・米スリランカ主催共同訓練(CARAT)(6月) ・日米豪韓共同訓練(6月～7月) ・日英米蘭との海賊対処共同訓練(7月) ・米豪主催多国間共同訓練(タリスマン・セイバー21)(7月) ・日米豪韓共同訓練(パンフィック・ヴァンガード21)(7月) ・日豪韓共同訓練(7月) ・米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT2021)(8月) ・日米印豪共同訓練(マラバール2021)(8月～9月、10月) ・日英米蘭加共同訓練(PACIFIC CROWN21)(8月～9月) ・日米英蘭加新共同訓練(10月×2回) ・米比主催共同訓練(Exercise-SAMA SAMA 2021)(10月) ・日米豪英共同訓練(MaritimePartnership Exercise)(10月) ・日米豪共同訓練(10月、令和4年3月) ・海上自衛隊演習(実動演習)(日米共同演習及び日米豪加独共同訓練)(11月) ・令和3年度米海軍主催固定哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2022)(令和4年1月) ・コープ・ノース22における日米豪共同訓練等(令和4年2月) ・米国主催国際海上訓練(IMX/CE22)(令和4年1月～2月) ・インド海軍主催多国間共同訓練(MILAN2022)(令和4年2月～3月) <p>また、以下の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU海上部隊との共同訓練(9月、10月) ・英空母打撃群との共同訓練(8月) ・日独共同訓練(8月、4年1月)
4 年 度	<p>●会議 令和4年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。 ・ADMMプラスEWG(海洋安保)(5月、7月、8月、令和5年2月)</p> <p>●訓練 令和4年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米豪共同訓練(NOBLE PARTNER22)(6月) ・米海軍主催多国間共同訓練(RIMPAC2022)(6月～8月) ・日米豪共同訓練(7月、11月、令和5年3月) ・パンフィック・パートナーシップ2022(日米英パラオ多国間捜索救難訓練(SAREX))(7月) ・日米豪韓加ミサイル警戒演習(PACIFIC DRAGON 2022)(8月) ・日加新共同訓練(8月) ・日米豪韓加共同訓練(PACIFIC VANGUARD22)(8月) ・日仏豪共同訓練(ラ・ペルーズ22)(8月～9月) ・日米加共同訓練(ノーブル・レイヴン22)(8月～9月、9月～10月) ・豪州海軍主催多国間共同訓練(KAKADU 2022)(9月) ・日米韓共同訓練(9月、10月×2、令和5年2月) ・日米豪加共同訓練(ノーブル・ミスト22)(10月) ・米日豪比主催共同訓練(Exercise SAMASAMA/LUMBAS 2022)(10月) ・スペイン海軍及びトルコ海軍との第151連合任務群の計画による海賊対処共同訓練(10月) ・多国間共同訓練(11月) ・日米印豪共同訓練(マラバール 2022)(11月) ・仏空母打撃群との共同訓練(令和5年1月) ・米スリランカ主催共同訓練(CARAT 2023)(令和5年1月)
<p>装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備</p>	
元 年 度	<p>●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の定期整備に関する基盤の構築が完了した。 ●平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。</p>

2 年 度	●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の情報基盤(整備ログ等)、整備基盤(定期修理態勢等)の構築が完了した。
3 年 度	●実績なし。
4 年 度	●実績なし。

派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン湾における警戒監視、情報収集及び民間船舶の護衛等

元 年 度	<p>●令和元年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。</p> <p>●令和元年度の護衛艦の活動実績については、25回の護衛回数の中で延べ27隻の商船の直接護衛を実施するとともに、284日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を238回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2019年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認されなかった。)</p> <p>●令和2年2月から6月までの間、CTF151司令官及び15名程度の司令部要員を派遣した。</p>
2 年 度	<p>●令和2年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。</p> <p>●令和2年度の護衛艦の活動実績については、19回の護衛回数の中で延べ22隻の商船の直接護衛を実施するとともに、283日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を221回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2020年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認されなかった。)</p>
3 年 度	<p>●令和3年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。</p> <p>●令和3年度の護衛艦の活動実績については、13回の護衛回数の中で延べ14隻の商船の直接護衛を実施するとともに、276日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を190回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2021年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は1件にとどまっている。)</p>
4 年 度	<p>●令和4年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。</p> <p>●令和4年度の護衛艦の活動実績については、4回の護衛回数の中で延べ5隻の商船の直接護衛を実施するとともに、174日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を192回実施した(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2022年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認されなかった。)</p>

シーレーン沿岸国などの海洋安全保障に関する能力の向上

元 年 度	<p>●令和元年度においては、以下のとおり実施した。</p> <p>【ベトナム】 航空救難、水中不発弾処分に関するセミナー</p> <p>【ミャンマー】 航空気象、潜水医学に関するセミナー</p> <p>【スリランカ】 航空救難に関するセミナー及び研修</p> <p>【ASEAN】 日ASEAN乗艦協カプログラム</p>
2 年 度	実績無し(コロナの影響により自衛官等の派遣は実施せず)。

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては、以下のとおり実施した。 【スリランカ】 航空救難に関するセミナー(オンライン) 【フィリピン】 航空医学に関するセミナー(オンライン) 【ベトナム】 水中不発弾処分及び潜水医学に関するセミナー(オンライン)
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては、以下のとおり実施した。 【フィリピン】 艦船整備に関する現地セミナー及び整備実習等 航空医学に関する関連施設での研修等 【ベトナム】 水中不発弾処分に関する専門的な知見に基づいた教育及び関連施設での研修等 潜水医学に関する専門的知見に基づいた教育 航空救難に関する専門的知見の共有及び関連施設での研修、装備品見学等 【ASEAN】 乗艦協力プログラムにおいて国際法についての意見交換等 【スリランカ】 航空救難に関する知見の共有

中東地域における日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年1月から派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、更に、2月から護衛艦1隻により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集を実施 ●自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動の期間については、情勢の推移や諸外国の動向等を総合的に勘案する必要があり、海賊対処部隊の活動期限も同様の趣旨により1年であることも踏まえ、閣議決定の日(2019年12月27日)から1年間としている。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度も引き続き、護衛艦1隻及び派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集活動を実施。 ●令和2年度の活動実績として、水上部隊(護衛艦)が41,414隻、航空部隊(P-3C)が21,889隻の船舶を確認し、日本関係船舶に対する特異な事象は確認していない。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度も引き続き、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集活動を実施。他方、護衛艦については、令和4年2月中旬から、派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦1隻により、情報収集活動を実施。 ●令和3年度の活動実績として、水上部隊(護衛艦)が34,827隻、航空部隊(P-3C)が18,618隻の船舶を確認し、日本関係船舶に対する特異な事象は確認していない。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度も引き続き、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集活動を実施。他方、護衛艦については、派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦1隻により、情報収集活動を実施。 ●令和4年度の活動実績として、水上部隊(護衛艦)が6,192隻、航空部隊(P-3C)が21,393隻の船舶を確認し、日本関係船舶に対する特異な事象は確認していない。

担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和5年8月
-------	--------------------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-②)

施策名	国際平和協力活動等			担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部		
施策の概要	<p>国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。</p> <p>国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。</p> <p>なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。</p>			政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)		
達成すべき目標	<p>①国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実</p> <p>②現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進</p>		目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和5年8月	
測定指標	目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
① 関係各国や関係機関と連携、より主導的な役割を果たすこと	国際平和協力センターにおける教育内容の拡充		令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。		
	国際平和協力センターにおける教育面での連携の充実				III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (5) 国際平和協力活動等 国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。		
② 平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進	現地ミッション司令部要員等の派遣を推進				国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。		
	我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を実施				なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。		
	国際緊急援助活動への積極的な取り組み						
	工兵マニュアルの策定・普及に向けた取り組み						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)			
(1) 多用途ヘリコプターの取得	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943		1	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の輸送等である。 陸自多用途ヘリコプターは、試作機の開発を経て価格の妥当性及び現行UH-1Jの減衰状況等を総合的に勘案し、量産化の判断に至ったものであり、平成31年度予算要求では、量産化のための初度費を除いて6機約110億円(後年度負担を含む)を計上した。また、量産化にあたっては、予算要求時に輸入を含む他の取得形式も含めた代替案についても検討を行い、開発機の量産化が妥当との結論に至った。	0121
施策の予算額・執行額	4,602 (4,602)	21,068 (21,063)	4,943		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-5-(5)国際平和協力活動等	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-②)

	施策名	国際平和協力活動等	
測定指標	目標	施策の進捗状況	
①関係各国や関係機関と連携、より主導的な役割を果たすこと			
国際平和協力センターにおける教育内容の拡充			
	元年度	●国際平和協力センターによる教育の実施にあたっては、国連スタンダードのカリキュラムを教授できる外国人講師や非政府組織の代表者等を招へいして多様な視点から専門的な知見を得た。	
	2年度	●実績なし(コロナの影響により、関係各国からの講師の招へい等は実施せず。)	
	3年度	●実績なし(コロナの影響により、関係各国からの講師の招へい等は実施せず。)	
	4年度	●国際平和協力センターによる教育の実施にあたっては、国連スタンダードのカリキュラムを教授できる外国人講師や大学教授等を招へいして多様な視点から専門的な知見を得た。	
国際平和協力センターにおける教育面での連携の充実			
	元年度	●国際平和協力センターが主催する以下の課程に外国軍人と関係府省職員を受入れ、教育を実施した。 ・第8期国際平和協力上級課程(7月):タイ軍人1名、インド韓国軍人1名、ドイツ軍人1名、豪州軍人1名、カナダ軍人1名、メキシコ軍人1名、スペイン軍人1名、スリランカ軍人1名、エチオピア軍人2名、ヨルダン軍人1名、内閣府職員1名、外務省職員2名 ・第8期国際平和協力中級課程(1~2月):タイ軍人1名、パキスタン軍人1名、ドイツ軍人1名、カタール軍人1名、スリランカ軍人1名、イタリア軍人1名、南アフリカ軍人1名、内閣府職員2名、外務省職員1名	
	2年度	●実績なし(コロナの影響により、上級課程を中止、中級課程は特別課程として防衛省職員にのみ実施した。)	
	3年度	●実績なし(コロナの影響により、上級課程を中止、中級課程は特別課程として防衛省職員にのみ実施した。)	
	4年度	●国際平和協力センターが主催する以下の課程に外国軍人と関係府省職員を受入れ、教育を実施した。 ・第11期国際平和協力上級課程(7月):カナダ軍人1名、ジブチ軍人1名 ・第11期国際平和協力中級課程(1~2月):豪州軍人1名、ケニア軍人1名、マレーシア軍人1名、カタール軍人3名、シンガポール軍人2名、英国軍人2名、内閣府職員1名	
②平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進			
現地ミッション司令部要員等の派遣を推進			
	元年度	●国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、我が国の「積極的平和主義」の実践の具体例の一つである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団(MFO)への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。このMFOへの司令部要員派遣は、我が国の「積極的平和主義」に基づく具体例の一つである。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。	

2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、我が国の「積極的平和主義」の実践の具体例の1つである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団(MFO)への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。このMFOへの司令部要員派遣は、我が国の「積極的平和主義」に基づく具体例の一つである。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。
3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団(MFO)への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への派遣 UNMISSへの司令部要員派遣は、6か国と国境を接する南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOである。人材育成の機会の確保や国連・関係諸国との連携の観点からも、引き続き、UNMISS司令部に要員を派遣する意義があると考えており、UNMISS司令部要員4名の派遣を継続している。 ●多国籍部隊・監視団(MFO)への派遣 MFOは、1982年よりエジプトのシナイ半島で、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進を支援することにより、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。人材育成の機会の確保や米国等の要員派遣国12か国との連携の促進の観点からも、引き続き、MFO司令部に要員を派遣する意義があると考えており、MFO司令部要員2名を派遣している。

我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を実施

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度においては、以下のとおり実施した。 【カンボジア】 PKO(施設)に関する技術指導・人材育成 【モンゴル】 PKO(施設)に係る道路構築教育への教育補佐・指導、道路構築実習への教育補佐・指導 ●PKO訓練センターへの講師等派遣： アフリカの平和と安定は国際社会の平和と安定に資するという考えの下、アフリカ諸国の平和維持活動における自助努力を支援するため、アフリカを中心に依頼に応じて、PKO要員の教育訓練を行う各国PKOセンターなどに自衛官を講師として派遣している。平成31年度においては、エチオピアのPKOセンターにおいてのべ3回講師派遣を実施した。 ●国連三角パートナーシッププログラム(施設・医療)： 平成26年9月、PKOが直面している課題を解決するため、国連本部においてPKOハイレベル会合を開催。我が国(安倍総理)は、国連の主要課題の一つである、アフリカを中心とするPKOミッションの早期展開能力の強化を支援するため、国連にある信託基金を活用し、重機などの装備品供与と各国要員への操作教育をパッケージで行っていく旨を表明。令和元年6月～8月及び8～11月には、アフリカでの第7回及び第8回訓練をそれぞれケニア、ウガンダで実施した。2回目の訓練で女性自衛官6名を含む自衛隊員計45名を派遣し、ウガンダの国軍要員計66名を対象とした重機操作教育を実施した。 また、令和元年11月～12月、令和2年2月～3月にそれぞれ第1回及び第2回となるアジア及び同周辺地域での訓練をベトナムで実施した。2回の訓練で女性自衛官5名を含む自衛官計47名を派遣し、ブータン、カンボジア、インドネシア、ネパール及びベトナムの国軍要員計40名を対象とした重機操作教育を実施した。また、国連は、新たに医療分野における野外衛生救護補助員コースを実施する方針を定めたところ、令和元年8月に国連が実施した事前ワークショップに、我が国は自衛官(医官)1名を派遣し、同コースのマニュアル策定に貢献した。また、令和元年10月に実施された同コース試行訓練において、自衛官(医官)2名を教官として派遣した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度においては、以下のとおり実施した。 【カンボジア】 PKO(施設)に関する道路測量技術に関する講義・実習 ●PKO訓練センターへの講師等派遣： 実績なし(コロナの影響により中止) ●国連三角パートナーシッププログラム(施設・医療)： 実績なし(ケニア及びインドネシアにおける重機操作訓練、並びに野外衛生救護補助員コース第2回試行訓練を予定していたものの、コロナの影響により令和3年度に延期)

3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度においては、以下のとおり実施した。 【モンゴル】 PKO(施設)に関する道路構築実習等技術支援 【ベトナム】 国軍PKO派遣準備支援 ●PKO訓練センターへの講師等派遣: 令和4年3月、エチオピアのPKOセンターへの講師派遣を再開。 ●国連三角パートナーシッププログラム(施設): 令和4年1月～3月、第9回となるアフリカ地域での訓練をケニアで実施し、女性自衛官3名を含む自衛官20名を派遣。ガーナ、ウガンダ、ケニアのPKO要員計35名を対象とした重機操作教育を実施した。
4 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度においては、以下のとおり実施した。 【カンボジア】 PKO(施設)に関する道路測量技術に関する教育 【モンゴル】 PKO(施設)に関する道路構築教育 ●PKO訓練センターへの講師等派遣: 令和4年8月、エチオピアのPKOセンターへの講師派遣 ●国連三角パートナーシップ・プログラム(施設・医療) ・令和4年8月～10月、第3回となるアジア地域での訓練をインドネシアで実施し、女性自衛官3名を含む自衛官26名を派遣。インドネシアのPKO要員計20名を対象とした重機操作教育を実施した。 ・令和4年9月には、オンラインによる訓練をアジア3か国に実施し、女性自衛官1名を含む自衛官4名が教官として参加。カンボジア、タイ、モンゴルの20名のPKO要員に作業工程管理の教育を実施した。 ・令和4年6月には、ウガンダエンテベ地域支援センターに自衛官の医官1名を派遣し、アフリカのPKO派遣要員21名に救急救護にかかる教育を実施した。

国際緊急援助活動への積極的な取組み

元 年 度	●令和元年度を通じ、次の2回の活動により国際社会の平和及び安全の維持に取り組んだ。ジブチ共和国における大雨及び洪水被害に関して令和元年11月～12月の期間で、排水作業等及び車両による物資輸送を実施した。また、オーストラリア連邦で発生した森林火災に関して令和2年1月～2月の期間で、航空輸送を実施した。
2 年 度	●実績なし。
3 年 度	●令和3年度を通じ、次の活動により国際社会の平和及び安全の維持に取り組んだ。 トンガ王国における火山島の噴火による被害に関して、令和4年1月～2月の期間で航空輸送等を実施した。
4 年 度	●令和4年度を通じ、次の活動により国際社会の平和及び安全の維持に取り組んだ。 トルコ共和国における地震被害に関し、令和5年2～3月の期間で航空輸送等を実施した。

工兵マニュアルの策定・普及に向けた取組み

元 年 度	●平成27年に策定された国連工兵部隊マニュアルを改訂するため、平成30年に国連から日本に対して再度議長国を務め、改定作業を実施してほしいとの要請があった。工兵マニュアルの改訂は、国連PKOに対する知的貢献であり、改定作業を通じて各国の意見が得られる等、自衛隊にとっても意義を有することから、議長国を受諾し、改定作業を主導した。作業を終え、令和元年7月に陸幕長よりラクロワ国連平和活動局長に同マニュアルの改訂ドラフト案を提出した。
2 年 度	●実績なし(日本が引き続き議長国となり工兵マニュアル訓練用教材(STM)策定ワーキンググループの開催を予定していたものの、コロナの影響により令和3年度に延期)
3 年 度	●令和3年4月から12月にかけて、日本が引き続き議長国となり工兵マニュアル訓練用教材(STM)策定ワーキンググループを開催した。
4 年 度	●国連の枠組みで実施される工兵マニュアルの更新が3年に1度となったため実績なし。

担当部局名	防衛政策局、人事教育局、統合幕僚監部	政策評価 実施時期	令和4年8月
-------	--------------------	--------------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-㊸)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散				担当部局名	防衛政策局				
施策の概要	大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。				政策体系上の位置付け	安全保障協力の強化 (安全保障協力の強化)				
達成すべき目標	①大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進 ②自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与				目標設定の考え方・根拠	【目標設定の考え方】 大綱に従い、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。 【根拠】 大綱、中期防	政策評価実施予定時期	令和5年8月		
測定指標	目標			実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
① 国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力	「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等			令和5年度	別紙	・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (6) 軍備管理・軍縮及び不拡散 大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。				
	化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣									
	国連軍備登録制度に係る協力									
	国連軍事支出報告制度に係る協力									
	中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力									
	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画									
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			令和4年行政事業レビュー事業番号	
	令和2年度	3年度	4年度(※1)	5年度(※2)						
(1) 軍備管理・軍縮	5 (0)	5 (2)	0		1	大量破壊兵器の軍備管理・軍縮、不拡散に取り組むため、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会、オーストラリアグループ会合、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議等に職員を派遣し、それぞれのレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力するほか、通常兵器の軍備管理・軍縮、不拡散については、既存の規制枠組みの会合等に職員を派遣し、実効性を高めるために協力する一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約の各種会合では、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、議論に参加する。			0318	
施策の予算額・執行額	5 (0)	5 (2)	0			施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) III-5-(6)軍備管理・軍縮及び不拡散				

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-②)

施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散	
測定指標	目標	施策の進捗状況
①	国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力	
	「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等	
	元年度	●令和元年度においては、以下の訓練に及び会合に参加し、関係国や国際機関と協力しつつ不拡散のための取組を推進した。 ・大韓民国主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「イースタン・エンデバー19」(7月) ・豪州主催PSIオペレーション専門家会合及びハイレベル政治会合(9月)
	2年度	●新型コロナの影響により実績なし。
	3年度	●令和3年度においては、以下の訓練に参加し、関係国や国際機関と協力し不拡散のための取組を推進した。 ・シンガポール主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「ディープ・セイバー2021」(10月)
	4年度	●令和4年度においては、以下の訓練に参加し、関係国や国際機関と協力し不拡散のための取組を推進した。 ・米国主催「拡散に対する安全保障構想(PSI)」訓練「Fortune Guard 22」
	化学兵器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣	
	元年度	●実績なし。
	2年度	●実績なし。
	3年度	●実績なし。(書類選考は通過)
	4年度	●令和4年9月より、陸上自衛官1名をOPCW技術事務局査察局に査察官として派遣。
	国連軍備登録制度に係る協力	
	元年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
	2年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
	3年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
4年度	●装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。	

国連軍事支出報告制度に係る協力			
元年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
2年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
3年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
4年度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。		
中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業に係る協力			
元年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
2年度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
3年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
4年度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。		
特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画			
元年度	●5月及び6月にLAWS非公式会合、8月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、いずれの会合にも内部部局の職員(1~2名)が日本政府代表団の一員として出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
2年度	●9月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、内部部局の職員(2名)がオンラインにて出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
3年度	●8月、12月、3月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され(12月は直前でキャンセル)、また6月、12月、2月に同会議がオンラインで開催され、それぞれ内部部局の職員(1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
4年度	●7月及び3月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、7月及び11月は内部部局の職員(1名)、3月は内部部局及び防衛装備庁の職員(各1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。		
担当部局名	防衛政策局	政策評価 実施時期	令和5年8月